

武藏学園記念室編

# 武藏学園史年報

第26号

# 目 次

0.1 本間文書プロジェクトの経緯について . . . . .	7
<b>第Ⅰ部 本間文書による根津育英会第二事業</b>	<b>19</b>
<b>第1章 1922年以前</b>	<b>23</b>
1.1 秀才教育に関する自筆メモ【137167】 . . . . .	23
1.2 施設要項【78036】 . . . . .	28
<b>第2章 1923年</b>	<b>31</b>
2.1 根津学校敷地々均工事見積書【82174】 . . . . .	31
2.2 根津学校新築工事見積書【82175】 . . . . .	31
2.3 根津学校断片資料【137164】 . . . . .	32
2.4 根津学校新築設計仕様概要【82176】 . . . . .	33
2.5 根津実業学校規則【137165】 . . . . .	35
2.6 根津実業学校創設計画書原本【95294】 . . . . .	46
2.6.1 根津商業学校規則 . . . . .	47
2.6.2 根津実業学校規則 . . . . .	49
2.7 根津実業学校設立趣意書【95295】 . . . . .	75
2.7.1 本校創立趣意書 . . . . .	75
2.7.2 顧問及評議員に関する研究 . . . . .	79
2.7.3 本校の設立申請方に関する研究 . . . . .	80

2.7.4 生徒募集に関する研究	83
2.7.5 創設費予算	85
2.8 根津中等学校設立に関する申請【78024】	87
2.9 根津中等学校学則（大正12年）【137168】	94
2.9.1 (別紙) 学科課程及教授時数	101
2.10 根津育英会第二事業に就いて【95029】	102
<b>第3章 1924年</b>	<b>125</b>
3.1 根津育英会第二事業の施設計画に関する緒言【81468】	125
3.2 根津育英会第二事業に関する件【80046】	128
3.3 大正13年9月28日根津育英会第二事業参考書【78038】	129
3.3.1 大倉家の教育事業	130
3.3.2 安田家の教育事業	136
3.3.3 大倉、安田両家の教育事業に対する所感の一端	143
3.4 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定表【78026】	150
3.5 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定表【78027】	152
3.6 完成に至る迄各年度所要経費等調【95048】	155
3.7 根津学院学則【95027】	157
3.8 根津学院学則【78014】	170
3.9 本校設立の趣旨【78015】	181
3.10 完成後に於ける生徒数等調【95047】	187
3.11 完成期に於ける経費予算【95072】	189
3.12 各学科毎週教授時数【78046】 - 【78052】	192
<b>第4章 1925年</b>	<b>199</b>
4.1 大正14年7月第二事業に関する評議員会議按【78021】	199
4.2 大正14年7月29日評議員会決議録【78006】	202
4.2.1 一木校長御辞任並後任者選定の件	203
4.2.2 理事増員並商議員選任の件	206

4.2.3	根津育英会第二事業に関する件	208
4.3	武藏高等学校長選任方の件【95003】	209
4.4	大正 14 年 7 月 29 日評議員会決議並に承認【95052】	215
4.5	根津学院校舎設計仕様に関する要項【78025】	217
4.6	根津学院校舎設計仕様説明【78018】	222
4.7	根津学院設計案【95040-95045】	225
4.8	根津育英会評議員会議按【78023】	227
4.9	通信教授完成期に於ける予定計算【78034】	227
4.10	通信教授、本校及両者の関係【78016】	229
4.11	表誠意【78031】	232
4.12	卒業後の効果【78020】	235
<b>第 5 章 1926 年</b>		<b>237</b>
5.1	大正 15 年 7 月評議員会議按【95006】	237
5.2	学校設置に関する申請【95004】	239
5.2.1	設置申請書原案	239
5.2.2	根津学院商業学部要項	239
5.2.3	根津学院商業学部学則	241
5.2.4	評議員会議按	245
5.3	根津学院中学部要項【95005】	247
5.4	学校建設に適當なる位置に就いて【118053】	248
5.5	屋外体操場の施設に就て【81210】	252
5.6	評議員会議按【80041】	255
5.6.1	根津学院の建築設計並教育施設に関する件	255
5.6.2	学校設置に関する申請	256
5.6.3	根津学院中学校要項	257
5.6.4	根津学院商業学校要項	258
5.6.5	根津学院中学校学則	259
5.6.6	根津学院商業学校学則	264

5.7 評議員会議按 【124190】 . . . . .	265
<b>第6章 1927年</b>	<b>271</b>
6.1 正田貞一郎宛根津第二事業按の件 【124192】 . . . . .	271
6.2 昭和2年9月根津育英会第二事業按 【124193】 . . . . .	272
<b>第II部 本間文書に見る第二事業構想の変遷</b>	<b>279</b>
<b>第7章 第二事業構想の変遷</b>	<b>281</b>
7.1 学校名称と学部・学科構成の変遷 . . . . .	281
7.1.1 学校名称の変遷 . . . . .	281
7.1.2 学部・学科構成の変遷 . . . . .	282
7.1.3 設置学科に見る学校の特徴 . . . . .	284
7.1.4 生徒定員の変遷 . . . . .	285
7.1.5 学校設置の意図 . . . . .	286
7.1.6 通信教育課程 . . . . .	291
7.2 根津育英会記録に見る第二事業 . . . . .	294
7.3 第二事業構想の終焉 . . . . .	294
<b>第III部 本間文書に見る本間則忠の足跡抄</b>	<b>299</b>
<b>第8章 本間文書に見る本間則忠の足跡抄</b>	<b>301</b>
8.1 本間則忠足跡抄 . . . . .	303

表 1: 本間則忠 略年譜

1865	慶應	元	8.25	小池虎吉生まれる
1884	明治	17		本間姓に（「庸吉」使用も） 妻つる [結婚時期不明]
1889	明治	22		米沢有為会に入会（師範時）
1890	明治	23		山形県尋常師範学校卒業 山形県訓導
1898	明治	31		高等師範学校理科卒業 長崎県師範学校教諭 改名して本間則忠に
1899	明治	32		文部省属
1903	明治	36		文部省普通学務局第一課長
1905	明治	38		文官高等試験行政科合格 島根県事務官
1907	明治	40		松江に下女学校開校
1908	明治	41		山梨県事務官
1910	明治	43		鳥取県事務官
1914	大正	3		大分県理事官・視学官
1918	大正	7		栃木県理事官・視学官
1919	大正	8		文部省事務官
1921	大正	10		根津育英会理事
1922	大正	11		旧制武藏高等学校開校
1924	大正	13		文部省依頼免官 富士見高等女学校初代校長
1928	昭和	3		富士見高等女学校校長退任 米沢市内に転居
1938	昭和	13	10.10	逝去（73歳）



図 1: 本間則忠

## 0.1 本間文書プロジェクトの経緯について

大滝則忠

### 本間文書プロジェクトの概要

根津嘉一郎のもとで旧制武蔵高等学校の開校実務の一切を担った本間則忠（1865-1938）が遺した書簡・文書類・書籍・写真・軸物類・書籍等の総計約1万8千点規模の旧蔵品（これらを「本間則忠旧蔵文書類」と名づけて、以下、「本間文書」という。）の整理事業。

本間則忠の出身地である山形県東置賜郡川西町玉庭地区（御伊勢町集落）の実家庭先に、本間則忠が生前に自ら建てた板倉2階に収蔵されていた。本間則忠及び実の叔父・甥で義父子の関係にもあった最高裁判所初代事務総長で愛知大学創立者・名誉学長の本間喜一（1891-1987）の両者の足跡に係る多くの原史料を含む。本間文書は、本間則忠が逝去して80年近くの歳月を経て、板倉2階での潜みから忽然と覚醒して現在に蘇ることになった。

本間文書プロジェクトは関係機関・者の共同取組として相談を重ねながら進捗した。本間文書は、2016年8月の関係機関・者合同の現地調査を経て、同年9月に武蔵学園記念室に遺族本間家から一括寄託された。その後、2024年末まで8年間余をかけて、武蔵学園記念室及び旧蔵者と縁あるボランティアの共同体制によって整理作業が実施されて各目録データが作成された。

プロジェクト終了に伴い、本間文書は、内容に応じて今後、武蔵学園記念室、愛知大学東亜同文書院大学記念センター及び川西町の3機関に分散保存する体制を確立できるよう関係機関・者間で準備中である。本間文書の利用については、各目録データ情報を各機関間で共有しながら、相互協力関係のもとで永続的に応じる体制を想定している。

## 本間文書の概要 &lt;全体構成&gt;

群	数量及び目録内容 (固有識別番号をすべてに付与)
書簡類	16,529 点。目録 Excel データ 3.62MB。「発信人／作成人」「同住所」「宛先／受取人」「同住所」「日付」「記述法」「数量」「付属物」「内容摘要／備考」等のデータ欄。分散配置先等も明示。 *目録データは Excel 自動データ排列機能を活用して、例：「発信人／作成人」別、「宛先／受取人」別、「日付」順に再配列しての活用も可能
写真	713 点。目録 Excel データ 179KB。「大きさ（縦・横）」「撮影年月日」「撮影場所」「被写体」等につき裏面記載等からデータ採録（特定できない場合も多い）
絵葉書	（未使用）3,554 点。目録 Excel データ 28KB。 *うち郷土関係 97 点を、地元図書館へ寄贈検討中
書籍類	947 冊。目録 Excel データ 549KB。「書名」「著者名」「出版地」「出版者」「出版年」「頁数」「大きさ」「注記・摘要等」のデータ欄。 *高文受験勉強時の自作学習帳も含む *配置先を検討中 *うち刊行図書 178 冊は、ネット調査の結果によって国立国会図書館で未所蔵が判明したので、同館に寄贈、将来的に同館のデジタル・コレクションに登載されてネット上で閲覧可能になることを想定
軸物類	106 点（甲：主に軸装仕立て）。目録 Excel データ 48KB / 76 点（乙：甲以外）。目録 Excel データ 18KB） / 現物（箱書きも含む）記載等からデータ採録

## 今後の本間文書の保存活用体制についての基本的な考え方

- (1) 明治初期の東北山村に生まれ育った青年が、当時の師範学校に学び、さらに師範学校教育の最高峰であった高等師範学校に進学して卒業したが、そのまま教育界に留まることなく、その後に当時の文官高等試験の難関を突破して官界に移り、内務官僚として各県行政の第一線実務を率いて活躍した。そして、その後に教育界に戻り、大正末期における明治以来の学校教育制度の大改革を先取りして、実業家根津嘉一郎を援けて私立初となる七年制の旧制武蔵高等学校の開校に漕ぎつけ、また自ら旧制富士見高等女学校を開校して女子教育の実践向上に取り組むという、波乱に満ちた人生を全うすることになった。昭和初期の第一線からの隠居後に、故郷の板倉2階に遺した自らの足跡となる本間文書は、その生涯において生み出された記録の一大集積であるといえる。
- (2) 本間文書が持つ多面に及ぶ史料的な価値については、今後さまざまな観点からの各分野の専門家による研究考察を待つ必要がある。いずれ、本プロジェクトが果たすべき役割は、目録データ作成の成果が本間文書の全容を知るための不可欠な手掛けかりとして、今後の活用の際に役立つようにすることにある。
- (3) 本間文書の中には、旧制武蔵高等学校の創立事業に關係する貴重な原史料を含まれており、これまでの武蔵学園史に新たな史実を明らかにするものとして注目されている。一方この中に、愛知大学創立者である本間喜一が郷里を離れて在京の叔父本間則忠のもとでの学業を志し、帝国大学を卒業して司法官となつた後、法学者として欧米留学した時期までの数々の養親子間の交流の詳細を示す書簡類が含まれていることから、青年期から壮年期入りした時代の本間喜一の生き様について、史料的な解

明が期待できるものとして既に注目されている。また、本間則忠が創立した富士見高等女学校はその後、山崎学園富士見中学高等学校として発展して現在に至っているが、その創立期の新たな史料が含まれている。さらに、本間則忠が生きた明治期から昭和初期までの郷土先達と地元各界の人々との交流を示す書簡類等は、東北山村の近代化の日常を描く原史料となっているともいいうことができる。

- (4) 本プロジェクトで作成された目録データを手掛かりにして今後に關係各機関の活動において本間文書が多様に活用されることが期待される。關係各機関・者間で協議の結果、原資史料については各機関の分散所蔵として、この目録データの共有を前提に、保存継承・活用する体制を実現することとなった。そのため、各機関においては本間文書を扱う担当者を継続配置し、関係情報・知見を日常的に蓄積しながら相互協力も含めて活用につなげる体制づくりが必要とされている。なお、遺族本間家は、基本的に各機関への分散寄贈を了承し、それぞれ永続的に保存継承されて活用されることを望んでいる。
- (5) 関係各機関・者としては、遺族本間家、武蔵学園記念室（富士見高等女学校関係を含む）、愛知大学東亜同文書院大学記念センター（本間喜一記念室を常設）、山形県川西町（本間則忠・本間喜一の出身地。アルカディア人物館で本間喜一顕彰展示を常設）となっている。分散保存継承体制においては、その後、必要に応じて關係各機関間での現物相互貸借等の協力関係が持続されることが不可欠となっている。そのような協力関係の基礎として、目録データの活用が期待される。
- (6) 今後の原資史料の保存上の課題としては、原資史料について状態に応じて、いわゆる酸性紙対策を施す必要がある。和紙のも

のは比較的に状態が良好であるが、西洋紙のものは対策がいざれ不可欠である。各分散保存先における計画的な保存対策の立案及び実施が望まれる。

- (7) これまで書簡類については選択的に、また写真及び軸物類についてはすべてについて、デジタル画像を作成済みである。ただし、それらの画像レベルは、現物の内容・形状等を画像で確認できる程度のもので作成している。今後に本格的な専門家によるデジタル画像作成を要するものについては、各分散保存先の必要に応じた実施に委ねる。

### 本間プロジェクト関係者名簿

(2024年12月現在)

#### ＜地元関係者＞

- 本間晴七 (本間則忠の玄孫〔孫の孫〕の本間家当主)
- 穂保丈助 (本間則忠の養子「本間丈助」の実家の穂保家当主)
- 藤田宥宣 (本間則忠の母「きく」の実家である藤田家当主。本間家菩提寺の瑞光寺第18代住職。「きく」は第13代住職の姉)
- 小野庄士 (前川西町教育長。藤田宥宣と従兄弟。米沢市在住)
- 大滝治則 (大滝則忠の甥〔則忠の兄則正の長男〕)
- 大滝則忠 (元図書館員。東京北区在住)  
【プロジェクト調整担当】(以下、「大滝」という。)
- 高橋幸紀 (本間則忠の母「きく」の妹「そめ」が嫁した高橋家から4代後の当主〔曾祖父が本間則忠の従兄弟〕。大滝の甥〔則忠の姉徳子の長男〕。埼玉入間市在住)

＜武藏学園記念室＞

- ・ 井上俊一（武藏学園記念室長）

＊三澤正男・畠野勇の歴代室長から多大な支援を得た。  
また故川村政義室員（元学校法人根津育英会理事・大学事務部長、2021年1月逝去）からは書簡類の整理実務に多大な貢献をいただいた。別に当初から『武藏学園百年史』編纂委員の季武嘉也創価大学教授から指導いただいている

＜愛知大学東亜同文書院大学記念センター＞

- ・ 藤田佳久（愛知大学名誉教授）

＜山形県川西町＞

- ・ 梅津郭文（まちづくり課地域交流主幹）

＊川西町の現・茂木晶町長、前・原田俊二町長はじめ、歴代の同町幹部から継続して指導いただいている

主な経緯

◇ 2008年6月 社団法人米沢有為会『東京支部だより』第4号に、大滝「教育界の先覚者 本間則忠のこと」寄稿

◇ 2015年7月26日 本間喜一先生を顕彰する講演会（愛知大学・川西町共催、於：川西町）にて、大滝「回想の中の本間喜一先生～人の縁（えにし）をめぐって～」講演（講演記録：『同文書院記念報』第25号 p.75-90（2017）所収、別に <https://shonan-kk.net/honmasenseikensho.pdf> 所収）

◇ 2016年6月 本間晴七と穂保丈助が相談。本間家庭先の板倉2階にある先祖・本間則忠旧蔵と思われる収蔵物の扱いについて。その後、穂保から大滝に相談

- ◇ **7月2日** 大滝が板倉2階内を初見。本間晴七と本間丈助が立ち合い
- ◇ **7月8日** 大滝が武蔵学園記念室の三澤正男室長と川村政義室員に面談。同時期に大滝から愛知大学東亜同文書院大学記念センターの藤田幸久名誉教授に相談。以後、両機関の協力を得ることになる
- ◇ **8月6日** 関係者による現地調査。板倉2階の収蔵品を同集落内の公民館2階の大広間に移して概況把握、そのために収蔵品に付着した塵埃除去も伴う。参加者：本間晴七、穂保丈助、小野庄士、大滝治則、川村政義（武蔵学園記念室）、藤田佳久（愛知大学）、大滝、安田道隆。同日、協議の結果、整理作業のため、武蔵学園記念室に一括搬送することに。段ボール箱12個に梱包して発送準備
- ◇ **8月9日** 武蔵学園記念室に配達搬入。後に遺族本間晴七と武蔵学園記念室長との間で「寄託契約書」の取り交わし
- ◇ **9月2日** 武蔵学園記念室における整理作業の開始。川村政義（常勤）と大滝（週1日）が担当。記念室事務室に隣接する書庫の一角に整理作業用の借用。暖冷房空調の無償提供と、酷寒の季節には足元暖房器具等の追加提供、武蔵学園記念室からの支援に感謝
- ◇ **2017年1月17日** 愛知大学同窓会関東地区四支部特別講演会にて、大滝「人の縁・書物の縁～本間喜一先生の思い出など～」講演
- ◇ **5月21日** 東京川西会創立30周年記念講演会（於：四谷）にて、大滝「ある川西人の活躍～本間則忠と喜一の足跡を辿る～」講演
- ◇ **6月5日** 武蔵学園記念室での整理作業（40回目）、高橋幸紀が初参加。以後、武蔵学園記念室、大滝、高橋の共同での整理作業に

- ◇ この後に数回にわたり、高橋の帰省時に乗用車で、本間家から追加の資史料・旧蔵書等を預かって搬入
- ◇ **9月30日** 公益社団法人米沢有為会米沢支部講演会（於：米沢）にて、大滝「米沢有為会の置賜人脈～旧制武蔵高等学校の設立前後～」講演
- ◇ **2018年6月1日** 公益社団法人米沢有為会創立130周年記念仙台支部講演会（於：仙台）にて、大滝「米沢有為会の縁」講演
- ◇ **8月29日** 山崎学園富士見女子中学校高等学校（東京練馬区）[本間設立の富士見高等女学校の歴史を引き継ぐ]を訪問。深町敏夫理事長、小菅二三恵副理事長、板倉清校長、小村修中学教頭、宗愛子司書教諭と面談。大滝、川村
- ◇ **2022年3月11日** 愛知大学藤田佳久名誉教授と整理作業の進捗状況に関する懇談。武蔵学園記念室畠野勇室長、高橋、大滝
- ◇ **2023年6月26日** 川西町原田俊二町長（当時）と面談。その後、奥村正隆総務課長、梅津郭文まちづくり課地域交流主幹と実務懇談。訪問者：本間晴七、穂保丈助、大滝
- ◇ **2024年3月4日** 愛知大学藤田佳久名誉教授と進捗状況について懇談。武蔵学園記念室井上俊一室長（4月から）、高橋、大滝。
- ◇ **11月8日** 川西町茂木晶町長、島貫啓一副町長、有坂強志総務課長、大友勝治まちづくり課長、まちづくり課梅津郭文地域交流主幹に本間プロジェクト報告と今後について相談、茂木町長が窓口に梅津主幹を指名。訪問者：本間晴七、穂保丈助、大滝
- ◇ **11月8日** 本間晴七から国立国会図書館収集書誌部長宛「本間則忠旧蔵資料の寄贈」（内訳は別紙目録）の書類押捺印、穂保丈助

立ち合い。国立国会図書館未所蔵を確認した 178 冊を同館に寄贈手続き

- ◇ **11月8日** 本間喜一長女の殿岡晟子氏宛にプロジェクトの最終段階の状況について報告
- ◇ **12月17日** 武蔵学園記念室における整理作業、通算 300 回目（開始以来 8 年余の経過中に原則週 1 回／日、学園の一斉休暇やコロナ禍による休止期間も経る）。軸類等の移送準備の梱包
- ◇ **12月17日** 愛知大学東亜同文書院大学記念センター宛に本間喜一関係書簡類等一式入りの宅急便 1 箱を発送。翌 18 日に無事に同センター着を確認
- ◇ **2025 年 1 月以降** 引き続き武蔵学園記念室書庫にある関係資料のうち、武蔵学園関係を別置、その他の分について、川西町への分散保存・利用体制を協議中

### 本間文書の現地調査の概況等

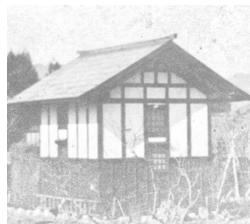


図 2: 板倉の外観写真 昭和 8 年?建築時【P0201】3×2.5 間 2 階建て（現在は写真右手に車庫増設）

## &lt;現地調査&gt;

日時　　: 2016年8月6日（土曜日）快晴・猛暑 8:35-18:30  
会場　　: 御伊勢町（おいせまち）公民館2階（山形県川西町  
玉庭地区内）  
参加者　: (地元) 本間晴七、穂保丈助、小野庄士、大滝治則、  
安田道隆、大滝、(愛知大学) 藤田佳久、(武蔵学園記  
念室) 川村政義の8名

## (1) 板倉2階からの搬出

## (2) 文書類の収蔵状況

・書簡類は大木箱（縦49×横93×深さ50cm）及び中木箱（縦  
52×横63×深さ47cm）に紐で結束されて収納されていた

## (3) 公民館2階広間に搬入後の作業内容等

・書簡は、紙や麻等の紐により、大括りに結束されていた。お  
そらく本間則忠自身によると思われる。

・これら結束ごとの意味づけや日付特定の際の必要性を考慮し、  
結束単位を崩さないで元のままにして扱い、その結束内の書簡  
等数量や特徴を簡易なデータ票に記入作成して、次の本格的な  
整理作業に備えることにした。

・書簡の保存状況は概ね良好。塵埃付着のものは屋外で塵埃除  
去を行った。

(4) 今後の取組に関する協議を行った結果、これらを武蔵学園記念室  
に搬出して、ボランティア体制で整理作業に取り組むことが不  
可欠であることが、遺族本間家を含めて意見一致した。

・そこで、基本的に元の結束単位を維持しながら段ボール箱詰  
めを行ったが、12箱を数えた（これらは後日に宅急便で移送）

- (5) 公民館 2 階での作業終了後に、板倉 2 階を視察し、旧蔵書等の存在を確認した（これらは、本間文書の一部として高橋幸紀によって、順次に武蔵学園記念室に搬入）

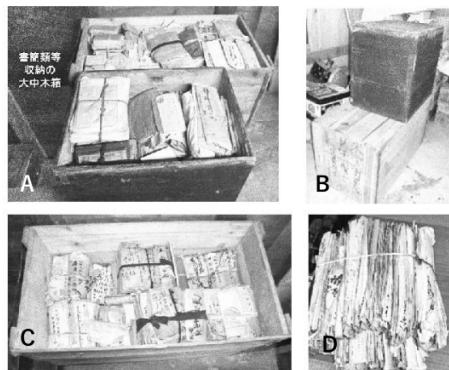


図 3: A: 書簡類収納の木箱 B: 木箱の外観 C: 大木箱内の中段部  
D: 書簡の結束例

#### ＜武蔵学園記念室での整理作業＞

- ・2016 年 9 月 2 日から武蔵学園記念室における整理作業の開始・冒頭に元の結束単位を考慮しながらグループ番号を与え、そのグループ番号の下に固有識別番号を付して、個別化した。目録データは、この固有識別番号の下に個別入力することにした。



図 4: 御伊勢町公民館での現地調査



図 5: A: 記念室書庫内の作業机と搬入の段ボール箱の山 B: 段ボール箱内、分散配置先別に段ボール箱入り。箱外に内容物ラベル、箱内に見出し紙を入れて検索の便を図る。分散配置先は目録データ中に入力済み C: 整理済み仮排架 D: 段ボール箱詰め後

## 第I部

# 本間文書による根津育英会 第二事業



## 「根津育英会第二事業」の概略

武蔵学園記念室

本間文書には、根津嘉一郎理事長から新たな寄附を受けて根津育英会が中等教育機関を設立する事業計画、通称「根津育英会第二事業」に関連する資料も多数含まれていた。この資料によって第二事業の全容が初めて明らかとなった。

根津育英会第二事業のために土地および諸費用合計 50 万円が根津理事長から新たに寄附される予定となっており、その地所（現在の和洋九段女子中学校高等学校の東隣にあたる）に鉄筋コンクリート造の校舎を建築して生徒定数 5,000 から 8,000 人の学校を設置する計画であった。根津育英会第一の事業である武蔵高等学校がエリート層の養成を目的としたものに対し、第二事業では中産以下の階級に広く中等教育を行うことを主な目的とした。

学校の課程としては、尋常小学校卒業者を入学させる中学科および商業科を根幹とし、これに加えて夜間中学科や通信教育課程、高等学部の併設も検討されている。

本間文書以外に第二事業に関連した記述としては、この学校の校長として根津理事長が宮島清次郎理事を推薦したと記されているのみである。<sup>12</sup>

本年報では本間文書のうち、主として「根津育英会第二事業」に関連のある資料を収録する。文書の作成者は、特に記載がなければ全て本間則忠によるものである。収録にあたり、以下の改定を加えた。

- 旧字体を新字体に改めた。
- カタカナを平仮名に置き換えた。

<sup>1</sup> 「宮島清次郎翁伝」日清紡績株式会社 宮島清次郎翁伝刊行会 編集・発行 昭和 40 年 p363

<sup>2</sup> 「思ひ出の記 続」宮島清次郎述 日清紡績株式会社 昭和 24 年 p127

- 一部の漢数字を算用数字に置き換えた。
- 適宜句読点を補った。
- 原本にはルビ付されていないので、現在一般的でない漢字にはルビを附した。
- 一部の事項に関しては脚注を補った。
- 一部内容には現在では用いられない表現もあるが、原文を尊重してそのままとした。

資料には作成年度が付されていないものが多いが、様々な側面から年代を推測し、推定作成年度順に配列するように務めた。

また各節に記されたカッコ【】内の数字は、本間文書プロジェクトによる整理作業の際に付された「本間文書」の固有識別番号である。

# 第1章 1922年以前

## 1.1 秀才教育に関する自筆メモ 【137167】

作成日時

1921年（推定）

原稿形態

毛筆自書

備考

「秀才教育」は武蔵高等学校を指すと考えられるため、その創立以前と推定

- 一 事業 秀才教育の事業は可成速かに之を断行するを得策とす。其の事由を挙ぐれば左の如し。
  - 一 秀才教育の必要を称うる者、近年漸く其の数を加うるに至れり。然れども未だ之が經營を実行したるものなし。此の時に方りて機先を制するは啻に事業遂行の上に有利なるのみならず、教育史上特筆すべきものと為り其の効果は永遠に亘りて著しきものあるべし。
- 二 凡そ教育の事業は短小の期間に於て其の効果を収め得可きものに在らず。少くも十年の歳月を経るにあらざれば育成したる者の活動を目睹すること能わざるべし。故に可及的夙く之を經營して開花結実の季節を迎うるは人生之快事たらざるべからず。啻に人生の快事たるのみならず、事業を推進し以て不朽の基礎を確立する上に最も必要なものなりとす。

**三 世に公益事業頗る多し。** <sup>すこぶ</sup>然れども此の事業を興して初期の目的を達する者は甚だ少なし。是其の事業の性質及経営者の至誠を欠くに起因するものの如し。然るに秀才教育の為に学校を起すに至りては、固より国家公衆の歓迎する所毫も衰減の愚あるものにあらず。只之が経営者にして至誠を捧げんか、歳月と共に強健なる発達を遂げ万世不朽の基礎を固からしむるは明なるべし。

**二 事務** 秀才教育の施設につき工事及設備に関する事務は之を分て庶務及会計の二と為す。庶務は校地選定及び購入、建築物の設計及び工事、備品の選択及調達に関する事務を掌り、会計は庶務に於て必要と認めたる金銭の出納を掌るものとす。

庶務及会計には事務を明瞭ならしむる為必要なる設備を具う。

**二 役員** 秀才教育施設経営を為すに方りては完成を期する為め左の役員を設置するを要す。

**一 評議員** 若干名

評議員は評議員会を組織して

**一 校地選定及購入**

**二 校舎学校寮其他の建築物の設計及工事監督**

**三 予算の議定及決算、認定**

**四 其の他の重要事項**

を審議するものとす。

**二 事務員** 三名

事務員は評議員会の決定を執行するの任に当るものとす。

### 三 工事設計及監督員 壱名

校地の購入終りたるときは、地均し其他の工事に着手せざるべからず。工事は予め設計書を作成し、評議員会

**四 校地選定及其設計** 校地の選定は事業の運命を支配するのが最も大なり。第一 生徒通学の便宜は入学志願者の気質に関すべし。

次に、附設的教育事業を敢行し得る（資料破損）は、学校経営の上に至大の影響あり。成るべく適当の収入を得て毎年所要の経常費に充當するは事業経営上頗る肝要のことなるべし。

三に、中学を卒りたる者が学寮より大学高等学校等に通学するにも電車を利用するの便ある○○<sup>1</sup>べし。其の他の校地選定上必要なる条件を挙ぐれば左の如し。

- 一 東京市内又は郊外にして電車に依りて通学し得るべき地なること。
- 二 高燥にして衛生に適し且氾濫の害を被る虞なきこと。

四、時々高等学校等の教授を依嘱しての学術講演又は講義を為さしむるは教育上各種の点に於て利益大なるを以て其等の依嘱に応じ易き地○に在るも○必要のことなるべし。

秀才教育の施設経営に就きて、成功すると否とはまさに左の要件を具備すると否とに依りて決定せらるべし。

- 一 適当なる学校長及教員を得ること
- 二 秀才として選抜したる所の生徒は実際秀才たるの真価を有すること
- 三 (資料破損) 経営上必要なる費用の出所を有すること

---

<sup>1</sup>不明

校長及教員につきて、其の種の学校の校長として適當と認むべき者は、第一至誠と熱心を以て実績を挙ぐるを樂みと為すの性格を有するを要す。第二優秀なる教員を選択するの明と之を任用するの徳とを具有するを要す。学校長にして明と徳とを具有せざるときは、たとい礼を厚うし禄を重うして招聘すと 雖 いえども、優秀なる教員は得て望むべからざるなり。故に単に一二の学科に精通し深遠なる学理を解するのみを以て適當なりと断言すること能わざるべし。否、寧ろ自己の精通せる学科に（資料破損）結果、却って他の学科に対して等閑に失することなきを保すべからざるなり。

次に、適當なる教員の選任に就きては、中等学校以上の学校に於て一般に行わるるの如く、当該校長の責任として全然之を委任すべきものなり。依って学校長其の人を得るときは余は何等の顧慮を要せず。自ら優良にして適當なる教員を得るべきを信ず。

秀才の真価につきて選抜の方法に就きては、既に前に掲げる所の如し。而して此の方法に依りて選抜したる所の者は實際一人の誤なく秀才たるの真価を有するや否は頗る躊躇せざるを得ず。素より生命には限あり必しも夭逝せざるを保すべからず。人智亦自ら限りあり、百歳の後を達觀すること能わずと 雖 いえども、小学校在学中の性行成績及体格に基き父祖の遺伝を參照して其の将来を洞察するときは必しも常に誤謬に陥るべきものにあらざるべし。是を以て百中八九十の間に於て秀才的真価を發揮し教育の実績を挙ぐるを得るは先以て遺憾なしとせざるべからざるなり。

所要の経費にして 荷 いやしく も之が不足を告ぐることあらんか、学校の經營は 立 たちどころ に頓挫を來たし終には教育を中止するの外途なきに至るべし。何となれば斯の種の学校は普通の中学校と異なり理想的の施設を以て特色と為すが故に、一定の限度に達する迄は入るを計りて出づるを制するの途なく、収入の如何に拘 はかまわ らず必要なる経費は之が支出を敢行せざるを得ざればなり。

詳説すれば、一学級の生徒員數 甚 少きに拘らず之に要する所の教員及び諸般の設備は普通の中学校に比し幾層の完備を期せざるべからず。故にたとい生徒の授業料にして其の月額を高むると 雖 、到底必要額を償うの額に達し能わざるは明なる事實なりとす。即生徒總員三百名授業料壱人月額五円とせば年額総計壱万六千五百円の収入を得るに過ぎず。然るに之に対する支出額は、別掲予算の如く俸給一万六千三百六十円、雑給千九百五十円、校費千七百四十円、修繕費三百円、合計金二万八百円となる。依て授業料以外に三千五百八十円の収入を求めざるべからず。此の金額は實に学校經營者の特別負担に俟たざるべからざるものなり。

試みに之を普通の中学校に変じて經營するものとせば、経常費に於て此の如き収入不足を生ずることは絶対に之あらざるなり。否寧ろ多大の収入過剰を見ること毫も疑を容れざる所なりとす。即 普通の中学校に在りては一学級の生徒員數を五十人とするの結果、全校生徒数は五百人となり一人一箇月の授業料を四円とせば一カ年の収入総額二万二千円と為るべし。而て俸給其他の所要費を仮に前掲の通りとするときは約金二千円の収入過剰を見るべきなり。加て普通の中学校と為すときはその支出に於て節約を加え得るの理由あるを以て更に若干の剩余を見るべきや示明なりとす。是を以て秀才教育の学校に於ては此の収入不足額を補うに足るべき基本財産を有せざるべからず。明治専門学校に於て収入不足額を補うが為に多額の基本財産を有するが如き類之なり。

蓋し斯の種の学校は国運進展の策源地にして之が經營者は秀才の恩人なり。要するに此の施設經營の為に提供せる一切の財貨は其の形を変えて親愛なる後進子弟と為り、有力なる國士大材と為り、学校を中心として帝国の内外に活動するを見るべきなり。

## 1.2 施設要項【78036】

作成日時	1922年（推定）
原稿形態	謄写版印刷
備考	文中「校舎建築に着手」が武蔵高等学校校舎（現武蔵大学3号館）を指すものと推定

### 一 工事に関する準備事項

- (イ) 三重県のバラック其他を取除く件
- (ロ) 校舎の図面設計を審査する件

### 二 校舎の建設工事に関する事項

- (イ) 工事を請負に付する件
- (ロ) 敷地地均らしの件
- (ハ) 校舎建築に着手の件
- (二) 工事監督及竣成の件

### 三 学校設置の申請に関する事項

- (イ) 学校の名称（根津学校と称すべきか）を定むるの件
- (ロ) 学則を定むる件
- (ハ) 設置の申請書を提出する件
- (二) 根津育英会寄附行為中改正を為すの件

### 四 学校用設備及図書等に関する事項

- (イ) 腰掛を調製するの件
- (ロ) 器械標本を購入するの件

## (八) 図書購入の件

## 五 生徒募集及開校に関する事項

- (イ) 明年一月中に学校の存在を知らしむる為め宣伝を開始する件
- (ロ) 全二月中生徒募集方を励行する件
- (ハ) 全四月中開校を為すの件

## 六 教員及事務員採用に関する事項

- (イ) 本年中にも教員採用方に着手するの件
- (ロ) 明年三月中には全部約束を調うるの件
- (ハ) 明年一月二月中事務員各一名づつ採用の件

## 七 事務の処理方に関する事項

- (イ) 処理規則を定むる件
- (ロ) 会計規則を定むる件
- (ハ) 学用品の購買部を設くるの件
- (二) 校友会を組織するの件

右は学校の創立上必要なる施設事項でありますから、予め手筈を定め着々と進捗して戴きたいものであります。尚此の件に付ては私は心身を捧げて飽くまでも完成を期したいと存じます。



## 第2章 1923年

### 2.1 根津学校敷地々均工事見積書 【82174】

作成日時	1923年（大正12年7月7日）
原稿形態	和文タイプライター清書
備考	太田工業事務所用箋、太田工業事務所作成

一金五千九百八拾五円也

但敷地々平均し周囲土留擁壁取り回し階段其他図面及  
仕様の通り取設くるものとす

右之通り見積候也

大正十二年七月七日

太田工業事務所

根津学校建築委員御中

### 2.2 根津学校新築工事見積書 【82175】

作成日時	1923年（大正12年7月3日）
原稿形態	和文タイプライター清書
備考	太田工業事務所用箋、太田工業事務所作成

一金式拾四萬參千九百參拾六円也

但鉄筋混凝土  
コンクリート

延坪千式百參拾式坪

造四層家

新築費にして実費坪当り百八十円とす

内

実費総額

一金式拾式萬壱千七百六拾円也

報酬金額

一金式萬式千百七拾六円也

右之通り御見積申候也

図面並に仕様書御参照被下度候

大正十二年七月三日

東京市赤坂区溜池町三十番地

太田工業事務所

根津学校建築委員御中

### 2.3 根津学校断片資料 [137164]

作成日時 不明  
原稿形態 ペン書自筆メモ断片

財団 根津学校  
法人

#### 第一中学部

中学科	(中学校令に依 るもの)	自午前八時 至午後二時
第一学年	250 人	5 学級
第二学年	250 人	5 学級

第三学年	250 人	5 学級
第四学年	250 人	5 学級
第五学年	200 人	4 学級
計	1,200 人	24 学級
第二中等学部		
夜間中学	(中学校令に依 らぬもの)	自午後五時 至全九時
予科		
第一学年	240 人	2 学級
第二学年	220 人	2 学級
本科		
第一学年	200 人	2 学級
第二学年	180 人	2 学級
第三学年	160 人	2 学級
計	1,000 人	10 学級
午後中学	(中学校令に依 らぬもの)	自午後一時 至全五時
予科		
第一学年	220 人	2 学級
第二学年	200 人	2 学級
本科		
第一学年	180 人	2 学級
第二学年	160 人	2 学級

(以下資料散逸)

## 2.4 根津学校新築設計仕様概要 【82176】

作成日時	不明
原稿形態	和文タイプライター清書
備考	太田工業事務所用箋、太田工業事務所作成、日付なし

鉄筋コンクリート造四層家 新築

建坪	330坪
延坪	1,232坪（1階330坪、2階330坪、3階・4階280坪、屋上12坪）
高さ	軒高地盤よりパラペット上端迄51尺 各階高さ断面図記入の通り
一階各室	玄関、受付、庶務室、会計室、宿直室、物置（2）、予備室（3）、理化実験室、標本室、準備室、理化階段教室、便所、物置、小使室（2）倉庫、廊下、階段（2）
二階各室	図書室、主事室、校長室、控室、教室（5）、博物教室、博物標本室、商業標本室、大講堂、階段（3）
三階各室	教室（12）、階段（2）、廊下
四階各室	小講堂、教室（7）、大教室、図書教室、階段（2）、廊下
屋上	銃器室、階段、体操場
建築様式	近世式
地形	厚3寸砂利地形
構造	基礎、外壁、柱、床、階段は鉄筋コンクリート造 内部間仕切は木造とす
外部仕上	外部は凡て人造洗出とす、パラペット裏側はモルタル刷毛引とす
床仕上	玄関人造研出し、庶務室、大講堂、会計室はアスファルト塗 図書室、主事室、校長室 リグノイド塗 宿直室、小使宿直室 畳敷 其他は全部モルタル塗

内部仕上	巾木木造、壁及天井漆喰塗、腰四尺通セメント 漆喰塗
建具雜作	外部窓全部スチールサッシ、出入口扉は教室其 他大部は引戸とし玄関及引戸になし得ざるカ所 を開戸とす 材料は米松とし沓踏はモルタル仕上とす 枠、額縁は外部窓には無し 内部出入口の分は 取設け材料は米松とす
手摺	階段及廻廊手摺は鉄パイプ 手摺子も鉄製ペン キ塗とす
電燈配線	コンデットチューブ及梁下端に取付けの事
屋上防水	ルーフィング1プライ三層張の上シンド東コン クリート2寸モルタル6分目地取り塗り均しと す
スカイライト	小屋組は鉄骨とし田中式或は同様天窓とす
塗工事	木部鉄部ペンキ三回塗 唐戸鏡板ベニヤ板とし、ワニス塗とす

## 2.5 根津実業学校規則 【137165】

作成日時 不明  
原稿形態 毛筆自書

根津実業学校規則 極秘

## 第1章 総則

**第1條** 本校は堅実なる思想と須要なる知識及技能を有して実業界に貢献すべき者を養成するを以て目的とす。

**第2條** 本校は商業及拓殖に関する実業につきて生徒を養成す。但し必要に応じ他の実業につきても隨時教育施設を為すことあるべし。

**第3條** 本校には商業部、拓殖部を置き各部に普通科、専攻科、中等科及高等科を置く。

**第4條** 普通科は主として国民教育を卒りたる者に対し其の従事せんとする実業に關し実際に適切なる知識及技能を得しむる為め、須要なる事項を授くるものとす。

専攻科は主として普通科を卒りたる者に対し一層深く研究せしめんが為め、其の従事せんとする実業上骨子と為るべき学科につき須要なる事項を授くるものとす。

**第5條** 中等科は主として国民教育を卒りたる者に対し其の従事せんとする実業につきて知識及技能を養う。且進んで斯道の研究を重ねるに必要なる素地を得しむる為め須要なる事項を授くるものとす。

高等科は主として中等科を卒りたる者に対し一層深く研究せしめんが為め、其の従事せんとする実業上特に必要なる学科につき須要なる事項を授くるものとす。

**第6條** 本校各科の生徒定員左の如し

普通科 3,000人 3,000人

専攻科 1,000人 400人

中等科 1,500人 1,200人

高等科 500人 400人

**第7條 本校各科の修業年限左の如し**

普通科	5 学期	予科 3 学期
		本科 2 学期
専攻科	2 学期	
中等科	5 学年	予科 2 学年
		本科 3 学年
高等科	2 学期	

前項一学年の修業期間は一ヵ年、一学期の修業期間は半ヵ年とす。

**第8條 学年は毎年4月1日に始り翌年3月31日に終る。学期は毎年4月1日に始り9月30日に終り及10月1日に始り翌年3月31日に終る。****第9條 授業は各科共毎日4時間乃至6時間とし、左の区別に依り之を行う。**

午前の部	午前 8 時より始業
午後の部	午後 1 時より始業
夜間の部	午後 5 時より始業

前項の始業時間は季節に依り臨時変更することあるべし。

**第10條 休業日は左の如し。**

大祭祝日	
日曜日	
本校創立記念日	
春季休業	3月 26 日より 4月 7 日まで
夏季休業	7月 26 日より 9月 2 日まで
冬季休業	12月 26 日より 翌年 1月 7 日まで

つづけて願います

## 第2章 学科課程及毎週教授時数

**第11條** 本校普通科の学科課程及び毎週教授時数左の如し。

普通科予科の学科課程及毎週教授時数 別表1の通り

商業部普通科本科の学科課程及毎週教授時数 別表2の通り

拓殖部普通科本科の学科課程及毎週教授時数 別表3の通り

**第12條** 本校専攻科の学科課程及毎週教授時数左の如し。

商業部専攻科の学科課程及毎週教授時数 別表4の通り

拓殖部専攻科の学科課程及毎週教授時数 別表5の通り

**第13條** 本校中等科の学科課程及毎週教授時数左の如し。

予科の学科課程及毎週教授時数 別表6の通り

商業部本科の学科課程及毎週教授時数 別表7の通り

拓殖部本科の学科課程及毎週教授時数 別表8の通り

**第14條** 本校高等科の学科課程及毎週教授時数左の如し。

商業部高等科の学科課程及毎週教授時数 別表9の通り

拓殖部高等科の学科課程及毎週教授時数 別表10の通り

## 第3章 入学休学及退学等

**第15條** 生徒の入学は学期又は学年初めとす。但し欠員あるときは臨時入学せしむることあるべし。

**第16條** 本校に入学せんとする者は、思想堅実、品行方正、身体健全にして第17條乃至第20條の資格を有するを要す。

**第17條** 本校普通科に入学を許可すべき者の資格左の如し。

### 一 予科 1 期

- (イ) 尋常小学校を卒業したるもの。
- (ロ) 尋常小学校卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの。

### 二 予科 2 期

- (イ) 高等小学校を卒業したるもの。但し英語につきては試験を要す。
- (ロ) 中学校第一学年若は第二学年を修了したるもの。
- (ハ) 予科 1 期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

### 三 予科 3 期

- (イ) 中学校第三学年若は第四学年を修了したるもの。
- (ロ) 予科 2 期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

### 四 本科 1 期

- (イ) 中学校又はこれと同等程度の学校を卒業したるもの及専門学校入学資格検定試験に合格したるもの。
- (ロ) 予科修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

### 四 本科 2 期

- (イ) 本科 1 期修了と同等程度の実業学校を卒業したるもの。
- (ロ) 本科 1 期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

**第 18 條** 本校専攻科に入学を許可すべき者の資格左の如し。

- (イ) 本校普通科を卒業したるもの。

- (口) 本校普通科と同等程度の実業学校を卒業したるもの。
- (ハ) 中学校を卒業し又は之と同等程度の学業を修め専攻せんとする実業に就き多年実地の経験を有するもの。
- (二) 本校普通科卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの。

**第19條** 本校中等科に入学を許可すべき者の資格左の如し。

一 予科1年

- (イ) 尋常小学校を卒業したるもの。
- (口) 尋常小学校卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの。

二 予科2年

- (イ) 高等小学校を卒業したるもの、但し英語につきては試験を課す。
- (口) 中学校第2学年を修了したるもの。
- (ハ) 予科1年修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

三 本科1年

- (イ) 中学校第3学年を修了したるもの。
- (口) 予科修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

四 本科2年

- (イ) 中学校4学年を修了したるもの。
- (口) 本科1年修了と同一程度の入学試験に合格したるもの。

**第20條** 本校高等科に入学を許可すべき者の資格左の如し。

- (イ) 本校中等科を卒業したるもの。
  - (ロ) 本校中等科と同等程度の実業学校を卒業したるもの。
  - (ハ) 中学校又は之と同等程度の学校を卒業し、商業上相当の経験を有するもの。
- (二) 本校中等科卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの。

**第 21 條** 入学志願者の数募集員数を超過したるときは無試験入学の資格を有する者に対しても特に選抜試験を行うことあるべし。

**第 22 條** 入学志願者は左の書式に依る入学願書に第 45 條に定むる入学手数料を添えて願出づべし。

注記：入学願と履歴は同一の紙なること

入学願（用紙ハ本校ヨリ交附ス）——————  
(省略)

**第 23 條** 入学を許可せられたるときは左の書式に依り在学保証書を差出すべし。

在学保証書（用紙ハ本校ヨリ交附ス）——————  
(省略)

**第 24 條** 保証人は東京府内に居住し一家計を立つる丁年以上の戸主たるを要す。但し已むを得ざる場合に在りては原籍地の父兄を以てするも差支なし。

原籍地の父兄を以て保証人と為したる場合に在りては、東京府内に居住する丁年以上の戸主を以て代理者と為し、予め届出づべし。

**第25條** 保証人にして転居、改印、其の他異動ありたるときは直に之を届出づべし。

保証人にして身上異動の為め其の義務を履行すること能わざるときは直にこれに代るべき保証人を立づべし。

**第26條** 保証人は時々出校の上被保証人たる生徒の操行学業につき問合せ、且日常の行動につきては常に深く留意すべし。

**第27條** 疾病其の他の事故の為め欠席したるときは、其の事由を明記し七日以内に届出づべし。若し欠席引続き一週間以上に亘るときは届書には保証人の連署を要す。

**第28條** 疾病其の他の事故の為め遅刻又は早帰したるときは、其の事由を明記し翌日迄に届出づべし。若し遅刻又は早帰引続き一週間以上に亘るときは届書には保証人の連署を要す。

**第29條** 無届欠席数日に亘るときは保証人に通知し、且其の出校を促すことあるべし。

**第30條** 兵役に服する者は、其の服役間は休学とし、除隊後原級に復帰せしむ。其の休学中は授業料及校費を徴収することなし。

**第31條** 疾病其の他已むを得ざる事故の為め休学せんとするときは、其の事由を詳記し保証人連署の上休学願を差出すべし。

前項に依り休学を許可したるときは、休学中は授業料及校費を徴収することなし。

**第32條** 疾病其の他已むを得ざる事故の為め退学せんとするときは、其の事由を詳記し保証人連署の上退学願を差出すべし。此の場合に在りては本校の許可ある迄は在学者の義務を免ることなし。

**第33條** 本規則に定むる所の願届は一切口頭に依ることなく、成規の書類を差出すべし。

#### 第 4 章 学科課程の修了及卒業

**第 34 條** 学科課程の修了又は卒業は、学業の成績及操行を考查して之を定む。

**第 35 條** 学業の成績は日課及試験の成績に依り、操行は平素の心得及行状を参照して之を定む。

**第 36 條** 試験を分かちて修了試験及卒業試験とす。

修了試験は毎学期の終りに於て当該学期間に授けたる学科課程につきて之を行う。但し卒業試験を行う場合に在りては最終学期の修了試験は之を省くことあるべし。

卒業試験は全学期間に授けたる学科課程につきて之を行う。

**第 37 條** 試験の評点は一学科目百点を以て満点とし、一学科目四十点以上各学科目平均六十点以上を以て合格とす。但し所定の毎週教授時数が他の学科目に比し著しく過小又は過多なる学科目の満点及合格点は特に之を増減することあるべし。

**第 38 條** 疾病其の他已むを得ざる事故の為め試験に欠席したる者に対する試験を行ふことあるべし。

追試験を受けんとする者は、追試験願書に其の事由を詳記し追試験料 3 円を添えて保証人連署の上願出づべし。

**第 39 條** 本校を卒業したる者には左の卒業証書を授与す。

卒業證 —————

(省略)

## 第5章 特待生、貸給費生及委託生

**第40條** 本校生徒にして左記各号の資格を具備するときは、次の学期間之を特待生に薦奨す。

- 一 思想堅実、品行方正にして常に規則命令を遵守し他の模範たること。
- 二 欠席、遅刻、早帰少く能く<sup>よ</sup>く学業に精励なること。
- 三 学期試験の成績抜群優良なること。

**第41條** 特待生には授業料及校費を免除す。

**第42條** 特待生にして学業を怠り、又は体面を汚辱するの所為ありと認むるときは、其の待遇を取消すものとす。

**第43條** 思想堅実品行方正身体健全にして将来有望の生徒なるに拘らざ家計困難に陥る等学費支弁の途なきに至りたるときは、本校より学資を貸与又は給与することあるべし。

学資の貸与又は給与に関する細則は別に之を定む。

**第44條** 会社銀行若は商店其の他より生徒の養成を委嘱せられたるときは特に之を委託生として取扱うものとす。

委託生の取扱いに関する細則は別に之を定む。

## 第6章 学費

**第45條** 入学手数料は各科共金参円とし入学願書に添えて納附すべし。

**第46條** 授業料及校費は左の区別に依り一学期分を前納すべし。但し特別の事情あるときは一ヵ月分前納するも差支なし。

科名 \ 事項	一学期分 (六カ月)		一カ月分		
	授業料	校費	授業料	校費	
普通科	予科	15 円	2 円 50 銭	3 円	50 銭
	本科	18 円	2 円 50 銭	3 円 50 銭	50 銭
専攻科		21 円	2 円 50 銭	4 円	50 銭
	予科	21 円	2 円 50 銭	4 円	50 銭
中等科	本科	24 円	2 円 50 銭	4 円 50 銭	50 銭
	高等科	24 円	2 円 50 銭	4 円 50 銭	50 銭

**第 47 條** 授業料及校費は毎学期の始め五日以内に納附すべし。若し毎月分納する場合は其の月の五日迄に納附すべし。但し一月、四月、八月は授業開始後五日以内に納附すべし。

**第 48 條** 授業料及校費は月の中途に入学したる者と 雖 全月分を徵収す。

**第 49 條** 既納の学費は事由の如何に拘らざ返還することなし。

## 第 7 章 賞罰

**第 50 條** 本校生徒にして左記各号の一に該当するときは褒章又は賞品を授与す。

- 一 思想堅実、品行方正にして常に規則命令を遵守し他の模範たる者
- 二 能く学業に精励し早帰遅刻欠席の最も少き者
- 三 試験の成績抜群優良なる者

**第 51 條** 本校生徒にして左記各号の一に該当するときは之を処罰す。

- 一 規則命令に違背し、又は風紀を紊る虞 ある者
- 二 正當の事由なくして無断欠席し、又は学費の納附を怠りたる者
- 三 校の内外を問わず本校生徒たる体面を汚辱し、又は放漫にして成業の見込なき者

**第52條** 処罰は所為の輕重に依り戒飭<sup>1</sup>、停学及放校とす。

**第53條** 処罰に前ち訓悔其の他に拠り悔悛の情顯著なりと認むるときは処罰を輕減することあるべし。

**第54條** 本校生徒の処罰につきては、之を保証人に通知す。時宜に依り其の出校を促すことあるべし。

## 2.6 根津実業学校創設計画書原本 [95294]

作成日時 不明  
原稿形態 毛筆自書、文部省用箋

### 目録

1. 根津商業学校規則（学科課程表附）
2. 本校生徒総数調
3. 普通科・専攻科・中等科・高等科各学科別生徒数調
4. 本校学費一ヵ月間の収入調

<sup>1</sup>原文ママ、戒飭の誤記

5. 各部各科一ヶ月間の教授時数調
6. 普通科・専攻科・中等科・高等科各学科目一ヶ月間の教授時数調
7. 一ヶ月間の収入額と同教員給所要額との比較
8. 本校創立趣意書
9. 顧問及評議員に関する研究
10. 本校の設立申請方に関する研究
11. 生徒募集に関する研究
12. 校舎配置図（三階建及四階建）
13. 建設費○○<sup>2</sup>
14. 経常費每一ヶ月収入支出調
15. 建設費補填の方法

### 2.6.1 根津商業学校規則

#### 第一章 総則

**第1條** 本校は堅実なる思想と商業上須要なる知識技能を有して実業界に貢献すべき者を養成するを以て目的とす。

**第2條** 本校には第一部、第二部を置き各部に普通科、専攻科、中等科及高等科を置く。

**第3條** 第一部は内地に於ける商業につき、第二部は海外貿易特に拓殖地に於ける商業につきて必要な学科を授く。

---

<sup>2</sup>2 文字不明

**第4條** 普通科は主として尋常小学校を卒りたる者に対し其の従事せんとする商業に關し實際に適切なる知識技能を得しむる為須要なる事項を授くるものとす。専攻科は主として普通科を卒りたる者に対し一層深く研究せしめんが為、其の従事せんとする商業につき骨子と為るべき学科につき須要なる事項を授くるものとす。

**第5條** 中等科は主として尋常小学校を卒りたる者に対し其の従事せんとする商業につきて知識技能を養い且進んで斯道の研究を重ねるに必要なる素地を得しむる為め須要なる事項を授くるものとす。高等科は主として中等科を卒りたる者に対し一層深く研究せしめんが為め其の従事せんとする商業につき須要なる事項を（資料破損）

（資料中途欠落）

## 第二章 学科課程及毎週教授時数

**第11條** 本校普通科の学科課程及毎週教授時数左の如し

第一部普通科の学科課程及毎週教授時数別表一の通り

第二部普通科の学科課程及毎週教授時数別表二の通り

**第12條** 本校専攻科の学科課程及毎週教授時数左の如し

第一部専攻科の学科課程及毎週教授時数別表三の通り

第二部専攻科の学科課程及毎週教授時数別表四の通り

**第13條** 本校中等科の学科課程及毎週教授時数左の如し

予科の学科課程及毎週教授時数別表五の通り

第一部本科の学科課程及毎週教授時数別表六の通り

第二部本科の学科課程及毎週教授時数別表六の通り

(中途資料欠落)

## 2.6.2 根津実業学校規則

### 第一章 総則

**第1條** 本校は堅実なる思想と須要なる知識及技能を有して実業界に貢献すべき者を養成するを以て目的とす。

**第2條** 本校は商業及拓殖に関する実業につきて生徒を養成す。但し必要に応じ他の実業につきても隨時教育施設を為すことあるべし。

**第3條** 本校には商業部、拓殖部を置き各部に普通科、専攻科、中等科及高等科を置く。

**第4條** 普通科は主として国民教育を卒りたる者に対し其の従事せんとする実業に關し実際に適切なる知識及技能を得しむる為め須要なる事項を授くるものとす。専攻科は主として普通科を卒りたる者に対し一層深く研究せしめ其の従事せんとする実業上骨子と為るべき学科に付須要なる事項を授くるものとす。

**第5條** 中等科は主として国民教育を卒りたる者に対し其の従事せんとする実業につきて知識及技能を養い且進んで斯道の研究を重ねるに必要な素地を得しむる為め須要なる事項を授くるものとす。高等科は主として中等科を卒りたる者に対し一層深く研究せしむが為め其の従事せんとする実業上特に必要な学科につき須要なる事項を授くるものとす。

**第6條** 本校各科の生徒定員左の如し

普通科	3,000人
専攻科	400人
中等科	1,200人
高等科	400人

**第7條 本校各科の修業年限左の如し**

普通科	5学期	予科3学期 本科2学期
専攻科	2学期	
中等科	5学年	予科3学年 本科2学年
高等科	2学期	

前項一学年の修業期間は一か年、一学期の修業期間は半か年とす。

**第8條** 学年は毎年4月1日に始り翌年3月31日に終る。学期は毎年4月1日に始り9月30日に終り及び10月1日に始り翌年3月31日に終る。

**第9條** 授業は各科共毎日4時間乃至6時間とし左の区別に依り之を行ふ。

午前の部	午前8時より始業
午後の部	午後1時より始業
夜間の部	午後5時より始業

前項の始業時間は季節に依り臨時変更することあるべし。

**第10條** 休業日は左の如し

大祭祝日

日曜日

本校創立記念日

春季休業 3月26日より4月7日まで

夏季休業 7月26日より9月2日まで

冬季休業 12月26日より翌年1月7日まで

**第 11 條** 本校普通科の学科課程及毎週教授時数左の如し

商業部普通科の学科課程及毎週教授時数別表一の通り

拓殖部普通科の学科課程及毎週教授時数別表二の通り

**第 12 條** 本校専攻科の学科課程及毎週教授時数左の如し

商業部専攻科の学科課程及毎週教授時数別表三の通り

拓殖部専攻科の学科課程及毎週教授時数別表四の通り

**第 13 條** 本校中等科の学科課程及毎週教授時数左の如し

予科の学科課程及毎週教授時数別表五の通り

商業部本科の学科課程及毎週教授時数別表六の通り

拓殖部本科の学科課程及毎週教授時数別表八の通り

**第 14 條** 本校高等科の学科課程及毎週教授時数左の如し

商業部高等科の学科課程及毎週教授時数別表九の通り

拓殖部高等科の学科課程及毎週教授時数別表十の通り

**第三章 入学休学及退学等**

**第 15 條** 生徒の入学は学期又は学年の初めとす。但し欠員あるときは

臨時入学せしむることあるべし。

**第16條** 本校に入学せんとする者は思想堅実、品行方正、身体健全にして第17條乃至第20條の資格を有するを要す。

**第17條** 本校普通科に入学を許可すべき者の資格左の如し

一 予科1期

- (イ) 尋常小学校を卒業したるもの
- (ロ) 尋常小学校卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの

二 予科2期

- (イ) 尋常小学校を卒業したるもの但し英語につきては試験を要す
- (ロ) 中学校第1学年若は第2学年を修了したるもの
- (ハ) 予科1期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

三 予科3期

- (イ) 中学校第3学年若は第4学年を修了したるもの
- (ロ) 予科2期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

四 本科1期

- (イ) 中学校又は之と同等程度の学校を卒業したるもの及専門学校入学資格検定試験に合格したるもの
- (ロ) 予科修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

五 本科2期

- (イ) 本科1期修了と同等程度の実業学校を卒業したるもの
- (ロ) 本科1期修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

—

**第18條** 本校専攻科に入学を許可すべき者の資格左の如し

- (イ) 本校普通科を卒業したるもの
- (口) 本校普通科と同等程度の実業学校を卒業したるもの
- (ハ) 中学校を卒業し又は之と同等程度の学業を修め専攻せんとする実業に就き多年実地の経験を有するもの
- (二) 本校普通科卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの

**第 19 條 本校中等科に入学を許可すべきものの資格左の如し**

**一 予科 1 年**

- (イ) 尋常小学校を卒業したるもの
- (口) 尋常小学校卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの

**二 予科 2 年**

- (イ) 高等小学校を卒業したるもの但し英語につきては試験を要す
- (口) 中学校第 2 学年を修了したるもの
- (ハ) 予科 1 年修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

**三 本科 1 年**

- (イ) 中学校第 3 学年を修了したるもの
- (口) 予科修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

**四 本科 2 年**

- (イ) 中学校第 4 学年を修了したるもの
- (口) 本科 1 年修了と同一程度の入学試験に合格したるもの

**第 20 條 本校高等科に入学を許可すべき者の資格左の如し**

- (イ) 本校中等科を卒業したるもの

- (口) 本校中等科と同等程度の実業学校を卒業したるもの
- (ハ) 中学校又は之と同等程度の学校を卒業し商業上相当の経験を有するもの
- (二) 本校中等科卒業と同一程度の入学試験に合格したるもの

**第21條** 入学志願者の数募集員数を超過したるときは無試験入学の資格を有する者に対しても特に選抜試験を行うことあるべし。

**第22條** 入学志願者は左の諸式に依る入学願書に第45條に定る入学手数料を添えて願出づべし。(入学願いと履歴は同一の紙なること)

入学願 (用紙は本校より交付す) \_\_\_\_\_

(省略)

**第23條** 入学を許可せられたるときは左の書式に依り在学保證書を差出すべし。

在学保證書 (用紙は本校より交付す) \_\_\_\_\_

(省略)

**第24條** 保證人は東京府内に居住し一家計を立つる丁年以上の戸主たるを要す。但し已むを得ざる場合に在りては原籍地の父兄を以てするも差支なし。原籍地の父兄を以て保證人と為したる場合に在りては東京府内に居住する丁年以上の戸主を以て代理者と為し予め届出づべし。

**第25條** 保證人にして転居、改印其の他異動ありたるときは直に之を届出づべし。保證人にして身上異動の為其の義務を履行する事能わざるときは直に之に代るべき保証人を立つべし。

**第 26 條** 保證人は時々出校の上被保証人たる生徒の操行学業につき問い合わせ且日常の行動につきては常に深く留意すべし。

**第 27 條** 疾病其他の為め欠席したるときは其の事由を明記し七日以内に届出づべし。若し欠席引続き一週間以上亘るときは届書には保証人の連署を要す。

**第 28 條** 疾病其他の事故の為め遅刻又は早帰したるときは其の事由を明記し翌日迄に届出づべし。若し遅刻又は早帰引続き一週間以上にいたるときは届書には保証人の連署を要す。

**第 29 條** 無届欠席数日に亘るときは 保證人に通知し且其の出校を促すことあるべし。

**第 30 條** 兵役に服する者は其の服役期間は休学とし除隊後原級に復帰せしむ。其の休学中は授業料及校費を徴収することなし。

**第 31 條** 疾病其の他已むを得ざる事故の為休学せんとするときは其の事由を詳記し保證人連署の上休学願を差出すべし。前項に依り休学を許可したるときは休学中は授業料及校費を徴収することなし。

**第 32 條** 疾病其の他已むを得ざる事故の為退学せんとするときは其の事由を詳記し保證人連署の上退学願を差出すべし。此の場合に在りては本校の許可ある迄は在学者の義務を免ることなし。

**第 33 條** 本規則に定むる所の願届は一切口頭に依ることなく必ず成規の書類を差出すべし。

#### 第四章 学科課程の修了及卒業

**第 34 條** 学科課程の修了又は卒業は学業の成績及操行を考慮して之を定む。

**第35條** 学業の成績は日課及試験の成績に依り、操行は平素の心得及行状を參按して之を定む。

**第36條** 試験を分ちて修了試験及卒業試験とす。修了試験は毎学期の終りに於て当該学期間に授けたる学科課程につきて之を行う。但し卒業試験を行う場合に在りては最終学期の修了試験は之を省くことあるべし。

卒業試験は全学期間に授けたる学科課程につきて之を行う。

**第37條** 試験の評点は一学科目 100 点を以て満点とし、一学科目 40 点以上各学科目平均 60 点以上を以て合格とす。但し所定の毎週教授時数が他の学科目に比し著しく過小又は過多なる学科目の満点及合格点は之を増減することあるべし。

**第39條** 本校を卒業したる者には左の卒業證書を授与す<sup>3</sup>。

卒業證

(省略)

## 第五章 特待生、貸給費生及委託生

**第40條** 本校生徒にして左記各号の資格を具備するときは次の学期間之を特待生に推奨す。

- 一 思想堅実品行方正にして常に規則命令を遵守し他の模範たること
- 二 欠席、遅刻、早退少く能く<sup>よき</sup>学業に精励なること
- 三 学期試験の成績抜群優良なること

<sup>3</sup> 第38條は欠番

**第 41 條** 特待生には授業料及校費を免除す。

**第 42 條** 特待生にして学業を怠り又は体面を汚辱するの所為ありと認むるときは其の待遇を取消すものとす。

**第 43 條** 思想堅実品行方正身体健全にして将来有望の生徒なるに拘らざ家計困難に陥る等学資支弁の途なきに至りたるときは本校より学資を貸与又は給与することあるべし。学資の貸与又は給与に関する細則は別に之を定む。かかわ

**第 44 條** 会社銀行若は商店其の他より生徒の養成を委嘱せられたるときは特に之を委託生として取扱うものとす。委託生の取扱に関する細則は別に之を定む。

## 第六章 学費

**第 45 條** 入学手数料は各科共金参円とし入学願書に添えて納付すべし。

**第 46 條** 授業料及校費は左の区別により一学期分を前納すべし。但し特別の事情あるときは一ヶ月分を前納するも差支えなし。

科名 \ 事項	1 学期分 (6 か月)		1 か月分		
	授業料	校費	授業料	校費	
普通科	予科	15 円	2 円 50 銭	3 円	50 銭
	本科	18 円	2 円 50 銭	3 円 50 銭	50 銭
専攻科		21 円	2 円 50 銭	4 円	50 銭
	予科	21 円	2 円 50 銭	4 円	50 銭
中等科	本科	24 円	2 円 50 銭	4 円 50 銭	50 銭
		24 円	2 円 50 銭	4 円 50 銭	50 銭
高等科					

**第 47 條** 授業料及校費は毎学期の初め五日以内に納付すべし。若し毎月分納する場合は其の月の五日迄に納付すべし。但し一月、四月及八月は授業開始後五日以内に納付すべし。

**第48條** 授業料及校費八月の中途に入学したる者と いえども 雖 全月分を徵収す。

**第49條** 既納の学費は事由の如何に拘らず返還することなし。

## 第七章 賞罰

**第50條** 本校生徒にして左記各号の一に該当するときは褒状又は賞品を授与す。

- 一 思想堅実品行方正にして常に規則命令を遵守し他の模範たる者
- 二 能く学業に精励し早帰遅刻欠席の最も少き者
- 三 試験の成績抜群優良なる者

**第51條** 本校生徒にして左記各号の一に該当するときは之を処罰す。

- 一 規則命令に違背し又は風紀を紊る みだら おそれ 虐ある者
- 二 正当の事由なくして無断欠席し又は学費の納付を怠りたる者
- 三 校の内外を問わず本校生徒たるの体面を汚辱し又は放漫にして成業の見込なき者

**第52條** 処罰は所為の輕重に依り戒飭停学及放校とす。

**第53條** 処罰に前 さきだ ち訓誨其の他に拋り悔悛の情頭著なりと認むるときは処罰を輕減することあるべし。

**第54條** 本校生徒の処罰につきては之を保證人に通知す。時宜に依り其の出校を促すことあるべし。

## 第八章 生徒心得

**第 55 條** 本校は教育に関する勅語の趣旨を奉戴し本則第 1 條の目的を達成する為め人格の修養に力め学業の進展を期すべし。

**第 56 條** 本校の生徒は常に規則命令を遵守し教職員に対しては礼讓を厚うし生徒相互の間は敬愛 (■資料破損■) すべし。

**第 57 條** (■資料破損■) 登校の際は制服制帽を着け靴を穿つべし。<sup>うが</sup> <sup>も</sup> 若し已むを得ざる事情あるときは予め申出づべし。<sup>も</sup> (■資料破損■) の場合に在りても教室には靴又は上草履の外 (■資料破損■) を許さず。

**第 58 條** 教室内に在りては特に静肅を旨とし謹慎学業に従事し <sup>いやしく</sup> 荷も他の妨害と為るが如き挙動あるべからず。

**第 59 條** 授業中は退席を許さず。<sup>も</sup> 若し已むを得ざる事情ありて退席せんとするときは予め受持教師の許可を受くるべし。

**第 60 條** 本校内に在りては所定の場所以外に於て喫煙又は飯食すべからず。

**第 61 條** 建物又は器具機械を毀損したるときは之を賠償せしむ。<sup>も</sup> 若し毀損者の知れざるときは同室者をして共同其の責に任せしむ。

**第 62 條** 本校の諸規則に依り隨時措置を要する事項及重要な命令等は之を本校所定の場所に掲示すべきに付、常に留意すべし。

(1号)

普通科(商業部)								
	予科				本科			
	1期		2期		3期	1期		
	時数	要項	時数	要項	時数	要項	時数	
修身	1	人倫道德要旨	1	同上	1	同上	1	同上
国語	5	国語漢文	5	同上	4	同上	2	同上
作文	2	普通文	2	同上	2	同上	1	同上
習字	1	楷行草	1	同上	1	同上	1	同上
数学	6	算術珠算	6	算術珠算	5	同上	4	同上
		算代數幾何						
英語	○ <sup>4</sup>	読書論解書取習字	6	同上文法作文会話	6	同上	6	読方解釈会話文典作文習字
地理	○		1	内国地理	1	外国地理		
歴史	○		1	内国歴史	1	外国歴史		
簿記	○		1	商業簿記	2	同上	3	同上銀行簿記
商業○	○			商事要項	2	同上	2	同上
商品学	○					1		重要商品
経済学	○					1		経済学
法学	○					2		民法商法
理科	○	理科						
図画	○	自在画						
タイプ	○							
ライチ	○							
ング	○							
合計		24		24		24		25
						25		

<sup>4</sup>以下○印は資料破損

(2号)

普通科（拓殖部）						
	予科			本科		
	1期 時数	2期 時数	3期 時数	1期 時数	2期 時数	
修身	1	人倫道徳要旨	1 同上	1 同上	1 同上	1 同上
国語	5	国語漢文	5 同上	4 同上	2 同上	2 同上
作文	2	普通文	2 同上	2 同上	1 同上	1 同上
習字	1	楷行草	1 同上	1 同上	1 同上	1 同上
数学	○ <sup>5</sup>	算術珠算	5 同上	4 同上	4 同上	4 同上
英語	○	読書論解書取習字	6 同上	6 読方解会話文法作文会話	6 同上	
撰○	○			6		
択○	○			6		
語○	○			6		
地○	○ ○	内国地理	1 外国地理			
歴○	○	内国歴史	1 外国歴史			
経○	○			1 経済学	2 同上	
法○	○				1 関係法規	
測量及土木○	○		1 測量及土木(簿記)	1 同上(同上)	1 同上(同上)	
農業(商業)			1 農業(商事要項)	1 同上(同上)	1 同上(簿記)	
植民			1 植民史	1 植民地事情	1 植民地衛生	
図画	1	自在画				
合計	24		24	24	25	25

<sup>5</sup>以下○印は資料破損

(3号)

専攻科 (商業部)					
専攻	学科目 \ 学期	1期		2期	
		毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
簿記	英語	18		18	
	簿記	2		2	
	商業学	2		2	
	商品学			2	
	経済学	2		2	
	合計	24		14	
	○学	○ <sup>6</sup>		10	
	○学	○		2	
	○学	○		2	
	○語	8		8	
商業	合計	24		24	
	商業学	12		12	
	商業史	2			
	簿記	2		2	
	商品学			2	
英語	英語	8		8	
	合計	24		24	

(4号)

専攻科 (拓殖部)					
専攻	学科目 \ 学期	1期		2期	
		毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
選択語	英語	12		12	
	選択語	支那語		8	
		朝鮮語		8	
		スペイン語		8	
	測○ <sup>7</sup> (商業)	3		3	
	土○(品学)	1		1	
	合計	24		24	
	○語	○		12	
	○語	○		12	
	○語	○		12	

<sup>6</sup>以下○印は資料破損<sup>7</sup>以下○印は資料破損

○語 英語	12	12
測○商業) 土○品学)	8	8
	3	3
	1	1
合計	24	24

測量、土木は拓殖地に於て開墾に従事せんとする者に(商業)(商品)は商業に従事せんとする者に之を科す

(5号)

中等科予科(商業部拓殖部)				
学科目 \ 学年	1年		2年	
	毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
修身	1	人倫道徳の要旨	1	同上
国語	5	国語漢文	5	同上
作文	1	日用文漢字交り文	1	同上
習字	2	楷行草	2	同上
数学	4	四則分數諸等数 (3)珠算(1)	4	比例解法代数(3) 珠算(1)
英語	8	英語	8	英語
地理	1	内国地理	1	内国地理外国地理
歴史	1	内国歴史	1	内国歴史外国歴史
理○ <sup>8</sup>	2	植物生理	2	生理動物
図画	1	自在画	1	用器画
体操	3	普通兵式	3	同上
合計	29		29	

(6号)

中等科本科(商業部)						
学科目 \ 学年	1年		2年		3年	
	毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
修身	1	人倫道徳 要旨	1	同上	1	同上
国語	3	国語漢文	3	同上	2	同上
作文	2	商業日用 文	1	同上	1	同上
習字	1	楷行草	1	同上	1	同上

<sup>8</sup>資料破損

数学	6	算術代數 珠算	6	同上	4	算術代數幾 何珠算
英語	8	英語	8	同上	8	同上
地理	○ <sup>9</sup>	外国地理	1	同上		
歴史	○	外国歴史	1	同上		
簿記	○	商業簿記	2	同上銀行 簿記	2	英文簿記會 計學大意
商○	○	○事要項	2	同上	2	同上
商○	○		1	經濟原論	2	重要商品
経○	○		2	民法商法	2	經濟各論
法○					2	同上
博物	2	鉱物	2	物理化學	2	物理化學
理化			2		3	內外實踐
実践			2	同上	1	同上
体操						
合計	32		32		33	

(7号)

学科目 \ 学年	中等科本科 (拓殖部)					
	1年		2年		3年	
	毎週 教授 時数	要項	毎週 教授 時数	要項	毎週 教授 時数	要項
修身	1	人倫道徳 要旨	1	同上	1	同上
国語	3	国語漢文	3	同上	2	同上
数学	6	算術代數 珠算	6	同上	4	算術代數 幾何珠算
英語	8	英語	8	同上	8	同上
選択語	支那語	支那語	6	同上	6	同上
	朝鮮語	朝鮮語	6	同上	6	同上
	スペイン語	スペイン 語	6	同上	6	同上
地理	○	外国地理	1	同上		
歴○ <sup>10</sup>	○	外国歴史	1	同上		
経○	○		1	経済學	2	同上
法○	○		2	測量及土 木 (簿記)	2	關係法規 同上 (同 上)
測量及土○			1	農業 (商 事要項)		同上 (商 事要項商 品)
農業○						

<sup>9</sup>以下○印資料破損<sup>10</sup>以下○印資料破損

植○	1	植民史	1	植民地事	1	植民地衛
体操	2	普通兵式	2	情 同上	1	生 同上
合計	32		33		33	

測量及土木農業は拓殖地に於て開墾に従事せんとする者に（簿記）（商業）は商事に従事せんとする者に之を科す

（8号）

高等科（商業部）				
学科目 \ 学期	1期		2期	
	毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
修身	1		1	
商業作文	2		2	
数学	6		5	
英語	9		9	
経済学	2		2	
簿記及○学	1		2	
銀行論			2	
貸○	1			
外○	1			
取○	1			
交○	1			
保○			1	
商業○策			1	
合計	25		25	

（9号）

高等科（拓殖部）				
学科目 \ 学期	1期		2期	
	毎週教授時数	要項	毎週教授時数	要項
修身	1		1	
国語及漢文	2		2	
数学	2		2	
英語	9		9	
選択語	支那語	8	8	
	○語	8	8	
	スペイン語	8	8	
測量○		2	1	
土○		1		

植○			1
合○		25	25

測量○土木は拓殖地に於て開墾に從事せんとする者に（商業）（商品）は商業に從事せんとする者に之を料す

### 本校生徒総数調（各部各科及昼夜別）

部名 \ 事項	昼夜別	普通科	専攻科	中等科	高等科	各部昼夜計	計
商業部	昼夜	450		800		1,250	
		1,350	240		240	1,830	3,080
拓殖部	昼夜	300		400		700	
		900	160		160	1,220	1,920
各科昼夜○	昼夜	750		1,200		1,950	
		2,250	400		400	3,050	5,000
合計		3,000	400	1,200	400	5,000	

### 本○学費月額収入調

科名 \ 事項	授業料		校費	計
	予科	本科		
普通科	6,030	3,465	1,500	10,995
専攻科		1,600	200	1,800
中等科	1,420	3,240	600	5,260
高等科		1,800	200	2,000
合計	7,450	10,105	2,500	20,055

- 授業料は1か月一人に付普通科の予科3円本科3円50銭専攻科4円中等科の予科4円本科4円50銭高等科4円50銭とす
- 校費は1か月一人に付各科を通して50銭とす

### 普通科生徒数

部名 \ 事項	昼夜	予科			本科		昼夜計	計
		1期	2期	3期	1期	2期		
商業部	昼夜	100	100	100	75	75	450	1,800
		300	300	300	225	225	1,350	
拓殖部	昼夜	70	70	70	45	45	45	1,200
		200	200	200	150	150	150	
各科昼夜○	昼夜	170	170	170	120	120	120	3,000

夜	500	500	500	375	375	375	
合計	670	670	670	495	495	3,000	
	3,010			990		3,000	

## 専攻科生徒数

部名 \ 事項	修業期間		計
	1期	2期	
商業部	120	120	240
拓殖部	80	80	160
合計	200	200	400

## 中等科生徒数

部名 \ 事項	予科		本科			計
	1年	2年	1年	2年	3年	
商業部	160	160	160	160	160	800
拓殖部	80	80	80	80	80	400
合計	240		240	240	240	1,200
	480			720		1,200

## 高等科生徒数

部名 \ 事項	修業期間		計
	1期	2期	
商業部	120	120	240
拓殖部	80	80	160
合計	200	200	400

## 各部各科一ヶ月間の教授時数調

部名 \ 事項	昼夜別	普通科	専攻科	中等科	高等科	各部昼夜計	計
商業部	昼	492	0	1,235	0	1,727	3,959
	夜	1,504	392	0	336	2,232	
拓殖部	昼	560	0	907	0	1,467	3,395
	夜	1,136	448	0	344	1,928	
各科昼夜	昼	1,052	0	2,142	0	3,194	7,354

夜	2,640	840	0	680	4,194	
合計	3,692	840	2,142	680	7,354	

## 一か月収入額と同教授給所要額との比較

科名 \ 事項	1か月の ○	1か月間の教授給所要額			上二欄の差額		
		1時間 の報酬 平均 1 円	同上	同上	1円の 場合	1円 20銭 の場合	1円 50銭 の場合
普通科	10,995	3,692	4,430.40	5,538	7,303	6,564.60	5,457
専攻科	1,800	840	1,008.00	1,260	960	752.00	540
中等科	5,260	2,142	2,570.40	3,213	3,118	2,689.60	2,047
高等科	2,000	680	816.00	1,020	1,320	1,184.00	980
合計	20,055	7,354	8,824.80	11,031	12,702	11,230.20	9,024

- 1時間の教授報酬金は学科目に依りて同じからず。安きは 50 銭高きは 2 円に上るべきも、此の種学校に於ては通常平均 1 円 20 銭以内なるが如し。依て 1 円 20 銭とすれば毎月 1 万 1 千円餘の残額を生ずべし。
- 此の表は単に教授給を引去りたる残額を知るに止る。依て此の他の所要経費は此の残額の内より支弁すべきものなり。

学科目 事項	商 拓	生 徒 数	学 級 数	普通科（昼の部）								一 か 月 時 数 合 計	
				1期		予科 2期		3期		本科 1期			
				時 数	一 か 月 全 上	時 数	一 か 月 全 上	時 数	一 か 月 全 上	時 数	一 か 月 全 上		
修身	商	100	1	1	4	1	4	1	4	1	4	12	
		75	1										
	拓	70	1	1	4	1	4	1	4			12	
		45	1										
国語	商	100	1	5	20	5	20	4	16	2	8	2	
		75	1									72	
	拓	75	1	5	20	5	20	4	16	2	8	2	
		40	1									72	
作○ <sup>11</sup>	商	100	1	2	8	2	8	2	8	1	4	1	
		75	1									32	
	○	75	1	2	8	2	8	2	8	1	4	1	
		40	1									32	
習字	○	○	1	1	4	1	4	1	4	1	4	1	
		○	1									○	
	○	○	1	1	4	1	4	1	4	1	4	1	
		○	1									○	
数学	○	○	1	6	24	6	24	○	○	○	○	16	
		○	1									○	
	○	○	1	6	24	6	24	5	20	4	16	4	
		○	1									○	
英語	商	100	1	6	24	6	24	6	24	6	24	○	
		75	1									○	
	○	75	1	6	24	6	24	6	24	6	24	○	
		40	1										
地理	商	100	1			1	4	1	4				
	拓	70	1	2	8	2	8	1	4			8	
歴史	商	100	1			1	4	1	4			20	
	拓	70	1			1	4	1	4			8	
簿記	商	100	1			1	8	2	16	3	12	4	
		75	1									16	
商業要項	商	100	1					1	4	2	8	2	
		75	1									8	
商品	商	100	1							1	4		
		75	1									4	
経済	商	75	1							1	4	2	
	拓	45	1							1	4	2	
法制	商	75	1							2	8	1	
	拓	45	1								1	4	
理科	商	100	2	2	8							8	

<sup>11</sup>以下○印資料破損

図画	商	100	1	1	4					4
拓	45	1		1	4					4
商	75	1				1	4	1	4	8
タイプ										
ライチ										
ング										
選択語・	拓		1			6	24	4	16	40
支那語										
選択語・	拓		1			6	24	4	16	40
朝鮮語										
選択語・	拓		1			6	24	4	16	40
スペイ										
ン語										
測量○	○	70	1			1	4	1	4	○
		45	1							
農業	拓	70	1			1	4	1	4	○
		45	1							
植民	○	○	1			1	4	1	○	○
		45	1							
○	○	○	0	0	96	0	○	○	104	○
○	○	○	0	0	96	0	○	○	96	○

○の各欄右方の数字は予科○○○左方の数字は本科の員数なり○○

○○○の各欄右方の数字は予科の級数にして左方の数字は本科の級数中間の数字は本科の級数なり

普通科（夜の部）											
学科目＼事項	商 拓	生徒数	学級數	予科			本科			一か月時數合計	
				1期		3期	1期		2期		
				時数	一か月全上	時数	一か月全上	時数	一か月全上		
修身	商	300	3	1	12	1	12	1	12	60	
		225	3								
	拓	200	2	1	8	1	8	1	8	40	
		150	2								
国語	商	300	3	5	60	5	60	4	48	216	
		225	3								
	拓	200	2	5	40	5	40	4	32	144	
		150	2								
作○ <sup>12</sup>	商	300	3	2	24	2	24	2	24	96	
		225	3								
	○	200	2	2	16	2	16	2	16	○	
		150	2								

<sup>12</sup>以下○印資料破損

習字	○	○	3	1	12	1	12	1	12	1	12	○	○	○
	○	○	3							1	○	○	○	○
	○	○	2	1	8	1	8	1	8					
数学	○	○	2	6	73	6	72	5	60	4	○	○	○	○
	○	○	3											
	○	○	3											
	○	○	2	6	48	6	48	5	40	4	○	○	○	○
英語	○	300	3	6	72	6	72	6	72	6	72	○	○	○
	○	225	3											
	○	200	2	6	48	6	48	6	48	6	48	6	48	○
地理	商	300	3			1	12	1	12					24
	拓	200	2	2	16	2	16	1	8					40
歴史	商	300	3			1	12	1	12					24
	拓	200	2			1	8	1	8					16
簿記	商	300	4			1	16	2	32	3	48	4	64	160
		225	4											
商業要項	商	300	3					1	12	2	24	2	24	60
		225	3											
商品	商	225	3							1	12			12
経済	商	225	3							1	12	2	24	36
	拓	150	2							1	8	2	16	24
法制	商	225	3							2	24	1	12	36
	拓	150	2								1	8		8
理科	商	300	3	2	24									24
図画	商	300	1	1	12									12
	拓	200	1											8
タイプライティング	商	225	3							1	12	1	12	24
選択語・支那語	拓	150	2							6	48	4	32	80
選択語・朝鮮語	拓	150	2							6	48	4	32	80
選択語・スペイン語	拓	200	2							6	48	4	32	80
		150	2											
測○商	○	200	2							6	48	4	32	80
		150	2							1	8	1	8	○
農業	拓	200	2							1	8	1	8	○
		150	2											
植民	○	○	2							1	8	1	○	○
		○	2											
○	○	○		288	292	296	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○		192	192	192	○	○	○	○	○	○	○	

○ 数の各欄右方の数字は予科○○○左方の数字は本科の員数なり

二 学級数の各欄右方の数字は予科の級数にして左方の数字は本科の級数中間の数字は本科の級数なり

専攻科（商業部）（全部夜）								
学科目＼事項	専攻其他	生徒数	学級数	1期		2期		各科時数合計
				時数	一か月全上	時数	一か月全上	
英語	専攻	不定	1	10	40	8	32	136
	共通	120	1	8	32	8	32	
簿記	専攻	不定	1	10	40	8	32	104
	共通	120	2	2	16	2	16	
○	専攻	不定	1	10	40	10	40	96
	共通	120	1	2	8	2	8	
計算○	○	不定	1	2	8	2	8	○
商品学	○	120	1			2	8	○
経済学	○	不定	1	2	8	2	○	○
○業史	○	不定	1	2	8			○
合計		○	0	120	0	○	○	○
		○	0	80	0	80	160	○

○○数は1期2期同数にして各120名なり

二 不定とあるは生徒の選択に因りて定まる数なるが故に予め定め難しとの意なり

三 学級数は1期2期同数なり

専攻科（拓殖部）（全部夜）								
学科目＼事項	専攻其他	生徒数	学級数	1期		2期		各科時数合計
				時数	一か月全上	時数	一か月全上	
英語	専攻	不定	各1	4	16	4	16	96
	共通	80	各1	8	32	8	32	
支那語	専攻	不定	各1	4	16	4	16	96
	共通	80	各1	8	32	8	32	
朝○	専攻	不定	各1	4	16	4	16	96
	共通	80	各1	8	32	8	32	
○イン語	専攻	不定	各1	4	16	4	16	32
	共通	80	各1	8	32	8	32	
○量(商業)	○	不定	各1	3	12	3	○	○
	○	不定	各1	3	12	3	○	
土○	○	不定	各1	1	4	1	4	8
	○	不定	各1	1	4	1	4	

合計	専攻	0	0	64	64	128	448
	其他	0	0	160	160	320	

中等科予科（全部昼）

学科目 ＼事項	生徒数	学級数	1年		2年		一か月 教授 時数 合計
			毎週 教授 時数	一か月 教授 時数	毎週 教授 時数	一か月 教授 時数	
修身	240	2	1	8	1	8	16
国語	240	3	5	60	5	60	120
作文	240	3	1	12	1	12	24
習字	240	3	2	24	2	24	48
数学	240	3	4	48	4	48	96
○	240	3	7	84	7	84	166
地○	240	3	2	24	1	12	○
○史	240	3	2	24	1	○	○
○科	240	3	1	12	2	○	○
○画	○	3	1	12	2	○	○
○操	○	2	3	24	3	○	○
合○	32	1	29	336	29	336	○

○○数は1年2年同数にして各240名なり

二 学級数は1年2年同数なり

中等科本科（商業部拓殖部）（全部昼）

学科目 ＼事項	商 拓	生徒数	学級数	一年		二年		三年		各科 一か月 合計
				毎 週 時 数	一 か 月 時 数	毎 週 時 数	一 か 月 時 数	毎 週 時 数	一 か 月 時 数	
修身	商 拓	160	2	1	8	1	8	1	8	24
		80								24
国語	商 拓	160	2	3	24	3	24	2	16	64
		80	1	3	12	3	12	2	8	32
作文	○	160	2	2	16	1	8	1	8	32
習字	○	160	2	1	8	1	8	1	8	24
○学	○	160	2	6	48	6	48	4	○	○
	○	80	1	4	16	4	16	4	○	○
○	○	160	2	8	64	9	72	8	○	○

○	○	80	1	2	24	6	24	5	○	68	
○	○	160	2	2	16					16	24
○	○	80	1	2	8					8	
歴史	商	160	2	1	8	1	8			16	20
拓	80	1	1	4						4	
簿記	商	160	2	3	24	3	24	2	16	64	64
商事要	商	160	2	2	16	2	16	2	16	48	48
項											
経済	商	160	2			1	8	2	16	24	36
拓	80	1				1	4	2	8	12	
法制	商	160	2			2	16	2	16	32	48
拓	80	1				2	8	2	8	16	
博物	商	160	2	2	8					8	8
理化	商	160	2			2	16			16	16
実践	商	160	2					3	24	24	24
体操	商	160	2	2	16	2	16	1	8	40	40
拓	80										
測量及	拓	80	1			1	4	2	8	12	12
土木											
農業	拓	80	1			1	4	2	8	12	12
植民	拓	80	1	1	4	1	4	1	4	12	12
○支那	商	不定	1	12	48	12	48	12	48	144	144
○											
○	不定	1	12	48	12	48	12	48	144	144	
○	不定	1	12	48	12	48	12	48	144	144	
○計		0			248		248		○	○	○
					24		24		○	○	
					0		212		224	224	660

## 高等科（全部夜）

学科目 \ 事項	商 拓	生 徒 数	学 級 数	一 期		二 期		一 か 月 時 数 合 計	各 科 時 数 合 計
				時 數	一 か 月 全 上	時 數	一 か 月 全 上		
修身	商	120	1	1	4	1	4	8	16
	拓	120	1	1	4	1	4	8	
国語	商	120	2	2	16	2	16	32	48
	商	120	2						
	拓	80	1	2	8	2	8	16	
		80	1						
数学	商	120	2	6	48	5	40	88	104
	商	120	2						
	拓	80	1	2	8	2	8	16	
		80	1						
○	○	120	2	9	72	9	72	144	216
		120	2						

○	80	1	9	36	9	36	72	
○	80	1						
○	商	120	1	2	8	2	8	16
○	商	120	1					16
○計算学	○	120	2	1	8	2	8	○
○	商	120	2					
○論	商	120	1			2	8	8
○論	商	120	1	1	4		4	4
○為替論	商	120	1	1	4		4	4
○	○	120	1	1	4		4	4
○	○	120	1	1	4		4	4
保健○	商	120	1			1	4	4
商業政策	拓	80	1			1	4	4
選択語・支那語	拓	80	1	9	36	9	36	72
		80	1					
選択語・朝鮮語	拓	80	1	9	36	9	36	72
		80	1					
選択語・スペイン語	拓	80	1	9	36	9	36	72
		80	1					
測量	拓	80	1	2	8		8	8
土木	拓	80	1			1	4	4
植民政策	拓	80	1			1	4	4
合計	商				172	164	336	680
	拓				172	172	344	

## 2.7 根津実業学校設立趣意書 【95295】

作成日時 不明

原稿形態 毛筆

作成者不明、「表紙は不用なり」「二十五部願」

### 2.7.1 本校創立趣意書

教育の事業は国民智徳の源泉にして国民智徳の深浅厚薄は正に一  
国の盛衰興亡に關すべし。予常に謂えらく世界列強の間に立ちて我國  
運の進展を図らんには須らく先づ教育を振興せしめざるべからずと。  
抑も國家が国民に対して要求する所の智識技能は素より国家万般の

事項に涉り多種多様なりと 雖 <sup>いえども</sup> 、現行の教育制度に依るときは普通教育の方面に拠 (■資料破損■) に進むものと実業教育の方面に拠りて高 (■資料破損■) 校に到るものとあり、予は既に前者の系 (■資料破損■) 七年制の高等学校を設立したり。而して更 (■資料破損■) の系統に向て適當なる施設を為すの必要を (■資料破損■) し依て茲に本校を創立し両者相俟て我 (■資料破損■) の為めに貢献する所 (■資料破損■) しめんとす (■資料破損■) 在に於ける実業学校には国家直接に設立 (■資料破損■) と府県郡市町村又は私人に於て設立せる (■資料破損■) 然るに入学志願者の数は歳を逐うて増加し (■資料破損■) 在りては特に著しく校舎設備の数倍に達し到底之を収容すること能わず。遂に志を 空 <sup>むなし</sup> うせんとする者を続出するに至れり。又各学校に於ける教育の内容を見るに、其の主義方針の異なるに隨い彼此互に長短あるを免れず、而して卒業後実業界に入るや往々にして教育の効果に対し疑を存ずるものなきにあらず。本校は是等の事実に就き深く調査を遂げたる結果、力めて入学志願者の便宜を圖ると共に深く教育の内容に留意し、卒業の後実業に従事するに方り極めて有用なる人物たらしめんことを期したり。本校教育の組織及方針を擧ぐれば左の如し。

一 堅実なる思想を有し実業界に貢献すべき人物を養成すること。  
 近年実業に従事する者の思想著しく動搖し、世界各国労働問題の為に力を傾倒せざるはなし。夫のマルクスの経済原理に憧憬するの徒、一たび労働の神聖 (■資料破損■) てより生産又は加工の関係につきては單 (■資料破損■) を重要視し稍もすれば資本を蔑如せん (■資料破損■) 傾向を生ずるに至れり。斯かる機会に乘じ (■資料破損■) 労働問題の名の下に或は盟体を議み或は (■資料破損■) らし猥りに企業家を (■資料破損■) して実業界の擾乱 (■資料破損■) する者なきにあらず (■資料破損■) 為め、一般の企業家 (■資料破損■) 危

惧の念に駆られ安んじて其の事業を経営 (■資料破損■) 能わざるに至らんとす。本校は労働の神聖 (■資料破損■) に事業経営の必要を認め、正当なる理解 (■資料破損■) 実なる思想を有して実業界に貢献すべき人物を養成せんとするものなり。

二 学部を内地商業及海外商業に分ち卒業後従事せんとする実業上最も適切にして有効なる教育を施すこと。

本校は学部を分ちて第一部、第二部と為し、第一部に在りては内地商業につき必要な学科を授け、第二部に在りては海外商業につき必要な学科を授けんとす。内地商業の種類は無数にして万態なるも、本校に在りては特に銀行、会社、工場、商店等の事務員たるに必要にして適切なる教育を施さんとす。試みに之を事務の種類に依りて区別するときは、一 会計経理の事務に従事するもの即ち主として計算及簿記に関する智識技能を必要とするもの 二 購入販売の事務に従事するもの即ち主として商品の品質価格及取扱いに関する智識技能を必要とするもの 三 事業経営の事務に参画するもの即ち商業上諸般の事項 (■資料破損■) 智識技能を必要とするもの之なり。海外商 (■資料破損■) 亦少からずと 雖も本校に在りては主と (■資料破損■) 洋又は南米に於ける生産物の貿易及其 (■資料破損■) の需要に係る物品の (■資料破損■) 紿事業に関して必 (■資料破損■) 智識技能を授け (■資料破損■) 移民会社の事務員 (■資料破損■) 独立して (■資料破損■) 事するに適當な (■資料破損■) を養成せんとす。 (■資料破損■) 上の学校に入学すること能わざる事情 (■資料破損■) 対して修学の便宜を図ること

(■資料破損■) 科を置き尋常小学校を卒りたる者を収容し修業年限二年半を以て其の教育を卒らしめんとす。この科は夜学を為すを本体とし、生徒は昼間には自家の業務に服し其の終業後に於て愉快に教育を受くることを得べき組織と為したり。是に依りて家事の都合上 若は学資を有せざるが為め進んで中等程度の学校に入ること能わざして

小学校を卒るや直ちに会社銀行工場又は商店等に勤務するの已むなき者に対して教育を施すの便宜を図りたるなり。

而此の科を卒業したる者は小学校卒業後進んで中等程度の実業学校に入り修学したる者に比し其の実力に於て毫も遜色なからしめんとす。

四 業務の余暇を以て高邁なる実業教育を修めんとする志望者に対して便宜を図ること

本校に専攻科を置きて普通科を卒りたる者を収容し、修業年限一年を以て其の教育を卒らしめんとす。此の科も夜学を本体と為すこと普通科に同じ。是に(■資料破損■)実業に服するの傍ら其の終業後特定の(■資料破損■)深遠の智識技能を修得せんと欲する者(■資料破損■)を施すの便宜を図りたるなり。而して此(■資料破損■)業したる者には実業界の中堅人物を指導(■資料破損■)るべき実力を(■資料破損■)とす。

(■資料破損■)高等科を置き(■資料破損■)りたる者を収容(■資料破損■)年限一年を以て其の教育を卒らしめんとす。(■資料破損■)亦夜学を本体とし、業務の余暇を以て修学(■資料破損■)を図りたること専攻科に同じ。而して此(■資料破損■)したる者には特定の学科につき高等の実業学校を卒業したるものに比肩すべき深遠なる智識技能を得しめんとす。

五 本校を卒業したる後、進んで高等の実業学校に入らんとする者に対して適當なる素地を得しむること

本校に中等科を置きて中学校其の他の中等程度の学校に於けるが如く尋常小学校を卒りたる者を収容し且つ修業年限学科課程其の他に於て全然実業学校令に依り商業学校規定に遵<sup>したが</sup>うこととなしたり。此の科は専ら昼間に於て教育を施し在学生に対しては徵兵令第十三條の特典を得しめ、卒業生に対しては文官任用令上の特典を得しめ併せて高等の実業学校に入学するの資格を得しむべき組織と為したり。而して

高等実業学校の入学につきては現行の教育制度に依れば中学校の卒業生を入学せしむるを本体とし中等程度の実業学校卒業生は特典に依る入学資格と為せるの結果、事実上に於ても中等程度 (■資料破損■) 学校卒業生より入学するものは毎に甚 (■資料破損■) とす。本校に於ては中等科卒業生とし (■資料破損■) 実から養成するのみならず進んで高等 (■資料破損■) 学校に入らんとするの志望を有する者に對 (■資料破損■) 特に留意し十分 (■資料破損■) すべき素地を (■資料破損■) んとす。

(■資料破損■) 年八月 日 校主 述

## 2.7.2 顧問及評議員に関する研究

茲に研究せんとする所のものは根津商業学校に於ける教育の方針、学科課程、教員及生徒に関する重要事項に就き顧問及評議員を置くの必要ありや否の問題に他ならず。而して此の顧問及評議員と財団法人根津育英会の顧問及評議員とは全然別物にして両者の間に何等の交渉を有すべきものにあらず。本校に顧問及評議員を置くを利益とするは其の顧問 (■資料破損■) 適当の人物なる場合に限るべし。適当の (■資料破損■) 合に在りては本校の教育上に及ぼす効 (■資料破損■) 鮮からざるべく、單に其の名を聞く許りに (■資料破損■) 校に対する世間の信用を厚うするの事実は (■資料破損■) して見るところなり (■資料破損■) 其の名 (■資料破損■) 用を厚うするに足る (■資料破損■) 人物は (■資料破損■) を我国 (■資料破損■) むることを得べきか、若しも誤りて格別の (■資料破損■) 思われぬ人物又は商業にも教育にも縁遠 (■資料破損■) 羅列して顧問及評議員と為すが如きこ (■資料破損■) て本校の為めに不利益なる結果を來すこととなるべし。畢竟本校に顧問及評議員を置くべきや否は世に適當なる人物在りや否に由りて決定せざるべからざるなり。今試みに現在に於

て最も適當なりと認むる者を挙ぐれば左の如し

顧問

子爵	瀧澤栄一
法学博士	一木喜徳郎
評議員	
東京商科大学長法学博士	佐野善作
全 教授法学博士	上田貞次郎 <sup>13</sup>
全 教授法学博士	三浦新七 <sup>14</sup>
東京外国语学校長	長屋順耳

(■資料破損■) 議員に根津嘉一郎及正田貞一郎 (■資料破損■) 次郎、本間則忠を加うる方可ならん (■資料破損■) 人々は比較的本 (■資料破損■) のみならず高邁 (■資料破損■) <sup>ひと</sup>齋しく畏敬する所なればなり。

### 2.7.3 本校の設立申請方に関する研究

本校の設立申請方につきては二様の途あり。其の一は私立学校令に依り地方長官の認可を得るの途にして其の二は実業学校令に依り文部大臣の認可を得るの途之なり。而して設立せられたる上の効果に至りては両者の間に大なる相違あることなし。唯其の認可権者的地方長官たると文部大臣たるとに隨い設立の申請に対し取扱方につきて自ら寛厳の差を (■資料破損■) 事実上免れざる所なるべし。東京府に於て (■資料破損■) せらるる私立の実業学校を認可し監督 (■資料破損■) る寛大にして且設立者の自由なる希望を (■資料破損■) るに便宜なり、然るに文部省に於て (■資料破損■) 設立せらるる (■資料破損■

<sup>13</sup>のち東京商科大学長、東亜經濟研究所長

<sup>14</sup>のち東京商科大学長

■) にして且設立の (■資料破損■) を拘束 (■資料破損■) に東京府下に在る私立の実業諸学校は多く (■資料破損■) 令に依りて設立せらるるの実情なりとす (■資料破損■) 学校令に依りて一旦設立したる後数年を (■資料破損■) 学校令に依りて引き直す場合に在りては文部省に於ても割合に寛大に取扱い容易に認可するの事実あり。之が為め文部大臣の認可を得るの希望を有するものも先以て私立学校令に依りて設立するの例となれるが如し。

茲に実業学校令に依りて設立する場合と私立学校令に依りて設立する場合の利害につき現行法及実際上の取扱いを比較すれば左の如し。

#### 一 学校の組織及名称

別紙根津商業学校規則に掲ぐる如く、学校の組織が普通科、専攻科、中等科、高等科と為すと仮定するときは、此の内中等科だけは実業学校令に当嵌まり其の他の三科は実業学校令には当嵌まらざるなり。即ち其の修業年限に於て学科課程に於て将た生徒定員数に於て実業学校令並に其の施行規則に違反するを以て文部省に於ては中等科以外の三科は之を削除するにあらざれば認可せざるな (■資料破損■) 文部省にては専攻科又は高等科と称する (■資料破損■) くることを禁止せり。依って此の規則に掲 (■資料破損■) 組織全体を有する一個の学校と為すこと (■資料破損■) 自然中等科に該当する部分のみを以て一 (■資料破損■) し他の三科を合併し (■資料破損■) 前者を文部大臣 (■資料破損■) 認可 (■資料破損■) 東京府知事の認可を得て設立するの外に致 (■資料破損■) らざるなり。其の結果として同一の建築物 (■資料破損■) 大臣の認可を得て設立したる学校と東京府知事の認可を得て設立したる学校とに二個の学校が併置せらることと為り、随って学校の名称も亦二個を要することとなるなり。然るに私立学校令に依り東京府知事の認可を得て設立するときは、普通科、専攻科、中等科、高等科の全体を有する一個の学校と為すことを得るの便あるのみならず、学校の名称も素より一個にして名実共に統一ある教

育を施すことを得べきなり。

## 二 修業年限

実業学校令に依る学校の修業年限は三年以上たるべしと規定せられたるを以て普通科、専攻科、高等科の三科は法規上実業学校令に依ること能わざるものとす。然るに實際上社会の為に有益なるは此の三科に在り。全国各地殊に東京大阪に於ては普通科程度の教育を要求するもの甚だ多し。而して此の種の教育施設は現在に於ては不足を告ぐるのみならず、偶々其の施設を為すものありと (■資料破損■) 其の他の点に於て極めて不完全たるを免 (■資料破損■) 感あり。依って本校に於て普通科に重きを (■資料破損■) て専攻科、中等科、高等科をも施設せんと (■資料破損■) 私立学校令に依るの外なし。私立学校令に (■資料破損■) きは如何なる学科 (■資料破損■) なり。

### (■資料破損■) 員数

(■資料破損■) 令に依りて設立したる学校の生徒定員 (■資料破損■) 五百人を以て最大限と為す。而して現在は唯○校あるのみ、文部省に於ては之以上の多数は未だ曾て認可したことなく、将来とも認可せざる方針に定まり。然るに私立学校令に依りて設立するときは、生徒の定員数に制限なく随分多数に上るも差支なきが如し。現に東京市内には七千人の生徒定員を有する学校に対し何等の故障なく認可したる実例あるを見る。

## 四 各種の特典

### (イ) 高等商業学校の入学資格

実業学校令に依り設立したる商業学校に在りては卒業生は高等商業学校の入学試験に応ずるの資格を当然に有するも、私立学校令に依りて設立したる学校の卒業生に至ては此の特典を有することなし。然れども其の私立学校が実業学校令に依り設立したる商業学校と同一程度のものなりと認定せられたるときは此の特典を有することと (■資料破損■) 結局は両者毫も差異なきことと為る

(■資料破損■) 第十三條の特典 (■資料破損■) 実業学校令に依りて (■資料破損■) られたる学校も私立学校令に依りて設 (■資料破損■) れたる学校も同様に願出 (■資料破損■) 陸軍省の認定を得るには (■資料破損■) と私立学校令に依るとを問わず同様 (■資料破損■) の要件を具備せざるべからず。其の要件 (■資料破損■) に至りては茲に詳述すること能わざるも、大体に於ては中学校と同一程度の教育施設を有し、其の学校に於ける兵式体操の成績優良なるを要すべきなり。

#### (ハ) 文官任用令上の特典

此の特典を得るには実業学校令に依りて設立せられたると私立学校令に依りて設立せられたるとを問わず中学校と同等以上の教育を為す学校なりと認定せらるるを要すべきなり。

凡そ学校の特典なるものは、一 進んで上級の学校に入学せんとする場合 二 在学中兵役義務の為に学業を中廃することなきを欲する場合 及び 三 学校卒業後國家の官吏として任用せられんとする場合に於て其の生徒を教育する所の学校が夫々必要なる要件を具備するに依りて認定を得たる上享有するものとす。而して本校に在りては組織上各科中單り中等科に限り此の特 (■資料破損■) 享有せんことを期したり。依って修業年限 (■資料破損■) 等に於て其の名の如く中学校と同等程 (■資料破損■) 業教育を施すことと為したるなり。

(■資料破損■) 学校令に依りて設立せられたる (■資料破損■)

#### 2.7.4 生徒募集に関する研究

私立学校に在りては入学志望者の多少を以て其の学校の盛衰を卜することを得べし。内容の充実せる学校には自ら志望者の数多く之に反して内容の不十分なる学校には志望者の数少なきは論を俟たざる所なり。然るに内容の充実せるや否を知らしむるにあらざれば入学志望者

いぢ  
は孰れの学校を撰みて入学願書を提出すべきやを決定すること能わざるべし。

是に於てか各学校は生徒募集の方法に重きを置き (■資料破損■) 方法を講じて盛に入学志望者を誘致 (■資料破損■) るを見る教育界の一現象として亦己 (■資料破損■) なりと謂うべし。

(■資料破損■) るが為め東京市内は (■資料破損■) 立の趣旨に至らば世の学校 (■資料破損■) 財を投じて公益の為に儘さんとする (■資料破損■) 此の点に就きては いやしく 荷も誤解ながらし (■資料破損■) 本校創立の美挙を謳歌するに至らし (■資料破損■) 期せざるべからず。創立の際既に好評あり、而して歳月を経るに隨い在学生とに依て内容の充実を立證するあらば本校の声価は益々 たかま 昇るべく斯くの如くにして卒業生を出すに至らば、その数を増すと共に本校が実業界に貢献すること愈々多きを加うることと為なり。永世不朽の基礎を確立するに至るべきなり。

生徒募集の方法として新聞紙面に広告し或は有力なる月刊雑誌も広告するは普通に行わるる所なり。茲に特殊の方法として実行するに足るべきものを挙ぐれば左の如し。

一 東京市内の各小学校に本校創立の趣意書及生徒募集の広告を配布すること

二 東京市内の各会社、銀行、官庁及工場等に全上の書類を配布し其の給仕、雇人又は徒弟に周知せしむること

(■資料破損■) 市街地殊に商業の盛んなる地方に全上 (■資料破損■) 配布し修業を望む者に周知せしむること

(■資料破損■) 会社、銀行、工場の重役亦は県郡市 (■資料破損■) に面接して本校創立の趣旨及 (■資料破損■) 明し且修業希望者に (■資料破損■)

### 2.7.5 創設費予算

#### 一 建築費

金貳拾貳万六千九百円也 総額

内訳

金拾九万四千五百円也 各階諸室総坪数七百七十八坪 一坪に付二百五十円宛

(■資料破損■) 九千円也 各階廊下総坪数七十六坪 一坪に付二百五十円宛

(■資料破損■) 百五十円也 各階階段総坪数三十九坪 一坪に付二百五十円宛

(■資料破損■) 七百五十円也 便所一所十五坪 一坪に付二百五十円宛

(■資料破損■)

#### 三 備品費

金壹万円也 総額

金四千円也 生徒用机腰掛八百組一組に付五円宛

金千五百円也 職員用卓子椅子五十組一組に付三十円宛

金三千円也 器械標本等

金壹千五百円也 金庫其の他

合計 金貳拾四万六千九百円也

#### 経常費每一か月収入支出調

##### 一 収入の部

一金貳万五拾五円也 総額

内訳（別紙の通り）

二 支出の部

一金壱万八百七拾四円八拾銭也 総額

内訳

(■資料破損■) 弐拾四円八十銭也 教員給（別紙の通）

(■資料破損■) 電燈料

(■資料破損■) 火災保険金

金五百円也 諸雑費

収入支出差引

残金九千百八拾円弐拾銭也

### 創設費補填の方法

金弐拾四万六千九百円也 創設費総額

内訳（別紙の通り）

一金九千百八拾円弐拾銭也 每一か月剩余额

内訳（別紙の通り）

(■資料破損■) 額を補填するの途は每一か月剩余额を (■資料破損■) 在り。依て每一か月の剩余额を以て創設 (■資料破損■) 除するときは補填に要する月数を得べ (■資料破損■) 十か月の間に全額を補填 (■資料破損■) ること能わざるべし。其の (■資料破損■) 員の総数を充実せしむること能わざる (■資料破損■) こと之なり。之が為に每一か月収入の (■資料破損■) を來し収支差引残額に於て前頭の数より少なきことを免れざるべし。最 もつとも此の場合に在りても或る程度迄は支出額も自然少なかるべけれ共其の割合に至ては比較的多くの経常費を要するものなるが為め収支差引残金は到底前頭の数に達することもと能わざる (■資料破損■) の如き事実あるが為に三十か月即二年半の間に (■資料破損■) を完了することは出来難きも、生徒の増加に

(■資料破損■) 次第に予定の収入を得るに至るを以て如何 (■資料破損■) 長引くも三四年を出でずして補填を完了し得べきことは殆ど疑を容れざる所なりとす。

(■資料破損■) 入に関連して一言を付加せんに、此の学校が建設せられたる以上は着々として予定の生徒定員を入学せしむることは素より言を俟たざる所なるが、其の外別に講習会若は研究会等を開催して普く教育上の利用に供し十分に此の建物に依りて公益を図ることを務めざるべからず。例えは産業組合亦は農事 (■資料破損■) の実業に関し講習又は研究会を開 (■資料破損■) き之なり。或は是等利用の方法宜し (■資料破損■) きは創設の際に在りて生徒数 (■資料破損■)

(以下資料逸失)

## 2.8 根津中等学校設立に関する申請 【78024】

作成日時 1923年（大正12年）  
原稿形態 謄写版印刷

### 私立学校設立に関する申請

私儀私立学校令第二條に依り私立学校を設立致度候に付御認可相成度別紙書類相添此段及申請候也

大正十二年 月 日  
願人

東京府知事 宇佐美勝夫<sup>15</sup>殿

<sup>15</sup>東京府知事在任 1921年5月～1925年9月

**一 目的** 小学校卒業以上の学力を有する者に対し夜間に於て中等教育を施すを以て目的とす。

**二 名称** 根津中等学校

**三 位置** 麹町区飯田町二丁目拾番地

**四 校地、校舎、寄宿舎の平面図** 別紙の通り。但し寄宿舎は当分之を設けず。

**五 校地の地質** 表土は五寸許り壤土質、其の下は堅硬なる粘土質深さ数尺に達す。

### 飲料水の定性分析

水道を使用するにつき之を略す。

### 付近の情況

東方は人家に接し一町許りにして九段坂下より飯田橋に通ずる電車通りに至る。西方も亦人家に接し一町余隔たりたる所に和洋裁縫学校在り。南北の両方は共に道路に接し此の道路を隔てて人家と相対す。

此の地は元来九段中坂と称する坂道に沿い、西方に高く東方に低き傾斜の中腹に在り。故に左前方は駿河台に相対し右前方は近く神田区一帯を瞰下し、本所深川を隔てて遙に総州を望む。後方の台地には靖国神社在り、其の境内を距ること僅に二町計りに過ぎず。周囲数丁の間には工場劇場の如き喧噪若くは不衛生の建造物なし。

**六 学則** 別冊の通り。

### 職員

校長1名、主事1名、教員若干名、生徒監若干名、事務員若干名

校長は本校を統督し且之を代表す。

主事は校長の命を承け校務を掌理し、校長を補佐す。

教員は校長の命を承け生徒の教授訓育に任ず。

生徒監は校長の命を承け生徒を監督す。

事務員は校長の命を承け主事の指揮に隨い庶務会計其の他の事務に従事す。

**七 開校の予定期** 大正 12 年 9 月 10 日

**八 生徒定員** 2,000 名

**学級数**

夜間中学科十四学級、商業科十四学級但し大正十二年度に在りては夜間中学科三学級、商業科三学級とす。

**九 経費及維持の方法** 経費は別紙予算表の通り。

維持の方法は授業料校費及入学料等の収入を基とするも、若し収支償わざる場合は設立者に於て之を補給す。

**十 設立者の資格身分** 別紙の通り。

### 初年度収入支出予算

(大正 12 年 9 月より全 13 年 3 月に至る)

収入之部		
科目	金額	摘要
授業料及校費	10,986	授業料生徒一人に付 月額 3 円 50 錢 校費 50 錢づつ
入学料	480	生徒一人に付 1 円づつ

計	10 11,476	
<b>支出之部</b>		
科目	金額	摘要
俸給	9,520	
校長主事教員及生徒監給	8,400	校長主事各1人教員専任6人 一人に付 月額100円 兼任 5人一人に付 月額50円づつ 生徒監兼任2人一人に付 月額50円づつ
事務員給	1,120	
校費	1,400	
備品費	350	
図書費	250	
消耗品費	150	
器械標本費	300	
博物理化学実験費	150	
雜費	200	
予備費	556	
予備費	556	
計	11,476	

### 次年度収入支出予算

<b>収入之部</b>		
科目	金額	摘要
授業料及校費	40,895	全上
入学料	1,120	全上
雜収入	30	
計	41,995	
<b>支出之部</b>		

科目	金額	摘要
俸給	37,200	
校長主事教員 及生徒監給	33,600	校長主事各1人教員専任16人 一人に付 月額100円 兼任 12人一人に付 月額50円づ つ 生徒監兼任2人一人に付 月額50円づつ
事務員給	3,600	4人内2人 月額80円 2人 70円づつ
校費	3,850	
備品費	1,000	
図書費	800	
消耗品費	350	
器械標本費	1,000	
博物理化学実 験費	300	
雑費	400	
予備費	945	
予備費	945	
計	41,995	

### 第三年度収入支出予算

収入之部		
科目	金額	摘要
授業料及校費	60,479	全上
入学料	1,660	全上
雑収入	50	
計	62,189	

支出之部		
科目	金額	摘要
俸給	52,800	

校長主事教員及生徒監給	48,000	校長主事各1人教員専任25人 一人に付 月額100円 兼任 18人一人に付 月額50円づつ 生徒監3人一人に付 月額50円づつ
校費	4,800	5人一人に付 月額80円づつ
備品費	5,500	
図書費	1,200	
消耗品費	1,000	
器械標本費	500	
博物理化学実験費	1,500	
雜費	500	
	800	
予備費	3,889	
予備費	3,889	
計	62,189	

### 第四年度収入支出予算

収入之部		
科目	金額	摘要
授業料及校費	66,998	全上
入学料	1,840	全上
雜収入	60	
計	68,898	

支出之部		
科目	金額	摘要
俸給	59,760	

校長主事教員及生徒監給	54,000	校長主事各1人教員専任28人 一人に付 月額100円 兼任 20人一人に付 月額50円づ つ 生徒監兼任4人一人に付 月額50円づつ
事務員給	5,760	6人一人に付 月額80円づつ
校費	6,050	
備品費	1,300	
図書費	1,200	
消耗品費	750	
器械標本費	1,000	
博物理化学実験費	800	
雑費	1,000	
予備費	3,088	
予備費	3,088	
計	68,898	

## 第五年度収入支出予算（完成年度）

収入之部		
科目	金額	摘要
授業料及校費	72,844	全上
入学科	2,000	全上
雑収入	80	
計	74,924	

支出之部		
科目	金額	摘要
俸給	63,320	

校長主事教員及生徒監給	57,600	校長主事各1人教員専任30人 一人に付 月額100円 兼任 22人一人に付 月額50円づつ 生徒監兼任4人一人に付 月額50円づつ
事務員給	6,720	7人一人に付 月額80円づつ
校費	6,600	
備品費	1,500	
図書費	1,300	
消耗品費	800	
器械標本費	1,200	
博物理化学実験費	800	
雜費	1,000	
予備費	5,004	
予備費	5,004	
計	74,924	

## 2.9 根津中等学校学則（大正12年）【137168】

作成日時 1923年（大正12年4月19日）  
原稿形態 謄写版印刷

### 第1章 総則

**第1條** 本校は尋常小学校卒業以上の学力ある者に対し中等程度の普通教育若は商業教育を施すを以て目的とす。

**第2條** 本校には夜間中学科及商業科を置く。

**第3條** 修業年限は夜間中学科に在りては五か年、商業科に在りては二か年半とす。

## 第 2 章 学年学期及休業

第 4 條 学年は 4 月 1 日に始り翌年 3 月 31 日に終る。

第 5 條 夜間中学科に在りては一学年を分ちて左の三学期と為す。

第 1 学期 4 月 1 日より 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日より 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日より 3 月 31 日まで

商業科に在りては一学年を分ちて左の二学期と為す。

第 1 学期 4 月 1 日より 10 月 31 日まで

第 2 学期 11 月 1 日より 3 月 31 日まで

第 6 條 休業日左の如し。

春季休業 4 月 1 日より 全月 10 日まで

夏季休業 7 月 21 日より 9 月 5 日まで

冬季休業 12 月 25 日より 翌年 1 月 7 日まで

祝祭日日曜日

本校記念日

## 第 3 章 学科課程及授業時数

第 7 條 夜間中学科の学科課程及教授時数左の如し。（別紙の通り）

第 8 條 商業科の学科課程及教授時数左の如し。（別紙の通り）

## 第 4 章 課程の修了及卒業

第 9 條 夜間中学科に在りては各学年末に於て、商業科に在りては各学期末に於て、課程の修了を定む。

**第10條** 課程修了は当該学年又は当該学期に於ける行状、勤惰、平素の成績及試験の成績を考査して之を定む。但し学科目の種類に依り試験を行わざることあるべし。

**第11條** 前條の考査に依り当該学年又は当該学期の課程を修了したる者を進級せしむ。

全学年又は全学期の課程を修了し、且在学中の成績考査に合格したる者を卒業せしむ。

**第12條** 試験を分ちて平常試験及定期試験とす。

平常試験は学科の進度に応じ隨時之を行い、定期試験は学期末及学年末に於て之を行う。

**第13條** 試験の成績は科目評点及平均評点を以て表示し、一百を以て満点とす。

**第14條** 試験の成績左の各号の一に該当する者は進級又は卒業することを得ず。

- 一 平均評点六十点未満なるとき
- 二 科目評点四十点未満のものあるとき
- 三 科目評点五十点未満のもの二科目以上あるとき
- 四 科目評点六十点未満のもの五科目以上あるとき

**第15條** 試験に欠席したる者の評点は、当該学年又は当該学期に於ける平素の成績を参酌して之を定む。

**第16條** 欠席、休学、停学等の為、平素の成績を考査すること能わざるときは臨機の処分を為す。

**第17條** 本校所定の課程を履修し卒業したる者には第一号書式に依る卒業證書を授与す。

## 第 5 章 入学退学及休学

**第 18 條** 入学期は、夜間中学科に在りては毎学年の始め商業科に在りては毎学期の始めとす。但し時宜に依り臨時入学を許可することあるべし。

**第 19 條** 夜間中学科に在りては尋常小学校卒業者又は之と同等の学力を有する者を第一学年に入学せしめ、且<sup>かつ</sup>学力に応じて相当学年に編入せしむ。

商業科に在りては尋常小学校卒業者又は之と同等の学力を有する者を第一学期に入学せしめ、且<sup>かつ</sup>学力に応じて相当学期に編入せしむ。

**第 20 條** 入学志願者は第 2 号書式に依る入学願書に履歴書及前学校に於ける成績証明書を添えて差出すべし。

**第 21 條** 入学の許可を得たる者は、第 3 号書式に依る在学証書に保証人署名捺印の上許可後一週間以内に差出すべし。

**第 22 條** 保証人は父母、親戚又は知人等にして東京市内若は市付近くに於て一戸を立て生徒の身上に關し一切の事項を引受くるに足るべき資格を有する者に限る。

**第 23 條** 保証人市内に転居し又は改名改印其の他身上の異動等ありたる場合は速に届出づべし。

保証人遠く市外に転居し又は死亡等の場合は速に之に代るべき保証人を立づべし。

**第 24 條** 病氣其の他已むを得ざる事故の為退学せんとするときは其の事由を具し保証人連署の上届出づべし。

**第25條** 病氣其の他已むを得ざる事故の為、予め二カ月以上出席し能わざることを認めその事由を具し休学を願出たるときは審査の上之を許可す。

**第26條** 休学願書には保証人の連署を要す。又病気の場合は更に医師の診断書を添付すべし。

**第27條** 兵役に服する者は其の届出に依り現役中休学せしむ。

## 第6章 学費

**第28條** 入学を許可せられたる者は、許可後五日以内に入学料金壹円を納むべし。

**第29條** 授業料は月額金参円五拾錢とし、毎月五日までに当月分を納むべし。

**第30條** 生徒は校費として毎月金五拾錢を授業料と共に納むべし。

**第31條** 第25條及第27條に依り休学中の者は学費を納むるに及ばず。

**第32條** 既納の学費は何等の事情あるも之を還附せざるものとす。

## 第7章 特待生、貸費生及委託生

**第33條** 品行方正、学術優等にして他の生徒の模範と為る者は之を特待生とし、一定の期間内授業料及校費の一部又は全部を免除す。

**第34條** 品行方正、学術優等の生徒にして学費支弁の途なきに至ったるときは、特に本校より学資を貸与することあるべし。学資貸付に関する細則は別に之を定む。

**第 35 條** 官公衙、諸会社又は一私人より生徒を指定して学資の給付を為し其の支給方等を本校に委託するときは、之に応ずるものとす。但し生徒卒業後の義務に付きては当事者間に於て直接に協定するを要す。

## 第 8 章 賞罰

**第 36 條** 左の各号の一に該当する者には賞品若は賞状を与え、之を表彰す。

- 一 一学年間無欠席にして学業に精励なる者
- 二 品行方正又は学術優等にして他の生徒の模範と為る者

**第 37 條** 左の各号の一に該当する者は其の輕重に隨い之を処罰す。

- 一 校則に背き又は校命に <sup>したが</sup> 遵 <sup>したが</sup> わざる者
- 二 品行不良又は怠惰に陥り校訓を省みざる者
- 三 謂れなく学費の納付を怠り、又は生徒たるの本分を過りたる者

**第 38 條** 処罰は之を分ちて戒飾<sup>16</sup>、停学、放校の三種とす。

## 第 9 章 職員及職務

**第 39 條** 本校の職員及其の職務左の如し。

校長 は本校を統督し且之を代表す

---

<sup>16</sup>原文ママ、戒飭の誤り

**主事** は校長の命を承け本校の事務を掌理し且校長を補佐す

**教諭** は校長の命を承け教授訓育の任に当る

**生徒監** は校長の命を承け生徒を監督す

**事務員** は校長の命を承け主事の指揮に隨い庶務会計其の他の事務に従事す

第1号書式

卒業證書

校印

氏名

生年月日

右者本校中学科（商業科）ノ課程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ茲ニ之ヲ證ス  
年 月 日

校長 氏名

印

番号

第2号書式

入学願

本籍

現住所

族称

戸主又ハ何某何男又ハ弟

氏名

生年月日

右者今般貴校中学科（商業科）第何学年（第何学期）ニ入学許可相成度履歴書相添此段願上候也

年 月 日 右願人 氏名 印  
校長氏名 殿

第 3 号書式

収入印紙

本人印

保証人

在学証書

私儀今般御校へ入学許可セラレ候ニ付テハ在学中校則ヲ遵守スヘキハ勿論学籍ヲ  
脱シタル後ト雖在学中ニ生シタル一切ノ義務ハ確実ニ履行致スヘク候若シ違背致  
候節ハ連署者タル保証人ニ於テ一切御引受ケ申スヘク候仍テ証書如斯候也  
年月日

本籍 戸主又ハ何某何男  
族称 又ハ弟

在学者 氏名  印  
生年月日

本籍 現住所  
現住所 職業及本人トノ関係

保証人 氏名  印  
生年月日

学校長氏名 殿

## 2.9.1 (別紙) 学科課程及教授時数

### 夜間中学科各学年毎週教授時間表

学科目 \ 学年	予科			本科	
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	7	7	7	6	6
外国語	7	7	7	5	5
歴史地理	2	2	2	3	3
数学	5	5	5	4	4
博物	1	1	2		
物理及化学				4	4
法制及経済				1	1

図画	1	1		
計	24	24	24	24

商業科各学期毎週教授時間表

学科目 \ 学年	予科			本科	
	第1 学期	第2 学期	第3 学期	第4 学期	第5 学期
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	6	5	4	2	2
作文習字	3	3	3	1	1
英語	7	6	6	6	6
歴史地理	1	1	2		
数学	6	6	5	4	4
簿記		2	2	4	4
商事要項			1	2	2
法制				2	1
経済					2
商品学				1	
商業実践				1	1
タイプライター					
計	24	24	24	24	24

## 2.10 根津育英会第二事業に就いて [95029]

作成日時 1923年（大正12年）  
 原稿形態 謄写版印刷  
 備考 原稿中で武藏高等学校の開校（1922年）を「昨年」と言及している。

根津育英会第二事業に就いて

本間則忠

— 根津家の寄付に依りて根津育英会が生れ出て根津育英会の事業として武蔵高等学校が設立せられましたが、根津育英会は今回更に他の有益なる教育事業を興すべき時運を迎えたのであります。根津家に於ては先年來 <sup>しばしば</sup> 屢秀才を教育する学校の外に中産以下の子弟が小学校卒業後に入学すべき学校を設立して見たいと云う御考を漏らされてあります。現に大正十年八月中根津邸に於て一木顧問<sup>17</sup>、宮島<sup>18</sup>、正田<sup>19</sup>、本間<sup>20</sup>の三理事会合の折にも

「武蔵高等学校は國家の為に權威ある人物を養成する学校であつて誠に満足の至りであるが、此の学校の外に五千人位の多数生徒を収容して廣く世間の人々に用立つ様な学校を建てて見たいものです。」

と申されました。此の御考えに対しては一木顧問を始め私共迄至極賛成の意を表しましたが、其の頃は武蔵高等学校の設立に付、漸く申請書を其の筋に差出した許りの折柄なので、

「之が実行につきては先ず順序として武蔵高等学校を首尾能く開校した後に御着手を願いたい。」

と申上げて置いたことあります。然るに其の武蔵高等学校の開校も昨年四月<sup>21</sup>を以て首尾能く相済み今や新に第二学年を迎えるとする時期となりました。実は大正八年十二月二十八日根津邸に於て平田總裁<sup>22</sup>を始め各顧問の御方々が御參集に為り根津家の教育事業に付、最初の協議会を開きました際に、財団法人を学校から切り離して独立することに提案いたしましたが、

<sup>17</sup>一木喜徳郎 根津育英会評議員・監事・顧問、武蔵高等学校初代校長

<sup>18</sup>宮島清次郎 根津育英会理事

<sup>19</sup>正田貞一郎 根津育英会理事

<sup>20</sup>本間則忠 根津育英会理事

<sup>21</sup>1922年(大正11年)4月

<sup>22</sup>平田東助 根津育英会評議員・顧問

これは若しや根津家に於て前に述べた様な御考でも在りはしまいか、在りとしたならば学校を法人として置くよりも却って法人を独立させて置く方が宜しいと感じました為であります。

顧うに当時社会要求は秀才教育機関の必要を叫ぶと同時に中産以下の子弟の為にする教育機関の欠乏を訴えつつありますから、根津家の教育事業としては此の二つが相俟って実行せらるるならば完璧であると心中密に期待した様な訳であります。茲に根津家が曩に武藏高等学校の為に寄附せられた財産以外に更に多大の財産を寄附して根津育英会第二の事業を興さるることに為ったのは我国教育の為め慶賀に堪ゆざる所であって錦上更に華を加うるの美挙と称賛致さねばなりません。

- 二 根津家に於ては根津育英会の第二事業として中産以下の子弟が小学校卒業後に入学すべき教育機関を施設する為め新に左の通り寄附せらるることに為りました。

(一) **学校敷地** 敷地は九段中坂に沿い坂の中腹に在り長さ二十八間余巾十五間余の正しき長方形を為したる空地であります。此の地左方は駿河台に対し正面より右方にかけて本所深川を瞰下し、遠く下総の山々を望みます。九段坂下の停留所にて電車を下りますれば二三分歩んで此の地に達することを得ます。

(二) **校舎** 校舎は鉄筋コンクリートを以て敷地一杯に建築し其の高さは警視庁の建築規則に照し許す限り高くし、地下室を合せて四階と致します。校舎の構造は別紙図面の通り長方形中洞の式に依り所謂米国式の建造物と為し、出来得る限り敷地坪数の割合に建物坪数を多くする様に計画致しました。此の校舎の構造上特長と称すべき点に三あります。

- イ 屋上に体操場を設けたることは其の一であります。屋上に体操場を設くるが為に校舎全体の建て方を米国式に依り長方形の一団と為しました。それで此の屋上の中央の天窓の周囲に在りて巾五間半程の長方形型環状を為すこととなるのであります。
- ロ 第一階に大講堂を設けたことは其の二であります。第一階は地下室の直上天窓の真下に在りて天窓より入り来る光線を直接に受け校舎中洞の底を為す場所であります。校舎中洞の底は之を普通の講堂に用い、長さ十間巾五間に過ぎませんが其の左右に在る四個の教室の間仕切りを取り外すときは巾に於て更に八間を加え、百三十坪の一室と為ります。これを大講堂として用いるのであります。
- 大講堂は卒業式、祝祭日の諸式を始め多数の生徒又は学校関係者を一堂に集むるの必要ある場合に欠くべからざるは勿論のことであります。尚、夏冬期休業に際し全国の青年若は教員の為にする講習会場に充て、或は日曜其の他の休日に際し教育に関する諸会合の場所に充つるも亦必要と思います。
- 斯様に此の大講堂を諸種の会場に充つることは此の学校固有の事業ではないとした処が折角かかる便宜の位置に建設せられます以上は教育界一般の如く立つることも亦結構なことであろうと思われます。
- ハ 各階に於ける教室に出入すべき廊下を出来得る丈節約したことは其の三であります。廊下を節約すると云うことは、取りも直さず之に依て教室の坪数を多くすることを申すのであります。狭き敷地に多くの教室坪数を得んが為めには是非考えなくてはならぬ事柄であ

ります。此の校舎は長方形にして屋上の中央部に天窓を設け、之に依って各階の内方を照し天窓直下の床面を以て大講堂と致すのでありますから、廊下は此の各階の内方に於て長方形環状に設くることあります。此の如くして廊下を節約する代りには、教室の外方に於て所々に非常梯子を設くることは申す迄もないことあります。

**(三) 所要の備品** 教授上又は執務上必要なる器械器具其の他の備品は学校開始前に於て教育事業を実施する上に差支えなき様に調えて下さることあります。

前掲の寄附に付尚承りまするに、此の敷地は同家数十年來の所有であるが其の地代を時価に見積りそして校舎建築費及備品調達に要する費用を合せたならば金五十万円位で済みましょうから其を寄附することにしよう、とのことあります。実は此の合計金五十万円と申されたのは根津家より所要金額につきて色々と御尋おたずねを蒙りました際に私等より御答を申上げた金額其のものに他ならぬのであります。

三 根津育英会の第二事業として学校を設立するに方あたり根津家より敷地、校舎、及器具器械を寄附せらることは前項に述べた通りであります。此の寄附に依りて学校教育を開始するのであります、さて其の開始後に於ける教職員の俸給其の他の所要費は如何なる収入に依りて支弁すべきやと申しますれば、生徒より徴収する授業料及校費に依りて支弁するのであります。東京市内に於ける私立学校は勿論、全国の私立学校は殆ど皆其の通りであります。武藏高等学校の如く基本財産の収益に依りて日々月々の所要費を支弁する学校と云うものは今日の處此の学校以外には絶無と申しても差支えないと思います。

斯の如く生徒より徵収する授業料及校費のみに依りて教職員の俸給其の他の所要費を支弁することと定めたる以上は、学校経営の方法につきて深甚の注意を払わねばならぬことと思います。

もしも迂闊に経営した日には所要費額が収入額を超過していつもながら収入不足を來す様なこととなり、之が為に勢い優良なる教員を雇入れることが出来ずして劣悪なる教員のみを迎ひねばならぬ結果に陥ります。又教授用の器具器械にした所が不完全なものののみを備ひ付け、ほんの間に合せの教授を為すより外に致し方もないことになります。露骨に申せば東京市内の私立学校中には斯様な学校も決して少なくはない様に思われます。

之に反して巧に経営を為しつつある学校に在っては毎月の収入が支出を超過して差引計算上剰余を生じ、隨て基本財産も沢山でき学校教育の内容も整い生徒も喜んで居るのを見聞いたします。巧に経営すると云うことは決して授業料を他の学校よりも高くするとか又は安い教員を雇い入れて比較的に成績を良くするとか云う様なことではありません。私の視た所の学校では寧ろ授業料はほかの学校よりも安い位であって教員はほかの学校よりも遙に優遇して居るのであります。それでも毎月収支計算上に剰余を見つつあるのであります、これは決して不思議の現象ではありません。

思うに巧に学校を経営するの要訣としましては教員数の割合に生徒数が多いと云うことに歸着するのであります。細に申しますれば生徒数の割合には教員給が入らないと云うことであって、生徒一人に付一ヵ月五円の割合に當る教員給を要する学校よりも四円の割合で済む学校を以て巧に経営して居る学校であると申すのであります。

それには学校全体の生徒数を出来得る丈多くし、一学級の生徒数を出来得る丈多くするの必要がある訳であります。それには

又学科の性質にも依り法令の制限にも依らねばならぬのでありますから、社会の要求する学科であって入学志願者が多いことと割合に多くの生徒を以て一学級を組織し得らるる学科を撰みて設置することにも注意を払わねばなりませぬ。素より学校設立の趣旨を顧みない訳には参りません。又猥りに場当たりの学科を設置して生徒を吸収するの策を講ずることも出来ません。学校設立の趣旨を遵守しつつ入学志願者も多く一学級の生徒数も多いと云う結果を見なければなりませぬ。要するに根津育英会第二事業の成敗は全く学校経営方法の巧拙に依りて岐るるものであると申しても差支なかろうと思います。

四 根津育英会第二事業の成敗は学校開校後に於ける経営方法の巧拙に依りて岐るものであるとすれば、其の経営方法につきては極力研究を重ね予め最善の途を撰まねばなりませぬ。

私は既に御承知の通り、武蔵高等学校創立に際して世の私立学校と云うものにつきては種々の調査を遂げました。其の経営方法につきても実は今日迄出来得る限りの力を尽して調査を重ねた次第であります。それで甚だ無駄なる申上様ではありますが誠意を披瀝しますれば、此の第二事業を経営する上に於て屹度立派に成功し得べき確信を有して居ります。私は別紙の通り

- 一 此学校に設置すべき学科
- 二 其の各学科の毎週教授時数
- 三 各学年に於ける生徒員数
- 四 各学年に於ける所要教員数
- 五 授業料其の他の収入
- 六 所要経費
- 七 収入支出計算表

等を調整して見たのであります。幸いに之に依って経営せらるるならば毎月余剰を生じ十年内には相当の学校基本財産を蓄積することも出来るのであります。尤も此の調査中設置すべき学科其の他につきて御修正がありましたならばそれに順応して諸表を修正すべきは勿論であります、学校経営の筋書としては之に外ならぬことと思ひます。尚此の基本財産を蓄積すると云うことは私立学校の経営には極めて必要なることであつて決して等閑に附することは出来ないものでありますから、如何なる場合に在りても相当の剩余を生じる様に計画を立てなければならぬことと確信致します。

五 私が此処迄筆を執りました折に誠に喜ぶべき通知を手に致したのであります。其は此の根津育英会の第二事業につきて根本方針を打合やすために理事会を開くから根津邸に集会する様にとの御通知であります。依て此の理事会の席に於て承りました御意見を其の後、茲に掲げて根本方針を定むる原案に代えたいと思います。

**宮島理事の意見** 此の学校に置くべき学科は、本体として中学科と為すを最善と信じます。思うに中学の教育は小学教育の延長であつて高等なる普通教育に他ならんのでありますから、出来得るならば国民教育として国民全体に亘りて授けたいものであります、中々そうは参りません。

せめては通信教授を行い之に依ってでも全国の青年に対して普く中学教育を施したいと思う次第であります。尤も通信教授なるものは通常の場合に於て極めて不完全なるものであつて、たゞ熱心に其の講義録を読み且研究した所が到底講義録にては尽し難い所が在るのであります。

此の免れ難き欠点を補う為には、農閑又は夏冬期休業を利用し

て講習会を催すのであります。講習会の場所は主として東京に於て此の学校内に開くのが元則であります、旅費又は志望者の都合に依りては大阪でも福岡でも仙台でも札幌でも差支はないことと思います。此の講習会に依って所謂通信教授の力の及び難き所を補いたる上に、更に中学校最後の一年又は一年半丈だけは此の学校に収容して中学校教育を完了せしむるの方法に依るのであります。

斯様な趣旨を以て中学校を組織した場合には、生徒の数から申しますれば第一学年の生徒数よりも第二学年の生徒数が多く、第二学年よりも第三学年のほうが多いと云う様に、仕舞になればなる程多くなって丁度未広がりの形を為すことになるのであります。此等の組織につきては最初本間君も主張されたことであったが、兎も角全国各地方の市町村に於ける青年中には学費其の他の事情の為に、五箇年と云う長い間中学校に入りて修業することが出来兼ね非常に残念がって居る者も現に少くないのであります、此等の青年に対しては全く救済の途を開いてやる様な結果と為ることと思われます。

仮に此等の青年が学資金がない為に中学校に入ることが出来ず、家庭に在って朝夕残念がって居るものとすれば、此の如き趣旨に依って建てられた中学校が在ると云うことを知るや否や気も改まり、先ず以て之から二三年の間は自家の業務を励んで余金を作り学資を蓄えて、そして上京して此の中学校の最後の学年に編入して貰おうと云う決心を起すことに為るのは当然であります。

果して左様でありますならば、学資なきが為め中学校に入ること能わずして失望の涙に沈み鬱々と其の日を送る青年に対しては、少くとも慰安の曙光を与えることと為る、又小学校に在っては優等であったが学資が無い為に中学校に入ることが出来な

いのに、小学校時代には同級生で自分よりも成績が劣等であった者が小学校卒業の後は中学校にも入り将来は社会の要路にも立つの勢いを示して居ることを見聞きする度に、人情の免れざる欠点として毎々気を病んで家業さえ手につかず<sup>ままで</sup>併にならぬ世の中だ<sup>など</sup>杯と思いつめた末自暴自棄に陥り、遂には高言放論<sup>いたずら</sup>徒<sup>ままで</sup>に志士を気取り動<sup>やや</sup>もすれば資産家を羨み為政者を嫉み共産主義を唱道し社会主義を鼓吹するの傾向を生ずる者もないとも之が予防手段ともなり、又は遷善の進路を示すこととも為りはすまいかと思われます。

露国の現状は実に悲惨なものであります。先きに「レーニン」が共産主義を唱道してより全露都鄙を通じて新に生産の業を勤むるものなく、從来の資財は日に月に消耗し遂に老幼男女餓死途<sup>みち</sup>に横わることと為りたるは決して偶然ではないと思います。私の信する所では英國が此の赤化の浸潤を受けざる所以のものは、英國民の知能及常識の程度が露国民よりも優れるが為めであります。又伊国が赤化の影響を蒙りつつある所以のものは、伊国民の知能及常識の程度が英國民よりも劣れるが為めであります。凡そ国民にして高等なる知能と発達したる常識を有するときは、赤化運動も何等の効を奏するものではないと信じます。之を思いますれば我国の前途に対して決して拱手傍観すべき場合ではありません。國民知能の向上と常識の発達を図るにつきては一日も<sup>ゆるがせ</sup>忽<sup>さき</sup>にすべからざる時機に到達してあることを確く信ずるものであります。それで私は根津育英会第二の事業としては此の趣旨に於ける中学教育を本体として施設せられたいと考うる次第であります。

**正田理事の意見** 根津育英会の第二事業として新に学校を設立することにつきては至極賛成であります。根津家が曩<sup>さき</sup>に武藏高等学

校の為に三百六十万円の寄附を為さつたのであります、今又此の第二事業の為に新に多大の寄附を為さることに対しては深く感謝の意を表する次第であります。私は根津家の教育事業として既に興されたる武蔵高等学校のことに関連して申上げて見ようと思いますが、武蔵高等学校に於ては優良なる生徒を選抜して理想的の教育を施しつつあるのでありますから、申す迄もなく我国に於ける相等の地位又は資産を有する家の子弟に対して教育を施して居るものであります。其の結果は何れも皆大学に入り大学卒業の後は我国の要路に立ちて政治上又は実業上の枢機を握る人物と為るものと確信して居るので在ります。

斯様に上流の国民に対しては既に尽くされてあるのでありますから、今度新に興さるる第二の教育事業としては寧ろ労働者又は資産の乏しい家庭に於ける子弟に対して、教育上出来得る限りの便宜を得しむる様な学校を建てられたいと希望する次第であります。畢竟根津家の教育事業としては、我国に於ける社会の上下に亘って尽さることを希望する次第であって、所謂完璧を期したいと思うのでありますから是非此の方針を探っていただきたいであります。

試みに労働者の子弟や地方青年等が叫びつつある声を聞きますと、我々も小学校卒業後には人並に上級の学校に入りて修業をして見たいものであると云う頼母しき中にも悲哀の情を含んだ声であります。此の要求は多分将来も益々熾んに為ることと思われます。そして之等の要求と云うものは本来教育問題ではあるが之と同時に又一種の社会問題に外ならんのであります。中学校の数が少い為に志願者を収容することが出来ないと云うのは素より社会問題であって、学資が乏しい為に修業が出来ないと云うことも亦社会問題として救済の途を講ずるの必要があると思います。

そもそも国民思想の陥落に赴くのは素より色々の原因もありましょうが、中には学校が少い為に教育を受くる上に自由を得ない結果、又は学資が乏しい為に教育を受くる上に社会的に均等を得ない結果から起ることも決して少くはなかろうと思います。それですから此の第二事業としては、学資の乏しい子弟でも入学の出来る様な組織であって、しかも成るべく昼夜かけて多くの子弟を収容し得る学校を建てることが私の希望する所であります。

次に如何なる学科を設置すべきやと云うことにつきては、只今宮島理事からも承りました通り、矢張中学教育を本体と致しまして之に連絡ある他の学科を附設するのが至極適当であると信じます。実は私としては商業教育のことにつきては余りに知り過ぎて居る為めとも申すべきか、強いて御勧めは致し度くないと思います。どうも私共が使って見た所では商業学校の卒業生よりも中学校の卒業生のほうが実際に宜しいようであります。それですから此の学校では本体として昼間に中学科を設置し、夜間に於て商業科を附設さるるの位の処が適當であろうと思うのであります。

**本間理事の意見** 只今宮島正田両理事から御述べになった通り、此の学校に於ては中学科を本体とすること及之に有益なる他の学科を附設することにつきては私も予てより至極適當と信じて居る次第であります。其の理由は両君の御話で既に尽されて在りますから繰返して申上ぐることは避けますが、茲に中学科を本体として設置した上に如何なる学科を附設すべきかと云うことにつきて申上げてみたいと思います。

(一) 目下開会中の帝国議会分科会に於て、二三議員の質問

に対して赤司文部次官<sup>23</sup>の答弁中に、中学校の数を増加することは地方経済上又は教員配置上の関係もあるので容易にこれを実行することは出来ませんが、他の方法に依て生徒の収容力を増加して入学難を緩和しようと考へて居りますと云う趣旨を述べられました。

此の他の方法に依ると云うことは、私の知り得たる所にては、夜間中学を許可するの精神を表明せられたものであろうと思います。夜間中学を許可すべきや否は当局多年の研究問題であった様ですが、次官の表明に依ると、多分時勢の要求は研究又は考慮の余地を与えない程に切迫したことと想像致されます。尤も夜間中学を許可する場合には之が実施規則も発布せらるることでありましょうが、恐くは体操其の他比較的不急な学科は之を省いて課せざることとなるであります。

随って現在の中学校に対して与えられつつある固有の特典とも称すべきもの則ち

- 一 徴兵令上の特典
- 二 文官任用令上の特典
- 三 高等学校入学資格上の特典
- 四 高等文官及司法官受験資格上の特典
- 五 中学校教員受験資格上の特典

等の内に就きて徵兵令上の特典の如きは当然与えられぬことでありますと、其の外の特典は矢張昼間中学校の通りに与えられるのではなかろうかと思います。何れにしても遠からず、労働者の子弟や学資に乏しき青年等が昼間は業務に服し夜間になって中学に学ぶことが出来る制度に為

<sup>23</sup>赤司鷹一郎 文部次官在任 1922~1924

ることは殆んど明でありますから、此の学校にも夜間中学科を附設せられたいと思います。

(二) 次に労働者の子弟や学資に乏しき青年等に対して中学教育を施すに方って免るべからざる所の難問題があります。其の難問題と云のは講義録に依りて学修するにせよ夜間中学に通学するにせよ、兎角半途にして退学する様なことが起りはすまいか、否其の半途退学者が比較的多数に上りはすまいかと云う点であります。

半途退学と云うものは、茲に申上ぐる迄もなく本人の身上に取っては甚不吉なもので、事由の如何に拘らず、どうやら傷物にでも為った様な感じを為すに相違ありません。又実際社会の用に立つ上にも纏りのつかない知能を得た様なもので誠に工合の宜しからざるものであります。依つて長期の間 在学することの出来ないことが予め解って居る者の為には、比較的短期の間に卒業して知能の纏りがつく様な組織の中学科を設置することが必要であろうと思われます。

此の種速成の中学科に対しては、上に述べたる各種の特典と云うものは有り様筈もないのですが、只其の卒業生にして何等が都合がついて此の学校の本体たる中学科の方へ編入して貰いたいと云う場合には、之を相当学年に編入するの特典を認めて置くのであります。此の点から観れば宮島君の所謂生徒数が未広と為ると云う其の未広と為るべき生徒の一種の供給所ともなる訳であります。

以上申上げました通り、此の学校には世の中学校と同様に徵兵令上の特典迄得らるる中学科を本体として設置したる上に夜間中学科及速成中学科を附設することと為りますならば、此の三学科は同一性質のものでありますから便宜上

之を総括して中学部と称する方が宜しかろうと思われます。

(三) 其の次に此の学校には本体として中学科を設置することに定めたる上に於て是非熟慮せなければならぬ事項が一つあります。其の事項と云うは卒業生の進路のことであります。さて現在に於て全国各中学校の生徒が卒業後どんな進路を取るかと申しますれば、

- 一 退いて家業に従事する者百分の五
- 二 小学校教員と為る者百分の十五
- 三 会社工場等に雇われる者百分の十五
- 四 上京して私立大学其の他の学校に入る者百分の四十
- 五 高等学校高等商業学校其の他の実業学校及士官学校  
兵学校等に入る者百分の二十五

と云う様なものであろうと思います。そこで此の第二事業として興されたる中学科の卒業生の進路はと問う者があつた場合に、世間の中学校並に矢張色々でありますと答える外はありますまい。實際色々でありますまいが、其の中には卒業後進んで高等の学業を修めたいと望むものもありましょう。又此等の希望者とした所が末は他の中学校卒業生と  
くつわなら  
と轡を駆べて高等諸学校の入学試験場裏に駆逐して勝敗  
を争う輩もありましょう。併しながら此の学校本来の組織  
上より観るときは寧ろ夜間に於て高等の学業を修めたいと  
希望する者が最も多数に上るではなかろうかと思われます。  
夜間に於て高等の学業を修めたいと希望する者が多数に上  
る見込である以上は、之に対して適當なる高等教育を施設  
することが必要であろうと思われます。若し万が一にも此  
の学校の卒業生に向って、折角中学科は卒業されたけれど  
も其の上の教育は此の学校では出来ないから他の私立大学

の夜学部にでも通うより外に致し方がないでしょう、と云わねばならぬことでは、何となく残念な感じが致します。私共が残念な感じがする<sup>はが</sup>斗りでなく、卒業生其の者も亦同<sup>また</sup>感であろうと思います。

其は兎も角として此の如く百尺竿頭一步を遺す様なことでは此の教育事業が十分に徹底したとは申されまいと思います。依って此等卒業生の進路として高等学部を附設することが緊要且つ至当であると信ずる次第であります。尤<sup>か</sup>此の高等学部の中には適當なる高等諸学科を含ましむるのであります。私は高等受験科、高等商業科及高等師範科を設置したいと思います。此の三科の性質及目的につきては改めて説明を申上ぐる迄もありません。但<sup>ただし</sup>此の高等師範科を附設しましたならば、恐らくは此の学校に於ける中学<sup>もつとも</sup>科の卒業生に限らず、其れ以外にも入学志願者を見るであろうと想像致されます。則ち東京市内に於ける小学校教員が喜んで入学を志願するのであろうと思われます。

聞く所に依れば、東京市内に於ける小学校教員の三分通りは中等教員の資格を得んが為に志を立てて上京して居る者の様子であります。何れも思う通りの修業所がないので困って居ると云う現状でありますから、自然此等の志願者を救援することにもなる訳であります。

(四) 根津育英会第二事業として今回新に施設せらるる此の学校には、本体として中学部を設置し之に高等学部を附設するの必要あることは既に申上げた通りであります。私は此の外に実業学部を附設して商業科及速成商業科を置いて頂きたいと思うであります。其の事由を左に申上げます。

(イ) 商業科なるものは其の性質中学科に近きが為め校舎、設備及教員を十中の九までは共通的に用うるこ

とが出来るのであります。それで中学科に附設するには誠に適當な学科であると信じます。試に世間の様子を見ますと、現に東京市内に在る中学校にして其の校舎、設備及教員を利用し午後又は夜間に於て商業学校を設置して居るものが少なくありません。また赤司文部次官が校舎を増設せずして生徒の収容力を増加せしむる方法を探ると表明されたのも、一つは斯様な具合に校舎、設備利用の途を奨励するのではなかろうかとも思われます。

(口) 此の学校は九段中坂の中腹に建てられるのでありますから、其の周囲に在る麹町、神田、日本橋、京橋、芝、赤坂、四谷、牛込等を見廻しますと大小の商店が軒を連ねて各区内に充ちて居ります。實に此の学校は東京市に於ける商業地の中心に設立せらるることに為るのであります。さて又此等商店の店員を調べて見まするに、大抵は田舎上りの少年であつて将来を慮り志を立て商業見習として勤めて居るものであります。が、店内で実務を練習するの傍ら時勢に順応したる学校教育を受けたいと希望して居るのであります。此の学校は折角交通便宜の所に建つことでもあるし設備と云い教員と云い中学科の教授に用うるものを利用する事が出来るのでありますから、一臂の労を惜まず此等店員の志望を汲み取って商業科を附設し満足を与えてやるが宜しかろうと思います。

(ハ) 商業科は他の実業学科と違いまして按外に経費を要せぬものであります。所要費の少額なる点につきては中等諸学科中其の最たるものであります。中学校の如きは国家より各種の特典を与えらるる代りに

法令上誠に窮屈な制限を受けねばなりませぬ。全校の生徒数が千二百人を超えてはならぬとか一学級の生徒数が六十人迄に限るとか、何の彼のと拘束せらるるのあります、商業学校の方は特典も少い代りに此等の拘束もないであります。それですから校舎教室の許す限り多数の生徒を収容して教授することが出来るのであります。其の結果として一ヵ月間に於ける生徒一人に対する所要費の割合が中学校と商業学校では少からざる差額を示すことと為るのであります。それで此の学校にも商業科を附設するときは経営上には寧ろ好影響あることと信じます。

是等は主なる事由であります、要するに此の学校に商業科を附設して東京市内に於ける小店員を教育すると云うことは是等の諸点より觀ても結構であるし、又此の第二事業を興されたる趣旨に照らしても適當であろうと思います。

六 根津育英会第二事業の根本方針につきて理事会に於て打合を了したる事項を総合すれば左の通りであります。

- (一) 九段中坂に沿う空地に学校を設立すること
- (二) 此の学校に於ては主として中産以下の子弟を教育すること
- (三) 此の学校に於ては広く全国に亘りて中産以下の子弟を教育するの趣旨に依り、附隨事業として講義録を発行すること
- (四) 此の学校の教育は中学校令に依る中学科を本体とし、之に適當なる学科を附設すること
- (五) 此の学校の附設学科としては夜間中学科、速成中学科、商業科、夜間商業科、高等受験科、高等商業科及高等師範科を適當と認むること

七 この学校の組織を簡明に説明しますれば左の通りであります。

### 中学部

#### 一 中学科 (此の学校を本体として昼間教授を為す)

- (イ) 中学校令に依る
- (ロ) 徵兵令上の特典、文官任用令上の特典、高等文官受験資格上の特典、中等学校教員受験資格上の特典、高等諸学校入学受験資格上の特典等を得るものとす
- (ハ) 生徒定員 1,200名 一学級生徒数 60名以内
- (二) 所要教員数 37人 (専任 22人 兼任 15人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 6,000円 教員給其の他の所要費 5,050円 差引残金 950円

授業料 5円 専任教員給 150円  
校費 50銭 兼任教員給 50円

#### 二 夜間中学科 (附設学科として夜間教授を為す)

- (イ) 私立中学校令に依る
- (ロ) 現在は各種の特典なきも遠からず法令の改正ありて相当の特典を附与せらるることとなる見込
- (ハ) 生徒定員 800人 学級数 8学級
- (二) 所要教員数 20人 (専任 8人 兼任 12人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 3,600円 教員給其の他の所要費 2,300円 差引残金 1,300円

授業料 4円 専任教員給 150円

校費 50 錢 兼任教員給 50 円

### 三 速成中学科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 国家よりは何等の特典なし但し本校の本体  
たる中学科に編入し又は高等受験科に入学する上  
に特典あり
- (ハ) 生徒定員 500 人 学級数 5 学級
- (二) 所要教員数 15 人 (専任 5 人 兼任 10 人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 1,750 円 教  
員給其の他の所要費 1,550 円 差引残金 200 円

授業料 3 円 専任教員給 150 円  
校費 50 錢 兼任教員給 50 円

### 実業学部

#### 四 商業科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 国家よりは何等の特典なし但し本校の本体  
たる中学科に編入し又は高等受験科、高等商業科  
に入学する上に特典あり
- (ハ) 生徒定員 1,000 人 学級数 8 学級
- (二) 所要教員数 20 人 (専任 8 人 兼任 12 人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 4,500 円 教  
員給其の他の所要費 2,300 円 差引残金 2,200  
円

授業料 4円 専任教員給 150円  
 校費 50銭 兼任教員給 50円

### 五 夜間商業科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 国家よりは何等の特典なし但し本校の本体  
たる中学科に編入し又は高等受験科に入学する上  
に特典あり
- (ハ) 生徒定員 500人 学級数 5学級
- (二) 所要教員数 15人 (専任5人 兼任10人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 1,750円 教  
員給其の他の所要費 1,550円 差引残金 200円

授業料 3円 専任教員給 150円  
 校費 50銭 兼任教員給 50円

### 高等学部

#### 六 高等予備科 一名高等受験科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 国家よりは何等の特典なし但し本校の高等  
商業科及高等師範科に入学する上に特典あり
- (ハ) 生徒定員 200人 学級数 2学級
- (二) 所要教員数 7人 (専任2人 兼任5人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 1,300円 教  
員給其の他の所要費 950円 差引残金 350円

授業料 6円 専任教員給 200円

校費 50 錢 兼任教員給 70 円

### 七 高等商業科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 何等の特典なし
- (ハ) 生徒定員 250 人 学級数 3 学級
- (二) 所要教員数 8 人 (専任 3 人 兼任 5 人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 1,625 円 教員給其の他の所要費 1,250 円 差引残金 375 円

授業料 6 円 専任教員給 200 円  
校費 50 錢 兼任教員給 70 円

### 八 高等師範科 (同上)

- (イ) 私立学校令に依る
- (ロ) 現在は何等の特典なし、但し設置後三年を経る上にて文部省より中等学校教員の無試験検定を受くる資格を得る見込
- (ハ) 生徒定員 550 人 学級数 9 学級
- (二) 所要教員数 24 人 (専任 9 人 兼任 15 人)
- (ホ) 授業料其の他の収入 一ヵ月 3,575 円 教員給其の他の所要費 3,450 円 差引残金 1,250 円

授業料 6 円 専任教員給 200 円  
校費 50 錢 兼任教員給 70 円



## 第3章 1924年

### 3.1 根津育英会第二事業の施設計画に関する緒 言 【81468】

作成日時 1924年（大正13年）

原稿形態 謄写版印刷

備考 文中で関東大震災（1923年）を「客年」と言及している

本間則忠

- 一 本印刷物は客年七月中帝国ホテルに於て根津育英会評議員会を開きたる際、各位に差上げたるに他ならざるなり
- 二 客年九月一日及其の以後の大震災が我国の教育上に及ぼしたる影響につきては種々の調査を遂げたり。然るに本印刷物記載の中等諸学校の教育に関しては何等縮小の必要を認めず、寧ろ拡張の必要を高めつつあることを認む。
- 三 本年三月中開催したる全国各府県郡視学会における県郡視学多数の意見として聞く所に依れば、中学校又は高等女学校の所在地に遠かれる青年男女にして中等教育を受くること能わざるを遺憾とし之を府県当路に訴え、又は教育篤志家に頼らんとする傾向を生ずるに至れりとのことなり。又聞く処に依れば、今に

して教育上の機会均等を図らざれば、必ずや教育組織に対する不平の国民を釀生するに至るべきを慮ると、其の理由とする処は小学校在学の際は頭脳明晰と称せられ意志強剛と称せられ學業の成績亦優秀なる者にして中学校又は高等女学校の所在地に遠きが為、且其の学費に堪えざるが為、進んで中等教育を受くる能わず、退て家庭に呻吟せざるべからざる逆境に在る青年等は或は自暴自棄に陥り或は同氣相結んで徒党を為し、延いて國家の不祥事を演出することなきを保すべからずと謂うに在り。全国各府県郡視学の視る所、既に斯の如し。教育上決して等閑に附すること能わざるべきを信ず。

- 四 普通選挙の高唱に伴い、教育程度の向上を必要とし義務教育の延長を主張するもの多し。文部当局に於ても速に之が実現を期し着々計画を樹てつつあるの現状なり。然るに義務教育の延長と云うことは決して中等教育の必要を減殺するものにあらず、又決して中等教育の頽勢を促すものにあらざるなり。必ずや中学校卒業生に対する各種の特典を撤廃せざる限りは中等教育を受けんとする者の数は歳月と共に増大すべきこと毫も疑を容るるの余地あらざるなり。若し中等教育を受けつつある者に対しては義務教育延長部分の就学を免除することと為るものとすれば、今後の中等教育は愈々益々隆運に赴くべきや明なりとす。
- 五 本印刷物に記載されたる学校の種類は我国に於て最多の生徒定員を有する中学校を根幹とし、之に夜間中学校及中学校の教育を施すべき通信教授機関等なり。而して此等の附属的中等教育機関に依りたる卒業生は更に之を此の根幹たる中学校に編入し、極めて短期の在学を以て正式に中学を卒業せしむるの途を開きたるものなり。斯の如く中産以下の家庭に於ける有為の青年に対して教育上の機会均等の実を得せしむるは我国教育上至大の美挙なりと謂うべし。

六 全国各府県に亘り中産以下の家庭に於ける有為の青年に対して教育上の満足を与うることは極めて必要なる事項にして今や国威の宣揚上等閑に附するべからざる問題と為れり。國家興亡繁る所亦決して偶然にあらざるを憶わざるべからず。願わくば國家其自身も此点に着眼して、かかる逆境に在る有為の青年をして最終学年に編入せしむべき中学校を各府県に特設し、若は家庭に在りて中学教育を修むるに適當なる通信教育機

(中途資料散逸)

## 九 完成後に於ける諸調

学級数及生徒員数等調べ

学科	修業 年限	生徒員数	学級及其 生徒数		授業料 及校費 一人一カ 月分	計
			学級	生徒数		
中学科	5年	1200人	150	3	授業料 4円50銭	6000円
			200	4	校費 50銭	
			250	5		
			300	6		
			300	6		
			1200	24		
夜間中 学科	5年	800人	200	3	授業料 3円50銭	3200円
			180	3	校費 50銭	
			160	3		
			140	2		
			120	2		
			800	13		
夜間商 業科	2年 半	500人	240	4	授業料 3円50銭	4000円
			220	3	校費 50銭	
			200	3		
			180	3		
			160	3		

(次項へ続く)

(前頁より続く)

| 1000 16 |

## 所要教員数及収入支出調

学 級 数	所要教員数		所要経費			授業料 其他の 収入	収支差引
	専任	兼任	教員 給 給	其他	計		
中学科	24	25	15 4500 円	1200 円	5700 円	6000 円	300 円
夜間中 学科	13	13	12 2550 円	500 円	3050 円	3200 円	150 円
夜間商 業科	16	16	14 3100 円	700 円	3800 円	4000 円	200 円

## 3.2 根津育英会第二事業に関する件 【80046】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

**議案** 一 根津育英会は第二事業として中等程度の学校を設立すること。但し此の事業の為に要する費用（創設費及経常費）は本会從来の財産の外に於て新たに増添したる財産を以てこれを支弁するものとす

**説明** 根津育英会は從来三百六十万円（別紙財産目録の通）の財産を所有し、武蔵高等学校を設立して我国高等教育の為に力を致しつつあり。然るに我国教育界の現況を視、将来を鑑みるに、中産以下の子弟の為に中等程度の学校を設立して広く全国の青年を教育するの施設を為すは特に切要の事項なるを信ず。是れ第二事業を興さんとする所以なり。若し夫れ第二事業に要する費用に至ては本会從来の財産の外に於て新たに増添したる財産を以てし從来の財産には一切関係せしめざるものとす。

### 3.3 大正 13 年 9 月 28 日根津育英会第二事業参考書 【78038】

作成日時	1924 年（大正 13 年 9 月 28 日）
原稿形態	謄写版印刷
備考	本文中に記載のある 1923 年 7 月の評議員会記録は発見されていない。

#### 序言

大正十二年二月中 根津育英会第二事業なる題下に宮島、正田両氏及小生の卑見を記載したる仮印刷物を高覽に供し、本年五月中更に昨年大震災の為に紛失せられたる方をあらせらるるやを おもんぱか かつ 憲り且時勢に関する卑見をも附言して仮印刷に附し再び評議員各位に之を差上げたことあります。

昨年七月中開催せられたる根津育英会評議員会の際に根津理事長より此の第二事業に付御希望の在る所を述べられ、評議員各位も大いに賛襄の意を表せられました。又本年七月中根津育英会評議員会の際、再び根津理事長より此の第二事業に付御陳述せられました処、評議員各位も前年の如く ひと 斎しく根津育英会の第二事業として適當なる教育事業なることを認定せられました。但し既設の武蔵高等学校の為に寄附せられたる参百六十万円成の財産と此の第二事業の財産とを區別し各事業榮枯共に独立の姿を為し、財産上に於ては元則として関連又は提携すること無き様にすべしと御意見が一致せられ、且此の第二事業は根津理事長の御都合により何時にも御着手せられて然るべき旨の協定を遂げられました。

以上の経過を有する根津育英会第二事業に付ては極力最善の途を辿りて最善の目的地に達せられんことを熱望するの結果、御参考の材料

にもと存じまして、大倉、安田両家の教育事業を調査し別紙に其要項を記し之に対する私の所感の一端を附言致しました。尚又其の紙末に「根津育英会第二事業」なる書類の附録として

- (一) 各学科生徒数及収入調
- (二) 自初年度至三年度各学科別収入支出予算調

を添付しましたから併せて御高閲下さりますならば幸栄の至りに存じます。

### 3.3.1 大倉家の教育事業

#### 一 現在の教育事業（学校の種類及程度）

- |     |                      |                    |
|-----|----------------------|--------------------|
| (一) | 大倉高等商業学校             | 三ヵ年程度（中学卒業生を入れる）   |
| (二) | 大倉高等商業学校夜学部<br>夜学普通科 | 四ヵ年程度（高等小学卒業生を入れる） |
|     | 夜学専修科                | 二ヵ年半程度（〃）          |

#### 二 教育事業の沿革

明治 31 年	5 月 24 日を以て大倉喜八郎は金五拾万円を支出して学校設立の主意を発表す
全 32 年 7 月 6 日	大倉商業学校設置の件認可せらる
全 34 年 1 月 11 日	夜学専修科開始の件認可せらる
全 35 年 4 月 17 日	文部大臣より財団法人設立の件許可せらる
大正 8 年 11 月 28 日	本校を専門学校に組織変更の件認可せらる
全 8 年 12 月 29 日	校名を大倉商業学校と改称の件認可せらる
全 12 年 2 月 4 日	学則を改正し夜学普通科新設の件認可せらる

#### 三 寄附行為証書の要項

- (一) 寄付金額 金五拾万円也
- (二) 財団法人の名称 大倉商業学校
- (三) 寄附金（五拾万円也）の用途 金拾万円也を創業資金  
とし四拾万円を維持資金とす
- (四) 資金保管の方法 国債証券を買入れ日本銀行をして之  
を保管せしむ。但し協議員の議決に依り理事は維持資金の  
半額迄で確実なる市債証券を買入ることを得
- (五) 法人の役員
  - (イ) 協議員九名を置く。大倉喜八郎又は其の家督相  
続人は当然協議員と為り其の他の協議員は法人設立の  
際、設立者之を指名嘱託す。協議員は重大なる議事に  
参与す。協議員は自ら此の財産及業務を監することを  
得。理事及監事の任免は協議員の議決に依り大倉喜八  
郎又は其の家督相続人之を行う。
  - (ロ) 理事一名を置き財団法人を代表し法人の事務を  
処理せしむ。理事協議員の指揮を受けて別に定むる所  
の職務を行う。
  - (ハ) 監事二名を置き財産及業務の状況を監査せしむ。  
但し其の一名は大倉喜八郎又は其の子孫之に当る。

#### 四 校地

- (一) 赤坂区葵町三番地（大倉邸の崖下）
- (二) 弐千四百七拾坪

#### 五 校舎

- (一) 明治三十二年一月九日起工本校舎二百九十坪余の石造  
煉瓦二階建の一棟及付属建屋共八月十五日に至り落成す

- (二) 大正十二年九月一日大震災のため破壊せられ且つ屋根裏より焼入り家屋備品の損害高約四拾余万円に達したり
- (三) 大正十三年四月五日破壊焼失せる校舎に手入を為し階下丈は煉瓦の破損を繕いて間に合せ階上を一切取り崩し更に木造として新に階下煉瓦の上に継ぎ足し外部をセメントにて塗り一見新築の觀を為すべき設計を作り此の日を以て工事全部を竣成す。坪數室数前と異ならず。

## 六 教員及俸給

### (一) 教員数

専任教師	23人
講師	37人
計	60人

### (二) 俸給

専任教師給	最高給 250 円最低給 120 円但し別に 外国人 350 円の者あり
講師給	時間給にはあらざれども昼間の教授 に対しては一時間高きは 7 円 50 錢低 きは 3 円の割合、夜の教員に対して は高きは一時間 7 円 50 錢低きは 1 円 の割合を以て受持時間数に掛け合せ 其の積を以て月給として給与す 計 60,223 円（本年一カ年の予算額な り）

## 七 生徒数及生徒よりの収納

昼の高等商業学校	370 人 (現在)	70 円	25,900 円
夜の普通科	370 人 (現在)	38 円 50	14,245 円
夜の専修科	800 人 (現在)	22 円	17,600 円
計			57,745 円也

(備考) 右収入を俸給予算額 61,323 円也に比すれば金 3,578 円也の不足となる。尤も教員俸給以外の所要支出並に授業料校費以外の収入とはこの計算の外とす

## 八 経常経費 (収入に於て教員給 支出に置いて授業料及校費を省く)

### (一) 金 51,507 収入額

内訳

金 34,823 円也	維持費金四拾万円の利子
金 3,000 円也	入学料 (高商一人に付三円づつ壱千人の分)
金 60 円也	雑収入
金 13,624 円也	前年の支出余剰金繰入

### (二) 金 42,781 円也 支出額

内訳

金 900 円也	報酬 (臨時講演等の報酬用)
金 12,110 円也	雑給 (年末賞与その他小使給雇人給等)
金 450 円也	退職給与金一ヵ年分予定
金 15,104 円也	校費 (器械標本図書筆墨紙電燈其他)
金 300 円也	修繕費
金 1,500 円也	借地料 (震災のため臨時設備用分)
金 3,399 円也	恩給基金の積立分
金 9,018 円也	予備金

右収支差引金 8,726 円也収入過剰と為る之を以て前項の不足を補うも尚僅かながら余裕ありとす

## 九 本校教育の主義及傾向

主義 実際適切なる教育を施し商業上有用なる子弟を養成せんとす

傾向 比較的着実にして自力に依って世に立たんとするの意氣あるものの如し

## 十 本校の卒業生数

## — 卒業生総数 三千七百三拾九名

内訳

一 高等商業科卒業生	80 名	自 大正十二年三月 至 全十三年三月
一 本科商業科卒業生	887 名	自 明治三十七年三月 至 大正十二年三月 (現在なし)
一 夜学英語高等科卒業生	105 名	自 明治四十年三月 至 大正三年二月 (全)
一 夜学専修科卒業生	2,642 名	自 明治三十六年二月 至 大正十三年七月
一 夜学簿記科卒業生	25 名	(臨時卒業)

## (付記) 校長 立花寛蔵氏談話

— 生徒の入学志望者の多少と授業料の関係に付て 授業料の高低は入学志望者の数を左右するものではありませぬ。五年以前に授業料を改正して従来一円五十銭なりしものを二円に改めた場合に在りても、生徒入学志願者の数は何等の影響なく、時勢とは云え却って志望者の数が増大を示した事実があります。

- 二 学校の評判の良否の岐るる所に付きて** 先生が授業を御休みに為るのが一番障ります。若し御休みに為った場合に補欠教授でもすれば兎も角も、授業を御休みにして生徒を空しく帰宅さする様のことが度々ありましたならば其は忽ち学校の評判が悪くなつて、入学志望者の数が激しく減ることと為ります。之も多少実験しました。それで本校では報酬を先生に差上ぐるに時間に割当る方法は採用しません。時間の割合を以て報酬を受くる先生は兎角休みが多いのです。つまり「報酬を貰らいさへせなければ出勤せずとも苦しくない」と自分極めに極めて休まるるの風が見えるのです。それで本校では御休みに為っても報酬は差上ぐることを以て得策として居るのであります。
- 三 将来の計画** 別に在りませぬ。但し生徒の数が次第に殖えますから此の高等商業学校の方の校舎を拡張する必要を認めて居るのです。
- 四 卒業生と大倉組の事業** 此の関係は全然ありませぬ。本校の卒業生は寧ろ他の諸会社に入る方が多いのです。大倉組商事の方にも多少の卒業生が居りますけれども、之が為に特別手当ある訳でもなし、何等の縁故関係を保證なのが大倉氏の主意であります。其が三菱家の教育事業杯と相違の点であります。
- 五 大倉氏の教育に対する信條** 別に無い様です。只々自分で自分を助くる様な人間を養成せよとか又は授業料は成るべく安くせよ杯などと云われます。此の授業料を安くすることに付ては、私としては格別教育上では影響の無いもので在つて却って困る様な場合が多いと思って居ます。五十銭や一円安くなったと云つて左程有り難いと申す人も無い様であるし、割合に教育そのものが他校よりも低い様に感ぜられ

たり、殊に教員俸給の支払に困難を見たりと云う具合に損計り多くて馬鹿々々しい様な感じが致されます。矢張世間並みに採る方が可いでしょう。本校は行懸りもありますので安いけれども暫くは現状維持の積りであります。

**六 大倉氏の主義及近状** 大倉さんの居間座敷には一服の軸物がいつも掛かって居ます。「子孫自ら子孫の福あり子孫の為に馬牛と為らず」と云う古語を録したものであります。之が大倉さんの座右の 箋 だと云われます。本年米寿に当たりますが中々矍鑠たるもので、我々も及ばない程元気です。先年來蒙古地方に広大なる農業を始められてありますが気も大きく非常な努力主義な方です。

**七 大震災の損害** 本校の損害は四拾万円也に達します。校舎だけでも昨今の手入や新築をするに付拾五万円也の予定でありましたが中々足りません。大倉さんは大した損害です。集古館が全部焼失したのですから震災前の御話では集古館全部の値が千万円以上の資産に当ることありました。土地や焼け残りが二百万円也と見た処で八百万円也の損害であります。其の上本邸も残らず焼けましたから容易ならざる損害であります。

### 3.3.2 安田家の教育事業

#### — 現在の教育事業 (学校の種類及程度)

(一) 東京保善商業学校 (本科及第二部を置く)

(イ) 本科 五ヵ年

(ロ) 本科夜学部 四ヵ年

(ハ) 第二部 一ヵ年

(二) 東京 植民 語学校 (本科及第二部を置く別に商業夜  
貿易  
学部外国語選科生同夜学速成科を設くることあるべし)

- (イ) 本科 三ヵ年
- (ロ) 第二部 一ヵ年
- (ハ) 商業夜学部 三ヵ年
- (ニ) 選科生 一ヵ年以上 二ヵ年以内
- (ホ) 夜学速成科 三ヵ月以上 一ヵ年以内

**二 本校の沿革** 明治三十七年中東京府教育会に於て東京府立第一高等女学校の移転跡なる建物を利用して植民貿易学校及商業学校を設置するの議を決す。安田家に於ては其の計画を翼賛し、維持資金として金六万円也を寄附したり。

此の寄附金を以て学校を設置したるものにして当時此の教育事業は東京府教育会の事業にして安田家は後援者の地位に過ぎざりしも、其後歳月の経過と共に毎年経常費の不足を安田家に要求する等の関係より漸く安田家の色彩濃厚と為り事實上安田家の教育事業と認めらるるに至れり。

斯の如き実況を以て推移したる処、大正十一年中安田家の事業整理の際、此の教育事業は東京府教育会の手を離れて安田家の手に遷り保善会の事業と為るに至れり。

東京府教育会の事業たる間は事業創設の際に於ける東京府教育会長岡部子爵<sup>1</sup>が此の事業を統理したるは勿論、此の事業が安田家に遷りたる後と雖、依然として岡部子爵の手に頼って統理せられつつあり。即ち岡部子爵は此の教育事業の主体たる保善商工教育財團なる法人の理事長なり。岡部子爵が他日退任の機

<sup>1</sup>岡部長職 外務次官、司法大臣、東京府知事、枢密顧問官

もあらば茲に初めて安田家の相続人が代りて理事長と為るべき筈なり。

### 三 校地 .

本郷区横網町安田善次郎邸の跡  
校地坪数壱千八百坪餘（安田邸の一部貰受）

### 四 校舎 .

木造二階建バラック作り  
校舎延建坪数七百坪教室其他室数二十八室

### 五 財団法人 .

名称	保善商工教育財団		
基本財産	金壱百万円也	金五十万円也	校舎建築費のこと
		金五十万円也	維持資金のこと
理事長	子爵 岡部長職		

### 六 教員及其俸給 .

教員 35人（時間出勤のみにて専任なし）

俸給 一ヶ月所要額金 3,500円以内也

#### (イ) .

教員一人一時間に付（ 高きは金1円50銭づつ  
低きは金80銭づつ ）

夜間教師（ 高きは金1円20銭づつ  
低きは金60銭づつ ）

(口) .

外国人教師一人に付 (一時間金 2 円也の割合にて給与  
しつつあり)

俸給を時間割制にしたるは創立以来のことなるも何等不都合を見ず。教員は却って喜んで尽力し呉れつつあり。一人の教員に引き続き三時間位教えさす様に時間割 (甲級、乙級、丙級等に) を立てることが肝要です。

## 七 生徒及其の収納 生徒壱千弐百拾名、授業料金六千九拾円也

### (一) 商業

			授業料		
(イ)	本科生	160 名	一人	金 5 円	金 880 円也
			一カ月	50 錢	
(ロ)	第二部生	200 名	"	金 6 円	金 1,200 円也
(ハ)	夜学科生	250 名	"	金 4 円	金 1,000 円也
(二) 植留					
(ニ)	本科生	180 名	"	金 5 円	金 990 円也
				50 錢	
(ホ)	第二部生	200 名	"	金 6 円	金 1,200 円也
(ヘ)	選科生	40 名	"	金 3 円	金 120 円也
(ト)	夜学科生	100 名	"	金 3 円	金 300 円也
(チ)	夜学速成 科生	80 名	"	金 5 円	金 400 円也

## 八 経常経費 .

(一)	収入	金拾万円也		
(イ)	授業料の収入	金 65,000 円也	(別項の通り)	
(ロ)	資金の利子	金 35,000 円也	(維持資金五万円 也を七分利子とし て安田家より入る もの)	
(二)	支出	金拾万円也		
(イ)	教員俸給	金 42,000 円也		

(ロ)	其他の人物費	金 15,000 円也	(校長事務員小使 雇人等)
(ハ)	図書器械標本 及器具費	金 8,000 円也	
(ニ)	消耗品費	金 2,000 円也	
(ホ)	年末賞与広告 料其他	金 10,000 円也	
(ヘ)	積立金	金 23,000 円也	

校長の談に依れば、前に掲げたるは本年予算の大要なるも、事実上は目下の処授業料の収入を以て所要の支出を償いつつあります。但し他日工科生を要請する計画なるに付、其の暁には支出過多収入不足と為ること明なるを以て予め心得夫々準備中なりとのことなり。

### 九 本校の特色 .

- (一) 植民貿易語学校は海外貿易に従事する者を養成する点に於て多く比類を見ざる所なり
- (二) 教員の主なるものは安田銀行員又は安田家の会社員なるが為め、教育上実地に適合したる教授を為す傾向あるは本校の長所なり

安田銀行員又は安田家の会社員たる教員は、教育家たる教員に比して却って熱誠を込め懇切なる教授を為すことは何人も認め得る處であります。尤も此等の教員に対しては、学校の方より報酬又は俸給を差し上ぐる必要なしと安田家よりは申入れられてあるにも拘わらず、学校よりは一時間に何円と云う人並なる割合を以て手当を差上げて居りますから、教員の方でも格別喜んで居る様にも思われます。そんな為めでもあるのでしょうか、本校の成績は御陰で大層良い様であります。

十 本校の卒業生 .

- (一) 本校の卒業生は其の数約三千人に達して居ります
- (二) 本校の卒業生は幸に安田家の会社等に就職して居るものが多いのですが、他の会社銀行等に居るものも少くあります

(附記) 校長濱野虎吉氏談話 .

- 一 工業学校を附設するの計画 此事に付ては既に安田家の諒解も得て居りますが、此の学校は中々金が入りますので骨<sup>など</sup>が折れます。現在の商業と云い植貿と云ふものは中学校<sup>など</sup>に比すれば多少の経費が多くかかりますけれども其れは知れたものであります。月に六円づつ授業料を採ればそれで教員給や其の他の費用、大抵沢山であります。然るに工科に至っては容易のことではあります。東京府立の工業学校などは随分使って居ますが、私の考ではあれ程はいらぬ積りです。彼はちと贅沢過ぎると思います。私の附設する工業学校では十分此点に留意して計画を樹ててあります。
- 二 教員採用方の容易さ加減 本所<sup>など</sup>と申すと教員も生徒も来るもしない様に御考えかも知れませぬが、按に相違して大層に教員に為りたいと云う候補者が多いのであります。其の中から選り取って最善の教員を使うことが出来ます。此の原因は別に本校には恩給が在る訳でも在りませぬ。又俸給が高いと云う訳でもありませぬ。多分、安田家が立てて居る学校であるから基礎が確実であるとでも考た為めでもあります。本校の教員は之れまで俸給のことや恩給の事<sup>など</sup>は何とも申したことがありませぬ。要するに教員の採用方は至って楽であります。

**三 安田家の干渉** 安田家よりは何等教育上に付ては注文がありませぬ。又卒業生の就職方に付ても必要がある場合に限り採用さるので、予では何等の約束もありませぬ。此の教育事業は安田家のものと為ったに拘らず財団法人の理事長が従前の通り岡部子爵である様な訳で、何事も御任せに為って居られます。或点から見れば学校と安田家との間に存する関係が一寸分り兼ねる程疎遠に過ぐる様な感じも致されまする位であります。

**四 本校将来の発達** 本校では今の処、高等商業や高等工業<sup>など</sup>を建てる考は致してありませぬ。但し此の敷地が余り狭いので今少し多く安田家から貰って置けば良かったと後悔して居ります。工科生の養成が実現する場合に為りますれば、何処か離れた土地に工業学校を建てねばなるまいかと思<sup>じあん</sup>接に余りつつあるのです。

**五 私学制度の長所** 今の社会を見回わすと實に氣概の無い者計りで嘆わしい次第であります。どうして斯様に人間が軟弱に且醜汚に為ったものであろうかと考えて見ますと、矢張今<sup>はか</sup>の教育が悪いからであります。昔の教育はご承知の通り殆ど私学計り<sup>はか</sup>であります。高徳達識の教師の下に開かれた塾であります。淡窓塾とか徂徠塾とか何塾彼塾と云うのが實に精神修養を本義としたものであります。我国維新此の方官学公学の制が布かれて以来、私学は影を潜むこととなり、徒に智能の発達のみ力を尽し気魄の育成に付ては殆ど全く度外に置かることと為ったのであります。今日新聞等に醜汚の公官吏や実業家の記事の出ない日の無いのは私は官公学のみを獎励して私学の貴きを知らざりし罪であると申すも過言ではなかろうと信じます。英独等に於ては何れも私学を貴び獎励を加えてありますが為

に日本今日の如き軟弱なる醜状に陥らずに済んで居ります。今日以後の日本に於ては私学を奨励して昔日の義塾に於ける美点を恢復するの必要に迫って居るものと申さねばなりません。

根津家に於ては立派な高等学校を建てられて将来有望なる青年を教育せらることであります、何とも申上げ様もない結構な御事業であります。生徒が此の高等学校を卒業した場合に進んで入るべき大学に付いては人々の考えも一様ではありますまいが、私などの考では只今貴兄の仰せらるる通り下拙な大学杯を作られて五大私学にも及ばない様なことを為さるよりも、矢張り赤門大学に入れて修業さするのが宜しいと思います。併し其れと同時に其の学生の家庭とも見るべき理想的の義塾を御作りに為って朝夕の間確りと精神修養をしていただくことが出来ましたならば之よりは昔日有名なる学者方が開かれた義塾に他ならぬのでありますから、我国の為め是程仕合せなことはなかろうと思います。在塾三四年間の修養は往年有名なる学者方の開かれた義塾に於て養い得たる気魄を養うの上に最も適當なる機会を与えること信じて疑わぬ所であります。

### 3.3.3 大倉、安田両家の教育事業に対する所感の一端

#### 第一 大倉家の教育事業に対する感想

(一) 明治三十一年の創立に係る大倉商業学校は大正八年に至り悲惨にも廃止せられ、之に代りて大倉高等商業学校が生まれたのは如何なる事由に基くものでしょうか。私は単純に考えて創立当時の計画が絶滅したと云うことは確に大倉家の教育事業的一大失策であると感ずるものであります。

何故に昼間の甲種程度の商業学校なるものが赤坂区葵町三番地に於て大正八年以来其の形影を失わねばならぬのでありますか、私は斯様に解釈するの已むを得ない波目に陥ります。

(イ) 場所が悪いが為めに昼の甲種商業学校は成立し能わざるものなりや。

否々然らず

(ロ) 明治三十一年創立以来大正八年廃止に至るまで二十二年の長い歳月間の実験に徴し、昼の甲種商業学校は我日本國の御為にならぬ学校なりと認定したる為に廃止したりや。否々然らず、我日本國の御為になるべきことは認めつつあるに拘らず廃止したり

(ハ) 大倉商業学校を高等程度に昇格せしめんが為に此の永い歴史を有するに拘らず悲惨にも之を廃止したりや。

然り、昇格熱に煽られて惜氣もなく創立当時の計画を没却し二十二年間の尊き歴史を水泡に帰せしめたるものなりと私は断定せざるを得ませぬ。

斯様に解釈する以上、私は大倉家に向って「實に御遺憾なことをなさりました」と御見舞を申上げねばなりませぬ。其の理由は二十二年間の永い歴史を有する昼の甲種の商業学校を廃止せねば高等商業学校を設立することが出来ぬのでありますか、之を言い換うれば二十二年間の永い歴史を有する昼の甲種の商業学校は、之を其<sup>のまま</sup>専<sup>だけ</sup>にして置いて別に高等商業学校を創立し、両校を併立せしめて置く丈の財力が無い家であろうかと云う一種の疑問を起こさざるを得なくなります。御見舞を申上げねばならぬとは此の疑問を起す様な失策を為さったことを申すのであります。

此の疑問に対して

私は大倉家の為に惜しまざるを得ない所の答を明言せざるを得ませぬ。即ち「之は大倉家に両校を維持する丈け財力が無い訳ではない、財力は素より有り余る筈なるも大倉家の教育事業に関する顧問役等が此の歴史を捨て我日本国に採りて最も必要な学校を廃止する様に申上げた結果に他ならぬものである。決して大倉喜八郎胸三寸の間には、かかるシミタレなる瞻うわきが存在するものとは思われぬ」と明言せざるを得ぬ波目に陥るのであります。

(二) 一體現在大倉高等商業なるものは何処から入学生徒を探るのでありますかと尋ねて見ますと、校長の答には「世間一般の中学校又は甲種商業学校の卒業生を入学せしめます」と答えて居ります。さすれば他所の学校で二十歳位まで育てられた青年を此の学校に入れることと為る、此の点から見ても馬鹿馬鹿しい感じがります。彼の川田鉄弥の高千穂高等商業学校の如きは兎も角も自分の中学校の卒業生を入学せしむるのでありますから宜しい、然るに大倉高等商業学校に至っては身心発達の最も大切な年輩に在る少年時代を他人の学校で育てさせて頭の固かたまりかかった青年を他人の畠から拾い集める方針を探って居るのも心細いではありますまい。大倉家現在の教育事業中には夜学の商業科と云うものがありますけれども其の卒業生を入れるのが本体でもなければ又事實上入学するものもありません。せめては二十二年の永い尊い歴史を有した元の昼の甲種商業学校の卒業生でも入学させることにすれば良かったのに全然他に於て養成せられた中学卒業生などを入学せしめねばならぬこととしたのは返す返すも惜しいことであります。

## 第二 安田家の教育事業に対する感想

(一) 安田家の教育事業は東京府教育会の教育事業を横取りした様な感じが致されます。他人の物を横取りする場合に当然相伴うべき結果を安田家に於て負うて居ることは左の通りであると思われます。

(イ) 安田家に於ては教育事業を創始するに方りては何等の考按計画もなく、随て何等の苦慮をも要せず全然東京府教育会の考按計画と苦慮とに依って設置せられたる学校に対して六万円の寄附を為したるに止り、人の事業を窓越しに見るの風に在りたり。

(ロ) 教育事業の設立考按計画苦慮を免れたるは安田家の快哉とする所ならんも、世間は今日に至るも尚安田家に教育事業あることを知らざる人々の多きは遺憾なことではありますまい。『岡部長職は偉い方である。保善商工教育財団なるものを設置し其の事業として東京植民貿易語学校と東京保善商業学校なるものを新設せられた』と称賛する者があります。或は又多少事情に通じた者には『安田家は實に狡猾なことを為した。東京府教育会の学校を横取りして自分が立てた学校でもある様な大きな顔をして居るが、安田家の底心が見えて安田家のする仕事は總てああではないか、と疑われる』杯と憤慨する向もあります。或は又『東京府教育会も柄に無いことを企てて学校を立てたが、授学校なるものは拡張も出来なければ維持も困難、さりとて今更廢す訳にも行かず、何せよ植民貿易と云う学校では入学志望者が少なく彼の生徒数では經營がつき兼ねましおから、良い潮に安田家に引取って貰ったものです』杯と安田家の有徳を渴仰する向もないと限りませぬ。

世の人々の見様は決して一様ではありませんが、私の見る所では結局安田家は非常な損な立場に在ると思います。何となれば安田家たるもののが今日新に百万円以上の大金を投じながら教育界中のあまつさ人さえ之を知る者少なく、且安田家持かつ有の教育意見を発表することも出来ず、剩え保善商工教育財団其のものの最高理事者の地位を元の東京府教育会長の岡部長職に与えざるを得ず、学校長を元の東京府教育会副会長に引継がしめ、徒に旧套を踏襲して教育の内容外観とも何等進歩改善を示すに至らざるは是を安田家の損失と云わざして何ぞや、苟も一国の富豪と称せらるる者は特有の識見を以て正々堂々と之を実際に現すべきではありますまい。安田家の此の挙に出ざりしは返す返すも惜しきことありました。

### 各学科生徒数及収入調

科名/年度	初年度		二年度		三年度	
	生徒数	授業料 其他	生徒数	授業料 其他	生徒数	授業料 其他
<b>中学科</b>						
第 1 学年	350 70	1,800	300	1,800	300	1,800
第 2 学年	250 150	1,500	250	1,500	250	1,500
第 3 学年	250	1,500	250	1,500	250	1,500
第 4 学年			200	1,200	200	1,200
第 5 学年					200	1,200
計	800 <sup>2</sup>	4,800	1,000	6,000	1,200	7,200
<b>夜間中学科</b>						
第 1 学年	300	1,350	300	1,350	300	1,350
第 2 学年	200	900	250	1,125	250	1,125
第 3 学年	150	675	200	900	200	900

(次項へ続く)

<sup>2</sup>原文ママ

(前項より続く)

第4学年	650	2,925	150	675	150	675
計			900	4,050	900	4,050
速成中学科						
第1学年	250	875	250	875	250	875
第2学年	150	525	150	525	150	525
第3学年			100	350	100	350
計	400	1,400	500	1,750	500	1,750
商業科						
第1学年	300	1,350	300	1,350	300	1,350
第2学年	270	1,215	270	1,215	270	1,215
第3学年			230	1,035	230	1,035
第4学年				200	900	
計	570	2,565	800	3,600	1,000	4,500
夜間商業科						
第1学年	230	805	230	805	230	805
第2学年	170	595	170	595	170	595
第3学年			100	350	100	350
計	400	1,400	500	1,750	500	1,750
高等予備科						
第1学期	130	845	130	845	130	845
第2学期	70	455	70	455	70	455
計(年額)	200	650	200	650	200	650
高等商業科						
第1学年			130	845	130	845
第2学年			70	455	70	455
第3学年				50	325	
計			200	1,300	250	1,625
高等師範科						
第1学年			250	1,625	250	1,625
第2学年			180	1,170	180	1,170
第3学年				120	780	
計			430	2,795	550	3,575
総計	3,020 <sup>3</sup>	13,740	4,530	21,895	5,100	25,100

<sup>3</sup>原文ママ

## 自初年度至三年度各学別収入支出予算調

科目/年度	初年度	二年度	三年度	備考
中学科				
収入	4,800	6,000	7,200	
支出	4,000	5,000	5,050	
残額	800	1,000	2,150	
夜間中学科				
収入	2,925	4,050	4,050	
支出	2,000	2,300	2,300	
残額	925	1,750	1,750	
速成中学科				
収入	1,400	1,750	1,750	
支出	1,300	1,550	1,550	
残額	100	200	200	
商業科				
収入	2,565	3,600	4,500	
支出	1,800	2,000	2,300	
残額	765	1,600	2,200	
夜間商業科				
収入	1,400	1,750	1,750	
支出	1,300	1,550	1,550	
残額	100	200	200	
高等予備科				
収入	650	650	650	
支出	475	475	475	
残額	175	175	175	
高等商業科				
収入		1,300	1,625	
支出		1,000	1,250	
残額		300	375	
高等師範科				
収入		2,795	3,575	
支出		2,500	3,450	
残額		299 <sup>4</sup>	125	
(1) 収入総計	13,740	21,895	25,100	
(2) 支出総計	10,875	16,375	18,400	
(3) 残額総計	2,865	5,520	6,700	
(4) 欠損見積額	1,365	2,190	2,500	欠損を収入の約一割と見込
(5) 過剰収入額	1,500	3,330	4,200	

<sup>4</sup>原文ママ

### 3.4 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定表 【78026】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

	各科 生徒 定員	各科 修業 年限	初年度	
			昼間	夜間
中等学部				
中学科	1,200	5	240	
夜間中学科	1,200	4		300
商業科	800	4	200	
夜間商業科	600	3		200
高等学部				
高等師範科				
国語漢文科	300	3		100
英文科	300	3		100
数学科	300	3		100
高等商業科	300	3	100	
合計			540	800
各年度生徒数				1340
二年度				
		昼間	夜間	
		新	合	新
中等学部				
中学科	240	480		
夜間中学科			300	600
商業科	200	400		
夜間商業科			200	400
高等学部				
高等師範科				
国語漢文科			100	200
英文科			100	200
数学科			100	200
高等商業科	100	200		
合計			1,080	1,600
各年度生徒数				2,680
三年度				
		昼間	夜間	

## 3.4. 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定表 【78026】

151

	新	合	新	合
中等学部				
中学科	240	720		
夜間中学科			300	900
商業科	200	600		
夜間商業科			200	600
高等学部				
高等師範科				
国語漢文科			100	300
英文科			100	300
数学科			100	300
高等商業科	100	300		
合計		1,620		2,400
各年度生徒数			4,020	
			四年度	
		昼間		夜間
	新	合	新	合
中等学部				
中学科	240	960		
夜間中学科			300	1,200
商業科	200	800		
夜間商業科			200	600
高等学部				
高等師範科				
国語漢文科			100	300
英文科			100	300
数学科			100	300
高等商業科	100	300		
合計		2,060		2,700
各年度生徒数			4,760	
			五年度(平年)	
		昼間		夜間
	新	合	新	合
中等学部				
中学科	240	1,200		
夜間中学科			300	1,200
商業科	200	800		
夜間商業科			200	600
高等学部				
高等師範科				
国語漢文科			100	300
英文科			100	300
数学科			100	300
高等商業科	100	300		
合計		2,300		2,700
各年度生徒数			5000	

生徒定員	5,000
（一）中等学部	3,800
（二）高等学部	1,200

### 3.5 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定 表【78027】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

	各科生徒定員	初年度		
		各科 修業 年限	午 前	午 後
中等学科				
中学科	1,500	5	240	
第二中学科	500	4		100
夜間中学科	1,000	4		240
商業科	1,000	4	240	
商業専修科	(700)			
タイプライタ科	250	2	100	
簿記学科	250	2	100	
会計学科	200	2	80	
夜間商業科	800	3		240
高等学科				
高等商業科	350	3	80	
高等師範科	(950)			
国語漢文科	350	3	80	
英文科	350	3	80	
数学科	250	3	50	
夜間高等師範科	(1,200)			
国語漢文科	450	3		100
英文科	400	3		100
数学科	350	3		80
合計			480	670
各年度生徒数			1,910	760

3.5. 創立より完成に至る迄の各年度生徒数予定表 【78027】 153

	二年					
	午前		午後		夜間	
	新	合	新	合	新	合
中等学科						
中学科	240	480				
第二中学科			120	220		
夜間中学科					240	480
商業科	240	480				
商業専修科						
タイプライタ科			150	250		
簿記学科			150	250		
会計学科			120	200		
夜間商業科					240	480
高等学科						
高等商業科			120	200		
高等師範科						
国語漢文科			120	200		
英文科			120	200		
数学科			80	130		
夜間高等師範科						
国語漢文科					150	250
英文科					150	250
数学科					120	200
合計	960		1,650		1,660	
各年度生徒数		4,270				

	三年					
	午前		午後		夜間	
	新	合	新	合	新	合
中等学科						
中学科	300	780				
第二中学科			140	360		
夜間中学科					240	720
商業科	240	720				
商業専修科						
タイプライタ科			125	275		
簿記学科			125	275		
会計学科			100	220		
夜間商業科					320	800
高等学科						
高等商業科			150	350		
高等師範科						
国語漢文科			150	350		
英文科			150	250		
数学科			120	250		
夜間高等師範科					200	450
国語漢文科						

英文科	150	400	
数学科	150	350	
合計	1,500	2,330	2,720
各年度生徒数	6,550		

	四年					
	午前		午後		夜間	
	新	合	新	合	新	合
中等学科						
中学科	320	1,100				
第二中学科			140	500		
夜間中学科					280	1,000
商業科	280	1,000				
商業専修科						
タイプライタ科			125	250		
簿記学科			125	250		
会計学科			100	200		
夜間商業科					270	830
高等学科						
高等商業科			120	390		
高等師範科						
国語漢文科			120	390		
英文科			120	390		
数学科			80	280		
夜間高等師範科					150	500
国語漢文科					140	440
英文科					120	390
合計	2,100		2,650		3,160	
各年度生徒数	7,910					

	五年					
	午前		午後		夜間	
	新	合	新	合	新	合
中等学科						
中学科	400	1,500				
第二中学科			140	520		
夜間中学科					250	1,010
商業科	250	1,010				
商業専修科						
タイプライタ科			125	250		
簿記学科			125	250		
会計学科			100	200		
夜間商業科					270	860
高等学科						

### 3.6. 完成に至る迄各年度所要経費等調 【95048】

155

高等商業科	120	390		
高等師範科				
国語漢文科	120	390		
英文科	120	390		
数学科	80	280		
夜間高等師範科				
国語漢文科		150	500	
英文科		140	430	
数学科		120	390	
合計	2,510	2,670	3,190	
各年度生徒数		8,370		

	平年					
	午前		午後		夜間	
	新	合	新	合	新	合
中等学科						
中学科	300	1,500				
第二中学科			140	500		
夜間中学科					250	1,000
商業科	250	1,000				
商業専修科						
タイプライタ科			125	250		
簿記学科			125	250		
会計学科			100	200		
夜間商業科					270	800
高等学科						
高等商業科			120	350		
高等師範科						
国語漢文科			120	350		
英文科			120	350		
数学科			85	250		
夜間高等師範科						
国語漢文科				150	450	
英文科				140	400	
数学科				120	350	
合計	2,500		2,500		3,000	
各年度生徒数			8,000			

### 3.6 完成に至る迄各年度所要経費等調 【95048】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

## 完成に至る迄各年度所要経費等調（五年度分は別紙に在り）

	初年度					
	学級数	教員数	教員給	其他	経費計	
	専任	兼任	専任	兼任		
中学科	5	5	750	250	500	1,500
夜間中学科	2	2	300	250	250	800
速成中学科	2 $\frac{1}{2}$	2	300	250	200	750
商業科	2	2	300	300	250	850
夜間商業科	2 $\frac{1}{2}$	2	300	250	200	750
高等予備科	1	1	200	280	150	630
高等師範科	3	3	600	630	400	1,630
高等商業科	1	1	200	280	200	680
合計	18	18	2,950	2,490	2,150	7,590
	二年度					
	学級数	教員数	教員給	其他	経費計	
	専任	兼任	専任	兼任		
中学科	10	10	1,500	400	600	2,500
夜間中学科	4	4	600	350	300	1,250
速成中学科	4 $\frac{3}{4}$	4	600	350	250	1,200
商業科	4	4	600	400	300	1,300
夜間商業科	4 $\frac{3}{4}$	4	600	350	250	1,200
高等予備科	2	2	400	350	200	950
高等師範科	6	6	1,200	840	500	2,540
高等商業科	2	2	400	280	250	930
合計	36	36	5,900	3,320	2,650	11,870
	三年度					
	学級数	教員数	教員給	其他	経費計	
	専任	兼任	専任	兼任		
中学科	14	14	2,100	500	700	3,300
夜間中学科	6	6	900	450	350	1,700
速成中学科	5 $\frac{5}{5}$	5	750	500	300	1,550
商業科	6	6	900	500	350	1,750
夜間商業科	5 $\frac{5}{5}$	5	750	500	300	1,550

<sup>5</sup>原文ママ

高等予備科	2	2	5	400	350	200	950
高等師範科	9	9	15	1,800	1,050	600	3,450
高等商業科	3	3	5	600	350	300	1,250
合計	50	50	74	8,200	4,200	3,100	15,500
四年度							
	学級数	教員数		教員給		其他	経費計
		専任	兼任	専任	兼任		
中学科	18	18	12	2,700	600	800	4,100
夜間中学科	7	7	10	1,050	500	400	1,950
速成中学科	5 $\frac{5}{5}$	5	10	750	500	300	1,550
商業科	8	8	12	1,300	600	500	2,300
夜間商業科	5 $\frac{5}{5}$	5	10	750	500	300	1,550
高等予備科	2	2	5	400	350	200	950
高等師範科	9	9	15	1,800	1,050	600	3,450
高等商業科	3	3	5	600	350	300	1,250
合計	57	57	79	9,350	4,450	3,400	17,100

## 3.7 根津学院学則【95027】

作成日時	1924年（大正13年）（推定）
原稿形態	謄写版印刷
備考	文中で本則を大正14年より施行とあるため、その前年ごろの作成と推定する。

### 第一章 総則

**第1條** 本院は国民に須要なる高等普通教育を為し知識技能を授け又は高等の学術を修めしむるを以て目的とし、特に徳性の涵養に力むるものとす。

**第2條** 本院には中等学部及高等学部を置く。各学部の生徒定員左の如し。

- 一 中等学部 5,500人
- 二 高等学部 2,500人

**第3條** 各学部を分かちて科とす。各科及其の修業年限左の如し。

中等学部

- 一 中学科 5年
- 二 第二中学科 4年
- 三 夜間中学科 4年
- 四 商業科 4年
- 五 商業専修科 2年
- 六 夜間商業科 2年

高等学部

- 一 高等商業科 3年
- 二 高等師範科 3年

**第二章 学年学期及休業**

**第4條** 学年は4月1日に始り翌年3月31日に終る。

**第5條** 学年を分かちて次の三学期とす。

- 第1学期 4月1日より8月31日に至る
- 第2学期 9月1日より12月31日に至る
- 第3学期 1月1日より3月31日に至る

**第6條** 休業日左の如し。

- 一 日曜日
- 一 祭日及祝日
- 一 春季休業 3月23日より全月31日に至る
- 一 夏季休業 7月11日より8月31日に至る
- 一 冬季休業 12月25日より1月7日に至る
- 一 本校創立記念日

#### 第7條 中等学部各科の学科目課程及毎週教授時数左の如し。

##### 一 中学科

学科目・学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	8	6	6	6
英語	6	7	7	6	6
歴史地理	3	3	3	3	3
数学	4	4	5	4	4
博物	2	2	2	2	
物理及化学			2	4	4
法制及経済					2
図画	1	1	1	1	1
唱歌	1	1			
体操	3	3	3	3	3
計	29	30	30	30	30

##### 二 中学専修科

##### 国語漢文科

学科目・学年	第1学年	第2学年
修身	1	1
国語	8	8

漢文	3	3
地理	2	2
歴史	2	2
英語	2	2
計	18	18

## 英語科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年
修身	1	1
英語	12	12
国語	3	3
漢文	2	2
計	18	18

## 数学科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年
修身	1	1
数学	12	12
理科	3	3
英語	2	2
計	18	18

## 三 夜間中学科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
修身	1	1	1	1
国語及漢文	7	7	6	6

英語	8	6	6	6
歴史	1	2	2	2
地理	2	1	1	1
数学	3	5	4	4
博物		2	2	1
物理及化学			2	3
計	24	24	24	24

## 四 商業科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
修身	1	1	1	1
国語	7	7	7	7
数学	6	5	5	5
地理	2	2		
歴史	2	1		
理科	2	1		
英語	6	6	6	6
法制及経済		1	2	2
商事要項	1	1	2	2
簿記		2	2	
商品学			1	1
タイプライティング			1	1
商業実践				2
体操	3	3	3	3
計	30	30	30	30

## 五 商業専修科

## タイプライター科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年
修身	1	1

タイプライチング	9	10
商業作文	2	1
英語	6	6
計	18	18

## 簿記学科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年
修身	1	1
簿記学	9	10
珠算	2	1
英語	6	6
計	18	18

## 会計学科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年
修身	1	1
会計学	9	10
珠算	2	1
英語	6	6
計	18	18

## 六 夜間商業科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年
修身	1	1	1
国語	6	5	5
数学	5	5	5

地理	2	1	
歴史	2		
理科	2		
英語	6	5	5
法制及経済		1	1
商事要項		2	1
簿記		2	2
商品学		1	1
タイプライティング		1	1
商業実践			2
計	24	24	24

## 第8條 高等学部各科の学科目課程及毎週教授時数左の如し。

### 一 高等商業科

学科目・学年	第1学年	第2学年	第3学年
修身	1	1	1
国語及漢文	4	4	2
書法及作文	1	1	
英語	6	6	5
商業学	2	3	3
経済学		1	2
法律学		1	1
簿記及会計学	2	3	3
商品学		1	1
数学	4	3	3
商業地理	2		
商業歴史	2		
商業実践			2
計	24	24	24

### 二 高等師範科

#### 国語漢文科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
国語	8	8	6
漢文	7	7	6
心理学論理学及哲学	2	2	2
習字	1	1	
英語	2	2	2
計	24	24	24

## 英文科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
英語	16	16	14
心理学論理学及哲学	2	2	2
国語及漢文	2	2	
言語学			2
計	24	24	24

## 数学科

学科目・学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
数学	12	12	10
簿記	2		
心理学論理学及哲学	2	2	2
物理	2	2	2

英語	2	2	2
測量		2	
天文			2
計	24	24	24

#### 第四章 入学在学退学及賞罰特待

**第 9 條** 入学の時期は学年の始めより 30 日以内とす。但し特別の事情あるときは臨時入学せしむことあるべし。

**第 10 條** 中等学部に入学せしむべき資格を有する者左の如し。

- 一 尋常小学校を卒業したる者
- 二 前項に掲ぐる者と同等以上と認むべき学力を有する者

**第 11 條** 高等学部高等商業科に入学せしむべき資格を有する者左の如し。

- 一 本院の中学科第 4 学年を修了し又は商業科、夜間商業科を卒業したる者
- 二 官公私立中学校第 4 学年を修了し又は商業学校を卒業したる者
- 三 前二項に掲ぐる者と同等以上と認むべき学力を有する者

**第 12 條** 高等学部高等師範科に入学せしむべき資格を有する者左の如し。

- 一 本院の中学科を卒業したる者
- 二 官公私立中学校又は師範学校を卒業したる者

### 三 前二項に掲ぐる者と同等以上と認むべき学力を有する者

**第13條** 本院の各学部各科の第2学年以上に入学せしむべき資格を有する者は当該科第1学年に入学する資格を有し且前学年の学科課程を修了したる者と同等以上と認むべき学力を有する者とす。

**第14條** 本院に入学せしめんとする者は別紙第1号様式に依る入学願書を差出すべし。入学願書には検定料中等学部は金三円也高等学部は金五円也を添付すべし。既納の検定料は事由の如何に拘らざりを還付せざるものとす。

**第15條** 本院に入学を許可せられたる者は別紙第2号様式に依る在学證書を差出すべし。在学證書には入学料中等学部は金三円也高等学部は金五円也を添付すべし。既納の入学料は事由の如何に拘らざりを還付せざるものとす。

**第16條** 在学證書に記載せらるべき保證人は当該生徒の戸主又は後見人たるを要す。但し保證人に特別の事情あるときは住所遠隔なるときは東京府内に在住して独立の生計を営み当該生徒に擁護の責任を尽し得べき者を第二保證人とすべし。

**第17條** 生徒及保證人にして其の身分住所印鑑に異動を生じたるときは速に届出べし。第二保證人を変更せんとするときは保證人及新旧第二保證人連署の上届出べし。

**第18條** 本院の生徒にして遅刻早退又は欠席を為さんとするときは予め其の事由を詳記し保證人又は保證人第二より届出べし。但し緊急にして已む得ざる事情あるときは便宜の方法に依り届出べし。

**第 19 條** 本院の生徒にして疾病其他已む得ざる事情の為退学せんとするときは其の事由を詳記し保證人連署の上願出べし。但し疾の場合は医師の診断書を添付するを要す。

**第 20 條** 本院の生徒にして操行端正学術優秀なる者に褒賞を授与す。

**第 21 條** 本院の生徒にして規則命令を遵守せず生徒たる本分に違背したるときは其の輕重に依り譴責停学退学又は放校に処す。

**第 22 條** 本院の生徒にして無断欠席 1 か月に及び又は授業料校費滞納 2 カ月に亘るときは之を除名す。

**第 23 條** 本院に特待生を置く。特待生には授業料及校費を減免す。本院の生徒にして操行端正学業優秀他の模範と為るべき者は之を特待生とす。忠臣孝子節婦又は国家公益の為に功労ある者の子弟にして本院に入学を願出たるときは誼衡の上之を許可し特待生と為すことあるべし。特待生に関する細則は別に之を定む。

## 第五章 試験進級及卒業

**第 24 條** 学年末に於て各生徒に就き当該学年間の成績を考査し其の新級又は卒業を定む。

**第 25 條** 学年間の成績は学業成績の外平生の操行及勤惰を考査して之を定む。ほか 学業成績は各学科目に就きて審査を遂げ学年評点を以て之を表す。学年評点は当該学年間に於ける各学期試験点と学年試験点とに依りて之を定む。

**第 26 條** 学年評点学期試験点及学ね試験点は何れも 10 点を以て満点とし 1 学科目 5 点以上全学科目平均 6 点以上を以て合格とす。但し平素の成績良好なる者に限り 2 学科目迄は 1 学科目に就き 4 点を以て合格とすることあるべし。

**第27條** 本院を卒業したるときは別紙第3号様式に依る卒業證書を授与す。

## 第六章 学費

**第28條** 本学院各学部各科の授業料左の如し。

### 中等学部

1	中学科	一学年に付金 53 円也	(分納の場合は月額金 5 円也)
2	中学専修科	同上 金 30 円也	(同上 金 3 円也)
3	夜間中学科	同上 金 42 円也	(同上 金 4 円也)
4	商業科	同上 金 53 円也	(同上 金 5 円也)
5	商業専修科	同上 金 30 円也	(同上 金 3 円也)
6	夜間商業科	同上 金 42 円也	(同上 金 4 円也)

### 高等学部

1	高等商業科	一学年に付金 63 円也	(分納の場合は月額金 6 円也)
2	高等師範科	同上	(同上)

**第29條** 本院各学部各科の校費は一学年に付金 5 円也とす。但し分納せんとする場合は月額金 50 錢とす。

**第30條** 授業料及校費は学年の始め 5 日以内に納付すべし。但し分納せんとする場合は 8 月を除き毎月 5 日迄に所定の月額を納付すべし。

**第31條** 授業料及校費は出席の有無に拘らず納入を要す。既納の授業料及校費は事由の如何に拘らず還付せざるものとす。

## 第七章 附則

**第32條** 本則は大正 14 年 月 日より之を施行す。

**第 33 條** 本則の施行上必要なる細則は別に之を定む。

第 1 号様式

(省略)

第 2 号様式

(省略)

第 3 号様式

(省略)

#### 特待生に関する細則

**第 1 條** 本則に於ては規則第 23 條第 2 項に依る特待生を第 1 種特待生同條第 3 項に依る特待生を第 2 種特待生と称す。

**第 2 條** 第 1 種特待生の特待期間は当該学年間とし成績良好なる場合に限り之を継続せしむ。第 2 種特待生の特待期間は本院在学中とする。

**第 3 條** 第 1 種特待生の特待要件左の如し。

1. 品行端正学業優秀にして他の模範となるべきこと
2. 身体強健にして志操堅確なること

**第 4 條** 第 2 種特待要件左の如し。

1. 皇室若<sup>もしく</sup>は国家より忠臣孝子節婦として表彰せられ又は国家公益の為に功労ある者の子弟なること
2. 中等教育を受けんとする志望切実なるに拘<sup>かかわ</sup>らず所要の学資十分ならざること

3. 小学校在学中成績佳良なること
4. 身体強健にして志操堅確なること

本條第1,2号に付きては市町村長、第3,4号に付きては出身小学校長及校医の証明書並に意見書を入学願書に添付せしむるものとす。

### 3.8 根津学院学則【78014】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

#### 第1章 総則

**第1條** 本学院は国民に須要なる高等普通教育を為し並に高等の学術かんよう つとを教授するを以て目的とし、特に徳性の涵養に力むるものとす。

**第2條** 本学院には中等学部及高等学部を置く。各学部の生徒定員左の如し。

- 一 中等学部 3,800人
- 二 高等学部 1,200人

**第3條** 各学部を分かちて科とす。各科及其の修業年限左の如し。

#### 中等学部

- |     |    |
|-----|----|
| 中学科 | 5年 |
| 商業科 | 4年 |

夜間中学科	4年
夜間商業科	3年
高等学部	
国語漢文科	3年
英文科	3年
数学科	3年
商業科	3年

## 第2章 学年、学期及休業

**第4條** 学年は4月1日に始り翌年3月31日に終る

**第5條** 学年を分ちて次の三学期とす

第1学期 4月1日より8月31日に至る

第2学期 9月1日より12月31日に至る

第3学期 1月1日より3月31日に至る

## 第6條 休業日左の如し

- 一 日曜日
- 一 祭日及祝日
- 一 春季休業 3月23日より全月31日に至る
- 一 夏季休業 7月11日より8月31日に至る
- 一 冬季休業 12月25日より1月7日に至る
- 一 本校創立記念日

## 第3章 学科課程及教授時数

**第7條** 中等学部各科の学科目課程及毎週教授時数左の如し

## 一 中学科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	8	6	6	6
英語	6	7	7	6	6
歴史地理	3	3	3	3	3
数学	4	4	5	4	4
博物	2	2	2	2	
物理及化学			2	4	4
法制及経済					2
図画	1	1	1	1	1
唱歌	1	1			
体操	3	3	3	3	3
計	29	30	30	30	30

## 二 夜間中学科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
修身	1	1	1	1
国語及漢文	7	7	6	6
英語	8	6	6	6
歴史	1	2	2	2
地理	2	1	1	1
数学	5	5	4	4
博物		2	2	1
物理及化学			2	3
計	24	24	24	24

## 三 商業科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
----------	------	------	------	------

修身	1	1	1	1
国語	7	7	7	7
数学	6	5	5	5
地理	2	2		
歴史	2	1		
理科	2	1		
英語	6	6	6	6
法制及経済		1	2	2
簿記		2	2	
商事要項	1	1	2	2
商品学			1	1
タイプライティング			1	1
商業実践				2
体操	3	3	3	3
計	30	30	30	30

## 四 夜間商業科

学科目 \ 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
修身	1	1	1
国語	6	5	5
数学	5	5	5
地理	2	1	
歴史	2		
理科	2		
英語	6	5	5
法制及経済		1	1
簿記		2	2
商事要項		2	1
商品学		1	1
タイプライティング		1	1
商業実践			2
計	24	24	24

第 8 條 高等学部各科の学科目課程及毎週教授時数左の如し

## 一 高等師範科国語漢文科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
国語	8	8	6
漢文	7	7	6
心理学・論理学	2	2	2
及哲学			
習字	1	1	
英語	2	2	2
言語学			2
計	24	24	24

## 二 英文科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
英語	16	16	14
心理学・論理学	2	2	2
及哲学			
国語及漢文	2	2	
言語学			2
計	24	24	24

## 三 数学科

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年
修身	2	2	2
教育学	2	2	4
数学	12	12	10
簿記	2		

心理学、論理学 及哲学	2	2	2
物理	2	2	2
英語	2	2	2
測量		2	
天文			2
計	24	24	24

## 四 商業科

学科目 \ 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
修身	1	1	1
国語及漢文	4	4	2
書法及作文	1	1	
英語	6	6	5
商業学	2	3	3
経済学		1	2
法律学		1	1
簿記及会計学	2	3	3
商品学		1	2
数学	4	3	3
商業地理	2		
商業歴史	2		
商業実践			2
計	24	24	24

## 第 4 章 入学、在学、退学、賞罰及特待

**第 9 條** 入学の時期は学年の始めより 30 日以内とす。但し特別の事情あるときは臨時入学せしむることあるべし。

**第 10 條** 中等学部各科に入学せしむべき資格を有する者左の如し

一 尋常小学校を卒業したる者

- 二 前号に掲ぐる者と同等以上と認むべき経歴及学力を有する者

**第11條** 本学院の中等学部各科の第2学年以上に入学せしむべき者は、前條に掲ぐる入学資格を有し且前学年の学科課程を修了したる者と同等以上と認むべき学力を有する者とす

**第12條** 高等学部高等師範科及高等商業科各科に入学せしむべき資格を有する者左の如し

- 一 本学院の中学科を卒業したる者
- 二 官公私立中学校又は師範学校を卒業したる者
- 三 前2号に掲ぐる者と同等以上と認むべき経歴及学力を有する者

**第13條** 本学院の高等学部各科の第2学年以上に入学せしむべき者は、前條に掲ぐる入学資格を有し且前学年の学科課程を修了したる者と同等以上と認むべき学力を有する者とす。

**第14條** 本学院に入学せんとするときは別紙第1号様式に依る入学願書を差出すべし。

入学願書には検定料中等学部は金式円高等学部は金參円を添附すべし。既納の検定料は事由の如何に拘らざりを還附せざるものとす。

**第15條** 本学院に入学許可せられたるときは別紙第2号様式に依る在学證書を差出すべし。

在学證書には入学料中等学部は金參円高等学部は金五円を添附すべし。既納の入学料は事由の如何に拘らざりを還附せざるものとす。

**第 16 條** 在学證書に記載せらるべき保證人は当該生徒の戸主又は後見人たるを要す。但し保證人に特別の事情あるときは住所遠隔なるときは東京府内に在住して独立の生計を営み当該生徒に擁護の責任を尽し得べき者を第二保證人とすべし。

**第 17 條** 生徒、保證人及第二保證人にして其の身分、住所、又は印鑑に異動を生じたるときは速に届出べし。第二保證人を変更せんとするときは保證人及新旧第二保證人連署の上届出べし。

**第 18 條** 本学院の生徒にして疾病其の他已むを得ざる事情の為退学せんとするときは、其の事由を詳記し保證人連署の上願出べし。但し疾病の場合は医師の診断書を添附するを要す。

**第 19 條** 本学院の生徒にして遅刻、早退又は欠席を為さんとするときは、予め其の事由を詳記し保證人又は第二保證人より届出べし。但し緊急にして已むを得ざる事情あるときは便宜の方法により届出べし。

**第 20 條** 本学院の生徒にして品行端正学術優秀なる者には、褒章を授与し之を表彰す。

**第 21 條** 本学院の生徒にして規則命令を遵守せず又は生徒たる本分に違背したるときは、其の輕重に依り譴責、停学、退学又は放校に処す。

**第 22 條** 本学院の生徒にして無断欠席一ヵ月に及び、又は授業料、校費の滞納二ヵ月に亘るときは、之を除名す。

**第 23 條** 本学院に特待生を置く。特待生には授業料及校費を減免す。本学院の生徒にして品行端正、学業優秀、他の模範と為る者は之を特待生とす。

国家公益の為に功労ある者の子弟にして本学院に入学したるときは、詮衡の上特待生と為すことあるべし。

特待生の詮衡等に関する細則は別に之を定む。

## 第5章 試験、進級及卒業

**第24條** 学年末に於て各生徒に就き当該学年間の成績を考查し、其の進級又は卒業を定む。

**第25條** 学年間の成績は学業成績の外、平生の操行及勤惰を考查して之を定む。

学業成績は各学科目に就きて審査を遂げ、学年評点を以て之を表す。

学年評点は当該学年間に於ける各学期試験点と学年試験点とに依りて之を定む。

**第26條** 学年評点、学期試験点及学年試験点は何れも十点を以て満点とし、一学科目五点以上、全科目平均六点以上を以て合格とす。但し平素の成績良好なる者に限り二学科目迄は一学科目につき四点を以て合格と為すことあるべし。

**第27條** 本学院を卒業したるときは、別紙第3号様式に依る卒業證書を授与す。

## 第6章 学費

**第28條** 本学院各学部の授業料左の如し

---

中等学部

---

一 中学科	年額金 50 円	分納の場合は月額金 5 円
二 夜間中学科	年額金 40 円	分納の場合は月額金 4 円
三 商業科	年額金 50 円	分納の場合は月額金 5 円
四 夜間商業科	年額金 40 円	分納の場合は月額金 4 円
高等学部		
一 高等師範科各科	年額金 60 円	分納の場合は月額金 6 円
高等商業科	年額金 60 円	分納の場合は月額金 6 円

### 第 29 條 本学院各学部の校費左の如し

一 中等学部	年額金 10 円	分納の場合は月額金 1 円
二 高等学部	年額金 15 円	分納の場合は月額金 1 円 50 銭

**第 30 條** 授業料及校費は学年の始め五日以内に之を納付すべし。但し分納せんとする場合は八月を除き毎月五日迄に所定の月額を納付すべし。

**第 31 條** 授業料及校費は出席の有無に拘らず納入を要す。既納の授業料及校費は事由の如何に拘らず還附せざるものとす。

### 第 7 章 附則

**第 32 條** 本則は大正 年 月 日より施行す。

**第 33 條** 本則の施行上必要なる細則は別に之を定む。

第 1 号様式

(省略)

第2号様式

(省略)

第3号様式

(省略)

### 特待生に関する細則

**第1條** 本則に於ては学則第23條第2項に依る特待生を第1種特待生、同條第3項に依る特待生を第2種特待生と称す。

特待生は学院長の提按<sup>ていあん</sup>に依り理事会に於て之を詮衡す。

**第2條** 第1種特待生の特待期間は当該学年間とし、成績優秀なる場合に限り之を継続せしむ。

第2種特待生の特待期間は本学院在学中とす。

**第3條** 第1種特待生の特待要件左の如し

- 一 品行端正、学業優秀にして他の模範と為ること
- 二 身体強健にして志操堅実なること

**第4條** 第2種特待生の特待要件左の如し

- 一 国家公益の為に功労ありとして表彰せられたる者の子弟なること
- 二 本人並に保護者の家計困難にして所要の学費を有せざること

**三 小学校在学中の成績佳良なること****四 身体強健にして志操堅実なること**

本條第1、2号に付ては市町村長、第3号に付ては出身小学校長、第4号に付ては同上校医の証明書を添附せしむるものとす。尚必要と認むるときは其の意見を申出さしむることあるべし。

**第5條 特待生にして特待要件を欠如するか又は不都合の行為ありと認むるときは、第2条の期間内と雖も特待を停止するものとす。**

### 3.9 本校設立の趣旨 【78015】

作成日時

不明

原稿形態

謄写版印刷

文意より普通選挙施行(1925年)以前

一 本校は全国各地より生徒を入学せしむ。

全国各地の青年に対し普あまねく中等学校の教育を授かかけ我國民一般の知能を高上せしむる方策ありや。

全国各地の青年にして現に中等学校に在学せる者の外中等学校の教育を受けんことを熱望するに拘わらず、学資を有せざる為又は家庭の事情が許さざる為に中等学校に入学すること能わざる者に対しては本校の校外生として通信教授あたを受けしむるを以て最善の方策なりと信ず。通信教育を為すに方り必要と認むる事項左の如し。

(一) 校外教科書の編纂委員(此の編纂には本校開始前に着手のこと)

校外教科書の編纂に付きては、中等学校の教師にして教育上の経験に豊み且其の教授学科に関する学識格別優秀なるものに編纂委員を委嘱す。

(二) 校外教科書の編纂委員会

編纂委員会に於ては、一 編纂の方針 二 編纂事項 三 編纂の方法等を協議決定す

(三) 校外教科書の編纂

各委員は其の担任せる部分に付自宅に於て編纂に従事す。  
担任部分の編纂を了りたるときは之を委員長に提出す

(四) 校外生に対する校外教科書の頒布、送達

(五) 校外生の教科に関する質疑応答

(六) 校外生に対する学期、学年、卒業試験

(七) 校外生に対する夏冬講習会

校外生にして所定の課程を履修したる場合に更に本校に入学を志望するときは教育令の許す限り高学年に之を編入するものとす。茲に於てか本校は全国各地より生徒を入学せしむることと為る。入学者は本校所定の学則に依り之を教育し、短期の在学を以て中学校又は商業学校卒業の資格を得しむ。

附言

校外生にして所定の課程を履修したる場合、隨時各府県に於て施行せらるる「中学校卒業と同等の学力ありと認めらるべき検定試験」を受けんとするときは其の筋に願出でしむ。

二 本校卒業生の前途は最も有望なり

本校の生徒は校外生として家業の傍研修したるものにして本校の在学も短期の間に過ぎざるを以てその成績も十分ならざるべ

く、卒業後の前途に付ては頗る心配に堪えざる所なり果して如何や。

本校生徒には各生徒に通有せる特性を有す。其の美点と認むべきものを挙ぐれば左の如し

- (一) 本校生徒は万難を排して学問を為さんとする程の熾烈なる向学心を有せり。依って此の向学心に於て既に一般学生の上に立つべき特性を有す
- (二) 本校の生徒は家業の傍学問を研修するに適したる程の体力を有せり。依って此の体力に於て前途の苦学勤労に堪え最後の勝利を得らるべき特性を有す
- (三) 本校の生徒は校外生として相当長期の間独学的に研修を重ねたる者なり。其の間自己将来の立身出世の心懸に対しては何ものと雖、其意を狂しむること能わざる程の勇猛なる至誠の精神と忍耐の意力を有せり。依って此の至誠の精神と忍耐の意力に於て本校卒業後社会に立ちて業務に就く上にも、又は更に進みて高等の教育を受くる上にも初期の目的を達し前途の光明に浴せらるべき特性を有す

本校の生徒は特性として上述の如き美点を具有するを以て本校卒業後の前途に付ては世の温室的に育てられたる学生よりも却つて有望の者なりと謂うべし。東西古今の実例に徴するときは頤儒鴻学、英雄豪傑、掖生護國の士も大宗教家も実業上の大家も多くは本校生徒の如き掩地より身を起し本校生徒の如き特性を有したる者にあらざるはなし。松は霜雪を凌いで千年の翠を呈し、蘭は幽谷に生じて万里の風に薰す。本校の生徒たるもの、必や卒業後の前途に於て最も有望なるべきを信じて疑わざるなり。茲に本校設立の一趣旨として之を明記し本校の教育を実施する

上に此の掩地と特性に基き聖賢大家の事跡に鑑みつつ育成の責に任じ卓越したる成績を挙げんことを期するものなり。

以上述べたる如く、本校生徒卒業後の前途に付ては最も有望なること、及本校は全国各地に於ける青年を収容して熾烈なる向學心を満足せしむべき唯一の教育機関なることの趣旨が歲月と共に国民の間に透徹するに隨い、校外生として通信教授を受けるとする者も次第に多数となり遂には全国青年の大部分を網羅するに至らん。尚又其の課程を修了したる者にして本校に入学せんことを志望する者も必ずや少からざる数に上るべきを信ず。斯の如くして本校には志望者収容の余地を存ぜざるに至らば、更に全国内有数の都市をトして学校を増設するものとす。尤も此の増設に付ては本校に於ける収支剩余の蓄積金を以て工費に充つることとし蓄積金の相当額に達したるときに之を実行するの方針に依る。但し学校を増設したる場合に在りても通信教授に関する一切の事務は本校に於て之を取り扱うものとす。

### 三 此の種の中学校は国家の為に極めて必要なる教育施設なり

全国各地に於ける青年を校外生とし之に向て通信教授を為し所定の学科課程を修了せしめたる場合に特に志を有する者を本校に収容し、現行法令の許す限り高学年に之を編入して短期の間に中学校卒業生たる資格を得しむることは何故に国家の為に極めて必要なりや。

我国に於ける教育上の現況を觀るに、中学校の教育を受けたしと熱望する青年中には学資を有せざるが為に、又は家庭の事情が許さざるが為に其の志を達すること能わざる者夥しく、全国各地を通じて毎年数十万人を算することは事実の証明する所なり。斯の如き悲掩に在る青年を救済して其の志を達せしむるの途を開くことは単に本人に満足を與うるのみならず、延いて

国家安定の基礎を築うする上に極めて必要なる美挙なりと信ず。或る僻邑に於て実現したる青年の所懐に曰く、「予等は中学校所在地を距ること遠きが為、到底通学することを得ず。又一面に於て学資を有せざるが為め寄宿留学することも不可能なり。然るに小学校時代に同窓たる某は家計富裕なるが為、数年前遠く笈を負うて県庁所在地に在る中学校に入学したり。小学校時代に於ける彼の成績は頗る劣等なりしに拘わらず、今や暑中休暇に際し帰郷したる所を見るに智能も聊か勝れ態度も稍や立派と為りたり。刺え毎日前川に棹して清風を迎い明笛を弄びつつ烈暑を避くるに至ては只管恐縮するの外なし。予等は烈暑を避くるの暇も無く全身を泥田に浸し流汗衣袂を絞り群り来る蚊虻に逐われつつ農業に親しまざるを得ず。彼は既に予等同窓に比し人生の階級を凌駕せるものと謂わざるべからず。将来の發揚必や驚くべきものあらん。翻て考うるに、斯の如く人生の階級に差別を生ぜしむる所以の事由は全く中学校に入ると入らざるとに在り。中学校に入ると入らざるとは正に学資を有すると否とに基因す。然らば此の学資なるものは何に由りて生れ出たるものなりや。顧うに我村の如きは往古創始の時代に方り里人が恣に定めたりし土地に対する所有権が延長して今日の所有権となりたるものに他ならざるべし。而して本村創始以来歳月を重ねるに隨い貧は益々貧、富は益々富と為りたるや明なり。果して然らば此の往古の創始時代制度を繰返すことも強ち理由なきにあらざるべし。茲に土地其の他の財産に付所有権一代限りの制度を探るか又は財産共有の制度に改め国民たるもの利益均霑の実を挙ぐることは如何や。寧ろ露國の例に倣うに若かざるべし云々」と、是素より我国今日の場合に在りては一種の諧謔的言論に過ぎざるも、有識者の決して等閑に付すべからざる重大問題なるべし。

中学校に入学すること能わざる青年が全国各地に亘りて村内青年の九分通りを占む。其の中には天資優秀にして熾烈なる向學心を有する者少なからざることも事實上明なる所なり。若し万一にも此の秀才等が相結して先導と為り他の青年を使嗾して教育上の機會均等を主張し更に進んで財産制度の改廃を企図するが如きことあらば、必ずしも國家安定の基礎に亀裂を生ずることなきを保すべからざるなり。須く先づ天資俊秀にして熾烈なる向學心を有する青年に対しては全国各地に亘り中学校の教育を授くるの途を開くことを要すべし。之実に我国教育上に於ける刻下の一大急務なりと謂わざるべからず。

#### 四 通信教授に依りて全国の青年に中等教育を為すは普通選挙の実施上焦眉の急なり。

普通選挙が次の総選挙より施行せらることと為りたるに付ては我が国民たるもの之に必要なる知能を具有せざるべからず。若し其の知能を欠如せんか、普通選挙の本旨を過り却て國運の進展上に由々しき大事を惹起すること無きを保すべからず。茲に於てか近時上下挙って社会教育、公民教育の必要を絶叫し種々の教育機関を新設して政治的責任の自覚及其の普及を計らんとするに至れり。

本校通信教授は全国の青年に対して中等教育を授くるを以て目的と為すが故に所謂社会教育、公民教育として恐くは之に勝れるものあらざるべし。去る議会に於ける内相の説明に依れば、普通選挙の実施の結果として選挙権者の数が殆ど現在の五倍と為り一千四百十五万人の多きに達すべしとのことなり。此の多数の選挙権者に就て顧みるときは中等教育を受けたる者果していくばく幾許ありや、頗る寒心に堪えざる所なり。之素より中等程度の学校数の足らざるに基因すること明なり。然れども此の学校を

増設して山村海邑の青年に至るまで遺憾ながらしむることは何れの日にか到底行わるべきものにあらず。唯通信教授に依るの外他に適當の方法あらざるを信ず。夫巡回公演、巡回文庫、教育映画等の如きは兎角断片的に陥るの弊を免れず、然るに通信教授に至ては連續的にして秩序あること猶ほ学校の教育と異なる所なし。国民全般の知能を高上せしむべき教育方法とし且つ普通選挙の施行せらるる限り永久に必要なる教育施設は實に此の通信教授を措て他に求むべからざるなり。是本校が校外生の制度を設け之に対して中等程度の通信教授を為し国家に貢献する所あらんことを期する所以なり。

### 3.10 完成後に於ける生徒数等調【95047】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

学年	修業年限	生徒員数	学級及 其員数	授業料及 校費一人 一カ月分		計 (円)	(一学 級平均 収入) (円)		
				授業料 校 費					
				(円)	(錢)				
中学校	5年	1,200		5	50	6,000	273		
				280	5				
				260	5				
				240	4				
				220	4				
				200	4				
				1,200	22				
夜間中学科	5年	800		4	50	3,600	450		
				200	2				

		180	2			
		160	2			
		140	1			
		120	1			
		800	8			
速成中学科	2年半	500		3	50	1,750 350
		120	1			
		100	1			
		90	1			
		80	1			
		500	5			
実業学部						
商業科	4年	1,000		4	50	4,500 563
		280	2			
		260	2			
		240	2			
		220	2			
		1,000	8			
夜間商業科	2年半	500		3	50	1,750 350
		120	1			
		110	1			
		100	1			
		90	1			
		80	1			
		500	5			
高等学部						
高等予備科	1年	120		6	50	1,300 650
予科	1年	80				
本科		120	1			
		80	1			
		200	2			
高等師範科	1年			6	50	3,575 397
予科	2年					
本科	英語	100				
		130				
	数学	80				
		80				
	商業	80				
		80				
		260	3			
		180	3			
		110	3			
		550	9			

### 3.11. 完成期に於ける経費予算 【95072】

189

高等商業科 予科 本科	1年 1年	100 150		6 1 1 1	50	1,625 250	542 3
合計		5,000				24,100	389
	昼 夜	24 学級 38 学級	1,400 人 3,600 人				

### 3.11 完成期に於ける経費予算 【95072】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

収入の部						
科目	金額	摘要				
一 授業料	244,000	中学科	1,200 人	一人に付 50 円	計 60,000 円	
		夜間中学科	1,200 人	一人に付 40 円	計 48,000 円	
		商業科	800 人	一人に付 50 円	計 40,000 円	
		夜間商業科	600 人	一人に付 40 円	計 24,000 円	
		高等師範科	900 人	一人に付 60 円	計 54,000 円	
		高等商業科	300 人	一人に付 60 円	計 18,000 円	
二 校費	26,000	中等学部	3,800 人	一人に付 10 円	計 38,000 円	
		高等学部	1,200 人	一人に付 15 円	計 18,000 円	
三 検定料	3,900	中等学部	1,200 人	一人に付 2 円	計 2,400 円	
		高等学部	500 人	一人に付 3 円	計 1,500 円	

四 入学料	4,820	中等学部	940 人	一人に付 3 円	計 2,820 円
		高等学部	400 人	一人に付 5 円	計 2,000 円
五 校外生授業料	180,000	校外生	30,000 人	一人に付 月額 50 銭	計 180,000 円
六 雑収入	30	不用品払下 代			30 円
合計	488,750				

## 支出の部

科目	金額	摘要		
一 債給及 諸給	201,200	教員給中等 学部	65 人	一人に付 月額 140 円
		教員給高等 学部	25 人	一人に付 月額 200 円
		事務員給本校 5 人 通信教授 3 人		各一人に 付 月額 100
		給仕小使給給仕 2 人 小使 3 人		各一人に 付 月額 40 円
		雜給臨時雇及年末賞与等		20,000 円
二 校費	38,000	備品費 図書費 器械標本費 消耗品費 雜費		10,000 円 5,000 円 5,000 円 8,000 円 10,000 円
三 通信教 授諸費	144,000	校外生 30,000 人 教科書発 行部数 365,000 部	一部に付 40 銭	計 144,000 円
四 予備費	10,000	諸予備費		10,000 円
合計	393,200			

## 備考

## 一 授業料を他の同種の学校と同額と為したる理由

(イ) 授業料を他の学校よりも低廉にするとときは、其の入学志望者を奪取するが如き結果を生ずる虞あり。之が為に神

田附近の中学校、商業学校は非常に迷惑を感ずることと為るべし。

- (口) 授業料を他の学校よりも低廉にするときは、実質上良教員を招聘するの資力薄弱となるのおそれ虞あり。之が為に世の人々をして一種劣等なる学校の如き所感を懷かしむることなしとすべからず。
- (ハ) 授業料を低廉にするよりも寧ろ特待生の制度を設くる方遙に優れり。之が為に本校の教育上必や裨益する所少からざるべし。

## 二 経費予算上に現れたる剰余金及其の利用方法

完成期に至れば毎年剰余金七八万円を生ずべし。是全く収入の過当なるにあらずして、支出上校舎及設備に対する補償を要せざるに基因するものとす。幸に根津理事長の特別寄附に依りて此の剰余金を生ずることと為るべきを以て最も有益に之を利用せざるべからず。差当り愚考に浮ぶ所の利用方法左の如し。

- (イ) 通信教授を修了したる者にして進んで中学校に入学せんとするもの多数に上り本校に到底収容の余地なきに至らば、此の剰余蓄積金を利用して全国内有数の都市に本校と連絡したる中学校を増設すること。
- (口) 夏冬期休業其の他適当の機会に於て此の剰余金を利用し全国各地方に講習会を開き校外生に対し校外教科書を読み解せしむるに必要な基礎的知能を鍛磨せしむること。

### 3.12 各学科毎週教授時数 【78046】 - 【78052】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

夜間中学科各学年毎週教授時間表 【78046】

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	7	7	5	5
外国語	7	7	7	5	5
歴史及地理	2	2	2	4	4
数学	4	5	5	4	4
博物	1	2	2		
物理及化学				5	5
図画	1				
計	24	24	24	24	24

商業科各学年毎週教授時間表 【78047】

学科目 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
修身	1	1	1	1
国語及漢文	6	5	3	2
作文習字	2	2		
英語	8	7	7	6
歴史地理	1	2		
数学	5	4	4	4
簿記	1	2	2	2
商事要項		1	3	3

3.12. 各学科毎週教授時数 【78046】 - 【78052】 193

法制		2	2
経済		2	2
商品学		1	
商業実践			2
タイプライター			
計	24	24	24

高等予備科各学年毎週教授時間表 【78048】

学科目 \ 学年	予科	本科	
		第 1 学年	第 2 学年
修身	1	1	
国語及漢文	4	4	
英語	6	12	
算術	2	2	
代数	3	3	
幾何	3	3	
三角	2	2	
物理及化学	3		
歴史及地理	2		
博物	1		
計	27	27	

高等師範英語科各学年毎週教授時間表 【78049】

学科目 \ 学年	予科	本科	
		第 1 学年	第 2 学年
修身	1	1	1
教育学及教授法	2	2	2
講読	12	10	8
会話	1	1	2
書取	2	2	2
英語			

作文	2	2	2
文法	1	2	2
声音学		1	
英文学史			2
国語及漢文	3	2	2
言語学		1	1
計	24	24	24

## 高等師範數學科各学年毎週教授時間表 【78050】

学科目 \ 学年	予科	本科	
		第1学年	第2学年
修身	1	1	1
教育学及教授法	2	2	2
英語	3	3	3
算術	3		
代数学	5	5	
幾何学	6		
三角法	4		
解析幾何学		3	2
幾何画法		2	
微分学		3	4
積分学		3	4
初等数学論		2	2
方程式論			3
高等幾何学			3
計	24	24	24

## 高等師範商業科各学年毎週教授時間表 【78051】

学科目 \ 学年	予科	本科
----------	----	----

## 3.12. 各学科毎週教授時数 【78046】 - 【78052】

195

	商	中	第1学年	第2学年
修身	1	1	1	1
教育学及教授法	2	2	2	2
国語及漢文	3			
英語	10	6	3	2
代数及幾何	4			
商業算術	3	3	2	
簿記		4	7	7
商業学		4	7	7
法制及経済		2	2	4
商業史商業地理	1	1		
商品学		1		
商業実践				1
計		24	24	24

## 高等商業科各学年毎週教授時間表 【78052】

学科目 \ 学年	予科		本科	
	商	中	第1学年	第2学年
修身	1	1	1	1
商業文	1	1	1	
書法	1	1	1	
英語	3	6	5	4
商業史商業地理	1	1	1	
代数及幾何	5			
商業算術	3	3	2	
簿記		3	3	4
商品学		3	3	4
経理			2	2
統計				1
法律	2		2	3
経済学	2		2	3
商品学	1		1	
商業実践				2

計 | 24 24 | 24 24

### 速成中学科各期每週教授時間表

学科目 \ 学年	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	7	7	5	5
外国語	7	7	7	5	5
歴史及地理	2	2	2	4	4
数学	4	5	5	4	4
博物	1	2	2		
物理及化学	1			5	5
図画	1				
計	24	24	24	24	24

### 中学科各学年每週教授時間表

## 3.12. 各学科毎週教授時数 【78046】 - 【78052】

197

計	29	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

表中 英、数、実、普は生徒の志望に依り予め選択せしめ、当該学科につき特に多くの時間を学習せしむるものとす。

## 夜間商業科各期毎週教授時間表

学科目 \ 学期	予科			本科	
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	6	5	4	2	2
作文習字	3	3	3	1	1
英語	7	6	6	6	6
歴史地理		1	2		
数学	7	6	5	4	4
簿記		2	2	4	4
商事要項			1	2	2
法制				2	1
経済					2
商品学				1	
商業実践				1	1
タイプライター					
計	24	24	24	24	24



## 第4章 1925年

### 4.1 大正14年7月第二事業に関する評議員会 議按 【78021】

作成日時 1925年（大正14年7月）

原稿形態 謄写版印刷

備考 「武藏学園史年報 第3号」に収録された同日の評議員会議事録とは内容が異なる。

大正十四年七月 第二事業 根津育英会

評議員会議按

根津育英会第二事業に関する件

#### 第一 事業の目的

##### 一 通信教授を為すの件

小学校卒業の後、進みて中学校に入るの途なきを嘆し朝夕の間遺憾の涙に咽びつつ歳月を送らんとする全国内各地の青年に対し、通信教授により中学校の教科課程を履修せしむること

（附）本件に該当する青年の例を挙ぐれば左の如し。

（イ）中学校の所在地を距ること遠き地方に生育しつつ在るが為め到底通学することを得ず、且家庭の事情又

は家計の都合上寄宿留学に要する時間又は学資を有せざる者

(口) 中学校の所在地付近に生育しつつ在るも家庭の事情又は家計の都合上修学に要する時間又は学資を有せざる者

## 二 中学の教育を実施するの件

通信教授を受けたる者に対し其の志望に隨い実地教育に依り相当短期の間に中学校を卒業せしむること。

(附) 本件実地教育に要する校舎は九段中坂に沿いたる土地をトし之を建設するものとす。図面、設計仕様書等は別紙の通り

## 三 高等教育を実施するの件

中学校卒業の後、更に進みて高等専門の学校に入らんとする者に対し適當なる高等教育を施すこと。

(附) 本件高等教育は本校の施設上商業科、英文科、国語漢文科、地理歴史科、数学科を適當と認む

## 四 夜間教育を実施するの件

本校校舎を利用し夜間其の他の機会に於て東京在住の青年にして家庭の事情又は家計の都合上昼間には学校に入ること能わざるを遺憾なりとせる者に対し実地教育に依り適當なる中等教育を施すこと。

(附) 本件中等教育は本校の施設上中学科、商業科を適當と認む

# 第二 所要の財産及経費

## 一 所要財産に関する件

本校の財産としては学校敷地、校舎建物、学校備品の三種を必要とす。試みに其の数量、値額等を予定すれば左の如し。

- (イ) 学校敷地 九段中坂に沿いたる土地約 800 坪 此の値額金貳拾五万円也
- (ロ) 校舎建物 鉄筋コンクリート空洞式四階建 1,300 余坪 此の値額金三拾九万円也
- (ハ) 学校備品 机、腰掛、書棚、教育用器械器具其の他の備品 此の値額金五万円也

## 二 所要経費に関する件

所要の経費は之を臨時費及経常費に分つ。其の要項を挙ぐれば左の如し。

- (イ) **臨時費** 臨時費としては前に掲げたる敷地の調達、校舎の建設、備品の購入に関するもの外、通信教授を為すに方り教科書に代るべき講義録の編纂及発行に関して約金壱万円を要すべし。講義録を一旦発行し頒布したる後は校外生の納付に係る授業料即ち講義録の代金を以て一切の所要費を支弁するものとす。
- (ロ) **経常費** 経常費としては毎月職員給、教授用消耗品費、事務費、諸雑費等を要すべし。是等の所要費は本校生徒の納付に係る授業料其の他の収入を以て之を支弁するものとす。

## 4.2 大正14年7月29日 評議員会決議録 [78006]

作成日時 1925年（大正14年7月29日）  
原稿形態 謄写版印刷  
備考 「武藏学園史年報 第3号」に収録された同日の評議員会議事録とは内容が異なる。

根津育英会

### 評議員会決議録

一 大正十三年度報告（自大正十三年四月一日  
至大正十四年三月卅一日）

貸借対照表（別冊の通）

大正十三年度（自大正十三年四月一日  
至大正十四年三月卅一日）

収支表（別冊の通）

以上二件は提案の通承認す。

二 余剰金処分（別冊の通）

本件は提案の通可決す。

三 大正十四年度武藏高等学校予算（別冊の通）

本件は提案の通可決す。

四 武藏高等学校学則中改正の件（別紙の通）

本件は提案の通可決す。

五 大正十五年度生徒募集に関する件（別紙の通）

本件は提案の通可決す。

**六 高等科寄宿舎新築の件（別紙の通）**

本件は利害得失を調査したる上更に提案することと為りたり。

**七 一木校長御辞任の件**

本件は御申出のとおり通御承認申上ぐることと為りたり（別紙速記録の通）。

**八 校長後任者選定の件**

本件は一木前校長の御意見として御述べになりたる標準に適合したる人物を選任するの方針を以て力を尽して物色することと為りたり（別紙速記録の通）。

**九 理事増員並商議員選任の件**

本件は他日適当の機会に於て改めて審議することと為りたり（別紙速記録の通）。

**十 根津育英会第二事業に関する件**

本件は他日根津家に於て九段中坂に学校を建設して本会に寄附せられたる場合に之を受納し、寄附の本旨に隨い第二事業として中等教育を実施することに決定したり（別紙速記録の通）。

以上評議員会に於て評議決定したり。依て茲に此の決議録を作り署名するものなり。

大正十四年七月二十九日

根津育英会評議員

**4.2.1 一木校長御辞任並後任者選定の件**

根津評議員 一木校長は過般宮内大臣に御為りなされた際御出下さりまして、今回御栄任に付ては従来の通り武藏高等学校の校長の

任務を儘すことが出来なくなりました。依て誠に不本意ながら  
 辞任せねばなりませぬ又云々と仰せ聞けられた次第であります。  
 私も、学校の為に實に惜しいことでありますから是非御留任下  
 さる様にと御願申上げましたが御承諾を得兼ねて居ります。本  
 件は如何致したならば宜しゅうございましょうか。

**一木評議員** 只今私の辞任のことに付て根津さんから御話がありま  
 したが、実は過般全く思い懸けもなく御内沙汰を蒙りました。その際にも私は其の任にあらずとして御辞退を申上げたが、重々  
 の御内沙汰に依り遂に御受け申上げたことであります。此の学校は本来私共が御勧め申した関係上、校長を御引受致して居つ  
 たので、どこ迄も任務を尽くすのが本意でありますけれども、現官となりました為に一切の事業は此の際止めねばならぬと覺  
 悟を定めた次第であります。それで皇典講究所<sup>1</sup>でも其の他のことでも皆既に辞退した様な訳でありますから、此の校長辞任の  
 ことも不<sup>あしからず</sup>惡御諒承下さりたいものであります。

**山川評議員** 一木さんの御辞任は学校の為に誠に惜むべきことであります。素より從前通りには参りますまいが、出来る丈のことを御願申すこととして御留任を願いたいものでありますか如何のものでしょか。

**一木評議員** 何分にも只今申上げた様な事情でありますから御諒承下  
 さりたいものであります。

**宮島評議員** 私も是非御留任を願いたいと思いまして先日御宅に参上  
 して力を盡して御願いして見ましたが御承知下さりませぬ。どうも本件は残念ながら已むを得ないことであろうと存じます。

<sup>1</sup>一木喜徳郎の皇典講究所長在任期間は 1920 年-1925 年

**根津評議員** それでは本件は已むを得ないことでありますから、評議員会は一木校長の御辞任を御承認申上ぐることに決します。

次に起こるべき問題は後任校長のことであります。如何なる御方に御依頼申上ぐるべきや、皆様の御意見を伺いたいものであります。

**山川評議員** 学校にとりて校長程大事なものはありませぬから、出来得る限り本校の為に適任者を得たいものです。中々適任と云う人物は乏しいものだが、聞く処に依れば、本春開校した成蹊高等学校的校長選任の際には同校理事者の至極適任と認められたる何某と申す方に就任を申入れた処、何某は之を受諾しなかつたのです。それで其の次に現在の校長に交渉した結果就任されたと云うことであります。其の何某と云う方などはどんなものでどうか。之はほんの思い付きのまま御参考迄に申すのであります。

**根津評議員** 一木さんの御意見は如何でありますか。

**一木評議員** 私の意見としては、左の如き人物を後任に推薦したいと存じます。

(一) 高等学校の校長ともあるものは、文部省に向ても国家社会に向ても気受けの宜しい人物でなければなりません。又文部当路の人々からも国家社会の人々からも尊敬せらるる程の人物でなければ学校の威重いぢょうが悪くなります。随て教育成績も挙げ兼ねることとなりますから、此の点に付ては十分留意して選任することが最も肝要と存じます。

(二) 私立学校は官立学校と違いまして、学校の威重と云うことが一人必要と信じます。それで官立高等学校の校長と致しましては不足が無いと云う程度の人物では、私立高等学

校の校長としては到底不十分を免れないと申さねばなりません。

(三) 本校の校長としては、

- 一 教職員の任用方や円満なる統督を為すこと
- 二 生徒教養の方針を定め、且之が実行に関する指導を為すこと
- 三 学校の教育上必要な経費其の他に理事會に説明すること

等を以て主要なる任務と存じます。其の以下の細かい事柄に付ては教頭に任せ事務員に執行させることと致しても敢て差支が無いものと思います。それで其の任務を尽す丈の余裕ある方に御依頼したならば本校の為に宜しかろうと存じます。

**根津評議員** 只今一木さんの御意見は誠に御尤ものことと拝承致します。此の御意見を標準として後任校長を選任することと致しまして、此の上は各位に於ても出来得る丈速に然るべき適任者を御見出し下さる様御心懸けを願います。

#### 4.2.2 理事増員並商議員選任の件

**宮島評議員** 理事会のことは申し上ぐ迄もなく理事長の始め我々共三人で致して居りますが、教育問題に為りますと我々には兎角分り兼ぬることが多いのであります。其の結果として私共の反対と思うことでも本間理事獨個の意見に依られねばならぬ傾きがありますが、之は根津育英会の為に頗る遺憾とする所であります。依て教育に精通したる理事二三名を増員したきものであります。皆様の御意見は如何ですか。

**根津評議員** 理事を増員することは容易な問題ではありません。教育に精通したる方に依頼することは、財団の事務には関係なしに理事以外の方法に依ることもありそうなものです。私は理事増員のことにつきては何等の考も持って居りません。之は今日決すべき問題ではなかろうと思います。

**一木評議員** 理事の増員は兎も角と致しまして、赤司<sup>2</sup>元文部次官杯は左様な向きには適任であろうと思われますが、元来本校創立の<sup>など</sup>  
<sup>みぎり</sup> 砚に教育商議員なるものを設置することと為って居ましたので、私が校長と為ってから私の宅に三四の教育の精通者に集つて貰いまして其の意見を聞いたこともあります。然るに格別之と云うべき有益なことも見ずに仕舞いました。

**山川評議員** 本校創立の際に定めました教育商議員設置のことは今ではどう為ったのですか。あれを実現させたらどんなものでしょうか。一体此の教育商議員は置かれぬことと為ったのでしょうか。

**一木評議員** 教育商議員は別に置かぬと定った訳でもありませんが、事実置いてありません。教育精通者の中には議論などが多いので、人に依りては却って本校の教育実行上宜しくないと思いますから何となしお流れに為って居たのです。

**正田評議員** 私も理事会の席上に於て毎々教育に精通した方々に教育意見を承る様なことにして頂きたいと思います。過日の理事会に於て吉田博士<sup>3</sup>の話が出ましたが、此の御方はどんなものでしょうか。

**根津評議員** 吉田と云う方はどんな御方でしょうか。兎も角此の話は今日は之で止めて置きましょう。

---

<sup>2</sup>赤司鷹一郎

<sup>3</sup>吉田熊次

### 4.2.3 根津育英会第二事業に関する件

**根津評議員** 武藏高等学校に於ては秀才を理想的に教育して我国の上

流に立つべき人物を要請することと為って居りますが、私は此の外別に我国中流以下の家庭に在る青年を教育する所の中等程度の学校を建てたいと思うのであります。学資やら家庭の関係などで正当には学問することの出来兼ねる様な青年の志を達さしてやりたいと云う精神に他ならぬのであります。成るべく多数の生徒を教育して見たいと思いますので粗製濫造の嫌を免れますまいけれども、時勢に鑑みるときは確に国家公益の為になることと信じます。私は此の学校を建て設備を整えて育英会の方に寄附を致しますから、育英会に於て此の教育事業を実行して頂きたい次第であります。本件に付きて皆様の御賛成を得たいものであります。

**一木評議員** 私は此の教育事業を根津育英会の第二事業と為すことについては至極賛成であります。但し只今御話の如く、今度新に寄附せらるる財産は一切之を従前の財産と區別し兩者並立ちて毫も犯すことなく、第二事業は新財産の範囲内に於て其の費用を弁することに定めて置きたいと思います。

**山川評議員** 根津さんの御話の事業は誠に善いことであります。併し昨年も申した通り、根津さんが此の上教育の為に御所有の財産を投ぜらるるならば、ねがわ 希くは其を武藏高等学校の資産に添加せられて彌が上にも同校の成績を善美ならしむる様にしたいと思うのであります。

**正田評議員** 此の教育事業を育英会の第二事業と為すことは至極結構なことであります。只其の教育事業の種類が複雑に亘り、高等師範とか高等商業などと云う学科を設くることは宜しくない

と思います。単純に中等程度の学校に止められたいものと存じます。

**一木評議員** 現今我国に於て学ばんと欲するも学ぶこと能わざる青年の数は随分多いものであろうと思われます。之等の青年に対して夜間中学又は夜間商業を修めしめることは別して必要な教育事業であります。之を根津さんの寄附に依って育英会が実行するときは、同会の一美挙と為る訳であります。又夜間教育の為に学校を建てた場合に昼間之を使わずに置くことは不経済の話でありますから、適当に之を使用することは素より当然のことであります。それで通信教授修了者が実地に学ばんとする者の為に中等学校を施設するが如きは之亦結構であると思います。要するに根津さんの御趣旨に依る教育事業につきては第二事業として御異存あるべき筈もないですから、御進行下さって然るべきものと存じます。尚又此の学校に於て如何なる種類の教育を実施すべきやに付ては、理事会に御任せ申して然るべく御定め下さる方が宜しいと存じます。

**根津評議員** 御意見を伺いまして満足に存じます。尚只今本間氏より御配り申上た教育案を御覧下さることを御願致します。御意見もござりますならば更に機会を得て承りたいと存じます。

## 4.3 武蔵高等学校長選任方の件 【95003】

作成日時	1925年（大正14年）（推定）
原稿形態	謄写版印刷
備考	文意より一木喜徳郎の宮内大臣就任（1925年3月30日）より前である。また文中にある、校長選任方針について附議された評議員会記録は発見されていない。

本校長選任方に付ては過般根津育英会評議員会に附議せられましたが、列席各位の胸中に藏せられた選任の方針は確に一致しつつあるものの様に感ぜられます。而して之を極めて明白に且要領を書して発表されたのは、一木博士のご意見であります。一木博士の発表された選任方針は評議員全体を代表したものと申しても差支えなかろうと存じます。一木博士は流石に前校長であります。尤に最も慎重に最も周到なる注意の下に御述べに為ったことと信ぜられます。私は此の御意見に対しては一々御尤も千万であると存じて居る次第であります。私は早晚此の重要問題を具体化せしめたいと存じまして、茲に卑見を述ぶるに方り先以て此の一木博士の御意見を校長選任の標準として左に掲ぐることと致します。

- 一 本校の校長たる者は、文部省に向ても国家社会に向ても氣受の宜しい人物でなければなりません。
- 二 本校の校長たる者は、官立高等学校の校長以上の人物でなければなりません。即ち官立高等学校長としては不足がないという程度の人物では、本校の校長としては未だ十分ではありません。
- 三 本校の校長たる者は、教員を任用する上に都合の宜しい地位に在ること、並に任用した教員を円満に統督することのできる徳性を有して居る人物でなければならぬ。

以上は一木博士の御意見の要旨であり評議員各位の異存の無かった選任の方針であります。私は之を標準として具体的に適當なる人物を選任したいと存じます。之を標準とする以上は仮初にも此の要旨の解釈を誤らぬ様に表裏を叩いて明白にして置かねばならぬと存じます。依て此の要旨の裏面から社会の実情に照して解釈してみると左の如くであると信じます。

- 一 文部省の氣受の宜しい為には政黨員たるの傾向ある者は之を避けねばならぬと存じます。又教育上一種の偏見を有し教育意見

の実行に付兎角衝突のとく多く評判の宜しからざる人物は之を避けねばならぬと存じます。

国家社会の気受が宜しい為には先以て教育界に於ける気受が宜しくなければなりませぬ。教育界に於て気受宜しく且評判宜しい人物は必や国家社会の気受けも宜しいものと認めて必ずしも誤りが無いものと信じます。さて其の教育界に於て如何なる人物が気受が宜しいかと申しますれば、

- 一 教育に精通したこと
- 二 品行端正なること
- 三 道義を重んずるの念強く志操堅実にして教育事業を楽しむ者なること

の三要件を具備したる人物を以て最も教育界の気受が宜しいと存じます。之に及んで

- 一 教育上我流に拘泥して他を省みざるもの
- 二 品行不正にして生計不如意なるもの
- 三 道義の觀念に乏しく且奢侈に流れ虚榮に陥り易き性質にして、学校の教育に対しては形式上之に従事するに止り内実に至りては何等の主義方針もなく教育の実蹟を挙ぐることに力を注がざる者

の如きは之を避けざるべからずと存じます。

- 二 官立高等学校長以上の人物を選任する為には、先以て現在我国に於ける官立高等学校長を知るの必要があります。又其等の方々と武蔵高等学校長として選任せらるべき人物とを比較するの必要がある訳であります。之を要するに、現在我国に於ける官立

高等学校長が今回選任せらるべき武藏高等学校長たる人物に対して敬意を表するや否を判定すれば事足ることと存ぜられます。例えば一木前校長に対しては湯原元一<sup>4</sup>を始め官立高等学校長が皆敬意を表しつつあったことは何人も認めた所であって、之が為に本校の威重が何程加わったか測り知るべからざることであります。今回選任せらるべき後任校長も斯の如き人物でありますと希望する次第であります。

三 教員の任用方に都合の宜しい為には、帝国大学に於いて評判の宜しい教授なるか、又は文部省の高官であって高等学校の教授等に広く知己を有して居る方ならば宜しいと存じます。

一旦任用した教員を円満に統督することの為には第一徳望の高い人物でなければなりません。其には

- (一) あまりに神經質な人物はいけませぬ。
- (二) 或る一学科目にのみ興味を有して他の某学科を嫌い疎んずる様な感じを教員に抱かしむる人物ではいけませぬ。
- (三) 私情に拘泥して愛憎を <sup>ほじいま</sup> 恣にする様な感じを教員に抱かしむる人物ではいけませぬ。

此等の三点に付て正面から申しますれば、下の如き人物でなければならぬことを示して居ります。

- (一) 度量宏大なる人物でなければなりません。
- (二) 各学科に付て相応に理解と興味を有する人物でなければなりません。
- (三) 極めて公平であって且正直な人物でなければならぬ。

---

<sup>4</sup>湯原元一 東京音楽学校校長、東京女子高等師範学校校長、東京高等学校校長

と云うことに為るのであります。現在我国に於ける教育界を見渡しても容易に得難き標準でありましょうけれども、是非之等に近き人物を得たいと思うのであります。

以上は一木博士の発表にかかる選任方針に付て表裏を儘して研究した積りであります。此の標準に依りて適當なる人物が果して何人であるかと申しますれば、中々在りませぬ。併し私は左の御方々ならば宜しかろうと存じて居ります。御参考までに申し上げます。

#### 一 岡田文部大臣<sup>5</sup>ならば如何ですか

現職中は御承諾なきこと明です。併し世評の如く現閣倒壊の時機が来年三月を待たない程ならば、其の時機を待つて御願い申上げたら如何のものでしようか。(本件につきては、今日の処一木博士に<sup>6</sup>内々御意見を伺いました上、御同意ならば其の積りにて時機を待つこととしたきものなり。其の手続上、一木博士の内意を伺うことは私に於て交渉致しても宜しくあります)

#### 二 松浦文部次官<sup>7</sup>は如何ですか

此の方も適任者であります。福原先の次官<sup>8</sup>が学習院長に為られた格式に感ぜられます。但し現職に在る間は御承諾なからうと存じます。将来の予約方对付ては私として差当り按を持ては居りませぬ。

#### 三 土方寧博士<sup>9</sup>は如何でしょうか

<sup>5</sup>岡田良平 根津育英会評議員、1901年文部省総務長官、1907年京都帝国大学総長、1916年文部大臣、1923年東洋大学学長、1924年文部大臣、1929年枢密顧問官

<sup>6</sup>岡田良平は一木喜徳郎の実兄

<sup>7</sup>松浦鎮次郎 1924年文部次官、1927年京城帝国大学総長、1929年九州帝国大学総長、1938年枢密顧問官、1940年文部大臣

<sup>8</sup>福原鎧二郎 1911年文部次官、1917年東北帝国大学総長、1922年学習院長

<sup>9</sup>土方寧 1891年東京帝国大学教授、1891年法学博士、1911年法科大学長

全博士は帝国大学第一位の教授にして沢山の弟子を有するのみならず、前述の標準に照して不足なき人物なるべし。特に一木博士とは懇意の間柄なれば一木博士の推薦あらば御任用然るべしと存ぜらる。

(図云) 私は根津理事長に対する報恩第一義として爵位勳功を国家に実現せしめて上げたいと考え、之が為には一身を犠牲にしても差し上げたいと決心して居る次第であります。現に此の校長選任のことでも九段中坂の学校のことでも、私は常に此の報恩第一義の精神に基いて、之が実現上妨げなき様に又之が実現上最も有益なる様にと考慮して之が進路を開かんと努力して居る者であります。私は平田伯<sup>10</sup>に依て此の報恩の第一義を実現せんと期しましたが、今や乃ち云しと云う嘆声を余儀なくされました。併しながら故平田伯の親愛なる後継者一木博士が代りて陛下に咫尺<sup>しそき</sup>して栄位に立たれたことは私に採りて此の上もなき満足であります。私は一木博士に依って私の熱望する報恩の第一義を実現することを得るものと確信して居ります。それを此の校長選任に付いても一木博士の意見を尊重して其の御同意を得たる御方を任用することにしたいと存じます。

#### 四 吉田博士<sup>11</sup>は如何ですか

吉田博士は現に帝国大学の教授であり、其の他教育上の要職を兼ねつつあるのであります。帝国大学教授文学博士井上哲次郎の愛婿であります。井上博士が吉田博士を自分の長女の婚に選んだ事由を聞くだに本人の人格を知ることを得ます。学生時代からして一種見上げた人物でありましたが、今日我国の教育界に於ては氏の右に出る人物は無いと申しても敢て過言ではなか

<sup>10</sup> 平田東助 根津育英会顧問、1902年農商務大臣、1908年内務大臣、1922年内大臣

<sup>11</sup> 吉田熊次 1904年東京女子師範学校教授・東京高等師範学校教授、1912年文学博士、1916年東京帝国大学教授

ろうと存じます。此の方ならば現職のまま本校に尽力して貰いたいものです。

(則忠自筆)

## 4.4 大正 14 年 7 月 29 日評議員会決議並に承認 【95052】

作成日時	1925 年 (大正 14 年 7 月 29 日)
原稿形態	謄写版印刷
備考	「武藏学園史年報 第 3 号」に収録された同日の評議員会議事録とは内容が異なる。また第 4.2 節【78006】の同じ日付の決議録とも内容が異なる。

大正十四年七月二十九日午前十一時日本工業俱楽部に於て評議員会を開く。

**出席** 評議員根津理事長、全宮島、正田、本間の各理事、全一木、北條の各監事、山川評議員 以上七名

**欠席** 評議員理事根津啓吉、評議員岡田良平 以上二名 外に山本良吉（教頭）出席

一 大正十三年度会計報告、貸借対照表、収入支出決算並に余剰金処分の件

本件は各別紙提按の通り承認す。

二 大正十四年度収入支出予算の件

本件は別冊提按の通り承認決議す。

### 三 資産中東京電燈株式式千株を売却処分の件

本件は其の売却価格、売却の時期及方法等は理事長根津嘉一郎に一任のことと決議す。

### 四 武蔵高等学校学則中改正の件

本件は別紙の通り改正のことと決議す。但し条項名又は字句等は学校に於て適当に修正することとす。

### 五 大正十五年度生徒募集方に関する件

本件高等科に於ては、本校尋常科より進入する生徒を以て作るべき組に於て余席ある場合に限り募集することと決議す。

### 六 高等科の寄宿舎設置の件

本件は先以て利害得失を調査したる上、設置を必要と思わるる場合は明年三月迄に建築を落成し得る様、成るべく速に次回の評議員会を臨機開会して提案することと決議す。

### 七 一木校長御辞任の件

本件は已むを得ざることに付、御承認申上ぐることと決議す。

### 八 後任校長選任方に関する件

本件は此の際一木前校長が述べられたる御意見（別紙速記録参照のこと）を標準とし、適當なる人格者を物色することと決議す。

### 九 理事増員並に商議員選任の件

本件は他日適當の機会に於て改めて審議することと決議す。

### 十 根津育英会第二事業に関する件（別紙速記録参照のこと）

根津家に於て九段中坂の所有地に校舎を建築し、ととの必要な設備を為し一と通りの教育用図書、器械、標本などを調えて本会に

寄附せらるる場合は、本会は之を受納し本会従来の所有財産と用途並に会計を區別して特別経済と為し、根津家御寄付の本旨に依り本会の第二事業として中学校其他の教育を実施することに決議す。但し理事会は根津家の御趣旨に隨い此の第二事業の実施上必要と認むる準備を為すべきものとす。

#### 十一 高等学校令中改正建議の件

高等学校令第十三条生徒定数の規定は改正の必要を認むるに付、其の旨文部大臣に建議することに決議す。但し此の建議は学校に於て立案し、且手続を為すこととす。

### 4.5 根津学院校舎設計仕様に関する要項 【78025】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

#### 第一 工事概要

- 一 鉄筋コンクリート四階建（地下室共五階）
- 二 校舎長さ二十二間巾十五間中央部三、四階は空洞 一、二階は充実
- 三 総坪数 1,340坪 外に屋上体操場 291坪
- 四 室数 63室 外に屋上体操場
- 五 各階の名称及各階に配置されたる室名

- (一) 地下室 食堂、炊事室、炊夫室、売店 2、物置 2、予備室 2 (9 室)
- (二) 第一階 玄関、受附所、出納所、庶務室、会計室、宿直室、理化学教室、博物教室、理化学器械薬品室、博物標本室、小使室、湯沸室、水屋兼炭置所、教室 3、生徒扣所兼雨天体操場 (17 室)
- (三) 第二階 校長室、応接室、図書室、教務室、教員室、教室 8、講堂 (14 室)
- (四) 第三階 教室 (12)
- (五) 第四階 教室 (11)
- (六) 屋上 屋上体操場 (1)

## 第二 工事要項

一 各室 天井の高さ 11 尺 5 寸

二 廊下 .

三、四階の廊下は巾 9 尺とす、但し空洞側即手摺欄干の位置に肘掛筆記台を定設し之に沿って備品たる帽子外套掛台を並列す。二階及一階には廊下無し、但し二階の講堂、一階の生徒扣所は左右の室に沿い 1 間を隔て衝立を以て仕切りを為し廊下の用を便す。若し講堂又は生徒扣所にして特に広きを要するときは其の時々に此の仕切を取扱うものとす。

三 屋上の中中央部 屋根形ガラス窓其の他

- (一) 長さ 9 間巾 3 間は空洞の天井を為し屋根形ガラス窓とす。其の棟の高さ屋上の床面より 4 尺 5 寸

(二) 其れに連る 1 間は体操指揮台の据所とす。其の高さ 3 尺 8 寸

(三) 其の次の 1 間は階段室、次の 2 間は銃器室とす。其の高さ何れも 11 尺 5 寸

#### 四 屋上体操場

(一) パラペットより中央部迄の場面を屋上体操場とす。幅員 6 間但し銃器室の後方に限り 3 間とす (即ち中央部の周囲三方共 6 間巾にして只西方一方丈けは 3 間巾なり)

(二) パラペットの高さ屋上床面より 4 尺、其の上に 3 尺高さの金網垣を作る。但し此の金網垣は 1 間毎に樹てられる鉄柱 (白色塗) に金網戸を嵌め込むべき仕組を為すものとす。展望せんとする場合には此の金網戸を取り外すこととす。

#### 五 地下室 食堂及売店

地下室は食堂及売店を中心とす。本校へ通う八千人の生徒の中には昼食又は夕食を要求する者少なからざること並に筆墨其の他の文房具類を要求する者亦頗る多きことは他の学校の実例に徴して明なるを以て本校に於ても是非共之を設くるの必要あり。

#### 六 第一階室の中央部 生徒扣所兼雨天体操場

中央部に生徒扣所兼雨天体操場を設けたり。依って其の天井 (第二階講堂の床面) 適当の所に明窓及空気抜の仕組を為す。

#### 七 教室其の他の諸室

(一) 出入口は何れも廊下に向て二か所を設く。但し隅室に在りては一か所は隣室に向て之を設く。出入口は巾 1 間高

さ1間引違戸とし其の上に巾1間高さ1尺6寸の欄間を設く。

- (二) 室と廊下との堺は床上5尺1寸迄でをコンクリートの壁とし其の上に高さ2尺5寸の欄間を設け巾1間二枚引違ガラス戸とす。
- (三) 室外の窓は下部を摺りガラス上部を透明ガラスとし、高さ6尺巾3尺の三連窓とす。但し巾3尺5寸の所もあり之は二連窓とす。
- (四) 教室の大きさは巾4間長さ5間を通例とし、隅室は特に巾4間長さ6間とす。又第四階に在りて東方駿河台に向いたる一室は巾4間長さ7間の大教室と為したり。

## 八 階段

- (一) 玄関正面の階段は巾を2間とし、蹴上げ6寸踏面8寸とす。中段に踊場あり、之より分れて左右に上る。
- (二) 第一、二、三、四階及屋上に昇降する階段は巾を1間とし、中段に踊場を設け真直に昇降するものとす。蹴上、踏面の寸法前に全じ。

## 九 玄関及通用口当

- (一) 玄関は本校舎の一側東方中央部に之を設く。此の玄関に向て左方の中坂及右方の裏坂より入り来るものとす。入り来る為めの道は2間巾パラペット附と自然上りのコンクリート道とす。
- (二) 通用口は北方の中央部に近き炭置所に設けたる9尺巾の戸口之なり。是より出入するものとす。裏坂には裏門を設け学校用の器械器具を搬入するの便を慮る。

(三) 地下室の出入り口 中坂及裏坂より玄関道路に沿い下方の地上を進み玄関道路中央部の真下に至れば此処に出入り口あり。又食堂の内方には第一階の東端に向て上るべき階段を設け内部の諸室に通うべき出入口あり。

## 十 第二階の中央部 講堂

- (一) 講堂は長さ 10 間巾 7 間なり。但し平生は此の両側に在る諸室に沿い衝立を立てて 1 間巾に仕切り廊下に代るべき通路と為し、講堂の左右に在る諸室の出入りに便す。
- (二) 正面 教壇の高さ 2 尺 5 寸奥行 2 間長さ 3 間
- (三) 正面教壇の天井は適当の高さとし質素なる装飾を為す
- (四) 講堂には天井板無く第三、四階の空洞を通して直接に屋根形ガラスより光線を受く。此の屋根形ガラスの屋根棟は講堂の床面より 39 尺の高所に在り。
- (五) 講堂の天井に方り床面より 34 尺 5 寸の高所に於て屋上体操場の床を支持すべき数本の梁木（白色塗）が露出するを見るべし。
- (六) 講堂を利用して大講演を為し又は活動写真の映画を為す等の場合には、左右に在る第三階の 9 尺廊下を以て傍聴又は観覧席に流用す。就ては此の廊下の手摺り代りに高さ 2 尺 5 寸程の肘掛筆記台を定設するものとす。

## 十一 屋上のガラス屋根形覆蓋

屋根形のガラス窓の損傷又は破壊を予防する為めに其の周囲に金網の覆蓋を為す。就ては建築の際予め金網を張るべき柱を立つる用意あるを必要とす。即ち屋上の床面適当の箇所に柱根の入るべき穴を穿ち置くが如きこと之なり。

## 十二 屋上の銃器室

兵式体操場を屋上に設けたる結果として、所用の銃器を納むべき室は之を屋上に設くるの必要を見る。依って屋上に昇降する階段室と連続して同一の外觀を有する所の巾2間長さ3間の室を設くることとしたり。尤も銃器以外の体操器具又は遊戯道具も此の室内に納め置くものとす。

## 十三 便所

便所は地下室及外部より出入し得る様に附設したり。

## 十四 ストーブの用意

校長室、応接室、庶務室、会計室、宿直室、教員室、教務室及食堂等に限りストーブを具えしむることとし、建築上予め其の用意を要するものとす。

## 十五 水道の用意

小使室の隣の水屋、地下室の炊事室及便所等は亦水道の用意を要するものとす。

また

## 4.6 根津学院校舎設計仕様説明【78018】

作成日時	不明
原稿形態	謄写版印刷

### 第一 工事概要

- 一 鉄筋コンクリート四階建（地下室共五階） 別紙図面通り
- 二 校舎 長さ22間巾15間 中央部三、四階は空洞一、二階は充実

三 総坪数 1340 坪 外に屋上体操場 291 坪

四 室数 63 室 外に屋上体操場 1 別に便所 1 棟

五 各階の室名及び室数

地下室	通用門、食堂、売店、物置、予備室（9室）
第一階	玄関、受附所、出納所、庶務室、会計室、宿直室、小使室、湯沸処、水屋兼炭置所、理化学教室、博物教室、理化器械薬品室、博物標本室、教室 3、生徒控所兼雨天体操場（17室）
第二階	校長室、応接室、図書室、教務室、教員室、教室 8、講堂（14室）
第三階	教室（12）
第四階	教室（11）
屋上	屋上体操場（1）

## 第二 工事要項

一 玄関、通用門及通用口 玄関は本校舎の一側東方の中央部に之を設く。通用門は玄関の真下に当る地下室に之を設く。通用口は北方の中央部に近き炭置所に之を設く。

二 階段 玄関正面の階段及地下室より第一階に昇る階段は巾 2 間蹴上 6 寸踏面 8 寸とし、中段に踊場を設く。

第一、二、三、四階及屋上に昇降する階段は巾 1 間蹴上、踏面の寸法同前、中段に踊場を設く。

- 三 廊下** 第三、四階の廊下は巾9尺とす。但し空洞側手摺欄干の位置に肘掛筆記台を定設し之に沿うて帽子掛外套掛を並列す
- 四 教室** 教室天井の高さ11尺5寸（各室同高）**教室の大きさ**は通常例巾4間長さ6間隅室は巾4間長さ6間第4階東方の一室に限り巾4間長さ7間
- 五 第一階の中央部** 中央部に生徒控所兼雨天体操場を設く。長さ10間巾7間の天井に当る第二階講堂の床面適当の所に明窓及空気抜を作る。
- 六 第二階の中央部** 中央部に講堂を設く。長さ10間巾7間天井は空洞にして屋根ガラスに達す。
- 七 屋上の中央部** 中央部は屋根形ガラス窓其他とす。長さ9間巾3間は空洞の天井を為し屋根形ガラス窓とす。其の棟の高さ屋上の床面より4尺5寸、其に連る1間は体操指令台とす、高さ3尺8寸。其の次の1間は階段室、次の2間は銃器室とす、高さ何れも11尺5寸。
- 八 屋上体操場** パラペットより中央部迄の場面を屋上体操場とす。左右及前方の幅6間長さ計47間銃器室の後方に限り巾長共3間とす。  
パラペットの高さ屋上床面より4尺、其の上に高さ3尺の金網垣を作る。
- 九 便所** 便所は本館とは別棟とし地下室及外部より出入し得る様に附設す。

## 4.7 根津学院設計案 【95040-95045】

作成日時

不明

原稿形態

毛筆

備考

和紙に墨書きされた手描き図面より作成、地下・3階・屋上は推測による

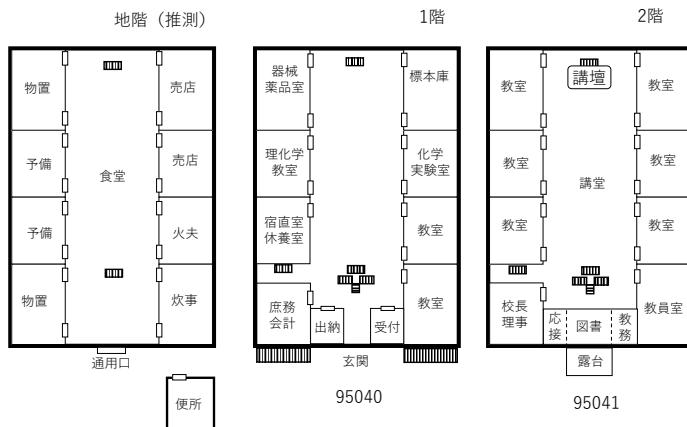


図 4.1: 根津学院図面：地下 (推測)、1 階 【95040】、2 階 【95041】

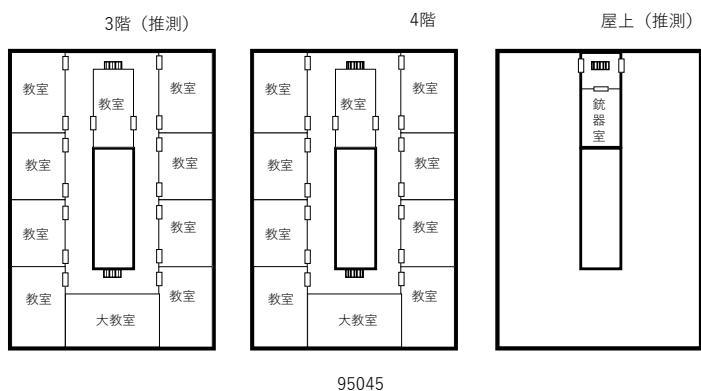


図4.2: 根津学院図面：3階（推測）、4階【95045】、屋上（推測）

## 4.8 根津育英会評議員会議按 【78023】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

- 一 本会は根津嘉一郎殿の御寄附に係る別紙記載の物件を受納するものとす
- 二 本会は前掲の物件を以て寄附者の本旨に従い左の教育事業を実施するものとす
  - (一) 全国各地に於ける青年に中等普通教育を授くるの目的を以て通信教授を為すこと
  - (二) 中学校其の他適當と認むる学校を設立し、通信教授を受けたる者を入学せしめ、その志望の達成を図ること

以上

## 4.9 通信教授完成期に於ける予定計算 【78034】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

科目		金額	摘要		
収入	一 校外教科書代	2400,000	校 外 生 20 万人	一人に付 24 冊 1 冊に付 50 錢	計 240 万円
	二 雑収入	30			
	合計	2400,030	不用品払下等		
支出	一 債給及 諸給	29,600	事 務 員 20 人	一人に付月額 100 円	計 24,000 円

		給 仕 4 一人に付月額 25 円	計 1,200 円
		人 小 使 5 一人に付月額 40 円	計 2,400 円
		人 諸雇給其他	2,000 円
二 雜給	5,000	事務員、給仕、小使等年末手当	計 3,500 円
		其他の雜給	1,500 円
三 印刷製 本料	2000,000	50 万冊 一冊に付 40 銭	計 200 万円
四 送本配 達費	12,500	50 万冊 一冊に付 2 銭 5 厘	計 12,500 円
五 公布宣 伝費	20,000		
六 予備費	10,000		
合計	2,077,100		
収支差引残	322,930		

### 備考

#### 一 校外生を 20 万人と予定したる事由

校外生を 20 万人と予定したるは、全国の青年中、本校の校外生として中学校の教授を志望する者を 15 万人とし、商業学校其の他の中等学校の教授を志望する者を 5 万人と見込みたる結果なり。

顧うに全国現在の青年数は 1,000 万人に上るべし。此の内中学校又は商業学校其の他の中等学校に入学せるもの恐くは 200 万人以内に止るべし。仮に公私男子の中等教育機関の数を 1,500 校とし 1 校平均生徒数を 1,000 人と見積るも其の数 150 万人に過ぎず。残数 800 余万人は中等学校に入ること能わざる青年男子なり。此の青年男子にして志ある者 20 万人を本校の校外生と予定したるに他ならず。勿論此の数は本校校外生の数を限定したる訳にはあらず、其の数が多ければ多い程結構のことなるも之は予定計算なるに付、寧ろ収入上最低と信ずる額を掲げたるなり。

聞く所に依れば、駿河台の国民中学会<sup>12</sup>の中学講義録は震災前の購読者数 23 万人とのことなり。而して震災後は少しく減少したりしも今や之を回復し震災前よりも多数に上れりと云う。

## 二 通信教授に依りて生じたる剰余金の利用方法

前掲予定計算表の示す通り通信教授完成の期に達するときは毎年 30 万円内外の剰余金を生ずるに至るべし。此の剰余金は、

- 一 其の内若干を基本金として蓄積することとし
- 二 其の他の残余は全国有数の都市の都会地を撰み本校の分校とも認むべき性質の学校の建設費に充て
- 三 夏冬季に於て各地に講習会を開き校外生に校外教科書を読破し了解せしむべき素養の力を得しむる事業費に充つる

等、最も有益なる使途を撰みて利用するものとす。

## 4.10 通信教授、本校及両者の関係 【78016】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

### 第一 通信教授

- 一 通信教授の目的 全国各地に於て農業、工業、商業に従事する者の子弟にして学資を有せざるが為、又は家庭の事情が許さざる為、小学校卒業の後進みて中等学校に入ること能わざるを遺憾なりとせる青年に対し該の家業に資すべき実業科目を加えたる中等学校の教育を授くるを以て目的とす

<sup>12</sup>大日本国民中学会

## 二 教科課程

- (一) 通信教授に依る校外生の修業年間は五年とす、但其の学力に応じ短縮又は延長することを得（中学校令第九条参照）
- (二) 学科目は修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及経済、実業とし、実業は農業、工業、商業とす（中学校令施行規則第一条参照）
- (三) 本学年に於ける各学科目の毎週教授時数は左の如し（中学校令施行規則第十四條参照）

学科目/学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	8	6	5	5
外国語	6	7	7	5	5
歴史	3	3	3	3	3
地理					
数学	4	4	5	4	4
博物	2	2	2	2	
物理及化学			2	4	4
法制及経済					2
農業	5	5	4	4(実習 2)	4(実習 2)
工業	5	5	4	4(実習 2)	4(実習 2)
商業	5	5	4	4(実習 2)	4(実習 2)
合計	29	30	30	30	30

実業の学科目は生徒の志望に依り一科目を撰みて修業せしむ

**第二 本校** 本校の目的、施設其の他一切の事項は別紙に詳なるを以て茲に之を略す

**第三 通信教授と本校** 通信教授と本校との関係事項を上ぐれば左の如し

- (一) 通信教授は本校の一事業として之を実施す
- (二) 通信教授を受ける者又は卒りたる者にして本校に入学を志望するときは中学科又は商業科に於て相当学年に之を編入す
- (三) 本校に中学科及び商業科を置き通信教授の実業科目たる農業科及工業科を置かざるは何故なりや、其の事由左の如し
- (イ) 本校に中学科を置きたるは通信教授の本体が中学校令に依る中等教育なるを以て此の通信教授を受くる者又は卒りたる者にして短期の在学を以て中学校の資格を得んことを志望する者甚だ多かるべきは明なり。此の多数校外生の志望に対し先ず第一に満足を与えるが為に他ならざるなり。
- (ロ) 本校に商業科を置きたるは、一には中学科に次て入学志望者の多かるべきを慮りたると、二には商業科は教育施設上他の二科目に比すれば甚だ容易なるを以てなり。現に東京市内の中学校にして商業学校を併置せるもの頗る多数に上れり。郁文館中学、京華中学、大成中学、錦城中学、京北中学の如き特に古くより之を実施せり。
- (ハ) 本校に農業科及工業科を置かざるは前已に述べるが如く、一には此の通信教授を受けたる者又は卒りたる者にして進んで入学の上修業せんとする青年は極めて少かるべきを慮りたると、二には此の二科目に関する教育設備は中々容易なるのみならず、之が実地的

教授に至ては本校の如き市内の中にして狭隘の地所に在りては到底完全を期し難き事項なるを以てなり。

幸 さいわい 他日此の二科目の入学志望者が多数に上ることもあらば其の時期に於て本校の蓄積金を利用し、市外適當地を撰み此の二種の学校を設置するも遅きにあらざるべし。

#### 4.11 表誠意 【78031】

作成日時 1925年（大正14年7月26日）  
原稿形態 謄写版印刷

本書は極秘に附して居りますが、宮島正田両理事には御覧を願いたいと存じますので、私自身鉄筆を採って謄写に附しました。不束の段は異々も御寛恕下さりたいものです。

私は多年の間御知己を泰うして居りますから、私の精神と身上につきては何も彼も能く御承知のことと存じますが、時節柄茲に誠意を披露して終始至誠忠節を以て一貫する者なることを御認め下さる様御願い申上げます。

一 私が根津理事長に教育事業を為さる様に御勧め申上げたのは大正五年の冬十二月二十八日と記憶して居ります。理事長は御聞取りになりまして仰せらるるには、他に相談もして見たいから其の上にて再び御談おはなしを致しましょうとのことで御別れを申しました。翌年十二月同所に於て御面談を遂げ御勧め申上げた処に、理事長は直に御快諾じかに為りました。其から次第に進んで今の武藏高等学校が立ったのであります。

二 私は根津理事長の御精神に感激しまして、公私務を抛<sup>なげう</sup>って理事長の教育事業に向て力を盡<sup>つく</sup>すべき決心し、理事長の名誉と幸福の為には一身を抛<sup>ぬき</sup>って忠節を抽んじたいと誓いましたことであります。

(因云) 私只今武蔵高等学校創立史を編纂中であります。根津理事長の御功績を此の青史に伝える積りです。

三 武蔵高等学校の創立につきては、私は実に力を挙げて盡しました。私の一生中、名誉の歴史は全く此の一事であります。根津理事長は私の一生の歴史を飾る処の教育事業を実施せられた大なる恩人であります。而して私の心では武蔵高等学校の盛衰は私の一身上に係る榮辱の様に感ぜられます。万が一にも世間の人に武蔵高等学校の悪口でも聞きますと私の気が塞がって食事も進まぬ様になるであります。世間の人に武蔵高等学校の教育方に対する悪評でも蒙った場合には、口角泡を飛ばして弁明するのは私の常のことであります。文部当路の高官などから申されたことも度々ありましたが、実に残念で寝ても立っても居られぬ様なこともありました。武蔵高等学校の不評判を耳にする程私に採りて残念に感ずることは他には何ごともありませぬ。

四 私は文部省の食堂などで武蔵高等学校の不評判を度々聞かされたことがあります。其の度毎私は出来る限りの弁明はしましたが、常に残念な事であると思いました。又其のやり口を注意して見て居ますと、何だか文部当路の高官が指摘した悪評の跡を追うて段々と武蔵高等学校にも行わされて来る様な感じがされて堪りませぬ。三年もたたぬ内に教員が不平を鳴しつつ退職する者も少くないなどは私共の気の狂う程残念なことと思って居ります。

五 根津理事長に対して武蔵高等学校の評判が良くないと云うことは私にとって何よりも申証のないことであります。私は之につき

ては穴でもあらば入りたい位の思いを致します。事実の如何に拘らざ左様な不評判のあることは、私の最も深く理事長に相済まぬと云う念を起さしむる事柄であります。之は全く私の性格の致す所でもあります。何とも致方もありません。

六 私は武蔵高等学校に関しては其の盛大になり行くことを念ずるより外には何等の余念もありません。所謂野心の如きは微塵程もありません。若し誤て何ぞ野心である様に思う方もありましたならば、それは私に対する冤罪であります。私は只管武蔵高等学校の盛大を望む丈で盛大にして下さる方さえあれば満足の至りであります。評判宜しく盛大にして下さる方には至誠を以て感謝致します。

七 私は根津理事長を名誉上の恩人と考えて居ますから、何とかして此の恩人の為に国家社会より此の教育事業に対する称賛の声を得たいと熱望して居ります。私は此の恩人の為には犠牲になるまでも御○<sup>13</sup>へを願って、其の結果国家社会より勲功を表彰せられ○<sup>14</sup>の大倉男や安川男の如く栄爵を授けらるるの時節を待ち焦れて居ります。

八 一木校長の出られたのは残念でありますけれども、宮中に入られて陛下に咫尺するの間、此の教育上の勲績を叢間に達する折もあろうと心私に期待して居る様な訳であります。之を思ひば平田伯の健在せられたならば杯と追憶も起りますが、幸に一木校長が後を承けられますから仕合であると思います。

九 六月七日の新聞記事の如きは、全然私の預り知らざる所であります。私は此の記事のことを聞いて驚き且悲しんだ次第であります。何者の徒らごとでありますか憤慨に堪えませぬ。考え方

13—文字不明

14—文字不明

依ては私に対する中傷の術を弄したものではありますまい。私は只々神と仏に誓て此の記事には関係のない清い心の者であると云うことを断言致します。

十 根津理事長は私を熱心なる至誠家であると云うことを御諒承下さつてあることと存じます。又私は根津家の教育事業に対しては身命を抛って尽くす者であると云うことを併せて御承知下さりたいものであります。九段を御願いするのも決して自分の為ではない、根津家に対する御恩返えしを致したい至誠の逆の所と御思召下さりたいものであります。

大正十四年七月二十六日夕方

本間則忠 拝具

根津理事長殿御侍史

## 4.12 卒業後の効果 【78020】

作成日時	不明
原稿形態	謄写版印刷
備考	大正 13 年告示を引用しているのでその後である

### 一 中学校

- (一) 高等学校入学資格（第4学年修了者より入学資格を生ず）
- (二) 専門学校入学資格
- (三) 文官任用令上の特典
- (四) 徴兵令上の特典
- (五) 中等学校教員受験資格（教員検定規定第5条第1号）

- (六) 実業学校教員受験資格（実業学校教員検定規定第5条第2号）

## 二 商業学校 .

- (一) 専門学校入学資格（大正13年文部省告示第109号を以て指定）
- (二) 高等学校入学資格（高等学校規定第43条第5号）
- (三) 文官任用令上の特典（文部大臣の認定を受くるを要す）
- (四) 徵兵令上の特典（陸軍大臣文部大臣の認定を受くるを要す）
- (五) 中等学校教員受験資格（教員検定規定第5条第3号）
- (六) 実業学校教員受験資格（実業学校教員検定規定第5条第1号）

## 第5章 1926年

### 5.1 大正15年7月評議員会議按 [95006]

作成日時 大正15年7月

原稿形態 謄写版印刷

備考 「武藏学園史年報 第3号」には、大正15年7月に評議員会が開催された記録がない。理事会は開催されているが、理事会記録には根津学院に関する記録はない。

#### 評議員会議按

大正十五年七月

九段中坂の土地に根津学院を建築し且つ其の筋に中学校並に商業学校の設置方を申請するの件

#### 一 根津学院建築設計仕様按 別紙の通り

##### 説明

根津育英会は従来の財産には何等の損益関係を生ぜざる情態に於て新に而も特別に根津理事長個人より寄附せらるる所の九段中坂の土地並に所要の金員、物品等を受納し之を以て根津学院を建築し、其の筋の認可を得て中等程度の学校を設置し、且機を見て講義録を発行する等広く全国に亘りて労働者の子弟を始め僻険又は家事其の他の事情に遮られて中等教育を受くる上に兎角不遇の境に在る少年青年を救済するの趣旨に基き、教育上

社会国家の為めに出来得る限り貢献するは本会の第二事業として至極適當なりとは先年來度々御高見を承りたる所なり。依て過般右の土地に根津学院を建築するの計画を樹て、工学博士佐藤功一（武高の講堂其の他を設計せられたる方）に設計、仕様の作製を依嘱したるに別紙の通り出来したるに付茲に各位の御査閲を乞わんとす。

**二 根津学院内に根津学院中等部、根津学院商業学部を併置すること並に之が設置に関する申請書按 別冊の通り**

説明

現行教育法令に依れば、根津学院は全く校舎の名称に他ならず。教育法令上の学校としては根津学院中学部は中学校令に依る独立の一学校と為り、根津学院商業学部は実業学校令に依る独立の一学校と為るの外途あらざるなり。依て別冊のとおり学校設置に関する申請書を文部省に提出せんとす。

**三 根津学院夜間中学部、根津学院夜間商業学部に付ては、他日適當の時機に於て之が設置を其の筋へ申請すること。**

説明

夜間の両部は中学校又は商業学校に類する各種学校なるを以て、現行教育法令上東京府知事の認可を得て設置することと為れり。依て此の方は前項の両校が設置せられたる後に之が設置の手続きを為さんとす。

**附帯議按** 根津学院の建設並に各学部の設置又は講義録の発行に関する事項の実施方は之を理事に一任すること

## 5.2 学校設置に関する申請 【95004】

作成日時 1926年（大正15年）  
原稿形態 謄写版印刷

### 5.2.1 設置申請書原案

#### 学校設置に関する申請

今般財団法人根津育英会に於て東京市麹町区九段中坂の側地に別紙図面及設計仕様書の通り根津学院を建設し明治三十二年勅令第二十八号中学令に依り根津学院中学部並に全年勅令第二十九号実業学校令に依り根津学院商業学部を設置致度別紙要項相添え此段及申請候也

大正十五年 月 日

財団法人根津育英会代表者  
理事長 根津嘉一郎 印

文部大臣 岡田良平殿

### 5.2.2 根津学院商業学部要項

一 名称 根津学院商業学部

二 位置 (イ) 敷地の面積 .

(ロ) 地質 .

(ハ) 付近の状況 東方は九段中坂の道路に境を交え、此の道路を隔てて連接せる多数の住宅と相対す。西方は亦巾五間余の坂道に境を交え、此の道路を隔てて高台地と相対す。南方は坂の上部に方り二三の住宅地に境を接し次第に南方に高く、三十間程にして坂を上り詰むれば九段靖国神社の境

内に連れる高台地と為る。北方は坂の下部に方り二三の住宅地と境を接し次第に北方に低く、一丁程にして九段坂下より飯田橋に通ずる電車道路に至る。校地と電車道との間大小約三十余戸の住宅が存在す。

(二) 建物の配置を記載したる図面 別紙(壱)の通り

(ホ) 飲料水の定性分析表 水道使用に付之を略す

三 学則 別紙(貳)の通り

四 生徒定員 600名

五 開校年月 大正16年4月

六 収入支出予算表 別紙(参)の通り

七 職員数及俸給額の予定 .

(一) 職員数は25名

(二) 俸給額は毎月金2,500円也づつの予定

八 設置区域内に於ける当該実業の情況 本校の設置区域は麹町区、神田区、小石川区、本郷区等を包有するを以て商業最も繁盛なり

九 法人の寄附行為及其の沿革 財団法人根津育英会は大正11年中文部大臣の認可を得て設立せられたるに付之を略す

以上

### 5.2.3 根津学院商業学部学則

#### 第1章 総則

**第1條** 根津学院商業学部は明治三十二年勅令第二十九号実業学校令に依り商業に従事する者に須要なる知識技能を授くるを以て目的とし、特に徳性の涵養<sup>かんよう</sup>に力むるものとす。

**第2條** 本学部の生徒定員を600名とす。

**第3條** 本学部の修業年限を5年とす。

#### 第2章 学年学期及休業

**第4條** 学年は4月1日に始り翌年3月31日に終る。

**第5條** 学年を分ちて左の三学期とす。

第1学期 4月1日より8月31日に至る

第2学期 9月1日より12月31日に至る

第3学期 1月1日より3月31日に至る

**第6條** 休業日左の如し。

- 一 日曜日
- 一 祭日及祝日
- 一 春季休業 3月23日より全月31日に至る
- 一 夏季休業 7月21日より9月10日に至る
- 一 冬季休業 12月25日より1月7日に至る
- 一 本校創立記念日

### 第3章 学科課程及教授時数

第7條 本学部の学科課程及毎週教授時数左の如し。

学科目 \ 学年	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	第5 学年
修身	1	1	1	1	1
国語	7	7	6	6	6
数学	6	5	5	5	5
地理	2	2	1		
歴史	2	2	1		
理科	2	2	1		
英語	6	6	6	6	6
法制及経済				2	2
簿記		1	2	2	1
商事要項		1	2	2	2
商品学			1	2	1
タイプライチング			1	1	1
商業実践					2
体操	3	3	3	3	3
計	29	30	30	30	30

### 第4章 入学、在学、退学、賞罰及特待

第8條 入学の時期は学年の始より30日以内とす。但し特別の事情あるときは臨時入学せしむることあるべし。

第9條 本学部第1学年に入学せしむべき資格を有する者左の如し。

- 一 尋常小学校を卒業したる者
- 二 前項に掲ぐる者と同等以上と認むべき学力を有する者

第10條 本学部第2学年以上に入学せしむべき者は、第1学年に入学する資格を有し且前学年の学科課程を修了したる者と同等以上と認むべき学力を有する者とす。

**第 11 條** 本学部に入学せんとするときは、別紙第 1 号様式に依る入学願書を差出すべし。入学願書には検定料金 2 円也を添附すべし。既納の検定料は何等の事由あるも之を還附せざるものとす。

**第 12 條** 本学部に入学を許可せられたるときは、別紙第 2 号様式に依る在学證書を差出すべし。在学證書には入学料金 3 円を添附すべし。既納の入学料は何等の事由あるも之を還附せざるものとす。

**第 13 條** 在学證書に記載せらるべき保證人は当該生徒の戸主又は後見人たるを要す。但し特別の事情あるときは住所遠隔なるときは東京府内に在住して独立の生計を営み当該生徒に関して保護の責任を尽し得べき者を第二保證人と為すべし。

**第 14 條** 生徒及各保證人にして其の身分、住所、印鑑に異動を生じたるときは速に届出べし。第二保證人を変更せんとするときは保證人及新旧第二保證人連署の上届出べし。

**第 15 條** 生徒にして遅刻、早退または欠席を為さんとするときは予め其の事由を詳記し保證人又は第二保證人より届出べし。緊急にして已むを得ざる事情あるときは便宜の方法に依り届出べし。

**第 16 條** 生徒にして疾病其の他已むを得ざる事情の為退学せんとするときは、其の事由を詳記し保證人連署の上願出べし。但し疾病の場合は医師の診断書を添附するを要す。

**第 17 條** 生徒にして品行端正学術優秀なる者には褒章を授与し之を表彰す。

**第 18 條** 生徒にして規則命令を遵守せず、又は生徒たる本分に違背したるときは其の輕重に依り譴責、停学、退学又は放校に処す。

**第19條** 生徒にして無断欠席一ヶ月に及び又は授業料滞納二ヶ月に亘るときは之を除名す。

**第20條** 生徒にして品行端正、学業優秀他の模範と為る者は之を特待生として授業料を減免し若は所要の学費を給与することあるべし。特待生に関する細則は別に之を定む。

## 第5章 試験、進級及卒業

**第21條** 学年末に於て各生徒に就き当該学年間の成績を考查し其の進級又は卒業を定む。

**第22條** 学年の成績は学業成績の外平素の操行及勤惰を考查し之を定む。

学業成績は学年評点を以て之を表わし、学年評点は当該学年間に於ける各学期試験点と学年試験点に依りて之を定む。

**第23條** 学年評点、学期試験点及学年試験点は何れも 10 点を以て満点とし一科目 5 点以上全学科目平均 6 点以上を以て合格とす。但し平素の成績良好なる者に限り二学科目迄は一学科目につき 4 点を以て合格と為すことあるべし。

**第24條** 本学部を卒業したるときは別紙第 3 号様式に依る卒業證書を授与す。

## 第6章 学費

**第25條** 本学部の授業料は一学年に付金 50 円也とし、分納の場合は月額金 5 円也とす。別に校費を徴収することなし。

**第 26 條** 授業料は学年の始五日以内に之を納附すべし。但し分納せんとする場合は八月を除き毎月五日迄に所定の月額を納附すべし。

**第 27 條** 授業料は出席の有無に拘らず納入を要す。既納の授業料は何等の事由あるも之を還附せざるものとす。

## 第 7 章 附則

**第 28 條** 本則は大正十六年四月 日より之を施行す。

**第 29 條** 本則の施行上必要なる細則は別に之を定む。

第 1 号様式

(省略)

第 2 号様式

(省略)

第 3 号様式

(省略)

### 5.2.4 評議員会議按

作成日時 1926 年（大正 15 年 7 月）

原稿形態 謄写版印刷

備考 「武藏学園史年報 第 3 号」には、大正 15 年 7 月に評議員会が開催された記録はない。

## 評議員会議按

大正15年7月 日

九段中坂の土地に根津学院を建築し且其の筋に中学校並に商業学校の設置方を申請する件

## 一 根津学院建築設計仕様按 別紙の通り

## 説明

根津育英会は従来の財産には何等の損益関係を生ぜざる情態に於て新に而も特別に根津理事長個人より寄附せらるる所の九段中坂の土地並に所要の金員、物品等を受納し、之を以て根津学院を建築し其の筋の認可を得て中等程度の学校を設置し、且機を見て講義録を発行する等広く全国に亘りて労働者の子弟を始め僻陬又は家事其の他の事情に遭られて中等教育を受くる上に兎角不遇の境に在る少年青年を救済するの趣旨に基き、教育上社会國家の為めに出来得る限り貢献するは本会の第二事業として至極適當なりとは先年來度々御高見を承りたる所なり。依て過般右の土地に根津学院を建築するの計画を樹て、工学博士佐藤功一（武高の講堂其の他を設計せられたる方）に設計、仕様の作製を依嘱したるに別紙の通り出来たるに付、茲に各位の御査閲を乞わんとす。

## 二 根津学院内に根津学院中学部、根津学院商業学部を併置すること並に之が設置に関する申請書按 別冊の通り

## 説明

現行教育法令に依れば、根津学院は全く校舎の名称に他ならず。教育法令上の学校としては、根津学院中学部は中学校令に依る独立の一学校と為り、根津学院商業学部は実業学校令に依る独立の一学校と為るの外、途あらざるなり。依て別冊の通り学校設置に関する申請書を文部省に提出せんとす。

### 三 根津学院夜間中学部、根津学院夜間商業学部に付ては他日適當の時機に於て之が設置を其の筋へ申請すること

#### 説明

夜間の両部は中学校又は商業学校に類する各種学校なるを以て、現行教育法令上東京府知事の認可を得て設置することと為れり。依て此の方は前項の両校が設置せられたる後に之が設置の手続を為さんとす。

**附帯議案** 根津学院建設並に各学部の設置又は講義録発行に関する事項の実施方は、之を理事に一任すること。

## 5.3 根津学院中学部要項 【95005】

作成日時 1926年（大正15年）  
原稿形態 謄写版印刷

#### 学校設置に関する申請（中学部の分）

今般財団法人根津育英会に於て東京市麹町区九段中坂の側地に別紙図面及設計仕様書の通り根津学院を建設し明治三十二年勅令第二十八号中学令に依り根津学院中学部並に全年勅令第二十九号実業学校令に依り根津学院商業学部を設置致度別紙要項相添へ此段及申請候也

大正十五年 月 日

財団法人根津育英会代表者  
理事長 根津嘉一郎 印

文部大臣 岡田良平殿

根津学院中学部要項

一 名称 根津学院中学部

二 各科の生徒定員 本科壱千名（補習科を欠く）

三 開校年月 大正十六年四月

四 経費及維持の方法 別紙（一）の通り

五 位置に関する事項 .

（イ）校地の面積

（ロ）地質

（ハ）屋外体操場の区域及面積 屋外体操場は別紙建築設計図面の通り本校舎の屋上を利用し、完全なる施設を整うものとす。其の面積は長さ 20 間巾 15 間にして総坪数 300 坪なり。但し其の内中央部に長さ 9 間巾 4 間の明窓を設け且西南の隅に長さ 3 間巾 2 間の体操道具入場を設くこととす。

（ニ）付近の情況を記載したる図面 別紙（二）の通り

（ホ）飲用水定性分析表 水道使用に付之を略す

六 学則 別紙（三）の通り

以上

## 5.4 学校建設に適当なる位置に就いて [118053]

作成日時 1926年（大正15年10月16日）  
原稿形態 謄写版印刷

大正 15 年 10 月 16 日 学校建設に適當なる位置に就いて

本間則忠

九段中坂の地は学校建設地として東京市中には他に比類なき好適地なりと信ず。左に其の主なる理由二、三を述べて御参考に供せんとす。

### 第一 夜間学校に就て

家庭其の他の事情に遮ぎられ小学校卒業後進んで中学校、商業学校等凡そ昼間の学校には入ることを得ず前途有望の身を持ちながら朝夕遺憾の涙を咽みつつ已むを得ず衣食の糧を得んが為めに他に雇われ可惜少年時代を空しく送りつつある者甚夥しきを見る。東京市内のみにても其の数幾万なるを知るべからず。

九段中坂の地に学校を建設し其の内に夜間中学及夜間商業の教育を実施し以て此等不遇の少年を救済するときは啻に少年其の者の為めのみならず、国家公益の為めに貢献する処極めて大なるべし。然るに夜間の学校なるものは生徒通学の便を以て最大の必要条件と為すべきは言を俟たざる所なり。顧うに通学の便利なることに付ては東京市中何れの地を搜索するも九段中坂の右に出るものあらざるべし。九段中坂の位置は四通八達にして全市の中央、市電の力に依りて短時間内に四隅の各区に往還することを得べし。此の地に夜間中学及夜間商業の教育を実施したる場合に之に通学し得る区域内の少年者を現に出仕しつつある勤務所に依りて類別するときは左の如くなるべし。

(一) 宮内省、枢密院、内閣、内務省、外務省、大蔵省、文部省、司法省、農務省、商工省、鉄道省、通信省、陸軍省、海軍省、貴衆両議院に於ける少壯雇員及給仕等

(二) 各裁判所、会計検査院、警視庁、復興局、社会局、拓殖局、東京府庁、東京市役所、各区役所、各警察署、各税務署に於ける少壯雇員及給仕等

- (三) 東京帝国大学、商科大学、私立各大学、官公私立の各高等学校、高等商業学校、高等工業学校、美術学校、音楽学校、其の他各種の高等専門学校等に於ける少壮雇員及給仕等
- (四) 丸ノ内各建物内に在る諸会社、銀行及商店並に神田、本郷、小石川、日本橋、京橋、芝、麹町、四谷、赤坂、浅草、本所、深川の各区内に在る諸会社、銀行及商店の少壮雇員及給仕等
- (五) 東京市内に在る各工場、各産業場又は其等の事務所其の他一切の官公署 もししく 若 これにはんし は集団所に於ける少壮雇員及給仕等
- (備考) 現在此等の少壮雇員及給仕等の為めに夜間学校開設せるもの少なしとせず、之等の学校を觀るに通学上不便の地に在る夜間学校は創立後歲月を重ねるも到底隆盛に至らず如何に努力するも微々として振るわざるを常とす。反 これにはんし 之通学上便利の地に在るものは相当多数の生徒を入学せしめつつあるも教育施設者としての責任を儘せざる為なるか、十分の成績を挙ぐるに至らざるを遺憾なりとす。

## 第二 教員の採用に就て

九段中坂に位置を定め学校を建設するときは教員の採用上多大の便宜を得らるべし。凡そ大学又は高等師範を卒業したる少壮有為の教員は自己の研修に係る学術の為めに忠実なるを以て日々の間 いやしく つと も暇あれば力めて之が研修を重ねるを常とす。中学校教員として又は商業学校の教員として完美を期するのみならず斯道の大家として世に立たんことを期するの結果、出来得る限り研修上便宜の位置に在る学校に就職せんことを希望するは自然の趨勢なり。此の点より觀るときは九段中坂の位置は教員の採用方につきて他の土地にては到底得難き便宜の地なるべし。九段中坂に位置を定むるときは昼間学校の教員採用上有利のみ

ならず、夜間中学及夜間商業学校の教員採用上寧ろ特別の便益を得らるべきや明なり。此の位置たるや市内交通の便至大なるを以て各省其の他諸官衙出仕の官吏又は諸会社等に出勤の事務家にして教育を楽しむ者に依頼し其の日課後立ち寄りを請い一回に付二、三時間づつ此の夜間学校の教授を嘱託するときは教育の成績期して待つべきものあるや明なり。

学校の位置として交通の便利なる土地を撰むときは、教員の採用方に付意外の好影響を生じ、優良なる教員の就職を希望する者族出し延いては教育の成績を善美ならしめ且之が待遇を容易ならしむる等、教育成績並に学校の経営に関し測るべからざる有利の結果を生ずべきなり。

### 第三 講堂の利用について

近年我国に於て社会教育に重きを置き、決して等閑に附すべきものあらざることを認められ、盛んに之が振作を企図しつつあるものの如し。之が為めに帝国大学を始め公私の学校を利用し日曜其の他の休日に於て附近の老幼男女一般民衆に対し講演又は活動写真を以て日常の生活上有益なる指教を施し或は国民として知らざるべからざる事項を説明する等孜々として世の解明を導きつつあり。

九段中坂の地に建設せらるる学校の講堂は之を斯の種所要の為に使用せしむるときは社会教育上至大の貢献と為るべし。例えば休日其の他不要の場合に於て文部省、東京府其の他要求に応じて之を共用し又は此の学校に於ける副次的余業として学術講演又は教育映画を催し一般市民に向て無料にて聴講又は展覧せしむることを得ば其の高見する所決して鮮少にあらざるべきなり。当該講堂の設計仕様書は既に出来上れり。之に依れば優に五百人を収容する事と為れり。若し階上の廻り廊下を利用し少し窮

届を思う時は壱千人を収容することを得べし。講壇は広く各後方に準備室を具有するを以て理化学工芸に関する実験的講演に適すべく美術、地歴、動植物に関する展覧的説明にも適すべきなり。

九段中坂の学校に於ける講堂にして毎月一、二回なりとも有益なる社会教育の為めに供用することとせば之が恩波に浴する所の民衆は歳月と共に多きを加え終には其の恵沢全市民に普きに至らん。凡そ社会教育の事業は交通至便の地に於て施設するにあらざれば其の効果を収むること困難なるを常とす。此の点より觀るときは九段中坂の如きは他に比類を見ざる好適地にして本件講堂の利用は偶たまたま以て我国社会教育の為に至大の貢献と為るべきなり。

## 5.5 屋外体操場の施設に就て 【81210】

作成日時 不明  
原稿形態 謄写版印刷

九段中坂の地は学校の位置としては恐くは之以上の好適地は東京市内何れの所にも見出すこと能わざるべし。殊に夜間中学校、夜間商業学校に至ては此の地を措て他に之に比すべき適當の土地なしと断言するを憚らざるなり。只昼間の学校 即 中学校令に依る中学校の屋外体操場としては遺憾ながら聊いささか狭隘すなわちを免れざるべし。茲に屋外体操場の狭隘を補う点に付既設中学校の例に倣い文部省從来の取扱例に照らし、中学校設置上毫も遺憾なしと信ずるところの方法を延べ御参考に供せんとす。

中学校の設置を認可するに方あたり体操場の所要坪数につきて文部省が從来取扱いつつある例に依れば、生徒一人に付一坪以上とし、生徒定

員に対する総坪数を要すと為せり。即ち生徒定員 800 名の中学校に在りては 800 坪以上の広さある様にして大体の数を抑え之を取扱いつつある所なり。

依て九段中坂に建設さるる校舎に付、文部省より中学校として設置の認可を得んが為めには左の如き方法に依るを必要なりとす。

左記は生徒定員を 800 名（商業学校及夜間中学、夜間商業の生徒定員は此の 800 名以外とす）と仮定し之に対する体操場の所要坪数に応じたる計画なりとす。

#### （一）屋上体操場 280 坪

本校舎は長さ 20 間巾 15 間なるを以て屋上甲板の総面積は 300 坪なり。此の内屋上甲板の中央に在る天井窓の面積 20 坪を減じたる残部 280 坪は全部屋上体操場なりとす。

屋上体操場の周囲には 5 尺高さの鉄柵（警視庁内規に依り建築物の高さの制限に押えられパラペットを作ること能わざる為め）を具うることと為れり。然るに此の鉄柵には竹簾様のものを懸けて屋上体操に在る生徒の動作を外方より見えざる様に設備することにす。

#### （二）特設体操場 大約 600 坪

特設体操場とは本校舎を離れたる附近の地に於て特別に設けたる体操場を云う。特設体操場は其の広さ大約 600 坪にて足るべし。此の地内に運動具入小屋を建設し諸種の運動具殊に兵式体操用銃器等を納むることとす。

特設体操場は主として中学校生徒に対し兵式訓練を授くる所なりとす（中学校生徒の普通体操は屋上体操場にて充分なるべし）。兵式訓練は兵役年限の短縮に伴い本年度より全国各市町村に亘りて青年に対する兵式訓練所を設けらるる等の結果、中学校に

於ける兵式訓練も亦重きを加うることと為り、之が教授時数を増加せられたる程なるに付、本校に於ても文部省より設置の認可を受くるに方り此の特設体操場を必要とせらることと信ず。

特設体操場は主として兵式訓練の為めに用いらるるを以て必ずしも本校々地内に在るを要することなし。寧ろ本校舎を離れたる附近適当の地に之を設くるを得策なりとす。幸にして本校の附近に於て所要の坪数 600 坪又は其以上の坪数ある土地を具うこととなれば本校の教授時間外に於て社会公衆の為めに測り知るべからざる利用の途を開くことを得べし。即ち毎日午前九時前及午後三時後、日曜日、祝祭日、夏冬期休業等の日時には之を市内青年の兵式訓練場に供与し（兵式用銃器等は貸与の限りにあらず）又は震災後市内に於て偶々見ることあるが如く此の兵式体操場の周辺に多少の設備を為して附近児童の遊戯場に供与し時に或は草花盆栽等を陳列して一般公衆の娯楽場たらしむる等諸種の事項に關して之を利用し至大の公益を図ること敢て難事にあらざるなり。

### (三) 臨時仮用体操場 大約 600 坪（靖国神社境内につき一時仮用すること）

本校の体操場は屋上体操場及特設体操場の二所を以て十分なるべきも、特設体操場が具わる迄の間は臨時仮用の体操場を必要と為すべし。臨時仮用の体操場は幸に附近に在る靖国神社境内地中然るべき場所を借用するを以て唯一無二の良方法なりとす。最近聞く所に依れば、東京市立第一中学校は目下旧琉球王尚邸の敷地に校舎を新築中なるが、所要の体操場極めて狭隘なるを以て之を補うが為め靖国神社境内地の一部を借り受けて使用するの条件を以て文部省より設置の認可を得たりとのことなり。又順天中学校は其の創立以来牛ヶ渕公園を借用して体操場に充

てつつある等体操場仮用の実例は決して乏しからざるなり。

## 5.6 評議員会議按 【80041】

作成日時 1926 年  
原稿形態 謄写版印刷

### 5.6.1 根津学院の建築設計並教育施設に関する件

#### 一 根津学院の建築設計按 別紙の通り

##### 説明

今般根津家に於て九段中坂の御所有地に別紙建築設計按に依り根津学院と称する学校を建設し、其の筋の認可を得て中等程度の学校を設置せらるる計画を樹てられたり。然るに当該学校設置の後、之が経営上収入支出相償い他よりは何等の補給を仰ぐ必要なく独立且永遠に当該学校の教育事業を実施し得べき見込みの立ちたる時期を見計い、根津家より当該学校の為に用いつつある敷地、建物、各種の設備其の他一切の所用財物を現状のまま根津育英会に寄附せらるべき旨御申込ありたるに付、其の時期の到来したる場合に於て根津育英会は直に之を受納し第二事業として当該学校の教育事業を従前の通り継承実施するものとす。依て予め当該学校の建築設計按を審査する必要を認め本按を提出したり。

建築設計に関する技術上の説明は便宜設計技師より直接口頭にて申述せしむることとしたるを以て茲に之を略す。

#### 二 根津学院の教育施設按 別紙の通り

### 説明

根津学院なる建物の中には既に先年來評議員会に於て御高見を伺いたる通り、中学校及商業学校を併置せんとす。而して其の中学校は中学校令に依るもの外各種学校として夜間中学部を設置し商業学校は商業学校令に依るもの外各種学校として夜間商業学部を設置すべし。依って茲に別紙の通り、一 学校設置に関する申請書 二 根津学院中学校要項 三 根津学院中学校学則 四 根津学院商業学校要項 五 根津学院商業学校学則等の諸按を提出したり。

前掲諸按の内容に関する説明に付ては口頭を以て申述することとし、茲に之を略す。又夜間中学部及夜間商業学部に関する諸按に付ては各種学校として東京府知事の認可を得て設置すべきものなるに付、世間普通の例に倣い実施することとし茲に其の提按を略したり。

### 附帶議按

- 一 根津学院の建築、設備及学校の設置方に付ては勿論学校設置後に於ける教育の実施方に付ても出来得る限り留意して設立者を援護すること
- 二 当該学校に関する一切の教育施設に付、他日適当の時機に於て根津家より寄附を受くるまでの間根津育英会は自己の經營に係る第二の教育事業とも看做し、出来得る限り力を添えて其の隆運を図ること

### 5.6.2 学校設置に関する申請

今般東京市麹町区九段中坂の側地に別紙図面及設計仕様書の通り根津学院を建設し明治三十二年勅令第二十八号中学校令に依り根津学院

中学校並に全年勅令第二十九号実業学校令に依り根津学院商業学校を設置致度別紙要項相添え此の段及申請候也

大正十五年 月 日

東京市赤坂区青山南町 番地

設立者 根津嘉一郎

印

文部大臣 殿

### 5.6.3 根津学院中学校要項

一 名称 根津学院中学校

二 各科の生徒定員 本科 1,000 名 (補習科を欠く)

三 開校年月 大正十六年四月

四 経費及維持の方法 別紙 (一) の通り

五 位置に関する事項

(イ) 校地の面積

(ロ) 地質

(ハ) 屋外体操場の区域及面積 屋外体操場は別紙建築設計図面の通り本校舎の屋上を利用して完全なる施設を整うるものとす。其の面積は長さ 20 間巾 15 間にして総坪数 300 坪なり。但し其の内中央部に長さ 9 間巾 4 間の明窓を設け且西南の隅に長さ 3 間巾 2 間の体操道具入場を設くることとす。

(二) 付近の状況を記載したる図面 別紙 (二) の通り

(ホ) 飲用水定性分析表 水道使用に付き之を略す

## 六 学則 別紙（三）の通り

以上

**5.6.4 根津学院商業学校要項**

一 名称 根津学院商業学校

二 位置

(イ) 敷地の面積

(ロ) 地質

(ハ) 付近の状況 東京は九段中坂の道路に境を交え此の道路を隔てて連接せる多数の住宅と対す。西方は亦巾5間餘の坂道に境を交え此の道路を隔てて高台地と対す。南方は坂の上部に方り二三の住宅地に境を接し次第に南方に高く30間程にして坂を上り詰むれば九段靖国神社の境内に連れる高台地と為る。北方は坂の下部に方り二三の住宅地と境を接し次第に北方に低く壹丁程にして九段坂下より飯田橋に通ずる電車道路に至る。校地と電車道との間大小約三十餘戸の住宅が存在す。

(ニ) 建物の配置を記載したる図面 別紙（壹）の通り

(ホ) 飲用水の定性分析表 水道使用に付之を略す

三 学則 別紙（弐）の通り

四 生徒定員 600名

五 開校年月 大正十六年四月

六 収入支出予算表 別紙（参）の通り

**七 職員数及俸給額の予定**

(一) 職員数は 25 名

(二) 俸給額は毎月金 2,500 円也づつの予定

**八 設置区域内に於ける当該実業の状況**

本校の設置区域は麹町区、神田区、小石川区、本郷区等を包有するを以て商業最も繁盛なり

以上

**5.6.5 根津学院中学校学則****第一章 総則**

**第 1 條** 根津学院中学校は明治三十二年勅令第二十八号中学校令に依り国民に須要なる高等普通教育を為すを以て目的とし特に徳性の涵養に力むるものとす。

**第 2 條** 本学校の生徒定員を 1,000 名とす。

**第 3 條** 本学校の修業年限を 5 年とす。

**第二章 学年、学期及休業**

**第 4 條** 学年は 4 月 1 日に始り翌年 3 月 31 日に終る。

**第 5 條** 学年を分ちて左の三学期とす。

第一学期 4 月 1 日より 8 月 31 日に至る

第二学期 9 月 1 日より 12 月 31 日に至る

第三学期 1 月 1 日より 3 月 31 日に至る

## 第6條 休業日左の如し

- 一 日曜日
- 一 祭日及祝日 3月23日より全月31日に至る
- 一 春季休業 7月21日より9月10日に至る
- 一 夏季休業 12月25日より1月7日に至る
- 一 冬季休業
- 一 本校創立記念日

## 第三章 学科課程及教授時数

## 第7條 本校の学科課程及毎週教授時数左の如し

学科目 \ 学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
修身	1	1	1	1	1
国語及漢文	8	8	6	6	6
英語	6	7	7	6	6
歴史	1	1	2	2	2
地理	2	2	1	1	1
数学	4	4	5	4	4
博物	2	2	2	2	
物理及化学			2	4	4
法制及経済					2
図画	1	1	1	1	1
唱歌	1	1			
体操	3	3	3	3	3
計	29	30	30	30	30

#### 第四章 入学、在学、退学、賞罰及特待

**第 8 條** 入学の時機は学年の始より三十日以内とす。但し特別の事情あるときは臨時入学せしむことあるべし。

**第 9 條** 本校第一学年に入学せしむべき資格を有する者左の如し。

- 一 尋常小学校を卒業したる者
- 二 前項に掲ぐる者と同等以上と認むべき学力を有する者

**第 10 條** 本校第二学年以上に入学せしむべき者は第一学年に入学する資格を有し且つ前学年の学科課程を修了したる者と同等以上と認むべき学力を有する者とす。

**第 11 條** 本校に入学せんとするときは別紙第一号様式に依る入学願書を差出すべし。入学願書には検定料金貳円也を添付すべし。既納の検定料は何等の事由あるも之を還附せざるものとす。

**第 12 條** 本校に入学を許可せられたるときは別紙第二号様式に依る在学證書を差出すべし。在学證書には入学料金参円也を添付すべし。既納の入学料は何等の事由あるも之を還附せざるものとす。

**第 13 條** 在学證書に記載せらるべき保證人は当該生徒の戸主又は後見人たるを要す。但し特別の事情あるときは住所遠隔なるときは東京府内に在住して独立の生計を営み当該生徒に關して保護の責任を尽し得べき者を第二保證人と為すべし。

**第 14 條** 生徒及各保證人にして其の身分、住所、印鑑に異動を生じたるときは速に届出すべし。第二保證人を変更せんとするときは保證人及新旧第二保證人連署の上届出べし。

**第 15 條** 生徒にして遅刻早退又は欠席を為さんとするときは予め其の事由を詳記し保證人又は第二保證人より届出べし。緊急にして已むを得ざる事情あるときは便宜の方法に依り届出べし。

**第16條** 生徒にして疾病其の他已むを得ざる事情の為退学せんとするときは其の事由を詳記し保證人連署の上願出べし。但し疾病の場合は医師の診断書を添附するを要す。

**第17條** 生徒にして品行端正学術優秀なる者には褒章を授与し之を表彰す。

**第18條** 生徒にして規則命令を遵守せず又は生徒たる本分に違背したるときは其の輕重に依り謹責、停学、退学又は放校に処す。

**第19條** 生徒にして無断欠席一か月に及び又は授業料滞納二か月に亘るときは之を除名す。

**第20條** 生徒にして品行端正、学業優秀他の模範と為る者は特待生として授業料を減免し若<sup>もしく</sup>は所用の学費を給與することあるべし。生徒入学の際其の課程の事情に鑑み本校に於て必要と認むる場合には授業料を減免することあるべし。特待生に関する細則は別に之を定む。

## 第五章 試験、進級及卒業

**第21條** 学年末に於て各生徒に就き当該学年間の成績を考查し其の進級又は卒業を定む。

**第22條** 学年の成績は学業成績と平素の操行及勤惰を考查して之を定む。学業成績は学年評点を以て之を表し、学年評点は当該学年間に於ける各学期試験点と学年試験点とに依り之を定む。

**第23條** 学年評点、学期試験点及学年試験点は何れも 10 点を以て満点とし 1 学科目 5 点以上全学科目平均 6 点以上を以て合格とす。但し平素の成績良好なる者に限り 2 学科目目迄は 1 学科目につき 4 点を以て合格と為すことあるべし。

**第 24 條** 本校を卒業したるときは別紙第三号様式に依る卒業證書を授与す。

## 第六章 学費

**第 25 條** 本校の授業料は一学年に付金五拾円也とし分納の場合は月額金五円也とす。別に校費を徴収することなし。

**第 26 條** 授業料は学年の始五日以内に之を納付すべし。但し分納せんとする場合は八月を除き毎月五日迄に所定の月額を納付すべし。

**第 27 條** 授業料は出席の有無に拘らず納入を要す。既納の授業料は何等の事由あるも還附せざるものとす。

## 第七章 附則

**第 28 條** 本則は大正十六年四月一日より之を施行す。

**第 29 條** 本則の施行上必要なる細則は別に之を定む。

第 1 号様式

入学願書（省略）

第 2 号様式

在学證書（省略）

第 3 号様式

卒業證書（省略）

### 5.6.6 根津学院商業学校学則

#### 第一章 総則

**第1條** 根津学院商業学校は明治三十二年勅令第二十九号実業学校令に依り商業に従事する者に須要なる知識技能を授くるを以て目的とし特に徳性の涵養<sup>かんよう</sup>、<sup>つと</sup>に力むるものとす。

**第2條** 本校の生徒定員を 600 名とす。

**第3條** 本校の修業年限を 5 年とす。

#### 第二章 学年、学期及休業

**第4條** 学年は 4 月 1 日に始り翌年 3 月 31 日に終る。

**第5條** 学年を分ちて左の三学期とす。

第一学期 4 月 1 日より 8 月 31 日に至る

第二学期 9 月 1 日より 12 月 31 日に至る

第三学期 1 月 1 日より 3 月 31 日に至る

#### 第6條 休業日左の如し

一 日曜日

一 祭日及祝日 3 月 23 日より全月 31 日  
に至る

一 春季休業 7 月 21 日より 9 月 10 日  
に至る

一 夏季休業 12 月 25 日より 1 月 7 日  
に至る

- 一 冬季休業
- 一 本校創立記念日

### 第三章 学科課程及教授時数

#### 第7條 本校の学科課程及毎週教授時数左の如し

学科目 \ 学年	第一 学年	第二 学年	第三 学年	第四 学年	第五 学年
修身	1	1	1	1	1
国語	7	7	6	6	6
数学	6	5	5	5	5
歴史	2	2	1		
地理	2	2	1		
理科	2	2	1		
英語	6	6	6	6	6
法制及経済				2	2
簿記		1	2	2	1
商事要項		1	2	2	2
商品学			1	2	1
タイプライチング			1	1	1
商業実践					2
体操	3	3	3	3	3
計	29	30	30	30	30

(以下は「根津学院中学校学則」と同一につき省略)

### 5.7 評議員会議按 【124190】

作成日時	不明
原稿形態	謄写版印刷
備考	東京市立第一中学校の体操場の件が文中にある

(第節の「附帯議案」までと同一につき、前半省略)

我国教育界の趨勢として近來頻りに青年教育の必要を高唱し、教育上の機會均等を絶叫するの声上下に充ち遠近に喧しきことと相成申候。然るに全国内各地に於ける一般青年を教育すべき施設としては通信教授に依るの外他に途なきことと被存候。隨て通信教授に依りて中学校の教科課程を履修せしむるの方法を実施することは全く青年の面目を一新すべき機関として我国の青年教育上至大の貢献をなすことと被存候。此の通信教育を実施することは決して容易の事業には無之、有力なる篤志家の手に依るにあらざれば恐くは何人と雖優良なる成績を挙ぐること能わざることと被存候。而して此の施設の全備を期するには先以て通信教授の中樞と為り且基準と為るべき中学校を設置するの必要あることは申上ぐる迄もなきことに御座候。依て根津育英会の第二事業として九段中坂の地に校舎を建築して中学校を設置せられ度、先年来再三評議員会に提按し御諒解を得つつ有之候處、今や歳月の推移に伴い時勢の進運に照らし一日も早く実施相成度存候まま茲に引き続き別紙提按致候間、御説明の代りとして陳述したる左記精神の存する所を御諒察被下、特に御賛同を給わり度、偏に奉願上候。

全国の青年に中学程度の教育を授くるが為め中学講義録を発行し之に依て通信教授を施し都市は勿論山村海邑至る所の地方に於ける青年の知能を向上せしめ徳性を涵養することは國運進展の上に必要なるのみならず、此の通信教授に依て教育上の機會均等を得しむることも為り國憲擁護の上に等閑に附すべからざる事項なりとして教育當路者及有識者の留意を促すこと甚大と相成申候。通信教授実施の方法としては予め申上げたる通り、先以て九段中坂の地に中学校を設置し、同校の教員及斯道の大家を煩わして研鑽討究を重ね、其の結果として通信教授上最も適切なる中学講義録を編纂し尋常小学校卒業者ならば何人と雖も十分に諒解し得らるべき講義振りを具えたる冊子と為し以て自学自修の目的に合わしめ、全国内各地の青年をして自宅に在りて

家業に従事しながら中学校の教科課程を履修せしむるの道が開かんとする次第に有之候。

全国内各地の青年に向て通信教授を施し自学自習の方法に依りて中学校の教科課程を履修せしむるべき教育施設は、我国に於て未だ嘗て存在せざる所に御座候。<sup>ほのか</sup>仄に承るに、米国ニューヨーク洲には通信教授に依りて大学の教科課程を履修せしむる大学ありとのことに候へば、通信教授に依りて中学程度の教育を施すことは寧ろ易々たることと被存候。通信教授の方法、成績調査の方法等に関する教育組織に付ては中学講義録の編纂と同様に九段中坂の地に設置せられたる中学校の教員及斯道大家を煩わし研鑽討究を重ね其の結果に依りて定むることと致候方可然ことと被存候。

以上申述したる如く、九段中坂の地に設置せらるべき中学校は世間の中学校の如く単純なるものには無之候。即ち中学校令に依る中学校として在学生を教育するの外別に全国内各地に於ける一般青年に向て通信教授を施すべき教育施設の中枢として重任を負う所の中学校に在之候。

次に九段中坂の地に関し、学校の校地としては狭隘にあらずやと心配せらるる御方も有之候。成る程中学校令に依る中学校の校地としては聊か狭隘の感なきにあらずと雖も、其の狭隘に対しては別紙に述ぶるが如く他の方法を以て十分に補添救済の途も有之候に付最初より毫も顧慮する所なく専心一意九段中坂の地を選定したる次第に御座候。九段中坂の地を以て学校の位置としては東京市中他に求め難き好適地なりと認めたる理由は、中学校以外の学校の為に左様に申したる訳に有之候。即ち九段中坂の地に建設せらるる校舎は此の中学校の外に甲種商業学校、夜間中学校及夜間商業学校の為めに使用せらるるを以て此等夜学校の為めには東京市中他に求め難き絶好の位置なりと断定したる次第に有之候。若し休日等に於て此の校舎の講堂を利用し近年著しく振興しつつある社会教育に関し往々開催せらるる文部省其の

他の企図計画に対し微力を添えんとする場合の如きは全然他に比類なく唯一無二の好適地なりと断言するを憚らざる所に御座候。

九段中坂の地が中学校令に依る中学校の校地として狭隘なりとする廉は単に兵式訓練の為に要する屋外体操場を欠くと云うことに過ぎざるものに有之候。斯の如きは東京市内に在る幾多の中学校が等しく有する欠点にして何れも夫々補添の途を講じ居るものに有之候。依て此の中学校に於ても補添の方法として屋外体操場の為め靖国神社の境内地中若干坪を借り受くることとせば何等の不足なき校地と為ることと見込を立て、此の見解の下に校舎の建築設計に着手することとし漸次進行して別紙図面の如く既に完成を告げたる次第に有之候。

然るに偶然にも之と同様の考を以て設置せられたる中学校の出現を見ることと為りたるは不思議の様に被存候。即ち東京市立第一中学校が半蔵門の外の校地を棄て新に中坂附近の地坂上なる旧琉球藩主尚侯爵の屋敷地を買い入れて校地と為し、狭隘を補添する為めに屋外体操場の用地として靖国神社の境内地中若干坪を借り受け既に文部省より設置の認可を得て過日来校舎の建築に着手しつつあるの現況に有之候。此の偶然の事項は本件中学校設置に関する前例として従来の考慮計画を確実ならしむる上に頗る有益のことと相成申候。

過日理事会に於て宮島理事の御意見として承りたる通り、付近の地約五百坪程を買込み屋外体操場として附属せしむるときは尚更完全と為ることと為りたるは不思議の様に被存候。此の場合に在りては靖国神社境内の借用地は不要に属するを以て当然返還可致ものに有之候。随て靖国神社境内地の借用期間は全く屋外体操場を特設する迄の間に過ぎざることに御座候。

終りに臨み根津育英会の第二事業として九段中坂の地に建築せらるる校舎内に設置せらるべき学校に関する要項を申上ぐれば左の通りに御座候。

- |                    |           |      |
|--------------------|-----------|------|
| (一) 中学校令に依る中学校     | 生徒定員 800名 | (昼間) |
| (二) 実業学校令に依る甲種商業学校 | 生徒定員 800名 | (昼間) |

- (三) 各種学校令に依る夜間中学校 生徒定員 1500 名 (夜間)  
(四) 各種学校令に依る夜間商業学校 生徒定員 1500 名 (夜間)

昼間の教育に属する (一) 中学校 (二) 甲種商業学校の方に付て生徒入学の方針としては東京市内又は近郊地に住居する青年にして家事の都合上夫々夜間の業務に従事し生活並収容の資料を得つつあるに拘らず天性学問を好み尋常小学校卒業のみにては満足せず、更に進みて中学校又は甲種商業学校に入りて修業せんことを熱望する者を主として入学せしむることと為すべき哉、若し此の方針を探るときは本校は (イ) 天性学問を好み進取の気性に富みたる青年の修業所と為り (ロ) 忍耐と熱誠に依りて素志を達せんとする青年の修業所と為るべきを以て本校卒業生の将来は頗る有望なりと称せざるべからず。果して斯の如くなるときは全国各地に在りて本校の中学講義録を読み通信教授を受けたる青年等が相競いて本校の高学年に入学して短期の間に中学校又は甲種商業学校の卒業資格を得んとする者が簇出し青年教育上特殊の貢献を為すことと相成るべくと被存候。

次に夜間の教育に属する (三) 夜間中学校 (四) 夜間商業学校の方に付て、生徒を入学せしむる方針としては東京市内に住居する少年又は青年にして家事の都合上夫々昼間の業務に服し諸官衙公署等の給仕、雇員等と為り又は諸会社、商店又は工場等の給仕、雇員、店員又は使用人等と為り生活並修養の資料を得つつあるに拘らず天性学問を好み終業後夜分の時間を利用して本校に入学し立身出世の基礎を作らんとする者を主として入学せしむることと為すべき哉、若し此の方針を探るときは其の結果として現われ来るべきことは前段昼間の教育に付て陳べたる所と等しく良好なる成績を得らるることと被存候。



## 第6章 1927年

### 6.1 正田貞一郎宛根津第二事業按の件 【124192】

作成日時 1927年（昭和2年9月14日）  
 原稿形態 毛筆自書  
 備考 手紙下書き

拝啓 益々御清健の段奉賀候。陳者九段中坂に設立を計画したる中学校は、其の丁度坂上に東京市立第一中学校が建設せられ隣地なる大村銅像前の空地を借りて兵式体操場と為すこととしたる極<sup>きまり</sup>なるに付ては、誠に残念ながら右計画に係る九段中坂にの中学校の予定せる兵式体操場が無いことと相成申候。依て文部省にては到底中学校として設置を認可せざることと被存候。

誠に残念には御座候へども、改めて他に適当なる土地をトするより外何とも至<sup>ほか</sup>方<sup>いたしかた</sup>も無御座候。先般来私は非常に苦慮したる末私の思慮に一進境を生じ、先年来坐談などにてチラ<sup>ほく</sup>ゞ承り居る私立大学新設の件に付考究を進めて處会し其の私立大学と九段中坂に計画したる中学校との両教育事業を然るべき一か所にて実施せらるる程結構なる名按は他に無しと○<sup>1</sup>考究を尽したる次第に御座候。依って別接の通り相<sup>したた</sup>認<sup>なにとぞ</sup>めたるなり。何卒御批正可被○委細拝眉の節申上至略儀申上候。

<sup>1</sup>一文字不明

昭和二年九月十四日

本間則忠

正田大兄侍史

## 6.2 昭和2年9月根津育英会第二事業按【124193】

作成日時 1927年（昭和2年9月）  
 原稿形態 謄写版印刷

昭和二年九月

根津育英会第二事業按

大学其他設置の件

武蔵高等学校は我国に於て最も有名の学校と為りました。其の校舎及設備に至ては他に比類の無い立派な学校と為りました。苟<sup>いやしく</sup>も教育に關係ある者は朝野を問わず男女に拘<sup>かかわ</sup>らず之を称賛せざるものはありません。

本校の生徒も予期の如く全国各府県に於ける多数の入学志願者より選抜したる秀才揃<sup>さて</sup>いあります。扱<sup>さて</sup>其の教育の成績に至ては果して如何のものでありますか。明年三月末には第一期の卒業生が出る筈ですが、其の卒業生の大学へ進み入る状態は果して如何のものでありますか、私は本校創立後常に忘れ兼ねたる心配の一つであります。

若し本校卒業生にして赤門大学に進み入ることを志望したが入学試験に落第するが何かの事情の為めに入学が出来なかつたならば此の卒業生は如何為るであろうか。改めて同年内に他の大学に入る気に為るものでありますか。折角志を立てて本校に入り七年間の長きに亘り教育し勉強しながら最後に頓挫したならば實<sup>ただ</sup>に本人が残念である計りでなく、武蔵高等学校も非常に不名誉であります。

それで明年三月卒業生を出す前には、卒業見込の各生徒に就きて一々在学中に於ける平生の觀察又は時々の内情実談に基きて其の天性及知能に鑑み、之に適応したる学科及大学を撰ばしむる様差支なき限り注意を与うる等、之を援護して何れも過ちなく志望したる大学に入學し得べき方法を講ずるより外に途は無かろうと思われます。仮初にも天性にも合わざる学科を撰むとか又は己の知能を慮らず困難なる大学の入学試験を受けて失敗する様なことは予め絶対に之を避くるの方針を探るべきものなりと存ぜられます。上述の如き注意を用いつつ本校の教育上<sup>いよいよ</sup>愈々<sup>おこた</sup>之を解らざるときは明年の卒業生にも限らず後來を通して永久に本校の卒業生が大学に進み入る上に大なる失敗を見ずして済むことと考えられます。

私は武蔵高等学校の卒業生が進み入るべき途とは何等の関係を有することなく全然別異なる基礎の上に立ちて熟慮を遂げたる結果、私は我国の現状に照らし将来の趨勢を鑑みまして今や我国は痛切に私立大学の新設を要求しつつあるものと信ぜられます。今日の場合、我国の要求しつつある私立大学の新設を理事長殿に御勧め申上げたいと存じます。左に其の事由を陳述しますから御批正下さることを御願申上げます。

- 一 我国に於ける現在の大学数は官公立大学 15 (内総合大学 5、単科大学 10) 私立大学 16 (内総合大学 9、単科大学 7) なり。而して高等学校の数は 29 校 (内官立 25、私立 4) なりとす。此等の高等学校より毎年卒業生を出すこと約 3000 人に近く之に対する大学の収容力は到底志望者を満足せしむること能わず。殊に東京の如きは著しく収容力の欠乏を感じ大学の増設を切望しつつあるの実情なり。
- 二 我国の教育は近年著しく進展し、殊に文部省獎励の結果各種中等学校の増設を見ること夥しく、中学校の学科課程の如きは全国各地とも中流以上の者は勿論、中流以下の者と雖も之を修め

ざるを以て一生の恥辱と為し相競うて入学する趨勢を來し、逐年卒業者の数を加うることと為りたり。之が為めに自然高等學校に入る者及尚進みて大學に入らんとする者も漸次多きを加うることと為り大學の欠乏を告ぐること年を重ねるに隨い愈々甚しきに至らんとす。

三 従来我国に行われたる官学の弊（官立学校の卒業者を特に優遇し私立学校出身者を疎んずるの傾向を免れざりし弊）は教育の進歩と共に漸減し本年大蔵省に於ける属僚登用の標準に関する声明に照すときは同省に於ては全然從来の弊風を一洗し人材登用の主義を実現したるもの如し。顧うに普選の実行、知事の公選は文明各国に於ける人材登用の理想なる以上は我国に於いても早晚の間に之を事實として見るに至るべく、出身學校の官私に依りて特別優遇を為し得るが如き余地を残さず寧ろ其の人の徳望と知能の優越なると否とに依りて人生の優劣を決することと為るに至るべきなり。今後大學の修業を志望する者は其の設立の官私を論せず當該教育の成績の良否に隨て入学を決せんとすることと為るべきを信ず。斯の如きは國家の隆盛を期する上に實力に重きを置くことと為りたる現象にして眞に國家の為に慶賀すると共に私立大學の新設に關し深く留意すべきことなるべし。

私は此の私立大學は総合大學として其の内に

- 一 法科
- 二 経済科
- 三 商科
- 四 文科 ((イ) 国文科 (ロ) 英文科)

の四科大学を設置したいと存じます。（此の四科には各一人の大学長あり、其を総合して一人の大学総長があるべき規則なり）其の事由を申上ぐれば、此等の四科は我国に採り極めて切要なる人材教育でありますからであります。尚其の設備並に平生教育を要する費用も極めて少額にて済むと云う意味もあり、殊に東京に在りては此の四科に付ては優秀なる教員を聘用する上に最も都合が宜しいと信ずる事実もある為めであります。

此の大学の設立せらるべき地所は私の希望としては池袋に在る根津育英会の所有地弐万六千坪を以て之に充てて頂きたいと存じます。其の事由を申上ぐれば、当地は東京市の第1期の拡張線内に在りまして将来最も殷賑にして且交通の便宜なる場所と為るべき土地柄でありますので、大学の位置としては恐くは之以上の適當なる土地は他にあるまいと存ぜられます。此の土地に此の大学を御設置に為りますれば地坪の広い、結果として一方ならざる利便があるのであります。幸に此の土地に此の大学を御設置下さるとすれば、私は多年の間主張して参りました中学校、夜間学校、通信教授等を此の敷地内に於て大学の附属事業として御実施下さる様に御願申上ぐる次第であります。ざっと早稲田大学の周囲に其の附属教育事業があり、慶應大学の周囲に其の附属教育事業が在る様な具合に為ることと存じます。

此の弐万六千坪なる広い土地の実地に就きて予め

### 一 大学の位置

### 二 大学附属屋の位置

### 三 大学生の寄宿舎の位置

等、大学の為に必要なる各地坪を詮議確定し其の次に

### 一 中学校の位置（此の中学校舎は先年来九段中坂に建設する積りにして計画した通りの設計仕様書に依りて其のままにて御建設下さることを切望いたします）

## 二 中学校の附属建物の位置

### 三 中学校の兵式体操場の位置

を御確定下さって、然る後此等の教育事業即ち大学の建設と附属中学校の建設に御着手下さることを御願い申上げます。尤も此の大学と中学校の建設に就き何れを先にすべきやと云わば、出来得るものなら同時に御願い申上げたいが、其がむづかしければ私は先以て中学校の方を先にし順を追うて大学に及んで頂きたいと存じます。

此の附属中学校の方には予々御願申上げて居ます通り、全国八十万人に余る不学の青年に対して通信に依り校外教授を施すことが附帯して居ります。然るに此の通信教授が必要なる諸種の準備を整うる上には中学校建設後一両年の日子が入用でありますから、可成的早く全国の青年に沿からしめたいと思う為めであります。

又此の附属中学校の校舎は予々御願申上げて居ます通り東京市内外の青年に対し其の志望に隨い夜間中学又は夜間商業の教育を施すことを御願い申上ぐる次第であります。池袋の辺は今日でさえ交通が便利に為りましたから、夜間学生を得ることも困難でなかろうと存ぜられます。辻町から池袋駅前まで広大なる道路が出来ました。其の内には市電も通るであります。

終りに臨み私より申上げねばならぬことは、

一 此の大学及付属中学校を設立して夫々開校し且つ通信教授を実施するまでには大約何程位の金額を要すべきや

二 此の大学及付属中学校を開校し且つ通信教授を実施したる暁には其の後毎月々要する所の経常費は大約何程位なるべきや

の二点に付てであります。

然るにこの第一点に付ては、校舎の建築費及机、腰掛、器具器械の設備費に要する所の金額なるを以て、大学の方の建築に付設計仕様が

定り尚備品が定まりたる上ならでは申上げ兼ねる性質の事項であります。尤も附属中学校に付ては予て九段中坂の学校として佐藤博士<sup>2</sup>の審按せられた設計仕様其のままを採用するを以て之が積算上所要の建設費を算出することを得られます、兎角大学と附属中学校両方の建設費及備品費の合計を申上ぐるには目下の処其の材料が具備しないのであります。

第二点に付ては、私は其の月の収入を以て其の月の経常費を支弁することを得べしと確信致します。加之学生、生徒にして定員に充ち且つ通信教授を受ける青年の数が増大するに隨い毎月の収支計算上十分の余剰を生ずべきことを信じます。之を蓄積して此の教育事業の基金と為すときは、歳月を経るに隨い其の額を加え遂に克く永遠無窮に亘り其の興隆を確保することを得べしと信じて疑わざる次第であります。

以上

---

<sup>2</sup>武蔵高等学校の講堂を設計した佐藤功一



## 第II部

# 本間文書に見る 第二事業 構想の変遷



# 第7章 第二事業構想の変遷

武蔵学園記念室 井上俊一

## 7.1 学校名称と学部・学科構成の変遷

### 7.1.1 学校名称の変遷

根津育英会第二事業で設立予定の学校の名称について、記述のある資料のうち最も古いと推測されるのは第1.2節【78036】である。ここには「校舎建築に着手の件」とあることから武蔵高等学校校舎（現武蔵大学3号館）着工前の1922年と推測できる。文中に「根津学校と称すべきか」とあり、これが最も古い学校名称と考えられる。

次いで1923年の第2.8節【78024】では「根津中等学校」とされている。

1924年になると「根津学院」（第3.7節【95027】）という学校名が見られ、以後はこの名称で統一されることになる。

このほかに第2.6,2.7節【95294】【95295】では「根津実業学校」との記述があるが、これには年代の記述はないため、内容から年代を推測することになる。

西暦	節	本間文書番号	学校名称
1922年			
(推定)	第1.2節	【78036】	根津学校と称すべきか

1923年			
不明 不明	第2.1節	【82174】	根津学校
	第2.2節	【82175】	根津学校
	第2.3節	【137164】	根津学校
	第2.4節	【82176】	根津学校
	第2.6節	【95294】	根津実業学校
	第2.7節	【95295】	根津実業学校
	第2.8節	【78024】	根津中等学校
	第2.9節	【137168】	根津中等学校
1924年～1925年			
(推定)	第3.7節	【95027】	根津学院
1926年			
(推定)	第5.1節	【95006】	根津学院
	第5.2節	【95004】	根津学院
1927年～			
	第6.2節	【124193】	(大学設立案)

表 7.1: 学校名称の変遷

### 7.1.2 学部・学科構成の変遷

**根津学校** 最初期の構想である「根津学校」の構成は第2.3節【137164】に示されており、第一中学部（中学科）および第二中学部（夜間中学科、午後中学科）が確認できる。これら以外の学部・学科については資料散逸のため明らかでは無いが、「中学校令に依る」中学科と「中学校令に依らない」夜間中学科・午後中学科を別学部に分けている。

**根津中等学校** 「根津中等学校」については第2.8節【78024】に学科構成が示され、夜間中学科および商業科の2学科、生徒定員2,000名とされている。

**根津学院** 「根津学院」については 1924 年から 1926 年までの複数の資料に学部・学科構成が示されているが、内容には幾らか変遷がある。

第 2.10 節【95029】(1923 年) では、根津学院は中学部（中学科、夜間中学科、速成中学科）・実業学部（商業科、夜間商業科）・高等学部（高等予備科、高等商業科、高等師範科）の 3 学部 8 学科で構成され、生徒定員は 5,000 名である。

第 3.5 節【78027】(1924 年) では中等学部・高等学部の 2 学部編成となり学科としては高等予備科が削られ、商業科および夜間商業科は学部として独立させずに中等学部に含まれる。生徒定員は大幅に増え て 8,000 名とされている。

第 5.1 節【95006】(1926 年) では「根津学院中学部」「根津学院商業学部」を設置し、後日「根津学院夜間中学部」「根津学院夜間商業学部」を設置することとされている。このうち中学部が中学校令<sup>1</sup>に依る学校となり生徒定員は 1,000 名、商業学部は実業学校令<sup>2</sup>に依る別個の学校となり生徒定員 600 名とされている。「根津学院」は学校としての名称ではなく、中学部と商業学部の二つの学校が所在する校舎の名称となることが説明されている。

第 5.7 節【124190】(1927 年) になると根津学院は中学校令に依る中学校（定員 800 名）・実業学校令に依る甲種商業学校（定員 800 名）・各種学校令に依る夜間中学校（定員 1,500 名）および夜間商業学校（定員 1,500 名）で構成される。

**根津実業学校** 「根津実業学校」「根津商業学校」という名称は第 2.5 節【137165】、第 2.6 節【95294】、第 2.7 節【95295】に見え、第一部と第二部（第 2.6 節【95294】）、あるいは商業部と拓殖部（第 2.5 節【137165】）の二つの学部にそれぞれ普通科、専攻科、中等科、高等科を設置して学校全体では 8 学科で構成され、生徒定員は 5,000 名と

<sup>1</sup>明治 32 年 2 月 7 日勅令第 28 号

<sup>2</sup>明治 32 年 2 月 7 日勅令第 29 号

されている。午前の部・午後の部・夜間の部が置かれているが、そのうち夜間教育および商業教育に重点を置いたものとなっている。その他の案には見られない「拓殖部」が置かれていること、また学部名称として「根津学校」の第一中学部・第二中学部に類似した「第一部」「第二部」を用いていることから、「根津学校」から「根津中等学校」に至る中間の案であろうと推測される。

### 7.1.3 設置学科に見る学校の特徴

表7.2にこの学校の学科構成の変遷を示す。

構想の初期段階から夜間中学科および商業科の設置を計画している。以後もほぼ一貫して夜間中学科と商業科が設置されることになる。

第2.10節【95029】では昼間授業の中学科を設置し、それを補完する夜間中学科・速成中学科、中学科修了後の進学先としての高等学部諸学科、商業教育のための商業科・夜間商業科により編成される。以後は学部編成や学科編成に多少の変化はあっても大きく変わることなく、学校の基本構想はこの時点で固まったものと考えられる。

資料番号	学校名称	中等学部	高等学部	実業学部
1923年				
【137164】	根津学校	中 中 後中		
【137165】	根津実業学校	商業部（普専中高）	拓殖部（普専中高）	
【95294】	根津実業学校	第一部（普専中高）	第二部（普専中高）	
【78024】	根津中等学校	中 商		
【137168】	根津中等学校	中 商		
【95029】		中 中 速	商 師 予	商 商
1924年				
【81468】		中 商 中		
【78026】		中 商 中商	商 師	

【78027】		中 - 二 中 商 中 - 速 商	商 師 夜師	
【95048】		中 中 商 中 速 商	商 師 予	
【95027】	根津学院	中 - 二 中 商 中 中 速 商	商 師	
【78014】	根津学院	中 中 商 中 商 中 中 速 商	商 國漢 英 數 商 師 予	
【95047】		中 中 速 商	商 師	商 商
【95072】		中 中 商 中 商	商 師	
【95004】	根津学院	中 學部 商 業 學 部		
【124190】	根津学院	中 中		商 商

表 7.2: 学科構成の変遷

(注) 上の表における記号は以下の学科を表す

中	中学科	中	夜間中学科	速	速成中学科
商	商業科	商	夜間商業科	二	第二中学科
専	商業専修科	国漢	国語漢文科	夜師	夜間師範科
商	高等商業科	師	高等師範科	予	高等予備科

### 7.1.4 生徒定員の変遷

生徒定員の変遷を表 7.3 に示す。

1923 年			
第 2.5 節	【137165】	根津実業学校	5,000
第 2.6 節	【95294】	根津実業学校	5,000
第 2.8 節	【78024】	根津中等学校	2,000
第 2.10 節	【95029】		5,000

1924 年			
第 3.1 節	【81468】		2,500
第 3.4 節	【78026】		5,000
第 3.7 節	【95027】	根津学院	8,000

第 3.8 節	【78014】	根津学院	5,000
第 3.10 節	【95047】		5,000
第 3.11 節	【95072】		5,000
<hr/>			
1925 年			
第 5.7 節	【80041】	根津学院	1,600
<hr/>			
1927 年			
第 5.7 節	【124190】	根津学院	4,600

表 7.3: 生徒定員の変遷

1923 年ごろの初期段階より、5,000 人規模の学校が計画されていたことがわかる。これは第 2.10 節にあるように、「五千人位の多数生徒を収容して廣く世間の人々に用立つ様な学校を建てて見たいのです」という根津理事長の言葉を具体案にしたものと考えられる。多くの資料において定員は 5,000 人以上だが、第 2.8 【78024】、第 3.1 【81468】のように「高等学部」が設置されない案では 2,000 人程度となっている。

また第 5.7 【80041】(1926 年) では、学校名称は「根津学院」のままで変わらないが学科構成は大幅に簡素化されて中学校と商業学校のみとなり定員も約三分の一の 1,600 人に減少している。しかし翌 1927 年には第 5.7 【124190】にするとおり夜間商業・夜間中学が復して定員も 4,600 人となっている。

### 7.1.5 学校設置の意図

第 2.10 節 【95029】において学校設置の意図を

- 1 資産の乏しい生徒への教育
- 2 時間的余裕が乏しい生徒への教育

表 7.5: 各学科目の毎週教授時数の比較：中学校令と根津学校夜間中学科(第 2.9 節【137168】、括弧内)

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	合計						
修身	1 7	(1) (7)	1 7	(1) (7)	1 7	(1) (7)	1 6	(1) (6)	1 6	(1) (6)	5 33	(5) (33)
国語及 漢文												
外国語	7	(7)	7	(7)	7	(7)	7	(5)	6	(5)	34	(31)
歴史 地 理	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(3)	3	(3)	15	(12)
数学	3	(5)	3	(5)	5	(5)	5	(4)	4	(4)	20	(23)
博物	2	(1)	2	(1)	2	(2)			4	(4)	6	(4)
物理及 化学											8	(8)
法制及 経済								(1)	3	(1)	3	(2)
図画	1	(1)	1	(1)	1		1				4	(2)
唱歌	1		1		1						3	(0)
体操	3		3		3		3		3		15	(0)
計	28	(24)	28	(24)	30	(24)	30	(24)	30	(24)	146	(120)

### 3 中学校の数が過小であることへの対策

としており、当初から中学校を補完する学校としての考えがあったものと考えられる。そのために注目されていたのが夜間中学科と商業科であり、構想の最初期段階から設置を決めていた。

この当時、夜間中学は正式の中学校としては認可されていなかったが、第 2.10 節【95029】にあるとおり、中等教育の拡充のために早晚夜間中学が認可されるだろうというのが本間則忠の推測であった。ここで第 2.9 節【137168】(1923 年) の根津中等学校夜間中学科の各学科毎週教授時数を「中学校令施行規則(明治 34 年 3 月 5 日文部省令第 3 号)」によるそれと比較してみる。

表 7.5において、数字は中学校令施行規則による毎週教授時数、括弧内は根津学校夜間中学科で計画された(第 2.9 節【137168】)毎週教授時数である。体操・唱歌は省かれ、歴史地理・外国語・博物は時

間数がやや減らされているが、合計時間数が少ないにもかかわらず数学の教授時間数は増やされている。これは第2.10節【95029】中にあるような図画・体操・唱歌などの比較的不急の教科を省いたカリキュラムそのものであり、近い将来に夜間中学が中学校令に準拠する学校として認可されることを見越したものと考えられる。なお実際に夜間授業課程が認可されるのは1943年の中等学校令<sup>3</sup>となる。

商業科の学科目は、「商業学校規定<sup>4</sup>」で規定されている学科のうち、修身、国語（読書・習字・作文）、数学、地理、歴史、外国語、法規、経済、簿記、商品、商事要項、商業実践（タイプライター）の科目はあるが、体操の科目だけが無く基準を満たしていない。

### 中学科設置への方針転換

初期の構想である「根津学校」で中学科設置を検討しながら、その次段階の「根津実業学校」「根津中等学校」では中学科の設置を考えておらず、この時期までの構想では昼間の中学科の設置に必ずしも固執していない。第2.7節においても私立学校令・実業学校令のどちらに準拠すべきかを議論しているが、中学校令については議論されていない。

第2.10節【95029】（1923年）になると昼間教育を行う中学科を根津学院の本体とし、夜間中学科・商業科は中学科を補足する位置づけとされる。これは速成中学科、商業科、夜間中学科から中学科への編入特典を与える旨の記述があることからも明らかである。

この段階において、当初の夜間教育を中心とする方針から中学校令に依る中学科を中心とするという方針転換がなされたものと推測される。

<sup>3</sup>昭和18年1月20日勅令第36号

<sup>4</sup>明治32年2月25日文部省令第10号

### 中学科重視への宮島・正田理事の意見

第 2.10 節【95029】において、宮島清次郎理事は「此の学校に置くべき学科は、本体として中学科と為すを最善と信じます」と中学科設置を推進している。また正田貞一郎理事は「実は私としては商業教育のことにつきては余りに知り過ぎて居る為めとも申すべきか、強いて御勧めは致し度くないと思います。どうも私共が使って見た所では商業学校の卒業生よりも中学校の卒業生のほうが実際に宜しいようあります」と述べており、商業教育より普通教育を勧めている。中学科重視の方針は二人の理事の考え方を取り入れたものと考えることが出来る。

正田理事に関しては武蔵高等学校設立の際に「結局七年制の中学をやろうじゃないかというんで、一番強く言わされたのは正田君です。」<sup>5</sup>とあり、実業学校設立を提案した山川健次郎評議員に対して一般教養を重視する姿勢を見せている。

### 中学校令施行規則との比較

根津学院中学科の学科課程および教授時数は第 3.8 節【78014】にあるとおりで、中学校令施行規則<sup>6</sup>に定められた内容にほぼ沿ったものである。しかしながら以下の 3 点において中学校令施行規則に準拠していない。

1. 生徒定員：生徒数は 800 人以下という規定<sup>7</sup>に対し、根津学院中学科は 1,200 人（第 2.10 節【95029】）あるいは 1,500 人（第 3.5 節【78027】）

<sup>5</sup>正田貞一郎小伝 昭和 40 年 9 月 15 日 日清製粉株式会社 p197

<sup>6</sup>明治 34 年 3 月 5 日文部省令第 3 号

<sup>7</sup>中学校令施行規則第 3 章第 26 條改正 大正 10 年 2 月 8 日文部省令第 8 号

2. 学級定員：学級当たり生徒数は 50 人以下という規定<sup>8</sup>に対し、60 名以内（第 2.10 節【95029】）
3. 体操場：2000 坪以上（特別の事情があれば 1000 坪）の体操場が必要<sup>9</sup>とされるのに対して根津学院校舎屋上の体操場は 291 坪（第 4.5 節【78025】）

上記のうち体操場に関しては、第 5.5 節【81210】で議論されていくように土地を借りることで対応出来るが、法律に規定がある以上、生徒定員に関しては文部大臣の認可を、学級定員に関しては法律改正を待つ以外に方法はない。

当時は中学生の増加が顕著で、大正 10 年（1921 年）から昭和 2 年（1927 年）までの短い期間でも学校数で 1.38 倍、生徒数で 1.71 倍と増加している。中学校令施行規則による中学校の生徒定員も「400 名以下特別の事情あれば 600 名以下」<sup>10</sup>から「800 名以下特別の事情があれば文部大臣認可」<sup>11</sup>と増加しているが、実際の生徒数をみても表 7.6 のように 1 校あたりの生徒数は急激に増加している。

本間理事が中学校の入学難に関して「多分時勢の要求は研究又は考慮の余地を与えない程に切迫」（第 2.10 節【95029】）していると考えた根拠はおそらくこの 1 校当たりの生徒数増加であり、遠からず中学校令が改正されて学校定員・学級定員の規制が緩和されると見込んでいたのではないかと推測される。

1927 年に至り、第 5.7 節【124190】では「根津学院中学校」の生徒定員を 800 名に減じている。これは学校規模を中学校令施行規則内に収めて特例や法令改正に依らずとも設置の認可を受けやすくし、学校の早期設置を図ることにしたものと考えられる。

<sup>8</sup>中学校令施行規則第 3 章第 27 条

<sup>9</sup>明治 32 年 2 月 8 日文部省令第 3 号 第 18 條

<sup>10</sup>明治 34 年 3 月 5 日文部省令第 3 号

<sup>11</sup>大正 10 年 2 月 8 日文部省令第 8 号

表 7.6: 大正末期の中学校数・生徒数（「学制百年史」より作製）

年度	中学校数	生徒数	1校あたり生徒数
大正 10	385	194,416	505.0
大正 11	422	219,101	519.2
大正 12	468	246,739	527.2
大正 13	491	273,065	556.1
大正 14	502	296,791	591.2
大正 15	518	316,759	611.5
昭和 2	531	331,651	624.6
昭和 3	544	343,709	631.8

なお中学校生徒数の急増は、図 7.1 に示すように、昭和 3 年ごろに一段落して昭和 10 年ごろまでは緩やかな減少に転じ、1 校当たりの生徒数も昭和 3 年がピークで以後はほぼ横ばいとなる。

### 7.1.6 通信教育課程

通信教育課程については第 2.10 節【95029】、第 3.9 節【78015】、第 3.11 節【95072】、第 4.1 節【78021】、第 4.8 節【78023】、第 4.9 節【78034】、第 4.10 節【78016】で言及されている。これらのうち最も古いと推測できる資料は第 2.10 節【95029】であり、これは中学校令による中学科設置への方針転換と同時である。第 3.9 節【78015】に通信教育課程設置の意義を「中等学校に入学すること能わざる者に対しては本校の校外生として通信教授を受けしむるを以て最善の方策なりと信ず」としている。

最初期の学校設立の意図が中学校を補完する中等学校（夜間中学科、商業科）の創設であったが、第 2.10 節【95029】に至って中学科

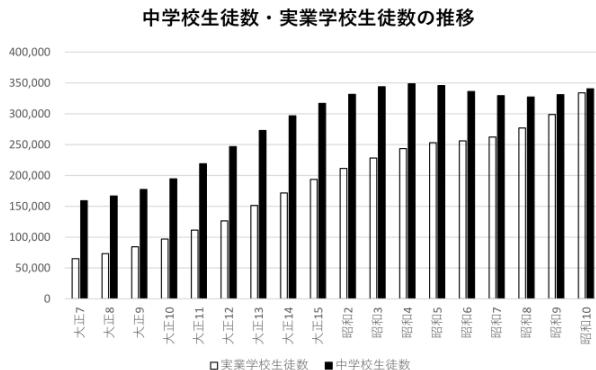


図 7.1: 大正末期から昭和初期の中学校・実業学校生徒数の推移（「学制百年史」より作製）

を設置してこれを補う中等学校（夜間中学科、商業科等）を附設し、さらにこれを補う通信教育課程を設置することで中等教育の裾野を広げようとしている。

学校との関係については、「夏冬期休業に際し全国の青年若しくは教員の為にする講習会場に充て…」（第 2.10 節【95029】）「…更に本校に入学を志望するときは教育令の許す限り高学年に之を編入せしむるものとす」（第 3.9 節【78015】）「通信教授を受ける物又は卒りたる者にして本校に入学を志望するときは中学科又は商業科に於て相当学年に之を編入す」（第 4.10 節【78016】）等とされており、他の学校で行われていた通信教育と類似した位置づけとなっている。<sup>12</sup>

<sup>12</sup> 「早稲田の通信講義録とその時代 1886-1956」早稲田大学大学史資料センター春季企画展（2016年3月22日）

### 通信教育の受講生数

受講生の見積りとして、全国の青年数を1,000万人とした上で中等学校に収容されない約800万人を対象とし、第3.11節【95072】では校外生3万人、第3.3節【78038】では校外生20万人としている。資料によれば大正7年における年齢別推計人口は、10歳から14歳が568万人、15歳から19歳が529万人<sup>13</sup>とされている。よって第二事業が対象とする中等教育適齢期（13歳から18歳程度）の人口は約700万人と想定できる。仮に男子のみを対象として考えるならば中等教育適齢期の男子人口は約350万人、このうち既存の中等学校が収容する約150万人を除く約200万人が「中等学校に入ること能わざる青年男子」（第4.9節【78034】）となる。文部官僚であった本間則忠はこのような事情は当然熟知していたはずであり、男子のみを対象としたのであれば20万人とした受講生の見積が過大であることも理解していたと思われる。

本間則忠は1905年に島根県事務官に着任したのち、1907年に松江に下女学校を開校、また文部省退官後の1924年には富士見高等女学校を設立し自ら校長に就任している。また「裁縫」「家事」などが科目に含まれた、女学校のものと思われる時間割の断片も本間文書中に発見されている（未収録）。このように本間則忠が以前から女子中等教育の拡充に尽力していたことは事実が示す通りである。この根津育英会第二事業構想においても、第3.1節【81468】に「中学校又は高等女学校の所在地に遠きが為、且其の学費に堪えざるが為、進んで中等教育を受く能わざ…」とあるとおり、教育事業の対象に女性を含んでいることが暗に示されている。

上記を考えれば、「中等学校に収容されない約800万人」とは女子をも通信教育の対象に含めた数であったのかもしれない。

<sup>13</sup> 「明治大正期における日本人口とその動態」岡崎陽一、人口問題研究第178号（昭和61年4月）

## 7.2 根津育英会記録に見る第二事業

武蔵学園においては第二事業に関連する資料はこれまで全く発見されていなかった。

現存する根津育英会理事会・評議員会の記録にも第二事業の記録は無い。第3.3節【78038】、第4.3節【95003】、第5.1節【95006】のように該当する理事会・評議員会の記録が残っていないケースもあれば、第4.1節【78021】、第4.2節【78006】、第4.4節【95052】のように内容が改められて第二事業の記述が省かれた議事録が資料として残されているケースもある。

第二事業に関しては、理事会・評議員会のどちらでも反対はなく推進することで一致している。しかしながら細部においては意見の相違があったことも伺える。例えば第4.2節【78006】では宮島理事は「教育問題に為りますと我々には兎角分り兼ねることが多いのであります。其の結果として私共の反対と思うことでも本間理事独個の意見に依られねばならぬ傾きがありますが、之は根津育英会の為に頗る遺憾とする所であります。」と述べている。

第7.1.5節で述べた通り、夜間中学科を中心とした学科構成から中学科重視の学科構成への方針転換の際にも宮島理事・正田理事の意見が反映されていることを考えれば、理事会内では盛んに議論されて修正案が出されるが、決議を出すに至らない状況であったと推測される。このために根津育英会の正式な記録には反映されず、内部文書を集積した「本間文書」にのみ資料が遺されたのであろう。

## 7.3 第二事業構想の終焉

第二事業構想は最初期から生徒定員数千人の中等学校として計画され、校舎の設計および教授時間割もこれに沿って準備された。

しかしながら 1927 年には第 6.1 節【124192】にあるとおり体操場予定地を借用することが出来なくなり、代替地を探す必要が出来た。

これで第二事業構想が放棄されたわけではなく、第 6.2 節【124193】にあるように、中等教育学校と大学とをともに池袋に設立する提案がなされている。この土地は東京都豊島区の池袋駅周辺にある根津育英会の所有地で「根津山」と呼ばれていた。根津育英会設立の際に基本財産として根津嘉一郎理事長より根津育英会に贈与されたもので、現在の豊島区役所から池袋駅に至る大通りに沿って約 16,000 坪の面積があった。のち 1942 年にその一部が、1946 年に全てが売却されることになる。

本間則忠文書には、1927 年のこの文書以後、根津育英会第二事業に関する記録は残っていない。第二事業構想はこの後のいずれかの時点で中止が決まった事になる。



図 7.2: 「根津山」(東京都豊島区) 概略地図

宮島清次郎の自伝<sup>14</sup>によれば、「此の九段の学校は…（中略）…と云う内に財界に変動が起って沙汰止みになったのだが」と記されている。おなじく「宮島清次郎翁伝」<sup>15</sup>にも「武藏高等学校のつぎには九段に普通の実業学校を設立する方針がきまつた。」「そのうち、財界多事で、そのまま沙汰止みとなった。」とあり、財界の事情を理由として挙げている。

この時期における財界の事件としては、1927年（昭和2年）3月からはじまる昭和金融恐慌が挙げられる。1927年当時の根津育英会は、根津嘉一郎理事長の他に根津啓吉・宮島清次郎・正田貞一郎・本間則忠の4名の理事がおり、本間理事以外の4名はいずれも実業家であって金融恐慌の際には多忙であったはずで、「財界多事」とはこのことを指すものと考えられる。

残る本間則忠理事は、健康問題から自らが設立した富士見高等女学校の校長を昭和3年（1928年）5月に辞して郷里の山形県に隠居、さらには昭和3年（1928年）10月7日に根津育英会理事・評議員を退任<sup>16</sup>する。

本間理事が退任した昭和3年ごろの中等学校（中学校、実業学校）生徒数の推移を見ると、既に述べた様に中学校生徒数の急増は一段落し、また実業学校生徒数も昭和3年ごろまでは急増するが、その後は増加が緩やかになる。「根津学院」が生徒として収容するはずの中学校生徒と実業学校生徒の合計数は、図7.1より明らかのように、昭和3年を過ぎると停滞し中等教育機関の拡充も緊急性が下がった事が示唆される。

以上の事柄を考えると、

1. 根津育英会が推進した第二事業に最も深くかかわった本間理事が退任し

<sup>14</sup> 「想ひ出の記 続」昭和24年9月10日 日清紡績株式会社

<sup>15</sup> 「宮島清次郎翁伝」昭和40年11月11日 日清紡績株式会社 p363

<sup>16</sup> 武藏学園史年報第3号、第5号

2. 他の理事が昭和金融恐慌のため多忙で育英事業へ深く関与でき  
ないうちに
3. 中等教育充実の緊急性は薄れてきた

という状況のうちに「そのまま沙汰やみになった」のではないかと  
考えられる。



## 第III部

# 本間文書に見る本間則忠の 足跡抄



## 第8章 本間文書に見る本間則忠の足跡抄

大滝則忠<sup>1</sup>

＜はじめに＞文中、敬称略。

- 根津嘉一郎のもとで旧制武蔵高等学校の開校実務者として重要な貢献を果たした本間則忠（以下、「本間」という。）という人物については、これまで余り世に知られていない。本稿では、本間が残した旧蔵文書類（以下、「本間文書」という。）に含まれる総計1万8千点の書簡・文書類・写真を通じて、本間の履歴（学歴・職歴等）を辿り、その交友関係についても追った。ただし、いずれ、本間73歳の全生涯における活動分野は幅広く、すべてを網羅することはできない。本間が生涯を通じ関わることになった教育者としての活動面における足跡に着目しながら本稿をとりまとめた。
- 本間文書に残る足跡を◇印のもとに摘記した。文中「」内は本間文書中の記載そのままの引用（…は省略部分を含むの意）、[ ]内は作成者の補記である。なお別途、※印を付して参考までに背景事情等について補記した。なお、本間文書には本間自筆による書簡や文書類の下書きが多く含まれている。特に書簡

<sup>1</sup>第15代国立国会図書館長（2012-2016）、もと東京農業大学教授（図書館情報学）、第15代公益社団法人米沢有為会会長。山形県東置賜郡川西町玉庭出身。

は最終的に投函したものと異同があると推測できるが、下書きのそのままを本稿に部分引用する場合もある。投函した書簡記載と異なっても、本間の「本心」がむしろ赤裸々に記述されているものも多いと考えた。

- 文中、各記載典拠を示した【　】内で、数字は本間文書の該当識別番号、その他で書名等は典拠とした文献名を記載している。
- 全体として和暦に西暦を適宜補記した。原文片仮名の場合が多いが、現代の読者の便を考慮して、平仮名に表記を統一、また必要に応じ濁音を用い、句読点を挿入した。
- 各年記載の年齢は、当該年における慶應元（1865）年8月25日出生から計算した（誕生日の前後の）満年齢。
- なお、本稿では本間文書に記録された足跡をより多面的に見ることに資するため、本間文書からの引用に加えて、武蔵学園史上の3つの基本文献（うち2つは本間起草にかかる）中の関連記載を該当日付の項に追加して摘記引用[下線を付す]することで、本間足跡として同時に一覧できるようにした。3つの基本文献はいずれも『武蔵学園記念室年報』創刊号（平成7.7刊）に掲載されている、p.45-52「創立事情・経過」（【創立事情】として引用）、p.53-56「武蔵高等学校創立二関スル経過（昭和3年1月6日記ス）[本間メモ]」（【創立経過】として引用）、p.57-58北条時政「日誌及紀行（参考のため抜粋）」（【北條日誌】として引用）。これら3つの基本文献の相互間では、日付を含む記載事実等に相違があることが認められ、同誌編集者による詳細な考証を経た脚注が施されている（p.58-60）。本稿では、3つの基本文献の本文記載をそのまま引用したが、詳細には当該脚注中の指摘と併せて考慮を要する。

## 8.1 本間則忠足跡抄

慶応元（1865）年 8月25日出生

◇本間則忠 「父亡小池次右エ門／母亡きく／式男／養父亡本間吉右エ門養子／則忠／出生慶応元年8月25日」「明治17年6月17日山形県南置賜郡玉庭村大字玉庭土族小池次右エ門式男婿養子入籍す／明治17年6月17日相続／明治31年8月18日付許可に因り其名虎吉を則忠と変更届出同月25日受付／隠居届出大正14年12月16日」【本間家戸籍謄本】名「虎吉」を用いている場合もある【102010】等

※後年の明治40年11月12日に戸籍記載「慶応元年8月25日生」の「明治元年8月25日生」への変更許可の件、米沢区裁判所に申立て[戸籍制度発足時の誤記を理由とする]について、兄小池熊吉への代理人委任状等【137010】が残る。この申立ての結果は不明だが、その後の本間家戸籍謄本には「慶応元年8月25日生」のまま【111033（大正15年11月6日付戸籍謄本）】で、また昭和5年3月20日の税務署提出の本人自筆の家族年齢届には「慶応元年8月25日生」と記載【54041】があり、一方、本人が原稿段階に関与したと推測できる人名録（顔写真入り）の「本間則忠」欄にはそれぞれ「明治元年8月25日生」と記載している【『京浜山形県出身者要覧』、昭和元.12刊、p.416及び『東京府市自治大鑑』、昭和元.12初版刊、昭和2.12第2版刊、後巻p.459】。なお、明治31年3月31日高等師範学校卒業証書等【軸物甲種100】【102047】及び大正元年末までの履歴書控えに「明治3年8月生」の記載【41030】があるが、その理由は不詳。

明治3（1870）年

※妻・本間つる「明治3年6月28日生／つる／養父亡本間吉右エ門亡長男和藏長女」【本間家戸籍謄本】

**明治 16 (1883) 年 17-18 歳**

◇ 4月 山形県南置賜郡玉庭村玉庭小学校に於て小学全科卒業【102046】  
【102045】

**明治 17 (1884) 年 18-19 歳**

◇ 6月 山形県南置賜郡教育講究会に於て初等教育科履修証【102046】

◇ 7月 山形県小学初等科教員免許証、山形県尋常師範学科卒業証書  
【102046】

◇ 11月 1日 任七等訓導、山形県【119039】山形県南置賜郡玉庭村  
小学校勤務【102046】

※「明治 17-18 (1884-85) 年訓導 本間虎吉」「教職員年譜」【玉庭小  
学校閉校記念誌編集委員会編『玉庭小学校閉校記念誌（われらの集う  
玉庭校）』、令和 6.3 刊、p.259】

**明治 19 (1886) 年 20-21 歳**

◇ 4月 5日 山形県尋常師範学校に入学に付退職【119040】

◇ 4月 山形県尋常師範学校尋常師範学科を修業、明治 23 年 7 月 20  
日まで【102046】

**明治 23 (1890) 年 24-25 歳**

◇ 7月 19日 山形県尋常師範学校卒業証書【102046】「本間虎吉／明  
治 3 年 [ママ]8 月 25 日生／右は本校の課程を卒業し其成績優等  
なるものとす／山形尋常師範学校長伊村則久」【102046】

◇ 6月5日 山形県訓導に任ず【119040】。別に「9月」任山形県訓導、在任4年【119039】

※山形県師範学校の卒業生名簿によれば、明治23年7月期の卒業生は14名【『山形県師範学校一覧』、大正5刊、p.285】

◇ この年・有為会（後に米沢有為会と改称）に入会 [旧米沢藩域の出身者及び在住者の結社。後掲「補記」参照] 【『有為会雑誌』10号、明治23.12刊、p.38】

明治24（1891）年 25-26歳

◇ 9月11日 山形県訓導／山形市南部高等尋常小学校勤務【102046】

◇ 11月24日 「私儀、高等師範学校理科修業志願に付御試験の上御撰挙……」の「入学願」を山形県に提出【102046】

明治26（1893）年 27-28歳

◇ 6月 山形市第二区尋常小学校勤務【102046】

明治27（1894）年 28-29歳

◇ 4月23日 山形市役所通知「高等師範学校生徒に撰挙相成候処今般同校長より仮入学差許候に付有合の洋服を著し辞書筆硯の類を携帶來る5月10日午前第10時出校せしむべき旨申来候条此旨通達候也／山形市第二区尋常高等小学校訓導本間庸吉殿」【102010】

◇ 4月30日 辞令「高等師範学校在学中休職を命ず／山形県」【102035】

※当時の高等師範学校長は嘉納治五郎（1860-1938）で、明治26年9月から23年余にわたり学校長に在任。当時は湯島聖堂に隣接して校舎及び寄宿舎があり、「府県立尋常師範学校の校長及教員たるべき者を養

成」「生徒は各府県知事より推薦…学術品行体格の検定厳格…師範学校の課程卒…卒業の後も十ヶ年間奉職の義務」「修業年限は三ヶ年」【『東京遊学案内』明治24年版、明治24.7刊、p.50-52】

◇5月22日（消印5月23日）平田東助執事書簡「御申越之趣、主人、御聞き候処米沢之御方にて且つ有為会 [後掲<補記>参照] の御人の由なれば保証人となりても易き事に候へども、証人となり被保証人たること從来よりの知合にてなり行ふ可きものと存られ、未だ一面識もなき間がらにて保証致し候事、学校に対してもおだやかならざる儀と考えられ候故、御気之毒之事に候得共、此の度の保証之事御ことはり可致とのことに候…もっとも平田へ御面会相成度き事等有之節は何時にも苦からず、又御相談にも与り可事候へども、前述之次第故、右保証之事御ことはり…とのことに有之候／平田執事／本間庸吉殿】【48062】

※本間は高等師範学校進学に際し、未だ面識が無い米沢出身の平田東助（1849-1925）【当時46歳、枢密院書記官長。『伯爵平田東助伝』、昭和2.6刊、p.479】に対して保証人を依頼したことを示している。この依頼断り返信があった後、本間は平田東助と直接面談して知遇を得た結果、平田家の息子達の家庭教師となったことが明らかである。本間文書には、この夏には逗子の平田家別邸・鳴鶴山荘で過ごした際に用いた墨書の漢字・算術等の問題案等【113023-113030】、その後に長く平田家の子供4人から「本間先生」と呼ばれて東助・たつ夫妻をはじめ平田家の一家全員との交流を示す数々の関係書簡類が残る。明治27年夏当時、長男栄二は明治15年2月生の12歳、二男昇は明治18年12月生の10歳、三男省三は明治21年7月生の6歳、娘卯ノ江は明治24年8月生の3歳【同前掲『伯爵平田東助伝』、p.489「家系」図から計算】

◇6月4日 父次右衛門書簡「今度の入校は全国に対しての誉」本間

宛、息子の門出を激励している【137046】

明治 31 (1898) 年 32-33 歳

- ◇ 3月 30 日 「伊東 [平田] 栄二／昇／省三／拝／本間先生貴下」「平田ウノエ」書簡、本間の長崎赴任に際しての平田 3 男 1 娘からの寄書【84123】
- ◇ 3月 31 日 「卒業証書／山形県土族／本間則忠／明治 3 年 [ママ]8 月生／右は本校理科の課程を履修し其の業を卒へたり依て茲に之を証す／高等師範学校長嘉納治五郎」【軸物甲種 100】
- ◇ 3月 31 日 御請書「教員免許状／高等師範学校理科卒業生／山形県土族／本間則忠／明治 3 年 [ママ]8 月生／尋常師範学校高等女学校教育科尋常師範学校尋常中学校高等女学校地文科尋常師範学校尋常中学校植物科動物科生理工科鉱物科農業科教員たることを免許す／文部大臣西園寺公望」「右謹て御請仕候也／右本間則忠／文部大臣西園寺公望殿」【102047】
- ※高等師範学校の明治 31 年 3 月卒業生は文科 18 名、理科 17 名。明治 34 年現在では「非役」2 名及び「文部省属」本間を除いて同期卒業生の全員が各府県の師範学校・中学校等の教職に在任【『高等師範学校一覧』、明治 34.11 刊、p.265】
- ◇ 3月 31 日 辞令「高等師範学校理科卒業生／本間則忠／長崎県に奉職すべし／文部省」【102037】
- 高等師範学校卒業に付 [山形県] 自然退職【119040】
- ◇ 4月 22 日 辞令「本間則忠／任長崎県師範学校教諭／長崎県」【102043】  
【119039】



図 8.1: 明治 31 年 3 月 高等師範学校卒業写真

◇ 12月 31 日 小松原英太郎書簡「貴書拝読…文部省内に奉職之御希望…」本間宛【137018】

※小松原英太郎（1852-1919）は明治 30 年 4 月 7 日-31 年 12 月 28 日長崎県知事在任で、本間の長崎県赴任時に面識が生じたと思われる。本書簡発信時は内務次官【『小松原英太郎君事略』、大正 13.11 刊、p.287-288】

明治 32 (1899) 年 33-34 歳

◇ 5月 4 日 小松原英太郎書簡「[本間からの文部省移籍希望につき] 申越の趣、先頃奥田 [義人文部] 次官に依頼」本間宛【137017】

◇ 7月 10日 辞令「長崎県師範学校教諭本間則忠／依願退職を命ず／長崎県」【102029】。「元長崎県師範学校教諭本間則忠／文部省より採用に付出向を命ず／長崎県」【102028】

◇ 7月 18日 辞令「本間則忠／任文部省属／文部省」【102041】。「文部属本間則忠／普通学務局勤務を命ず／文部省」【102027】

※「普通学務局…勤務中、小学校令並同令施行規則発布せられるに付諸種の調査に従事す」【(「設立者兼校長事績調(教育関係に付て)」、大正 15 頃、以下、「事蹟調」として引用) 124125】

**明治 34 (1901) 年 35-36 歳**

◇ 4月 1日 東京法学院 [後に明治 38 年 8 月から中央大学と改称] に入学【82164】

※文部省勤務しながらの通学は、文官高等試験（以下、「高文」という。）の受験準備のため。本間文書には精緻かつ膨大な自作の受験準備用の手書き学習帖が含まれており、試験合格までの並々ならない努力の跡を窺うことができる【BS001】～【BS050】

**明治 35 (1902) 年 36-37 歳**

◇ 4月 17日 辞令「文部属／普通学務局第一課長を命ず／文部省」【102018】

※文部省官制では普通学務局の事務として [第 1-9 号に] 師範学校、中学校、小学校、高等女学校、盲啞学校、以上の学校に準ずべき各種学校、図書博物図、通俗図書及教育会、学齢児童の就学の 9 分野に関する事項を列記しているが、第一課・第二課・第三課の各事務分掌体制は未詳。この 3 課制は明治 23-大正 8 年の分掌体制【『学制百年史 資料編』、昭和 47.10 刊、p.387-389 「文部省部局課変遷表」】だが、『職員録』明治 33-34,38 年版には本間は普通学務局「属」としてのみ記載がある。

※本間が第一課長就任した当時の普通学務局の構成は、局長沢柳政太郎（1865-1927）、視学官瀬戸虎記（1870-1920）、書記官松本順吉（1873-?）、第二課長石田勝太郎（1870-1910）、第三課長服部教一（1872-1956）【『職員録』及び Wikipedia】。局長と同年齢の本間は、同僚に高文合格者を含む職場環境のもとで、高文合格への強い思いが持続されたものと窺える。

◇ 9月1日 高文の迅速作文試験受験【6035】[当年の受験結果は不首尾]

明治 36（1903）年 37-38 歳

◇ 2月6日 本間書簡「[小池喜一上京の経過について] 私は元来学問で世を渡る積にてありしが、此年になつてもなかなか学問で世を渡られる見込がつかず、實に残念に有之候処、幸小池兄の処には喜一が居るので之を養育して私の志を継がせて、之には十分学問をさせてやりたい…と考ふる程、老いぼれて來た。そこで小池兄に相談をしたら、其れなら任せよー、其方の志を継してやろーと承諾があるので…今度上京さして…中学は4月1日から学年が始るので、丁度 [帰省中の] 妻と一処に上京された方がよからーと考られるのである。…只々喜一に望む処は私の願ふ通に修業をして大学を卒業して医学士か工学士か法学士かになって貰ひば沢山である」本間丈助宛【90002】

※妻つると喜一の一行は3月26日午後5時に上野駅着【5029】。12歳の喜一は大成中学入学、東京府立四中に転校を経て、明治41年第一高等学校入学、明治44年東京帝国大学に進学して大正4年卒業、司法官補等を経て、大正9年から東京商科大学に移るという経歴を辿っている【加藤勝美『愛知大学を創った男たち』、2011.3刊、p.507以下「年表」】。この間、明治38年1月27日養子届出で本間喜一となる【本間家戸籍謄本】。明治38年に本間が高文合格して任官し島根・山梨・鳥

取・大分・栃木の各県勤務を経て大正 8 年文部省に移るまでの 14 年間、則忠と喜一は遠隔地に居住した結果、両者間の膨大な往復書簡類が現存することになった。

※本間書簡の宛先の本間丈助（1878-1941）は、本間が玉庭村を出た後に実家を守った養子【111033】。本間文書には丈助との往復書簡も多く含まれている。

◇ 9 月 12 日 高文の迅速作文試験を受験【6043】[当年の受験結果は不首尾]

明治 37（1904）年 38-39 歳

◇ 3 月 30 日 東京法学院を卒業【82164】

◇ 4 月 3 日 明治法律学校 [後に大正 9 年 4 月明治大学に昇格] 第 3 学年に編入【82164】

◇ 12 月 21 日 井上円了書簡「[哲学館事件後の]「哲学」科目・時間数」本間課長宛【50104】

明治 38（1905）年 39-40 歳

◇ 3 月 30 日 明治法律学校を卒業【82164】

◇ 8 月 19 日 通知「迅速作文試験来月 9 月 12 日東京市麹町区内幸町（衆議院）文官高等試験場に於て施行に付当日午前 8 時までに同場へ出頭あるべし／出頭の際は洋服又は袴着用せらるべし当日に限り弁当持参及はず／文官高等試験委員長一木喜徳郎」【107062】その後、9 月 30 日本試験通知「10 月 4 日午前刑法午後憲法／5 日午前民法午後国際法／6 日…[以下判読不可]」【107063】11 月 2 日通知「口述試験本月 6 日より左記日割の通施行候に付当日 7 時…試験場へ出頭あるべし／文官高等試験委

員長一木喜徳郎／[6-11,13-14日 40-50名グループ別に試験日割の表示]【107064】

◇ 10月30日 本間つる転居通知「東京市牛込区納戸町31に」本間丈助宛【5019】

◇ 11月16日 通知「文官高等試験合格証書授与に付来る18日午前10時桔梗門内文官高等試験事務所へ出頭可有之候也／文官高等試験委員長一木喜徳郎」【107065】

※本間は高文の行政科第12回試験の合格者で同期は64名。学歴不明2名を除く62名のうち、東大法卒39名、京大法卒2名、私学卒19名、師範系卒は本間を含めて2名、卒業年次では多くが直近の明治37-39年卒、中に本間のような年長者も含む。最終官歴等で道府県知事・本省局長等や衆・貴両院議員の者が半数にのぼる

【<http://kitabatake.world.coocan.jp/rekishi25>】

◇ 12月14日 辞令「任島根県事務官／叙高等官七等／内閣」【41030】  
「島根県事務官本間則忠／補第二部長／内務省」【75049】

※12月・平田東助・達子夫妻と嗣子栄二の合作の書画帖を贈られ、「為祝文官高等試験合格 則忠拝受」と記す【軸物甲種6】

※「島根県事務官に任せられ学務課長と為ると同時に島根県教育[会]副会長として同県教育事業に尽力す」【「事蹟調」124125】

明治39（1906）年 40-41歳

◇ 1月10日 島根県神職会長と為る【82164】

◇ 10月 「説明書／二部[「本間」認印]」「秘」知事閱[「松永」認印]。松永武吉知事（明治37年11月17日-明治40年3月28日在任）に提出した島根県の教育事業に係る説明書【122184】

明治40（1907）年 41-42歳

◇ 7月 23日 辞令「事務官本間則忠／内務部学務課長を命ず／島根県」【75054】

◇ 7月 26日 辞令「事務官本間則忠／内務部地方課長兼務を命ず／島根県」【75055】

◇ 5月 14日-6月 6日 皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）島根県行啓  
【『皇太子殿下島根県行啓日誌』（明治 40.8 刊、262p）中 31 か所に「本間第二部長」関係記述（国立国会図書館デジタルコレクション全文検索結果）】

※ 9月 20日・平田東助が米沢有為会第 3 代会長に就任 [大正 10 年 11 月まで在任] 【『米沢有為会雑誌』176 号、明治 40.9 刊、p.20】。

明治 41（1908）年 42-43 歳

※ 7月 14日・平田東助が内務大臣に就任（第 2 次桂太郎内閣）、明治 44 年 8 月 30 日まで在任【同前掲『伯爵平田東助伝』、p.483[就任日を 7 月 3 日と誤記],484】

◇ 8月 29日 辞令「任山梨県事務官／叙高等官六等／内閣」【75059】

※ 「山梨県事務官に任せられ学務課長と為ると同時に山梨県教育会副会長として同県教育事業に尽力す」【「事蹟調」124125】

◇ 9月 11日 辞令「内務部学兵課長を命ず／山梨県」【41030】

明治 42（1909）年 43-44 歳

◇ 2月 3日 辞令「臨時移住民係長兼務を命ず／山梨県」【75118】

◇ 2月 12日 北海道担振国虹田郡弁辺村に出張、山梨県移住民 [豪雨被災による一村集団移住] 業務に従事。山梨県知事宛の第 1 信から 3 月 23 日第 9 信まで順次報告【84246】等。この間、3 月 5 日移住民に対する山梨県知事開村式訓示を代理【48060】

- ◇ 4月 24日 辞令「内務部林務課長兼務を命ず／山梨県」【41030】
- ◇ 4月 29日 根津嘉一郎書簡「明 30 日武田神社関係 [別格官幣社昇格運動] 相談、今夕から京阪地方に参り不参加」本間宛【7382】
- ※本間文書中の根津嘉一郎からの書信で最も古いもの。川中島合戦で武田信玄と戦った上杉謙信を祀る上杉神社が明治 35 年に別格官幣社に列せられていることもあり、神社行政担当（学兵課長）として本間が昇格運動に関係した。米沢人脉に連なる本間自身にはこの昇格運動に尽力する偶然は新鮮事だったと思われる。
- ◇ 8月 17日 辞令「内務部農商課長兼務を命ず／山梨県」【41030】
- ◇ 9月 2日 米国シアトル根津嘉一郎葉書「無事渡米。武田神社の件 よろしく」本間宛【23】
- 明治 43（1910）年 44-45 歳**
- ◇ 7月 14日 辞令「補警察部長／内務省」【41030】
- ◇ 9月 1日 山梨日日新誌上に本間「病氣引籠」記事、9月 9日に見舞い状が来信【51012】
- ◇ 10月 3日 熊谷喜一郎山梨県知事（出張在京中）宛、本間の県会議員等水害視察等の報告書簡「昨日は根津代議士も」【49023】
- ※この頃、警察部長として根津嘉一郎代議士等の動静把握。根津は衆議院議員総選挙第 9 回から第 12 回まで当選 4 回、明治 37 年 3 月 1 日から大正 6 年 1 月 25 日まで衆議院議員【『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』、平成 2.11 刊、p485,731】
- ◇ 12月 17日 辞令「任鳥取県事務官／叙高等官五等／内閣」「補警察部長／内務省」【41030】
- 明治 44（1911）年 45-46 歳**

◇ 8月 11日 辞令「鳥取県事務官本間則忠／叙高等官四等／内閣総理大臣桂太郎宣」【75110】

明治 45／大正元（1912）年 46-47歳 <7月30日改元>

◇ 6月 6日 根津嘉一郎書簡「[6月1日開催の山陰鉄道開通式への参加で] 貴地訪問、御高配御厄介御礼、御令闈御一同様によろしく」本間宛【30040】

大正 2（1913）年 47-48歳

◇ 6月 3日 本間書簡下書き「現職[他県の警察部長も含め]留任または多少なりと栄転を希望…「電文[暗号使用]拝見、無冠にても宜しきにつき、御尽力を乞う。御厚意感謝」岡喜八郎廃無償警保局長宛【1032】

◇ 6月 5日 本間書簡下書き「行政整理に伴ふ官制改正の結果」影響につき嘆願、平田東助宛【53099】。6月19日・本間書簡下書き「三ヶ年間警察部長として過失なかりし者が果たして警察長として適任ならざるべきか」平田東助宛【85195】

※大正 2年 6月 13日廃官 [地方官官制の改正（事務官の官名及び警務長制度を廃止、警察部長が官職名を兼ねる）]【『鳥取県警察史 第1巻』、昭和 56.3 刊、p.101 年表】。本間は鳥取県警察部長を免じられ、いったん退官となる【82164】

◇ 6月 14日 梅田又次郎書簡「貴下の学と才とを以て官海の溺役者となる痛憤」本間宛【8016】

※梅田又次郎については不詳。徳富蘇峰記念館「人物検索」データには「出身：宮城県出身、職業：初期民友社社員」とある

◇ 7月 19日 佐藤いせの書簡「鳥取叔父上様休職、千駄木町 [新居：東京市本郷区駒込千駄木町 13] に静かに保養、喜一兄様も一緒」本間丈助宛【4034】

大正3（1914）年 48-49歳

- ◇ 4月23日 梅田又次郎書簡「本日午前7時大浦[兼武]子に会見、事情陳述、子爵も御同情」本間宛【85243】
- ◇ 6月9日 辞令「任大分県理事官／叙高等官五等／内閣総理大臣大隈重信宣」【75005】
- ◇ 6月19日 辞令「内務部学務兵事課長兼商工課長を命ず／大分県」【75012】
- ※「大分県理事官に任せられ学務課長と為ると同時に大分県教育会の副会長として同県教育事業に尽力す。大正4年京都に於て御大典を執行せられたる際大命に依り全国各府県理事官たる学務課長を代表して御大典に参列す」【「事蹟調」124125】
- ◇ 6月23日 辞令「補視学官／内務省」【75107】。「学務兵事課長」【82164】
- ◇ 6月25日 辞令「農商課長兼務」【82164】
- ◇ 7月15日 大分県神職会長となる【82164】
- ◇ 10月11日 本間書簡下書き、大分県下政情について報告、文末に「尚々閣下より拝承致候御内訓のことは朝夕繰返し堅く相守り居候間、是非鳥取県在任中と同様の官等に御取上げ被下度切に願申上候」大浦兼武（当時、農商務大臣）宛【118112】
- ※本間は鳥取県在任時に「高等官四等」であったが、大分県転任時に「高等官五等」に叙せられた。その後、大分県から栃木県への転任を経て、大正8年7月10日文部事務官転任時に「高等官四等」に復し【134073】、さらに最終官歴として大正10年7月27日「高等官三等」に叙せられている【75007】

**大正 4 (1915) 年 49-50 歳**

◇ 11月 7日 大正天皇御即位の御大典参列を命ぜらる【82164】

※「御大典参列の為め道府県奏任官総代として召出されたるもの 7 人、予亦其の光栄に浴するを得たり。大礼使事務所の調査に依れば現在我国に於て現職にある文武奏任官の数 2 万 2 千 9 百人にして、其の内御大典に召出されたるもの僅に 90 人なりといふ」【(大分県神職会会長本間則忠著『御大典参列謹話』、20p の p.1) 126231】

◇ 12月 根津嘉一郎と本間の大正 4 年別府会談。 「12月30日 根津嘉一郎は秀才教育の必要及其の施設経営につき、積年熟成せる主張を為し密に之か実行家を索めつゝある本間の所説を聴講す」／【創立事情】

「12月29日 根津嘉一郎大分県別府温泉日名子屋旅館に宿泊（当所にて越年す）…本間より根津嘉一郎に向て、秀才教育の施設経営方を勧説す…根津嘉一郎は此の勧説を聞くや全く我意を得たりと為し、「帰京の上相談すべきき方も一、二有之に付、其の方々と十分相談を遂けたる上、此の教育事業の施設経営を為すべきや否やを決定し、然る後貴方に其の諾否を回報すべし」と相約して別る」【創立経過】

**大正 5 (1916) 年 50-51 歳**

◇ 6月 4 日付 同月 11 日着信の本間喜一書簡「清水送付原稿出来」本間宛【31019】

※この時期、本間著書の原稿作成・校正等に係わった本間喜一と書簡往復、また出版元の清水書店の葉多野太兵衛と著書出版を巡る書簡往復が多くみられる【31020】等々

◇ 6月 28 日 本間著『警察行政教科書』(東京:清水書店刊、294p,23cm) を刊行【BN220】



図 8.2: 大分県在任時 つる 則忠 喜一

- ◇ 7月1日 大久保利武（大阪府知事）書簡「警察教科書御恵贈御厚志に奉謝」本間宛【137035】。同著は府県知事を始め知友に贈呈され、この時期、多くの礼状が現存
- ◇ 8月23日 本間書簡「青年会に寄贈の書籍発送、行李3個」本間丈助宛。郷土の青年会に書籍寄贈の送り状【5064】
- ◇ 11月21日 寺内正毅 [10月19日首相に就任] 書簡「玉書拝読、今次特別大演習のこと。丁寧な御書面御礼、公私の用務謀殺で返事遅延」本間宛【137008】
- ◇ 12月25日 「根津嘉一郎家の教育顧問と為る」【82164】
- ◇ 12月 根津嘉一郎と本間の大正5年別府会談。 「12月27日 根

津嘉一郎は前年聴取したる教育事業につきて、実行の志を以て親しく本間に諮り、更に詳細に涉りて重要な施設事項を聴取す」【創立事情】／「12月28日 根津嘉一郎前年の通り別府温泉日名子屋旅館に来宿（当所にて越年す）。本間を旅館に招き、前年の約束に付承諾の旨を告ぐ。依て本間は秀才教育の施設経営に関する実行方法を説明す。根津嘉一郎は此の秀才事業の実行方法を本間に委嘱す。本間は此の委嘱に応し、爾來書信を以て本件に関する往復を為し、且上京の際を利用し篤と打合はせを為す」【創立経過】

大正6（1917）年 51-52歳

- ◇1月10日 本間（つる連名）書簡下書き「御恵贈御礼。実は本朝来地方官更迭の内報に接し毎度ながら宿志暢達の運命に到らず悲観の極に沈み居り候折柄小包郵便を頂き心機一転御知遇の厚きを想ひ不遇を忘れ精神の慰安を得たる…尚々毎々御願申上候内務部長には小生は到底昇任不相叶情況にも御座候。断念の外之無し隨て何時迄官海に居り候とも此上格別のことも無之被存候に付ては寧ろ機会を伺ひ退隠仕り何か終生の事業を詮[?]索し一新天地を開く方…若し退隠の上不羈の自由と相成し節は何なりと直接御用に相立ちの為め尽瘁可度決心に御座候」平田東助・奥様連名宛【13003】
- ◇1月18日 沢柳政太郎 [4月1日成城小学校設立し校長就任] 書簡「小学教育の実地的研究をなし聊か我小学教育の進歩に貢献□度來4月より開校の筈にて候」本間宛【43144】
- ◇1月28日 本間書簡下書き「此際特に御引立に預り元の官等に復せしめられる様奉願上候。官界の失脚者として茲に四星霜一日の快爽を視さるの心情何卒御憫察可被下候」水野[鍊太郎内務]次官宛【1340】【1341】

◇ 5月4日 岡田文次書簡「御来示の件、中々困難の模様有之性急には…兎に角事務御精励専一に」本間宛【137031】

※岡田文次（1874-1943）は内務官僚・政治家。米沢出身。当時は警視総監

◇ 5月16日 稲葉彦六 [高等師範学校明治31年国漢文卒] 書簡「喜納治五郎先生を勅撰貴族院議員に、平田子爵に」本間宛【55060】

◇ 6月24日 本間書簡下書き「秀才教育施設の経営意欲…貴台御力を」久原房之助宛【25023】

※鉱山王の異名ある久原房之助（1869-1965）への打診の本間書簡下書きは、これと別に後の同年8月[日付空欄]の下書き【112080】があるが、2通各投函ではなく、前の下書きを推敲した後の下書きをもとに投函されたと推測できる。この打診は大分・佐賀間にあった久原傘下の精鍊所長樋口小介の勧めによったことが書簡【112080】中にある。一方、本間のもとには久原が出身地の下関に嘉納治五郎を校長とする教育機関設立を構想中で、嘉納の下で核となる幹事人材の選定中で本間も候補者に擬せられているという情報【43118】もあり、久原に直接に経営意欲について打診することに至ったことが窺われる。この打診に對しては9月5日久原本店執事から謝絶の本間宛書簡【126146】があり、他方、久原の学校設立構想も結果として実現に至らなかった。年不詳の3月12日付の嘉納治五郎書簡「学校設立関し書面拝見、其後諸事情で一時中止」本間宛【128146】

大正7（1918）年 52-53歳

◇ 5月20日 岡田良平 [文部大臣現職當時] 書簡「夕食会（築地精養軒）招待状、御高話拝聴旁粗餐」本間 [この時期、上京中] 宛【129023】

- ◇ 5月 20 日頃 [推定] 本間自筆メモ「着手順序。大正 8 年 4 月開校 [を前提にして] 第一、土地買収方（大正 7 年 6 月より着手）（之は東京表にて為すこと）、第二、建物建築及設備（大正 7 年 9 月より着手、大正 8 年 3 月迄に調ふ）、第三、職員任用（大正 7 年 9 月より着手。大正 8 年 4 月より任用）（之は小生に於て御引受のこと）、第四、生徒募集及び第五、学寮生募集（大正 8 年 1 月広告、4 月入学許可）（之は小生に於て御引受のこと）」  
【129053】
- ◇ 7月 10 日 根津嘉一郎書簡「2週間前平田男に面会」本間宛【129067】
- ◇ 7月 19 日 根津嘉一郎書簡「秀才教育問題の件、御手紙委細拝承、平田男との面会、書面で依頼上申べく」本間宛【31128】
- ◇ 7月 26 日 根津嘉一郎書簡「本日平田子爵訪問…昨日文部大臣次官と面会」本間宛【89064】
- ◇ 9月 17 日 大分県知事官房書簡「貴官本日栃木県理事官に転任被命。小官内務大臣秘書官より電報有之」本間理事官宛【115054】
- ◇ 9月 17 日 辞令「任栃木県理事官」【82164】。  
「転任後は毎月1、2回づゝ休日を利用して、青山なる根津邸に至り、現武藏高等学校の基礎となるべき各種の事項につき協議を尽くしたり。  
」  
【創立経過】
- ◇ 9月 18 日 根津嘉一郎書簡、転任に関し平田東助との関係にも言及、岡田 [良平] 文部大臣在任中の実現、また「平田子に面会せしに小生が学校の事に尽力するといふ事」本間宛【30027】
- ◇ 9月 28 日 辞令「内務部学務課長兼知事官房主事を命ず／栃木県」  
【75034】
- ◇ 10月 1 日 本間葉書、栃木県転任挨拶状【36082】

- ◇ 10月14日 本間喜一書簡「2万坪位の空地滝ノ川方面にあり [との情報]」本間宛【115085】
- ◇ 10月16日 根津嘉一郎書簡「上京の機会に是非御目に懸り度 [日程調整]」本間宛【30009】
- ◇ 10月27日 根津嘉一郎書簡、校地問題経過の中間報告「翌日地所に付周旋人児玉 [小玉] と申す者を呼び寄せ」相談して細部報告を求めたが、その後同人が風邪で返事待ち、一方他の情報では「一見実に申し分なき地面なれど今日まで買う人乏しきは王子は諸工場の煙り…特に冬期に至りては一層で杉松の如き大木有りしにも皆枯死」とのことと取得見合わせも考慮中で周旋人病気全快後に最終判断したい旨、本間宛【30022】】
- ◇ 10月29日 筒井助熊 [文部省以来の知友] 書簡「御相談に預りし地所其御西ヶ原に参り探索…同地は学校としては誠に位置宜敷…多くは別荘又は邸宅にて充满…最も湿地にて…電車にて大塚駅に出られる便」本間宛【115005】
- ※ 11月5日・本間喜一・磯辺登亀結婚披露宴 [仲人は大分県出身の横田国臣大審院長院長夫妻]、於：帝国ホテル【134028】
- ◇ 11月8日 本間書簡下書き「滝ノ川の校地候補地は他に売却済」根津嘉一郎宛【65053】。なお 11月11日・本間喜一書簡「滝ノ川の例の土地は…14万3千円にて売買」本間宛【65016】
- ◇ 11月13-19日 陸軍特別大演習に大正天皇行幸、11月1日付宮内大臣波多野敬直書簡「11月18日特別大演習終了の賜饌、招待」栃木県理事官本間宛【133001】
- ◇ 11月25日 「根津嘉一郎は宮島清次郎、正田貞一郎、本間を自邸に会合し、教育事業創設に関する重要事項につき諮詢す」  
【創立事情】

◇ **12月8日** 本間書簡下書き「秀才教育の件に就き根津氏非常の意  
気込、目下土地詮索に有之候…小生の身上につき根津氏に対し  
辞職の上専心斯事業に従事有度…」平田東助宛【126217】

◇ **12月9日** 小玉光威書簡「根津氏同車にて滝の川」火薬庫周辺の  
候補地を見聞報告、第一候補地、第二候補地…土地値段関係を  
含む、本間宛【17128】

◇ **12月18日** 根津嘉一郎書簡「近々御上京の旨当方の都合、目下地  
所の事心配中に付」本間宛【30008】

◇ **12月19日** 根津嘉一郎書簡「児玉[小玉]周旋の地所につき…宮島  
正田両氏と児玉の3人にて相談…貴兄の意見を伺う必要相生じ」  
会合日程の調整の要。本間宛【30010】

◇ **12月23日** 小玉光威書簡「彼の土地問題滝の川火薬庫裏を根津氏  
は希望…貴下を当地に迎え御意見を御伺ひて諸事決定」本間宛  
【28009】

◇ **12月23日** 根津嘉一郎書簡「28日午後5時拙宅へ御光来を」本  
間宛【30037】

大正8(1919)年 53-54歳

◇ **1月29日** 根津嘉一郎書簡「多忙を極め居り御依嘱の中橋[徳五郎]  
文相に対する件近々」本間宛【30023】

◇ **2月17日** 根津嘉一郎書簡「帰宅早々気分悪く引籠り、全快、御都  
合宜しき折打合せ」本間宛【30025】

◇ **3月5日** 根津嘉一郎書簡「小生近日中橋氏に面会依頼」本間宛  
【30024】

- ◇ 3月 8日 根津嘉一郎書簡「中橋文相に面会、英学の出来る者採用…  
[本間の] 本省転任は一寸六ヶ敷」本間宛【30026】
- ◇ 3月 10日 本間書簡下書き「小生身上に就きては殊の外御高配を  
賜はり、今回益々中橋文相と御懇談被下の越御懇情奉深謝候。…  
委細拝承仕候。貴台の御力を以て斯く御尽し被下候上は、小生  
としては最早官海に対しても何等の未練も無之、寧ろ速に官海  
を退きて人生最後の志望たる育英の事業に従事し、貴台の為に  
一身を捧げ度存候」根津嘉一郎宛【17129】
- ◇ 3月 16日 本間書簡下書き「文部省督学官に御推薦被下度…願上  
候」元田肇宛【17127】
- ◇ 3月 31日 根津嘉一郎書簡「候補地を二三交渉中…時期を観てこ  
れを発表いたし度」本間宛【28007】
- ◇ 4月 20日 [日付推定] 根津嘉一郎書簡「学校近頃年々不足を生ず  
ることに鑑み…土地と確実なる有価証券中最も有利なるものを  
撰定する事を考慮いたし居り…」本間宛【85147】
- ◇ 7月 10日 辞令「栃木県理事官本間則忠／任文部省事務官／叙高等官四等／内閣總理大臣原敬宣」【134073】。「大臣官房会計課勤務を命ず／文部省」【134069】
- ◇ 7月 10日 「転任後は数々根津邸に至り、此の教育事業の進捗を  
図る」 【創立経過】
- ◇ 7月 13日 転居、新住所：東京市外千駄谷町大字原宿 77【85139】
- ◇ 7月 24日 本間書簡下書き「明日午後1時、文部省住宅組合創立  
会の準備」佐原宛【63083】

- ◇ [時期不明：文部省公用箋使用] 本間自筆メモ「臨時創設費概算推定／一、敷地購入費 金 40 万円／二、校舎及付属建物建築費 金 20 万円／三、設備費 金 5 万円／合計 金 65 万円」「初年度支出所要額／一、金 40 万円 敷地購入費／二、金 10 万円 校舎建築費／三、金 2 万円 設備費／計 金 52 万円」「備考：敷地につきては十分支出する覚悟を為し、其他につきては可成節約を為すの方針を要する」【59052】。別に本間自筆メモ「校舎図面／教室・大学寄宿舎・中学寄宿舎等」【59053】
- ◇ 9月22日 根津嘉一郎書簡「9月28日午前10時頃より府下中新井村之予定地検分に参り申すに付、同行御願度、右時刻迄に拙宅迄…宮島・正田…君も御同道」本間宛【30039】
- ◇ 9月28日 「実業家正田貞一郎、小林清二郎[宮島清次郎]来宅。  
根津嘉一郎教育事業発企に付相談あり」【北條日誌】
- ◇ 10月3日 「根津嘉一郎氏教育事業相談。来客平田、山川、一木、佐々木、本間なり。俊才を集むる中等教育議題と為る。  
尚次会の会合を約す」【北條日誌】
- ◇ 10月5日 「本間氏来室、俊才教育に関し説明す。是は根津氏に  
献策に関して也」【北條日誌】
- ◇ 10月5日 「根津嘉一郎は正田貞一郎、宮島清次郎、本間を自邸  
に会合し、教育事業創設に関し之か実施方法を協議す。本間  
の発議に依り、本件は一切子爵平田東助の指導を仰ぐことに  
決定し、事実を以て4氏相連れ立ちて子爵邸に訪ぶ。子爵は深  
く根津家の美挙を翼賛し、且斯かる国家的にして永遠の事業  
を起すに方りては、毫も遺漏なきを期するか為め、広く有識  
者に諮るの必要ありと為し、帝国大学総長理学博士男爵山川  
健次郎、前文部大臣岡田良平、枢密院顧問官法学博士一木喜

徳郎、學習院長北條時敬を顧問役に推薦せらる。依て其の次日を以て根津嘉一郎は本間を同道し、4氏の邸を歴訪して親しく委嘱したるに何れも直に快諾せられたり。茲に於て根津家の教育事業創設に関する協議会成立す」【創立事情】。

- ◇ 11月11日 [別文の同旨の記述。なお「12日 本間は根津嘉一郎を案内して平田邸に至り」、「翌13日根津嘉一郎は本間を伴ひ」【創立経過】と各訪問日の記載に相違]
- ◇ 11月13日 宮内大臣波多野敬直書簡「観菊会招待／大正8年11月13日赤坂離宮」本間・令夫人宛【133002】
- ◇ 12月 協議会「27日、第1回協議会を根津邸に開く。平田総裁を始め山川、一木、北條の各顧問及宮島、正田、本間の各理事会合す。協議に先ち将来我国に於て最も必要な教育事業につきて、東京高等師範学校教授佐々木吉三郎の所説を聴取す。其の後協議会に入り本間則忠より提出したる、／一、秀才教育の必要及其の施設経営の方針、／二、先ず財団法人を設立し、該法人の事業として学校を設立するの件、／三、財団法人の実体と為るべき寄附行為証書の要旨、の3案につきて慎重審議したる結果満場一致を以て可決す。／次に設立すべき学校の種類につきては、優秀なる小学校卒業者を入学せしめ、之に理想的の教育を施し完全なる育成を期する目的と為すか故に、出来得る限り長期に亘りて在学せしむるを必要とし、一木顧問の指導を承け七年制の中学校を設立することを確定す」【創立事情】。「28日、青山の根津邸に於て平田総裁以下各位初めて協議会を開く。議決したる要綱左の如し。／一、本会は根津家の教育事業に付、其の創設及学校成立後の擁護に関し重要な事項を協議すること、依て本会を評議員会と名[付]くること。／二、本会に於ては平田伯爵を総裁とし、他

の各位を評議員と為すことゝし、且つ本間には本会の幹事を兼ねしめ、一切の議題に付原案作製の任務を負はしめ、事業の実行に付必要なる斡旋を為し責務を負はしむることゝす。

／三、本会は自今以後毎月少くとも1回は之を開催すること（武高校創立に至るまで本会は足掛4ヶ年に亘り37回程度開催せられたり。最初の間は青山根津邸に於て開催せられ、後に商科大学構内なる如水館にて開催せらるゝこと多かりき）。

／四、本会に於て此の風采教育の事業は七年制の高等学校を設立して実施する最善と認めらるゝこと、併しながら慎重を要する故に此の上尚引続き講究すること」【創立経過】

大正9（1920）年 54-55歳

- ◇1月7日 本間喜一葉書「東京高等商業学校教授転任挨拶状」本間丈助宛【117257】
- ◇2月11日 根津嘉一郎書簡「先日旅行中にて御返事欠礼、何分宜しく」本間宛【81137】
- ◇2月25日 「本間氏七年制高等学校の立案に付來談す」【北條日誌】
- ◇2月29日 「根津氏学校新設案の相談会（如水館）。会社[者?]平田、一木、山川、岡田、佐々木氏に主人根津氏側3人[正田・宮島・本間か?]。原案決定。役員を定め」【北條日誌】
- ◇4月15日 宮内大臣波多野敬直書簡「觀桜会招待／大正9年4月20日新宿御苑」本間・令夫人宛【133002】
- ◇4月26日 平田執事書簡「芳墨拝見…御申越相成候財団法人之件は正に落手拝見致し委細拝承仕候。主人事先般來輕微なる病氣…別荘に静養中」本間宛【85144】

◇ 6月 16日 「本間氏来宅、根津氏教育事業に付き談話」【北條日誌】

◇ 8月 12日 「根津嘉一郎は第2回協議会を一つ橋如水会館に開く。平田総裁、山川、岡田、一木、北條の各顧問、佐々木相談役、宮島、正田、本間の各理事会合し、一、財団法人寄附行為、二、七年制中学設立の趣意並実施要項、三、七年制中学創立後完成に至る迄各年度に於ける収入支出概算、四、七年制中学創立後完成に至る迄各年度に於ける学科別所用教員数調、其の他の諸案につき審議す。」【創立事情】

◇ 8月 19日 本間書簡「喜一帰村種々御世話に相成…喜一の談に依れば本間家先祖の御墓も大層立派に立ち…何よりの満足に存候」本間丈助宛【90063】

※この「本間家累代之墓／則忠謹書」と刻した墓碑は、墳墓の地である山形県東置賜郡川西町玉庭地区に現存、それに隣接して本間則忠夫妻の墓碑が建立されている

大正 10 (1921) 年 55-56 歳

◇ 3月 27日 第3回（如水会）協議按「寄附金額」「寄附行為証書」「財団法人設立申請」に関する件【95068】

◇ 3月 27日 「根津嘉一郎は第3回協議会を一つ橋如水会館に開く。平田総裁、山川、岡田、北條の各顧問及正田、宮島、本間の各理事会合し、一、寄附金額に関する件、付、完成後の於ける所用経費概算、二、寄附行為証書に関する件、付、顧問、評議員、監事理事及学校長の専任、三、財団法人設立申請に関する件、其の他諸案につき審議す。」【創立事情】。「根津氏学校内相談す（一つ橋如水館）。昼食後根津財団法人設

立の内相談会と為る…平田子爵、岡田良平と予と出席、一木、山川欠席、主人根津氏の外本間、宮島、庄[正]田3人説明に当る」【北條日誌】

◇ 4月 22日 根津嘉一郎書簡「御高見御伺ひ且つ御相談、来る 26 日午前 10 時神田如水館へ願上げ」本間宛【81136】

◇ 4月 26日 「根津嘉一郎は第4回協議会を一つ橋如水会館に開く。平田総裁、山川、一木、北條の各顧問及正田、本間の各理事会合し 一、校舎建設工事所要額 二、創立後完成に至る迄各年度に於ける所用経常費収入支出予算 三、全上臨時収入支出予算 其の他諸案につき審議す」【創立事情】。「山川、一木、岡田、佐々木の諸氏来会[その他は同旨の記述]」【北條日誌】

◇ 5月 7日 東京朝日新聞記事「富豪根津翁が一世一代の大奮発／宮島日清紡績社長が五年越しの成案で社会事業の新計画」【『武藏学園記念室年報』創刊号、平成 7.7 刊、p.38-39】

◇ 5月 10日 「根津嘉一郎は根津育英会館設立並七年制中学設立の趣旨につき披露会を開催す。」【創立事情】

◇ 5月 11日 東京朝日新聞記事「一木博士を校長に私立学校を新設／根津嘉一郎氏の新計画北新井に来春から」、同日読売新聞記事、同日東京日日新聞記事、翌 12 日国民新聞記事、同日大阪毎日新聞記事【『武藏学園記念室年報』創刊号、平成 7.7 刊、p.39-45】

◇ 6月 21日 小池公平書簡「七年制高等学校として…新聞紙上 [5月 7、11、12 日の各新聞紙掲載記事のいずれかに言及] にて拝見…一門の名誉」本間宛【63042】

◇ 7月 25日 「財団法人根津育英会設立の件申請、全年9月28日許可せらる。其の寄附金額360万円…」【創立事情】

- ◇ 7月 27日 辞令「陸叙高等官三等／内閣總理大臣原敬宣」【75007】
- ◇ 7月 27日 「財団法人根津育英会に於て武藏高等学校設立並開校の件申請、全年12月12日設立並に全11年4月1日より開校の件許可せらる。」【創立事情】
- ◇ 8月 7日 本間氏來訪【北條日誌】
- ◇ 9月 15日 一木喜徳郎書簡「貴翰拝誦。新聞記事に付御申越…北条の病氣を痛心…余事乍御同県出身之我妻榮と申し本年東大出之法学士御承知なりや…」本間宛【137011】
- ◇ 11月 8日 「本間氏來訪。学校名称に付調査を報告す」【北條日誌】
- ◇ 11月 9日 宮内大臣牧野伸頭書簡「11月15日の観菊会招待、於赤坂離宮御苑」本間・令夫人宛【134029】。[同観菊会には東京商科大学附属商学専門部教授本間喜一・令夫人宛にも招待状【133004】]
- ◇ 12月 15日 「武藏高等学校長一木喜徳郎就任の件申請、全年12月27日認可せらる」【創立事情】
- ◇ 12月 21日 成蹊学園児玉九十書簡「来る25日（日曜日）午後2時御講話よろしく」本間宛【66007】。12月23日児玉九十書簡、講演会父兄・学校側出席者名簿、本間宛【66008】

大正 11 (1922) 年 56-57 歳

- ◇ 1月 15日 「本校の徽章を定む…東京美術学校生徒一木<sup>いっく</sup>○<sup>2</sup> 次郎図案を創作し、当東京帝国大学教授工学博士伊東忠太之を鑑査し…」【創立事情】
- ◇ 4月 17日 武藏高等学校 [第一回] 入学式

<sup>2</sup> ござとへんに「奥」



図 8.3: 武蔵高等学校第一回入学式

◇ 8月 21日 根津嘉一郎書簡「学校の書類御届け被下難有奉存候、小生去る 18日伊勢参、本日早速拝見可仕候。学校の事に就ても其後暫く御意見も御伺候間近日御都合の宜しき時に伺ひ一會口仕度其せつは御縁合せ御出席…」本間宛【80090】

◇ 8月 5日 文部省住宅組合創立す、常務理事と為る【(履歴書下書き) 83136】

◇ 10月 19日 本間書簡「6月 2日以来中耳炎で 1月余引籠り…」本間丈助宛【99028】

大正 12 (1923) 年 57-58 歳

◇ 1月 12日 山本良吉 [武蔵高等学校] 書簡、校長指示で材料収集「貴兄が根津氏に対し教育事業開始御勧告の月日」「根津財団成立の月日、及其資金額」「評議員嘱託之月日」「学校設立認可の月日」「校長認可の月日」以上、本間宛【124092】

- ◇ 1月 16日 日名子太郎書簡「御下命の根津氏日名子旅館 [逗留] 年月日取り調の件…左記の通り記載有之／大正4年12月／大正5年11月／…日の記載無之…当時の宿帳を詮索…7年も前の物故散逸」不明との根津嘉一郎逗留記録調査結果の報告、本間宛【80094】
- ◇ 1月 31日 清水組内山熊太郎書簡「九段坂測量…図面でき致し御査収を」本間宛【124091】
- ◇ 3月 9日 高橋とき書簡「学園の近況…先生や吉田博士のおかげ」本間宛【123139】
- ※高橋ときは武蔵野高等女学校（東京西ヶ原に大正11年開校）創立者で山形県人で、同県人の東京帝国大学文学部吉田熊次教授（教育学者）と本間は設立時から深く関係している。同校は現在、武蔵野中学高等学校及び武蔵野学院大学として発展している
- ◇ 3月 30日 辞令「叙正五位／宮内大臣從二位勲一等子爵牧野伸顕宣」【41006】
- ◇ 5月 3日 本間忠吉（大正7年12月1日生）を養子として入籍【本間家戸籍謄本】
- ◇ 6月 9日 本間メモ「豊島高等女学校 [富士見高等女学校の当初想定の校名] 創立後援内規／芳名簿…創立の事業、敷地等」【122179】
- ◇ 6月 20日 共同設立者本間・飯島弥十郎との遵守に係る契約書、ガリ版刷【79041】
- ◇ 6月 22日 本間転居挨拶葉書、旧住所：東京市外青山原宿97、新住所：東京府下北豊島郡中新井村中村758[文部省住宅組合指定地]【121089】

大正 13 (1924) 年 58-59 歳

- ◇ **1月 1日** 根津育英会理事・富士見高等女学校主本間年賀葉書、裏面に「本校 [富士見高等女学校] 徽章の説明／東京帝国大学教授工学博士伊東忠太殿考案／帝室技芸委員帝国美術院会員新海竹次郎殿彫刻…」【121090】
- ◇ **2月 1日** 本間校主書簡「富士見高等女学校設立の挨拶文」学校長宛【79057】
- ◇ **2月 1日** 本間作成「富士見引継関係／抵当物件／収入証明書写し／19270520 予算」【136246】
- ◇ **2月 18日** 本間書簡控「育英会第二事業に就き。協議日を 25 日に…各自意見を異にし纏りがつかない状況は遺憾」「3 年以前よりの楽しみもどうやら水の泡に消えではなかろうか」根津嘉一郎宛【81124】
- ◇ **4月 1日** 富士見高等女学校「本校生徒募集決定、4 月 21 日開校／入学案内等は武蔵高校内にも在り」【18048】
- ◇ **7月 17日** 根津嘉一郎書簡「7 月 23 日…帝国ホテルで評議員会開催」評議員本間宛【81120】
- ◇ **9月 1日** 関東大震災
- ◇ **9月 4日** 辞令「文部事務官本間則忠／依頼免本官／内閣總理大臣 加藤高明宣」【41005】
- ◇ **9月 8日** 富士見高等女学校設立者変更届 [本間丈助連署] 下書き「本間丈助から本間則忠に変更」東京都知事宇佐美勝夫宛【119037】

◇ 9月 [日付空欄] 本間文部事務官退官挨拶状 [葉書印刷] 「小生儀先  
年来公務の傍根津育英会の事業に参与して居りましたが其の創  
設に係る武藏高等学校も最早三星霜を重ねるに至り同会に関する  
諸般の事務は最近特に繁劇を加ふることゝ為りました。又本  
年4月中開校しました、富士見高等女学校の方も次第に多忙に  
赴きつゝ在りますので、予て官海を去り専ら育英事業に尽した  
き希望を申述べ辞任を願出て置きました処去る4日漸く御聴許  
を得た次第…。依て茲に是迄一方ならざる御高誼を蒙りました  
ことに付厚く御礼を申上げます。尚今後斯の育英事業の成果を  
挙ぐる上に格別の御援助を給はります様切に御依頼申上げます」  
【111125】

◇ 10月 1日 辞令「叙従四位／宮内大臣牧野伸顕奉」【41007】

◇ 10月 6日 根津嘉一郎書簡「御依嘱之図面一葉…」本間宛【81102】

**大正 14 (1925) 年 59-60 歳**

◇ 4月 2日 根津嘉一郎書簡「御容体も追々御全快に向はられ御趣誠  
に大慶…一日も早く御全快を希望…」本間宛【81147】

◇ 4月 14日 平田東助逗子鳴鶴山荘にて逝去、享年 77 歳【同前掲『伯  
爵平田東助伝』、p.488】

◇ 5月 3日 本間書簡「九段中坂の学校設計図の件に付大至急御内談  
申上度…実は私より参上可致處過日来風邪にて臥床中の為外出  
難叶」大田工業事務所野沢技師宛【125059】等

◇ 5月 26日 本間書簡「全快…走ることは叶はぬが歩くことは人並  
に相成候」本間丈助宛【103015】

◇ 7月 8日 武井守正・平山成信・一木喜徳郎連名書簡「平田東助…伝記編纂等の事業…発起人たることを御承諾被下候」本間宛（7月 10日承諾の旨返信の本間則忠メモ）【100124】

◇ 7月 [日付空欄] 「私立学校設立に関する申請」（富士見女子高等学院）案、謄写版刷【81296】

◇ 7月 26日 本間書簡「謹呈 表誠意」根津育英会につき、根津嘉一郎宛【78031】

本間書簡下書き「一昨夜は興奮の余御無礼に渉り候…帰来沈思黙考遂に「表誠意」を根津理事長に差上くることを決心、別紙の通」正田貞一郎宛【78041】

◇ 7月 29日 根津育英会評議員[会議事録]「十、根津育英会第二事業に関する件／本件は他日根津家に於て九段中坂に学校を建設して本会に寄附せられたる場合に之を受納し寄附の本旨に従ひ第二事業として中等教育を実施することに決定したり（別紙速記録の通[添付無]）／以上評議員会に於て評議決定したり。」【79105】

◇ 8月 3日 根津嘉一郎書簡「御意見御伺い度」本間宛（封筒に本間メモで「小生病後久々にて呼出状」とあり）【81109】

◇ 12月 16日 本間の隠居届出【本間家戸籍謄本】

大正 15／昭和元（1926）年 60-61歳 <12月 25日改元>

◇ 1月 6日 本間書簡「隠居届…相済み…誠に仕合せ、其方は公然本間家の戸主」本間丈助宛【103007】

◇ 4月 1日 本間事績概略「[富士見高等女学校] 創立者兼校長事績調」[教育分野の経歴のまとめ]【124125】

- ◇ 5月 20日 都新聞記事「不評判極まる富士見高等女学校」の報道  
【111026】
- ◇ 10月 16日 本間「学校建設に適當なる位置に就て」【124123】【118053】  
[第二根津学園の学校施設の立地]
- ◇ 12月 20日 根津嘉一郎書簡「貴族院議員に勅選、御祝辞御礼」本間宛【81118】
- 昭和 2 (1927) 年 61-62 歳
- ◇ 8月 30日 本間書簡下書き「根津育英会第二事業…7月 22日附御芳書により秋冷の節…会議…御会談の折の原按調整方に着手…別便「校外教授規則」成案致候…」根津嘉一郎宛【111003】
- ◇ 9月 8日 財団法人根津育英会「理事会決議録」【95062】
- ◇ 9月 10日 本間「富士見高女の實況／根津育英会第二事業として御經營を、願書」【121054】
- ◇ 9月 12日 本間起案下書き「武藏教育会規則」案【81328】  
※「東京市付近及び武藏野地方に於ける小学校、中等学校其の他の教育に資する為め協力して諸般の須要なる事項を研究、施設し、併て会員相互の親睦を図るを以て目的とする」「事務所を富士見高等女学校内に置く」等を定める案
- ◇ 9月 14日 本間書簡「根津第二事業按の件／九段中坂の土地は[別用途使用が確定したため]想定できない事態に」正田貞一郎宛【124192】
- ◇ 9月 14日 本間原按、根津育英会「根津育英会第二事業按」(宮島君の分、正田君の分)【124193】

- ◇ 11月17日 本間書簡下書き「富士見高等女学校経営引き渡し」根津嘉一郎宛【118061】
- ◇ 11月17日 本間書簡下書き「[富士見高等女学校引取] 御願」根津嘉一郎宛（「11月17日持參根津理事長に差上」のメモ）【95266】
- ◇ 11月30日 本間書簡下書き「富士見の引き取り方、御救護被下度」根津嘉一郎宛【81072】
- ◇ 11月31日 本間書簡下書き「富士見の引き取り方、御救護被下度」宮島清次郎・正田貞一郎宛【81071】
- ◇ 12月15日 本間則忠起案「[富士見高等女学校] 譲渡契約証書原稿」【81311】

昭和3（1928）年 62-63歳

- ◇ 5月15日 東京日日新聞記事「四万円背任横領で女学校長を告訴／文部省内住宅組合の資金を」【103071】
- ◇ 5月16日 山田良三教頭書簡「文部省住宅組合関連新聞記事の件」富士見高等女学校保護者宛【95192】

※「拝啓 此程或る新聞に本校々長と文部省住宅組合との関係に就ては誠に残念なる記事が在りました。本校生徒及父兄近親の御方々には何程か御心配下さることゝ存じます。依つて生徒一同には取敢へず本件に就ては少しも心配することなく安心して日々の課業に励む様御話した次第ですが、此の際父兄の方々にも御迷ひ下さらぬ様親しく学校より申上げたい次第であります。／本件は新聞にも一寸書かれてありました様に、本間校長が文部省住宅組合の常務理事を致して居られました際、部下の者が不都合を致しました為め其の全責任を本間校長が御引受けになったので、随て本件は本校とは何等関係もなく、本校の教育には少しも影響を及ぼさないのであります。此の点に就て

は十分に御安心下さることを御願ひ致します。／尤も本間校長には昨年末以来御病気の為め引き籠り勝でありますので、御自分には御引退の御決心で居られましたので、旁々此の際校長の交迭はある筈であります。が、其の為には職員の異動などはありませんので、何も彼も現状の併で進んで参るのであります。新校長に就ては文部省関係者に於て有力の教育家を推薦されて居ります。随て新校長の就任に依って必ず一層本校の発展を来すであろうことを確信するものであります。／右取敢へず事情の概略を申上げ、毫も御心配なき様御願ひ致し度、斯の次第に御座います。敬具／昭和3年5月16日／富士見高等女学校教頭山田良三／保護者殿】【95192】

- ◇5月16日 山田良三書簡の本間案「保護者宛「文部省住宅組合」関連新聞記事の件」富士見高等女学校保護者宛（「別案で不用とす」のメモ）【95193】
- ◇5月26日 本間葉書「来る5月27日夜行で米沢へ、痔疾宜しからず小野川温泉静養」本間丈助宛【103001】
- ◇5月29日 本間書簡「昨夜9時半上野発、本朝6時米沢着、妻子共、所要の荷物のみ携へ小野川温泉に午前8時頃着登府屋旅館に止宿致候。今回帰国し候の事情今後の事柄等最も大切な御相談有之候間御縁合はせられ至急御来館願上」本間丈助宛【103009】
- ◇6月21日等 本間書簡「私儀昨年来の痔疾に神経衰弱症を併発し切々治療中候へども中々快方に至らす主治医の切なる御勧めに依り過日来郷里米沢に転地療養附近の小野川と申す温泉に時々入浴…[さて]組合のことについては何とも申上様もなき次第に有之候…先は御礼方々転地療養の様まで申上げ候…今後とも格別の御懇情を…」在京知人宛【124130】等

昭和5（1930）年 64-65歳

◇ 6月9日 本間則忠富士見高等女学校債務者名義変更誓約書控【54043】

◇ 8月14日 本間書簡下書き「葉書御礼…暑中お伺い…平生は御無沙汰勝…拙家にては一同幸に無事壮康に暮し居り候…米沢地方は東京表と違ひ諸物価総て安値…御高恩を蒙りお蔭を以て年々の恩給金額にて立派に日々の生活を為し且つ子供の学資を達することを得申し候。幸に子供も健康にて北部小学校の第六年生に…」平田松堂宛【124013】

昭和6（1931）年 65-66歳

◇ 3月19日 本間忠吉、米沢市北部尋常小学校卒業証書【131344】

◇ 4月10日 本間忠吉、米沢中学校入学【36229】等

昭和7（1932）年 66-67歳

◇ 11月3日 本間喜一書簡「三年余に亘って悪戦苦闘したあの事件を先月29日一切解決致しました。どうか喜んで被下…同窓会運動も…校長は在来の如く南さんに当分頼みました。三条西伯夫人[三条西信子]（皇后陛下御令妹）を名誉校長とし、私は幹事として此後全責任をおはねばならなくなりました」【124200】

※事件解決まで、当事者としての本間は万事を本間喜一に委任して推移した【96006等】。本間退任後の富士見高等女学校の校長には、本間校長退任の後、昭和3年6月9日付で第2代南弘（元文部次官）が就任、第3代高畠トクを経て、第4代成毛基雄（内務官僚）が就任。その後、昭和15年に富士見高等女学校の経営は財団法人山崎学園（山崎種二理事長）に引き継がれ、現在の学校法人山崎学園富士見中学校高等学校として発展している【『山崎学園五十年史』、1991.4刊】

昭和8（1933）年 67-68歳

- ◇ 1月 1日 年賀状合計 281通。「知友名簿（昭和6年12月21日）」への追補【137001】
- ◇ 3月 12日 成毛基雄書簡「今回御令息初め…氏等の御勧めで富士見校長就任挨拶」本間宛（封筒に「8.3.15返スミ」とメモ）【96040】
- ◇ 3月 16日 本間喜一書簡「成毛基雄氏校長就任挨拶に対する返事について」本間則忠宛【133059】
- ◇ 11月 18日付 本間家板倉写真 [建築時か?]、木造 2.5×3間 2階建て【P0201】

昭和 10（1935）年 69-70歳

- ◇ 4月 1日 本間葉書「子供 [本間忠吉] が山形高校に入学、来る 7,8 日頃上形」本間丈吉宛【136034】

- ◇ 7月 17日 本間「恩給支給局変更願」通信省貯金局恩給課宛【134007】

※新住居：山形市小白川町 253 番地、旧住居：米沢市表町 3296 番地。  
大正 14 年 1 月 26 日付の恩給証書「普通恩給年額金 2,010 円／右恩給法に依り」を添付

昭和 12（1937）年 71-72歳

※ 11月 11日・本間喜一葉書「小生儀昨年東京商科大学教授辞任の上弁護士登録」本間丈助宛【136205】。本間喜一は、昭和 15 年東亜同文書院副院長兼教授になり、昭和 19 年東亜同文書院大学学長となったが、翌 20 年に同大学閉鎖。帰国して昭和 21 年に愛知大学設立し、昭和 22 年最高裁判所初代事務総長を経て昭和 25 年愛知大学第 2 代学長、昭和 38 年愛知大学名誉学長。昭和 62 年 5 月 7 日逝去。享年 95 歳

昭和 13（1938）年 72-73歳

◇ 4月 6日 本間書簡下書き「私方愚息忠吉儀此度東京帝国大学に入学仕り明日上京する都合に御座候…私共2人限りの家内と相成り女中合て3人暮し…矢張郷里を良しと被存候。依て米沢市内に適當なる借家を求め其に移住致度」として貸家探しを依頼、鈴木文太郎宛【134011】

※本間忠吉は大学卒業後に「今月から東京都立の学校に勤め」(昭和19年10月10日・本間忠吉葉書「小生今月から東京都立の学校に勤め」本間丈夫宛【131045】)

◇ 4月 16日 本間葉書「米沢市へ移住可仕御膳部町に貸家を借り…5月14,5日の頃移住の積り」本間丈助宛【134063】、転居先の新住所：米沢市春日町3148【134025】

◇ 10月 10日 本間則忠逝去、満73歳【137160】

※「昭和13年当用日記」(本間丈助の長男丈雄[当時32歳]記)から抜粋：9月22日曇。父、米沢のおぢい様御病気のため、電話にて朝、米沢出発／9月27日晴。父上母上米沢[三友堂病院]見舞／10月10日曇、雨。朝2時米沢より電話にて石井自動車にて行く(6円50銭支払)。祖父死亡してあった。前3時半着。ミヨウエン寺[日蓮宗妙円寺]。則忠生家小池家は元々日蓮宗]に頼み、枕祈[枕経]。午後4時ニッカン[入棺]／10月11日小雨。米沢にて葬式へ。米沢4時火葬／10月12日小雨。朝5時半火葬場に骨拾ひに行く／10月18日曇。県知事代人の慰問／11月14日晴、時々雨。葬式[導師は菩提寺真言宗醍醐派瑞光寺住職]／11月15日晴。四十九エン[四十九日法要・納骨か]【以上、137160】

※地元紙『米沢新聞』明治13年10月12日第4面「戸籍日誌(10月9日付)」の死亡欄に「春日町(本籍玉庭村)本間則忠(74)」と訃報が掲載された【市立米沢図書館の調査結果】

※川西町玉庭地区 [御伊勢町集落] 共同墓地にある本間則忠・つる夫妻の墓碑には「慈孝院殿至誠則忠大居士／昭和 13 年 10 月 10 日 74 歳」「慈客院殿至操妙鑑清大姉／昭和 20 (1945) 年 3 月 23 日 76 歳」と並んで刻まれている

＜補記＞ 本間則忠が生まれ育った玉庭の風土について 本間が生まれ育った玉庭村は、山形県南部米沢盆地の西部に位置し、東西の丘陵地の間を南北に流れる犬川沿いに集落が形成された。江戸時代は米沢藩領（藩主は上杉家）の村で、江戸後期の村高は 3226 石余であったが、玉庭奉公人（玉庭土族）とも称された下級家臣が多く居住した村でもあった。本間が村から出た後の明治 22 (1889) 年の町村制施行時に玉庭・朴沢・大舟・上奥田の 4 村が合併し南置賜郡玉庭村となり、昭和 30 年 (1955) に玉庭村は小松町とほか 3 ケ村と合併し、東置賜郡川西町となって現在に至っている。

山村玉庭の四季折々の風情は豊かだが、冬は雪深い。本間の在村時代、米沢城下（現在は米沢市。年配者が今なお「城下」と呼ぶ響きが耳懐かしい）からは 2 つの峠を越え 18km、現在の川西町の役場がある小松地区とは 10km 離れ、いずれも徒步でつながっていた。明治 32 (1899) 年に年に後の国鉄奥羽本線米沢駅までが開通（翌年に山形駅まで）、一方、大正 15 (1926) 年に後の国鉄米坂線の一部となる羽前小松駅が開業した。本間宛の実家からの便りでは、明治 45 (1912) 年には「道路改修で小松まで交通の便が良くなり」【56048】〔初めてトラックが来たのは大正 8 年〕、大正 13 (1924) 年には「当地にも電気がついた」〔実際は前年に点灯〕【111002】と各報告があった<sup>3</sup>。

関ヶ原戦を経て、上杉謙信を祖とする上杉家は会津 120 万石から米沢 30 万石に移封されたが、家臣団の規模を維持したままで移ったといわれる。そのためもあって米沢城下に通じる主要道路周辺の在郷の

<sup>3</sup> この補記のため、『玉庭村郷土史』、昭和 49.8 刊も参照した。また、市立米沢図書館青木昭博副館長から教示をいただいた。

村落に下級武士団を配置して、半士半農で暮らしながら有事の際に備える体制をとったが、その在郷の武士団のひとつが玉庭土族であり、その一部には越後村上の在にあった旧鮎川家の家臣団で関ヶ原戦の以前に既に玉庭に移住した家も含まれる。本間の実家がある御伊勢町集落にも、それら武士団の末裔が多く住まいしていた。玉庭土族は、米沢藩江戸屋敷桜田邸の門番として交代勤務し、桜田門外の変の際には実際に門番勤務に当たっていたと伝えられている。

本間の父の小池次右衛門は明治初期の戸長制度時に戸長の任にあり、兄の小池熊吉は明治 22 年合併玉庭村が誕生した際に初代村長に就任（在任 8 ケ年）、後年の昭和 7 年には甥の小池公平（本間喜一の兄）が第 10 代村長に就任（在任 8 ケ年）している。旧米沢藩域では一家の長男は家業を継ぐが、次男等はいずれも学費給付の兵学校か師範学校に進んで自らの生計の途を拓く者も多く、玉庭生まれの本間も同様にその道を踏んだことになる。

ちなみに、本間の生家の小池家と 300m の至近に筆者の生家がある。戦前の隣組制度（標準 1 組 10 戸）において、両皇太神社を氏神とする御伊勢町集落は 6 組に分かれたが、小池家は 3 番組、穂保家（本間家を継いだ則忠養子丈助の実家）及び筆者の生家は 4 番組、本間家及び高橋家（本間文書プロジェクト参加）は 5 番組、藤田家（則忠母の実家で、本間家菩提寺）は 2 番組という近隣関係にある。明治 43(1910) 年 3 月 20 日付の本間（当時、在山梨県庁）から筆者の曾祖父大滝勇次宛の書簡に、勇次の父藤右衛門則正の逝去に際して「愚父治右衛門戸長時代に小池家に御出入…爾來御隔意なき叔父様として相戯れ、愉快なる御教訓を蒙り…御訃音に實に悲痛の情に堪ざる」との弔意を寄せている【322】。また、筆者の祖父の弟哲は本間喜一と幼友達で、昭和 39(1964) 年 4 月に筆者が学生時代の保証人を依頼するため本間喜一を訪れた際に「大滝の家は蔵の中まで分かる…」と回顧して、幼少時の密な相互交流を偲んだ。その後に筆者は、本間喜一の養

父本間則忠が同郷同集落の先達であると同時に、高等師範学校の流れを汲む茗渓同窓及び米沢有為会の先輩であることを知るに至り、さらに同名「則忠」を名乗るという実に奇しき縁に導かれて、結果として本間文書プロジェクトに取り組むことになった。

ところで、明治22年11月23日に米沢市を核とする山形県置賜地方（旧米沢藩域）出身者及び在住者の結社として、在京学生6名が発起人となり有為会（後に米沢有為会と改称）が設立された。同会は明治23年夏に地元での会員勧誘も実施、明治23年末現在の最初の会員名簿には429名を登載、この当初名簿に「尋常師範学校 本間虎吉」の記載がある【『有為会雑誌』10号、明治23.12刊、p.38】。米沢有為会は当初は郷土内外で活躍する同郷人の相互親睦と切磋琢磨の場として発足したが、20年の準備期間を経て平田東助第3代会長時代に郷土出身学生のための奨学金貸与制度を開設、東京・仙台に学生寄宿舎を設置し、社団法人の育英団体として飛躍して、現在の公益社団法人へと発展してきている。本間は生涯にわたり米沢有為会会員であった（逝去の前年末の会員名簿にも本間の名がある【米沢有為会雑誌】467号、昭和12.12刊、p.121】）。城下の米沢中学校を経ずに山形から東京に出た本間にとて、旧米沢藩人脈は米沢有為会の活動への参加を通じて培われたことは確かである。この米沢人脈には、旧制武蔵高等学校開校に寄与した平田東助、徽章意匠を鑑査した平田東助甥の伊東忠太、校舎本館（現武蔵大学3号館）コンクリート造・根津化学研究所に関係した建築構造の佐野利器、初期の父兄会長の教育学者吉田熊次等々が連なる。

## 武藏学園史年報 第26号

---

2025年3月28日発行

編集 武藏学園記念室

発行 学校法人根津育英会武藏学園

武藏大学・武藏高等学校中学校

〒176-8533

練馬区豊玉上1丁目26番1号

電話 03-5984-3748

印刷・製本 株式会社 白峰社

電話 03-3983-2312